

291.34-Sh69



1200500732990

291.34
69



始



291.34
Sh 69
(3)
参考様

蘆田伊人編



大日本地誌大系

新編武藏國
風土記稿參

雄山閣版



654-29

大日本
地誌大系 新編武藏風土記稿第三册例言

- 一 本卷には、新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第五十一より卷之第七十二までを收載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷に關する諸般のことは總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は架藏の圖書の閱覽を許され、又友人相田二郎氏は種々有益の援助を賜はれり、茲に謹んで謝意を表す。

昭和五年七月廿九日

蘆田伊人識

例言

大日本新編武藏風土記稿第三册略目次

卷之五十一	荏原郡之十三世田谷領	一
卷之五十二	十四同	二四
卷之五十三	十五品川領	二四
卷之五十四	十六同	二五
卷之五十五	十七同	二六
卷之五十六	十八同	二七
卷之五十七	十九麻布領	二八
卷之五十八	橘樹郡之一總說	二〇
卷之五十九	二稻毛領	二二
卷之六十	三同	二三
卷之六十一	四同	二四

卷之六十二	同	五同	一五
卷之六十三	同	六同	一七
卷之六十四	同	七同	一八
卷之六十五	同	八同	一九
卷之六十六	同	九同	二〇
卷之六十七	同	十同	二一
卷之六十八	同	十一同	二二
卷之六十九	同	十二同	二三
卷之七十	同	十三小机領	二四
卷之七十一	同	十四川崎領	二五
卷之七十二	同	十五同	二六
要目	二七

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第三册略目次

新編武藏風土記稿卷之五十一

荏原郡之十三世田ヶ谷領

○荏原「荏原」は、庄名詳ならず、荏原に属すと云、已に郡の總説に出せし如く、此近村に當村の外は此郷に属する村もたれば、疑なきにあらず、これも古へ村名を某郷と書しことありしを、あやまりて後に郷名とせしにあらずや、其地は郡の西の方に當れり、村の四境は東の方碑文谷村に接し、西は深澤等々力の二村に隣り、南は奥澤新田及下沼部の村々に墾ひ、北は馬引澤野澤の二ヶ村に及べり、かく接する地も多ければ其墾もいちじるしからず、村内北の方に通じて一條の大道あり、是相摸國大住郡大山、又は當國多磨郡八王子の邊に往來するの道にして、させる街道といふべきにもあらず、ことに屈曲多し、東の方碑文谷村より、西の方は等々力村に貫けり、村の廣さは東西へ六町餘、南北三十町餘なり、民家二百五十軒にして爰かしこに散住せり、江戸日本橋まで行程

新編武藏風土記稿卷之五十一 荏原郡之十三

三里の地なり、すべて此邊大略同じ、此村も開闢の年代は詳ならず、されども天正十八年までは吉良氏の領中なるべし、御入國より後は江戸増上寺の領となれり、その内三十石は天正十九年より村内東光寺の寺領に賜ふ、檢地の年月等は詳ならず、土地のさまは高低等分にして、水田少なく畑多し、土性は野土にして粗田なり、させる山川林野等もなし、

高札場 村の北の方
 小名 中根村の中央 平根村の東の方 東根村の北の方
 谷畑 村の南の方にあり

氷川社 境内除地、小名東根にあり、當村の鎮守とす、本社は九尺四面にて拜殿は四間に三間共に東向なり、草創の年歴詳ならず、されど境内のさまで見ると年ふる松樹の餘諸木繁茂して、いかにも舊き社地と見えたり、拜殿より凡八十間を隔て、別當金藏院本社右の方なり、新義真言宗鳥居をたつ、
 ○熊野社 境内除地、五畝、本堂六間に五間、本尊不動明王長三尺の木像を安置す、
 ○稻荷社 境内除地、是も草創の年歴を知らず、本社一間四方の小祠、拜殿は二間に三間南向なり、村の持、
 ○稻荷社 境内除地、小名平根にあり、櫻盛稻荷と號す、本社九尺四面、鳥居もたつて、共に南向なり、此社いかなる事にて櫻盛と稱するにや、社傳も詳ならず、
 ○天神社 小名東根にあり、すべて傳る所のものな

東光寺

境内二萬二千坪餘不入の地なり、小名東根にあり、泰陽山靈應院と號す、禪家曹洞宗にて多磨郡青梅の海禪寺の末、寺領三十石をたまふ、開基は吉良治部大輔治家なり、その嫡子頼朝貞治四年三月十日十歳にして世を早ふしければ、それが遺福の爲に一寺を草創し、東岡寺といへり、相傳ふ昔此所に壽樂齋といひし草庵ありしを、治家開きて一寺となせしと、按ずるに此説はおほつかなし、天文二十年の文書によるに、壽樂齋と云は別はにさす所あるなり、東岡寺を初め壽樂齋といひしと云は附會の説なるべし、開山の僧は詳ならず、昔は濟家なりしが、いつの頃よりか曹洞の派となれり、後また治家が五代の孫左京亮成高が子頼貞を中興の開基とす、此人大永五年四月十七日卒せり、當寺に墓あり、頼貞が弟頼康、天文七年の春寺領を附せしよし舊記にのす、その文は末に出せり、天正十九年に至り改めて寺領三十石を賜へり、其時の御朱印に東光寺とありしかは、後岡の字を改めて今の文字となせり、開山を太古禪和尙と云、永祿九年十二月十四日寂す、此人は多磨郡下村の産にて武井氏なり、中興開山は當時四代大桂禪師にて、是は文祿二年八月十二日寂せりと、按に天桂禪師を中興とするはさもあるべきなれど、禪和尙を開山と云は時代おくれたるにあらずや、されど其事歴をくはしく傳へざれば、今より 表門 南の方に向へり、南の間に二間、本堂 十一間、四面にて南向なり、本尊釋迦 衆寮 七間に五間本 鐘樓門を入て右にあり二間半、四面 白山社 堂の西にあり 鐘樓門を入て右にあり二間半、四面 白山社 表門を入て右にあり、社九 吉良祖朝墓 本堂の西の方古松 尺四面前に鳥居をたてり、 當寺に納る位牌によるに、表に東岡寺 殿前武州太守源朝瑞雲祥大禪定門としるし、裏に東岡寺者 靈應院之嫡子也貞治四乙巳歲三月十日とあり、此人の墓は初め寺中の山の上におりしが、いつの頃にや爰にうつせしと云、

吉良頼貞墓 同所にあり、是も文字讀べからず、されど頼貞に大徳寺殿前左京大夫源頼貞林岳光性大禪門、裏に大永乙酉年四月十七日吉良成高嫡子七代孫源頼貞と記せり、寺寶吉良系圖一卷 古文書六通

東岡寺領之内、散野荒地可多之間、百姓相尋被爲開發候之者、他人綺不可有之、爲後日證狀如件

九月吉日

吉良左京大夫 頼貞花押

東岡寺監坐

夫當寺者治部大輔治家建立之地也、仍當家代々崇敬 湯仰之間、寺中門前所領抱分、山野竹木以下悉可爲 住持、絶他人之綺少不可有之、爲後代證狀如件

九月吉日

頼貞花押

東岡寺方丈衆鉢侍者禪師

御もんせんの屋敷三けん、かりやにてねまり申候、 依如件

天文十三年甲辰十月十六日 みのづの

あんとうひせんの守道安花押

東岡寺

よししくほの事

余村東岡寺領中伴左へもん、近年おしかすめとる處

今月あらためて如先々寺家へ令寄進者也、此分住持 長老へ一札遺、百姓等にも可爲申聞候、爲後日證狀 如件、

天文二十年辛亥七月初日 吉良左兵衛佐頼康 花押

壽樂齋

余村内南在家一貫五文處、天文七年戊戌春令寄進候 間、永代不可違候、此分江戸與十郎同百姓等に相觸 如毎年月牌常香勤行可有之者也、爲後日證狀如件、

弘治二年丙辰十二月廿一日 頼康花押

東岡寺衣鉢侍者禪師

深大寺滿願寺泉澤寺東岡寺大徳寺勝國寺淨徳院右七ヶ寺は、如先々一向此分いらい不可有候之間、爲後 日懸遣一札、今江戸太平洋高橋周防中治以下、何年も 申かけ候者、此狀可令見者也、仍如件、

永祿參年庚申十二月廿六日 頼康花押 氏朝花押

東岡寺七ヶ寺

常圓寺 境内年貢地四千四百坪餘字東根にあり、日蓮宗にて 身延山久遠寺末なり、山を小杉と云、開山は日信上人 人なり、文祿二年八月十一日示寂せり、寺傳に云、日信は江 戸谷中の感應寺第九世の住僧日長上人の師にて、はじめ西林 坊日蓮の庵室にをりしが、彼僧寂せし後天正十八年その小庵 を一寺となし常圓寺と號す、當寺ははじめ法華寺の末

寺なりしが、元祿年中法華寺の住僧罪有し時、本寺は本 合宗に改められしかばやがて身延山の末に加へらる、本 堂八間に六間なり、本尊三 表門 兩柱の間二間、何 寶釋迦多寶は座像一尺餘、れも南向なり、七面明 神社門を入て、立源寺 境内除地四百五十坪餘は年貢地、 是も日蓮宗にて身延山の末寺なり、開山は遠聲院日蓮と云、 實文八年八月朔日寂す、此寺も古くは法華寺の末なりしが後 本寺を改めらる、本尊三寶は長二尺の像なり、是はもと法華 寺の寶藏にありしを當寺起立の時よりこゝにすえたりと云、 本堂八間に五間に、表門 兩柱の間二間、三十番神社門を入 して南向なり、是も南向なり、 あり、社は二、清光寺 境内年貢地一町五畝小名谷畑にあ 間四面なり、禪宗にて曹洞派なり風月山と 號す、同村東光寺の末寺なり、開山を礪山の大和尙と云、遷 化の年月詳ならず、本尊は正觀音坐像二尺の木像なり、本堂 五間半巳午方 に向へり、

舊跡妙圓寺跡 小名平根にありしと云、昔瀧本采女と云もの

る故一旦發心して法華宗の僧となり、瀧本院日忍と號す、つ いに宅をすて寺となし、己れ開山となりしが後元和六年十 月十五日六十一歳にして寂せり、その後第八世の僧東漸院日 在のときこひ奉り、延寶六年郡中白命臺町妙應寺と云寺を廢 して當寺を彼跡へひきうつしたりと云、猶白金臺町條下 につきて見るべし、今は其跡畑となりて名のみ残り、 舊家百姓九郎右衛門 今村の組頭なり、彼が先祖は栗山勘解 此所に居れりと云、されど系圖等も傳へ されはその事蹟は詳なることをしらす、

深澤村 深澤村も郡の西なり、郷の名は傳へず、庄名

稻荷社

除地三畝村の中央にあり、本社九尺に一間、巽に向
ひ拜殿二間に三間を建續く、前に鳥居あり、兩柱の
間六尺鎮座の年歴を詳にせず、神體七寸許木像白狐にり稻
穂を持鳥帽子束帯の形なり、當所の鎮守にて祭禮は九月十八
日神樂を奏す、社の西に菴あり榮澤菴と云、村民地を買て營
めるよし是もいつの頃より建しにや傳へず、當社を守る僧こ
ゝに庚申塔あり、除地一畝許、

龍雲寺

抱地四町四方許、小名中丸の北にあり、臨濟宗京都
妙心寺の末大澤山と號す、開闢の來由をたづぬるに
昔下馬引澤村に智見寺といへる廢寺のありしに、江戸麻布光
林寺の三世靈源齋和尚、年老てそこに隱居せり、そのころ當
寺をも創建しかくして享保三年十月六日示寂せり、本堂七間に
五間南向、本尊如意輪觀音坐像木佛一尺許、麻布光林寺開山
慶應和尚の作を安せり、鐘樓門を入て右にあり、九尺四
門南向兩柱の間九尺、鐘樓方、鐘のわたり二尺五寸許
長四尺餘銘文考證に、地藏堂 本堂に向ひ右にあり二間四方
用なければならず、地藏菩薩木佛立像長二
尺五寸惠心僧都の作なりと云、

馬引澤村

馬引澤村は郡の西北に當り菅刈庄に屬せり
村名の起りを詳にせず、土人の傳へに昔文治四年鎌倉石
大將陸奥國の住人泰衡を征伐せんとてうち立し時、葦毛
の馬に乗て此地をすぎ給ふに、いかゞしたりけんかの馬
驚きて澤中に陥りたり、從者あはて、引あげしに馬はほ
どなく死したり、その馬をこの地に埋めし故その處をあ
しけ塚といひ、陥りたる澤をあしけ田と呼べり、夫より
馬引澤の名は起りしと、按に文治四年は五年の誤り傳へ

きもの多し、又この處の鎮守駒留八幡宮の神寶北條左近
太郎入道成願が納めし經筒の銘に、徳治三年と載たり、
その頃は此邊すべてかの入道が領地の内にもありしに
や、その後吉良家の所領となり、御入國の後一旦御料所
となり、慶長十四年その半をさきて大久保甚右衛門尉某
に賜ひ、その後又大久保六右衛門内藤治左衛門同若五郎
に頒ち賜はりしかば、今は全くかれ等が知行所となれり
檢地は元祿八年織田越前守か承りにてありしと、その餘
にもありしなるべけれども舊記等失ひたれば詳ならず、
この村は公のものには馬引澤村とのみ一村にしるせど
も、土人はいつの頃よりか上中下の三村に分ち呼べり、
その地形の大様は西南の方によりたるを上馬引澤、中央
より北の方へつゞきたる處を中馬引澤、東北の方を下馬
引澤と呼べり、されどもと一村の地なれば境界犬牙し
てことごとく辨しかたし、

小名

三軒茶屋 下馬引澤の内北の方なり、太子堂村と接し
は太子堂村の内なり、昔この所に家數三軒ありし、西側
ゆへ名とすれども、今は人家十軒餘もあるべし、子の神丸
これも下馬引澤の内にて中ほどなり、子の權現あるゆへに名
とせり、こゝに駒繫松と云あり田間に孤立せり、圍み六七尺
もあるべし、土人の傳へにかの右大將家乗たまひし菴毛の馬
を繫きたる松といふ、後に植つぎしものにやさせる古木とは
見え、平川 瀬戸山 姥谷戸 六畝割 前原 清水

なるべし、ことに此事實全く土人の口碑にあるのみにし
て、まことよもなしがたし、されどこゝろみにいはゞ馬
引澤菴など續きし村なれば、古へ頼朝の軍勢此所の澤
を馬にて引わたりしにより、かゝる名ありしといはんも
故なからず覺ゆ、又別に故あるも知べからず、家數百六
十三軒、東は上目黒碑文谷の二村に隣り、西は菴卷若林
世田谷の三村に接し、南は野澤菴の二村に及び、北は三
宿村太子堂村にさかひたれども、良の方へよりては池澤
村にも少しくかゝれり、東西二十町南北二十五町餘、地
形は平かなれども土性すべて野土なれば五穀の生殖によ
ろしからず、且水利自由ならざるにより陸田のみ多くあ
りて水田はすくなし、その用水とするも僅に谷川の水を
引用ゆれば、やゝもすれば旱損ありと云、村内二條の道
を通ぜり、共に相州道なり、その一道は村の北三宿池澤
境より入り、西南の方世田谷村に達す、この道多磨郡大
藏村への直道なれば大藏道とも呼べり、一道は同じ道の
内太子堂前の境小名三軒茶屋にて分れ、西南の方世田谷
村の枝郷新町に達す、この道は二子の渡へかゝりたれば
二子道とも唱へり、當村開闢の年歴はその詳なることを
傳へされども、土人のいへる村名の由て起る處によれば
舊き村なり、されど始にも云ごとく村名の傳へは疑ふべ

(道子二と道藏大)

笹丸 山崎 芳久保 原 薄橋 鶴ヶ久保

林 上馬引澤の中程にあり、
二千坪餘の土地なり、

品川用水

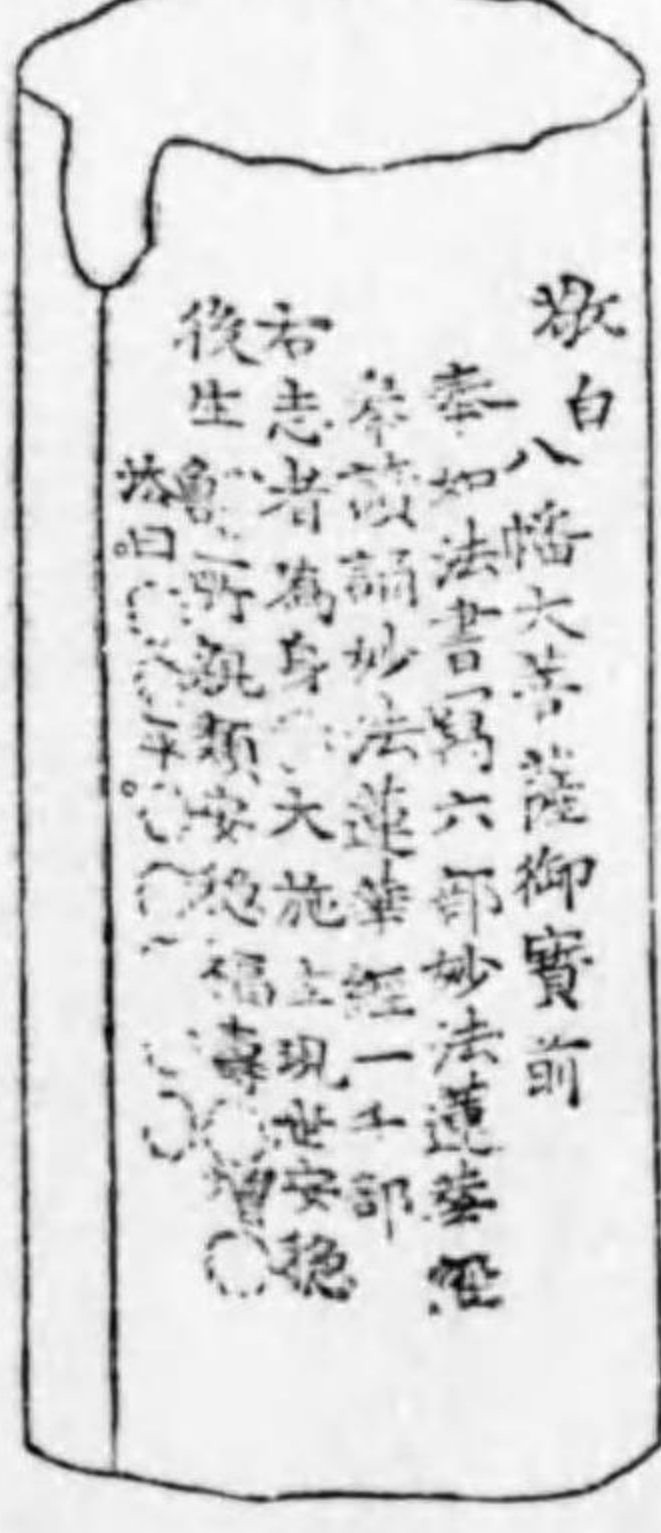
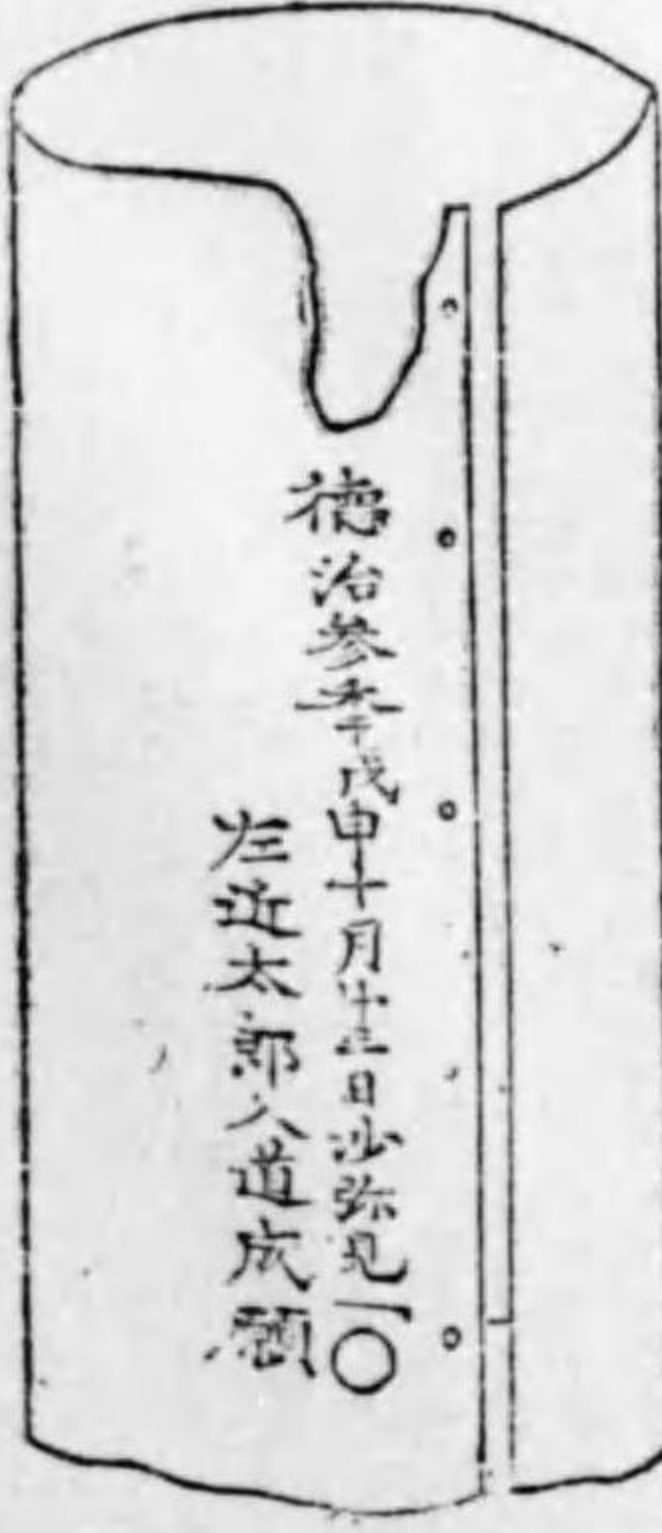
上馬引澤の内を疏通すれども水利不便 ○清水下
引澤の内小名鶴ヶ久保と云ところより流れ出、又同じ邊小名
清水と云所よりわづかの流れありて一流となり、村内所々
の水田に

八幡社

除地七百六十三坪、上馬引澤の中ほどにあり、その
の詳かなること鎮守なり、駒留八幡と稱す、鎮座の年代そ
立たまふ長一寸三分の像なり、相傳ふ天和年中領主大久保伊
賀守社前の石階を寄附すとて、この像とりをほらせしに此像
像及び下に圖する經筒を掘出せりと云、其背に西明寺時頼公
守本尊經塚駒留八幡宮、北條左近太郎成頼奉安鎮所、徳治三
戊申年十月二十三日と鐫たる銅版あり、按に此銅版の文は疑
ふべし、全く經筒によりて後世いかにも此本尊の古くより建
ることをしらしめんが爲、いつの頃にや住僧のかく修し置る
ものと見えたり、經筒の文によれば尤古社にして、その證も
亦明かなれば、徳治の頃より前に建し社と見ゆるを、かく
しなせるはおこのわきならずや、又の傳へに始め左近太郎こ
の地へ八幡宮を勧請せしとて、馬に打乗その止る所こそ鎮座
の地なれど祈誓せしが、果してこの地にとままりし故宮を造
營し、駒留八幡とは祝ひ祭りしと、これも後世よりいひなせ
しことにて、駒留八幡と云には別にゆへあるも知べからず、
社頭は高き所に前には石階二十級を設けり、丘上には老松數
十株ありて神さ、相殿一座若宮八幡相傳ふ永祿の頃世田ヶ
びし宮地也、 谷の城主、吉良左兵衛
佐頼康の寵妾常盤と云しものありしが、故有て横死せり、そ
の頃懷妊の身なりしかば墮體して男子の死骸出たるを、頼康

き、てことにはわりて懸頓の餘宮八幡にまつり 本社
 て當社に納むと、事は若林村の條にも載せたり、
 拜殿二間に三間半、これより石階を懸て内宮に
 至る、内宮二間に九尺、前に石燈籠二基を立、
 口にあり兩柱、末社天神社本社に向ひ右の丘、
 の間九尺、
 別當宗圓寺除地一町一段一畝二十七步、社地より異の方へ
 の末なり、八幡山と號す、開基心覺宗圓文保元年十月二十三
 日辰すと、又當寺の過去帳によるに、宗圓は則經筒の銘にし
 るせし北條左近太郎入道成願がことなり、後にこの所に菴を
 結びて八幡を護せりと、是によれば起立の年歴も大抵おして
 しられぬれと、宗圓は北條左近太郎がことなりと云は疑ふべ
 し、その故は經筒銘に徳治三年の頃此人入道せし見ゆ、
 夫が文保元年に死せしといは、其間六十九年の後なり、かく
 長生なることおぼつかなし、宗圓は自から別人なりとせばさ
 もあるべきか、後世喜山正存和尚といひし人別當寺を開基せ
 りと云、此人は寛永十八年六月二十八日辰せり、思ふに始は
 菴にて有るを、此人の世にかく中興せしならん、
 客殿七間に四間半本尊釋迦如來を安置せり、
 經筒一箇圓經二寸二分長四寸四分五厘、所々に損しありて
 離れ文字も磨滅して讀がたきも、
 のあり、其儘に左に圖せり、
 内の方にあり、小、
 祠なり宗圓寺持、
 松の枯株一本あり、鞍掛松と呼ぶ、これもかの菴毛の馬澤中
 り起し説なるべし、

前にも鳥居あり、神明社これ中馬引澤の内南の方に
 り村民持、
 の神社の鎮守なり、此社の鎮座の年歴を詳にせず、本地佛
 敬白
 八幡大菩薩御寶前
 奉如法書寫六部妙法蓮華經
 奉讀誦妙法蓮華經一十部
 有志者為身大施上現世安穩
 後生
 徳治參年戊申十月十五日沙弥見
 左近太郎入道成願



は文殊菩薩の由いへり、本社九尺に二間拜殿二間に三間社地
 の入口に柱間八尺の鳥居を建、これより石階二十五段を懸て
 社前に至る、又本社末の方、
 末社稻荷社本社の左右にわ
 にも同じ鳥居一基をたてり、

づつあ ○稻荷社除地下馬引澤の内小名
 大教寺 年貢地下馬引澤の内東方にあり、法華宗身久遠寺
 の末、本覺眞如山と號、開山大乘院大僧日達聖人
 と云萬治四年二月十三日辰す、當寺昔は多磨郡下高井戸村に
 有しを、故有て此地へ移され今も當寺の持地三段彼村に有、
 門南向兩柱の、客殿五間に六間是も南に向ふ、大教寺、鐘
 樓門を入て左方にあり九尺四方、鐘長三尺徑二尺、享寺
 保七千寅十一月和田源助寄進の事銘銘文なし、
 寶釋迦像一軀、赤膚檀を以て彫刻す長一尺二寸三寸、釋迦齒一
 枚、玉塔中にあり、長一寸八分、舍利七粒、淺野安藝守、
 日本傳來三枚の一と云、舍利七粒、寄納なり、
 澄寺 年貢地當寺も下馬引澤の内小名原にあり、新義眞言宗橋
 樹郡小杉村最明寺の末なり、日輪山藥王院と號す、古き
 寺なり、起立の年代及び開基の姓名を傳へず、中興の開
 基は大久保六右衛門忠と云寛永七年九月二十一日死す、法
 名清涼院と號す、其頃の住僧を宿秀和尚と稱す、今これを中
 興の開基といへり、此僧寛文十二年十一月二十一日辰せり、
 客殿五間に七間本尊、藥師堂、客殿に向て左にあり、
 大日如來を安す、
 基 上馬引澤の内横沼氏を稱する村民の墓所にあり、文明
 四年とのみありて何人の碑なることをしらずといふ、
 塚 是も上馬引澤の内若林村境にあり、高五尺餘なり、若林及
 び當村にて十三塚ある其一と云、この塚は始にもしるせし
 吉良頼康の妾當盤を封じたるものといへり、
 事 是若林村の條にも出たればと見べし、
 の内上日黒村の塚にあり、凡二間四方の塚なり、土人の説に
 昔朝朝茶毛の馬に乗て此塚をすぎ給ふ時、馬驚きて澤中に
 陥り忽死したりしを埋めし處と云、この塚目黒村の界なる故
 彼村民よりやまりて己が村内とおもひこの塚を生うがちしによ

り、當村より來由を語りてとめしとぞ、今も塚の形半面は
 損せり、又此側に菴毛田と云所あり、これは馬の陥りし澤を
 新築して水田となせしが、後水もかれ
 たれば今のごとく陸田となれり、
 舊蹟觀音窟蹟 下馬引澤の内小名原にあり、起立の年代は詳
 ならず、此僧は元祿十三年四月十四日死たりと云へば、大抵その年歴
 もしらる、始は龍天寺の持なりよし、今は上日黒村壽福寺の
 持なり、近き頃廢菴となりたれば、本
 尊はしばらく村内西澄寺に安置せり、
 舊家百姓十兵衛 十兵衛は下馬引澤の里正なり、佐々木の庶
 高なりと云、先祖は久良岐郡瀬戸村に住したりしが、後に江
 戸麻布の邊へ移住す、その時己が菩提所福泉寺をも共にその
 地に遷したり、後いかゞのゆへにや再び當村へ轉じて農民と
 なり、夫より子孫打續きて今に至ると云、家の系圖を持傳ふれ
 ども天正以後のことを書記しつかざれば、そ
 の子孫何れの系に續することきたがならず、
 郎 先祖を桑原、
 右近と云、
 先祖を新堀左近と云、この兩
 家に草創百姓の中にてもこと
 に長たりし由云傳ふれども、舊記
 系圖等を失ひたれば詳かならず、
 ○池尻村 池尻村は、郡の北にあり、菅苧庄に屬し郷名
 を傳へず、江戸日本橋を距ること二里半、往古はこの村
 と池澤村とをすべて一村なりしに、いつの頃よりか兩村
 となりたれば地形犬牙して境界分辯しかたし、其大様東
 は上日黒村、南は相州矢倉澤街道を隔て池澤村、西は三
 宿村に境ひ、乾の方には太子堂村少く係り、北も又池澤
 村に隣れり、村の大々坤より良の方へは八町、南北は十

町あり、民戸十八軒、村の間隔は年歴を詳にせず、地形は大抵平かなれども、北の方は小高くして用水の便あしければ天水をたへて耕す、故に旱損 患多し、土性塵薄にして肥培の力を俟て耕種す、昔よりかゝる瘠土にして水利も宜しからざるにや、正保の頃の記録にも水田少く畑多しと云り、又其頃は竹尾四郎兵衛知行にて、野米は御代官伊奈半十郎へ納めたる山見ゆ、按ずるに近代田村の記録に、かの地を寛永二年竹尾四郎兵衛に賜りしが、元祿八年の春他の處へ移されしにより、其地は同き七月十一日伊奈半十郎へ引渡となれりと云へば、當村もそれと同じ時賜りて、又共に上地となりしならん、されば其後はすべて伊奈半十郎が支配所なりしにや、同十五年半十郎が子半左衛門檢地せりと云、其後支配せし人の遷替は詳ならざれども、打續て御料所となり今は大貫次右衛門支配所なり、

目黒川 この川の下流目黒村をふるによりて、目黒川の名あればこの邊にてもいづとなく目黒川と呼べり、西方三宿村より入る、又一流の用水も隣村三宿より來り、この村乾の方池澤村接したる所にて合して一流となり上目黒村に村内で經ること七八町川幅二三間もしくは四五間の所あり、

稻荷社 除地一段十二歩、池澤村境往還の傍にあり、當村及池澤の鎮守なり、本社九尺四方拜殿二間に三間哭の方に向ふ、鳥居あり是より本社まで三十間許、神體不長七寸、その容尋常ならず烏帽子を戴き背に袋を負ひ手に鎌を握

り岩石に腰を掛たる老翁なり、別當淨光菴社地にある草祭禮年々九月二十三日、中興開山は碑文谷歴代の内常光院日義上人享保四年七月十四日寂す、此寺往昔碑文谷の南の坊と唱へり、その頃は法華寺の隱居所にして其寺の末寺なりしが、元祿年中彼等の住僧よからぬふるまひありて罪に行はれし頃、其寺の末寺は皆他の寺院へ屬せられしに、當寺も東叡山の配下となり淨光院と云しが、其後いつとなく同郡会村日蓮宗常圓寺の觸下に加はれり、されば近き頃祖師堂再建の企ありし時、其事を時の寺社奉行へ訟へしに、この庵の始末を糾されしより、事のよしを訟へしに、常圓寺の配下たることをいはれなければ、自今は院の名を改淨光菴と號すべきのむねを蒙り、それより無本寺の一菴となれり、此菴の傍にたる祖師堂近き頃よりことに世の人崇信すれば、自ら福地となり今は菴と云へさもあら

○祖師堂 年貢地稻荷社の東にあらず一寺のやうに爲れり、本堂五間に六間哭に向ふ、日蓮上人自作の木像長二寸二分なるを安ず、土人劍雖除日蓮菩薩と稱す、往古の堂は星霜を経て破損し、彼本尊も久しく淨光庵に移し置しが、近き頃此堂造立ありし故再び本尊を此に安置り、この本尊は本間六郎左衛門重連の看經佛にて、文永八年九月十二日日蓮上人嚴科を赦免せられ彼本間の邸へ逗留ありし時、その崇信のあさからざりしをめで己が像を彫刻してあたへしとこるなりと縁起に見えたり、

○池澤村 池澤村は郡の北にあり、こゝも池尻村と同じく郷名は傳へず、菅苜庄に屬し、江戸日本橋よりの行程もまた池尻と同じ二里半、東は上目黒村に墾ひ、南は下馬引澤村にて、西は三宿村に接し、北は悪水堀を隔て代田村なり、四方の境界の大凡いはゞかくの如くなれど、こ

の村及池尻とは元一村にて、今も北の方代田村のこなたには池尻村挟み入りたれば、殊に此あたりの區域たしかには別つべからず、東より西へ亘りては八町、南より北は十三町、民戸十九軒、風俗及土性も池尻とかわることなく、爰も水利に便りあしければやゝもすれば旱損の患あり、この村池尻より分れし年代は正保の繪圖には見えすして、元祿改定の繪圖に始めて載たり、又元祿八年織田越前守が檢地せしことを土人も傳へたり、其頃分村の後ならんには田地を新墾せしも元祿以前正保後のことにて池尻の方は本村なるべし、開墾よりこのかた御代官所にして私領となりしことを聞ず、今も大貫次右衛門支配所なり、

天現寺山 代田村境にあり、元は豊島郡麻布廣尾天現寺所持の山なりしかば、今は他人の所持なれども舊名をとり、

目黒川 西方三宿村より流れ來る、又一條の用水も三宿村より來り、當村と池尻と接地にて一條となり上目黒村に入、村内を經ること七八町川幅二間もしくは四五間の所あり、

舊家百姓織石衛門 橋本氏なり、先祖重藏元和年中より松平もとの祖先是世田ヶ谷吉良家に仕へしよし、その頃世田ヶ谷十二將と稱して世に聞えし侍十二人ありしが、其一人なりしと云、家系を記せしものなれば詳なることを知らず、

○三宿村 三宿村は郡の北にあり、郷庄の唱は傳へず、江戸日本橋より行程三里、東は池澤村に境ひ、南は下馬引澤村に接し、西は太子堂村に隣り、北は下北澤及代田の二村により、良の方には池尻村少く係れり、村の廣狹東西へ縦に二町許、南北へ十町に餘れり、村内東より西に貫きて二町許、相州矢倉澤街道あり、民戸二十軒、地形東西は平土にて南北は高ければ、總ていはば中窪の地なり、其間南は水路不便にて天水場なり故に旱損の患多く、北は多磨川の餘水及鳥山の用水を引て耕作の事をなせり、この村開闢の年歴を知らず、御入國後正保の頃は竹尾四郎兵衛が知行なりしことは記録に見えたり、按ずるに近代代田村の舊記に、彼地を寛永二年竹尾四郎兵衛に賜りしか、元祿八年の春他の處へ移されしにより、其地は同き七月十一日伊奈半十郎へ引渡しとなれりと云へば、當村もそれと同じ時賜りて又共に上地となりしならん、元祿十五年伊奈半左衛門命を奉じてこの地を檢地せしことあり、享保五年村の北方二町四方の新田を闢きしと云傳れども其人の名を傳へず、御料所となりし後御代官の遷替は詳にせず、今は大貫次右衛門支配所なり、

小名 柳田耕地村の中央、溝海道北方代田村の境にあり、

鳥山用水

村の中間を流る、西の方太子堂村より入り池尻村に通ず、村内を屈曲して流るゝこと三町ばかり、

多磨川餘水

北の方下北澤村より入り古壘蹟の傍向山の麓を周流して池尻村に入、是も屈曲して村内を流るゝ事

三町許

多聞寺 年貢地村の北にあり、曹洞宗郡中世田ヶ谷村勝國寺の末、清水山天王院と號す、いづれの頃か火災に遇ひ記録を失ひたれば開山開基なども詳ならずと云、本堂五間に四間半南向、本尊不動は木の立像長二尺五寸なるを安ず、往古の本尊は毘沙門天なり、長八寸許厨子に入て納む、何にも古物にて殊勝の作なれば人の盗去んことを恐て別に安置せり、

稻荷社 境内にあり、九尺に二間、前に石階十、古碑三基、堂背の墓所にあり、一は斷碑にて文字なし、一は文字あれども讀がたし、一は應安七年十二月日と刻す、共にいかなる者の碑なることを傳へず、

舊蹟古壘蹟

村の北界にあり、土人たゞ城跡とのみいひて何跡ありしよし、今は夫さへ埋りて木立茂りたる地となれり、この壘蹟の續きに山あり向山と云、

○太子堂村 太子堂村は、郡の北の方にて菅刈庄に屬す江戸日本橋を距ること二里半、村内圓泉寺境内に弘法大師造立の太子堂あり、故に村名起れりと云、東は三宿村に接し、乾の方は若林村、南の方馬引澤村に隣り、小名三軒茶屋を境とす、地形南北は少く高く中央は低し、用水は鳥山用水を用ゆれども水路宜しからざれば畑多くして田少し、民戸四十軒、開闢の年代は詳ならざれども、

彼太子堂の由來、及木に出せる村民與左衛門天正年中村内にて新田を開發せしなど云を合せ考ふれば、もとより古田ありしことは論なし、いづれにも古き世より開けたる地なるべし、又與左衛門が租税を始めて御代官松風助右衛門へ納めし時は文祿元年なりといへば、おもふに御打入より後御料所となりしならん、夫より後正保の頃は御代官伊奈半十郎支配所にて、其外には山本傳次郎志村又左衛門等の知行交れりと云ことはものに見えたれど、二人が當所を賜はりし年月を詳にせず、慶安年中に至り井伊掃部頭が領分となりし地もいてきしにより、今は井伊家の領地及前の二人が子孫山本橋次郎志村内藏助等の知行と、大貫次右衛門が御代官所と交れり、

小名 土器塚 代田村境に土器塚と云塚あり、故に其邊の小名に土器塚といへり、塚の名義は墳墓の條にいいた

同前山 小名土器塚にあり、山のはたはり一町許、村民與左衛門の所持なりしが、近き頃御藥園の添地となれり

八幡社 除地一町四方村の南にあり、小祠古木深鬱として幽邃の地なり、鎮座の年歴を傳へず、神體紙幣を建つ村内圓泉寺の持、

圓泉寺 境内除地二千二百五十坪、村の東の方にあり、新義真言宗多磨郡中野村圓泉寺の末、聖王山法明院と號あり、これもしかるべきものなりとぞ、いかなる故にか毛利大膳大夫より賜はれりと云へり、

す、開山賢慧法印は當國葛飾郡新堀村の産慶長十六年十月十三日寂す、本堂七間半に五間南向、本尊不動明王木の立像にして、長二尺五寸許なるを安ず、側に八幡太子堂境内あり二間半四方、檐間に太子堂の三字を扁額す、長谷の僧正動潮の筆なり、聖徳太子の像は長一尺一寸ばかり、相傳ふ往古弘法大師遍禪のとき此地に來り自から此木像を彫刻して當所に安置し、住僧に圓泉坊の號を授けられしと云、按ずるに此寺往古より草庵にてありしを、賢慧法印の時に至り始めて一字の梵刹となれるか、又十一面觀世音の立像を安ず、長三尺餘運慶の作なりと云、當村の名もこの堂 土器塚 村の境同前山に續きし平地を云、相傳ふ往古八幡太郎義家奥州征伐の時、此處に入夫をとめて酒宴ありし土器など、此に埋めたる故名とせり、天正年中豊島郡堀村より與左衛門と云もの此塚のほとりに來り、わづかに芝地一石の所を開發して夫より村民となれり、彼もの文祿元年始めて御代官松風助右衛門へ租税を納む、故に土人一石百姓と云しとぞ、この村山本傳次郎知行となりし頃も、貢米一石の穀狀を出し私領とはならざりき、慶安年中多磨川堀割の時井伊掃部頭領分郡中下野毛村の内土地となりてより、代地として下馬引澤村及村内にてこの一石の地を掃部頭へ賜はれりと、

養善者百姓與左衛門

前に云一石百姓と呼ばれし與左衛門が子孫なり、今に土器塚におれり、生

産もまづしからざりしが、幼くして母を失ひ繼母につかへて孝養を盡し、又近隣の窮人あれば己が財を出して賑はし、常に農業に力を盡し、殊に村務も怠らざりしかば、其聞えありて近き頃領土掃部頭より米三俵を與へて褒賞せり、彼が先祖關村より當所へうつりし頃は、はや農夫となりしかと其昔は故ある人にもありしにや、家に備前吉岡住景則の短刀を藏す、長さ八寸許中心に應安八年八月とえる、これは故承つて先祖より傳來せしとのみいひ傳へり、その餘白鞘の刀一口

新編武藏風土記稿卷之五十二

荏原郡之十四 世田ヶ谷領

○若林村 若林村は、郡の乾にあり、郷庄は唱を失へり江戸日本橋より行程三里、東は太子堂村及び代田村に鄰れり、されどこゝに代田と云へるは四方一町許の地に、本村とは境を接せず、舊くは若林村の内なりしを、元祿の頃織田越前守が檢地せし時、代田村に屬せりと云、南は武相往來の街道をへたて、馬引澤村の地に接し西は世田ヶ谷村の内元宿にて、北より良の方へは代田村なり、四方の廣狭は四五町もあるべくして地形平かなる所多し、鳥山用水を引て田間に沃けり、昔は陸田より水田の方多かりしよし、地形は變らざれど水路の便りも宜しからざるにや、今は水田より陸田多くなれり、民戸四十餘軒、其居住せる所は古より三區に分れて各田廬を結び、疾病のこと或は歳時の贈答も、己れ己れが 中を限りて睦しく往來せるよし、かくては村民の心さまもいと

平直なること知るべし、この村往古のことは口碑にも傳へず、御入國以後正保及び元祿の頃より私領にて、千人同心の頭なる志村又左衛門が知行なりし、今も其子孫内藏助かしの所なり、

小名 本村、東山谷、西山谷

用水 村の北を流る、西方世田ヶ谷村より入り、東に出て太子堂村に通ず、村内を經ること四五町、川幅六七尺、若くは八九尺、

○堰 三ヶ所、一は西方、田ヶ谷村の境にあり、中堰と云、一は代田村の方にあり、下堰と云、いづれも幅八九尺許、

稻荷社 除地三段五畝、村の北方にあり、福壽稻荷と云、三體長五寸許三衣を着白狐に跨り彩色を施し彫工もいと巧みに見え、村内香林寺持祭禮九月二十二日神樂を奏せり、

鳥居二基、一は入口にあり、兩柱の間九尺、一は夫より八九歩を隔て十二級石階を上りてあり、兩柱の間八尺、

拜殿三間に二、本社宮造りにて三尺四方、上屋二間に三間、一は社前にあり、一は入口にあり、いづれも圍一丈四五尺、

かゝる喬木あるを見ては鎮座の年歴久しき事知べし、

末社辨財天、大黒天、毗沙門天合殿 本社に向ひて

○天神社 社地三十坪、本村の中央往來の傍にあり、前に鳥居を建つ、柱間六尺、本郡世田ヶ谷村勝國寺持、

香林院 年貢地村の北にあり、曹洞宗世田ヶ谷村豪徳寺の末、金華山と號す、開山門解藤關大和尚承應三年二月十三日示寂、豪徳寺住僧の隱居せ、門南向兩柱の間六尺、

本堂 是は世々當寺に居れりと云、

菴林の額をかく、

本堂

門の正面にあり、六間に四間半、本尊釋迦如來三尺許の厨子に納る坐像一尺八寸なり、開基香林寺殿海岸寶樹大姉天文四年乙未七月七日と云位牌あり、これ吉良家の愛妾常盤の前のことにて當寺の開基なりと住僧傳へり、當郡張谷村常盤寺の過去帳に開基寶樹院妙常日義大姉大永三年四月二十三日卒すと書し、大平氏の女にて吉良氏の室常盤前なりといへり、されど法諱の中寶樹の二字合ふのみにて卒年も差ひたれば一人のこととも思はれず、何れを眞なりと云も又今日より知りがたし、ことに當寺の開山盧關和尚承應年中の示寂と云へば、是もまた疑ふべし、もし天文の開山ならば盧關はそれより後の中興なるべきか、いふかきことのみ多し、常盤前のこととは張谷 常在寺の條及後の墳墓の所をも照し見るべし、

寺寶 佛舍利十一粒 常盤前所持 藥師如來一軀 坐像に寸許、常盤前の守本尊なりしに、

開基の時當寺へ納めしと云、

稻荷社 本堂に向ひて

○塚 十民勝右衛門と云ふ者の地内にあり、塚上に高三丈四尺五尺五寸許の古松あり、相傳ふ世田ヶ谷の領主吉良左兵衛佐頼康に十三人の妾ありき、大平出羽守が女常盤前も其一人にて寵愛をすぐれしかば、のこる十二人はをねたみおのがさまさまを讒を構へ、常盤をあしきまに云ひなせしゆへ遂に冤罪に陥りしとぞ、其時常盤は近郷世田ヶ谷村にて害せられしとて、かの地にもかたりつたへしことなどあれど、それはかの村の條に出せり、かつて幾ほどなく其實なき事顯れ、彼十二人をば當河にしてたちまち刑に處せられしと云へり、馬引澤村より此邊に及ぶまで十三人の塚あるは常盤を始め残り十二人の戸を埋めし塚にて、これも其一人なるより人の口碑にのこれり、この常盤のことは素より疑ひ多ければこの塚の由來も信じがたし、されど土人の傳ふ

アラ、ギ塚 十三塚の外なるまゝにしばらく記し置ぬ、

由來は詳にせず、別に死馬を捨る所あり、或は彼十二人を刑せし所に不潔の地なれば、遂に馬死捨場となりしなど是も土人の話

なり、

松平大膳大夫抱屋敷 年貢地西山谷にあり、一町四方許の地なり、抱屋敷となりし年歴を詳にせず、

○代田村 代田村は、菅刈庄世田ヶ谷領に屬し、郡の西北の隅によれり、東は下北澤村ならびに土日黒池尾の三村にとり、西は松原村赤堤村に接し、南は若林太子堂三宿の三村に及び、北は多磨郡和泉村及び豊島郡幡ヶ谷村の境につらなれり、東西十町餘南北十五六町、東より北のかたへ釣はりの如く横たはれり、其内川岸にそひたる田地のかたは黒野土なり、北の方は土地高く土性も輕し、今村民百十軒あり、相傳ふ當村の開墾はむかし天正十八年世田ヶ谷の吉良家没落の後、かの家人流浪の身となり此地に止り、おのか力にまかせて新墾せしなり、寛永の初年までも村内にたゞ七人の農家と、寺院一所のみなり、所謂七人は清水、秋元、齋田、二家、柳下、山田大場等なり、寛永二年此地を竹尾四郎兵衛に賜はれり、其後次第に土民もあつまり來りて、私に開墾せし田地も多かりしを、もとよりする商家などもありてかの公裁をへすしてあまたの地を開墾せしことをしり、延寶元年の春そのことを奉行所へ訴へけり、村内修驗正實院も彼商家の輩に黨し、證を引て互に争ひ止す、村民等も様々陳し理非決し難きにより、明る二年伊奈半十郎指揮して

(塚三十)

新編武藏風土記稿卷之五十二 荏原郡之十四

ことごとく檢地せしめしかば、やがて十九町一段五畝十三歩の地をうち出しけり、かくては論もなく百姓等が私にはかりし僻事としられしかば、其地をめし上られ其儘商人輩に賜へり、此後互に黨を別ちて常に穩ならず、然るに元祿八年の春竹尾氏は采地を他の所に移され、同き年七月十一日伊奈半十郎が支配となり、其年八月織田越前守奉行し、此邊の村々を檢地せし頃、隣村若林の地少許當村に屬せしなどいへり、村内常林寺の傳へ及若林村の條見るべし、同時百姓らか持し竹叢の地もみな宅地の内へいるゝことに定まりしかば、かれらも甚だ迷惑し再び訴の事おこり、同き十年の冬又檢地ありて、かの藪原の地は別に記録にのせられしと云、是より後は伊奈氏の支配所にして、今は大貫次右衛門が指揮をうく、

高札場里正萬藏が前にあり

小名 本村の西にあり、東西二町南北三町許也、本屋敷

本村の北にあたる川原にあり、昔は民家七軒と圓成院とのみ村内にありし頃、皆此地に住居せし故此名残りなりと云、さもありしにや、又昔此地の 大下村の東の方十領主の屋敷ありしにや、又昔此地の 大下町ばかりの間をい、中下大下より西にあたり、中筋中下の西にあふ、五町あまりの地なり、中筋中下の西にあふ、五町あまりの地なり、中原村の北にあり、東西二町南北五町なり、大原是も村の北にあり、東西二町南

北三四町 萩窪村の北甲州海道の方にあり、東花見堂の間にあり、西四町ばかり南北半町ばかり、村の西南の方小高き所なり、その由来は詳ならず、原新田何の頃新開せしや詳ならず、むかし正寶院と云山伏、め

林 所々に散してあり、すべて五町、藪これも所々にあり、一段六畝三歩あり、皆百姓持、一町九段八畝十九歩あり、菅野 玉川上水の左右に在、幅はわづかに三間ばかり、芝地等も

代田橋 村の東北の端にありて多磨川分水に架す、わづかにしてさせる橋にはあらざれど、甲州海道の内にて旅人こゝを目當として往來すれ、多磨川分水西の方より村は其名も世に聞えし橋なり、黒村の方へいづ、幅三四間こゝかしこに引わかちて水の用水となる、芥留一ヶ所、公より修造せらる、八幡社 社地三段、免畑一段一畝十五歩、小名本村の内高札場より耕地を隔て北の方にあり、本社は小山の上にたてり、宮作りにて横四尺に長さ六尺八寸覆屋は二間四方、鎮座の年代詳ならず、元文中の棟あり、是は今の社を修造せし年代なるべし、此社の内に奇石あり其狀雷槌の如くにして青石なり、長さ四尺二寸餘圓徑太き所に四寸、周一尺三寸五分、細き所一寸三分、これは昔より此社の、周百姓が宅地の内に在しを、近き頃此社へ納めしと云、春日社 本社に向ひて右、神明社 夷子社 大黒社以上春日社の方にあり、辨天天神社 是は本社に向ひて左にあり、稻荷社 社地一畝祠にて百姓持、稻荷社 社地十六歩小祠にて百姓持

○上北澤村 上北澤村は、郡の西北の隅にあり、庄名前村に同じ、江戸日本橋より四里の行程なり、家數七十軒此外小名山谷町に戸數三十許町並をなせり、東は赤堤松原の二村に隣り、南は世田ヶ谷村の内鶴面と云所に接し、西は多磨郡糟屋村に境ひ、西北は同郡下高井戸宿に交はれり、東南より西北へ二十五町許、西南より東北へは廣狭區々なり、廣き所は十四五町に及べり、村内總て平地にして水田多く畑は少し、此村名の起る所を詳にせず、地形當村と下北澤村とは其間隔りて他の村も夾れり、土人の説には古へは殊に廣き村にて、其間の地別に村名をおへるは後の世に出來しなりと、今思ふに古へ此邊に澤多くして深澤奥澤馬引澤等の村々南にあれば、是に對して北澤の名おこれるにや、別にさせる故はあらざるべし古老云天正の前のいた御打入あらざる頃は吉良家の領地なり、其時は此地に農人川村左近太郎、廣澤右近次郎、大友彌藤次、益戸庄五郎など云ものどもすめりとぞ、其餘もありしなるべけれど其名を傳へず、然るに天文三年の春より夏に及び疾癘大におこなはれ、農人の家その病におかされて盡く死亡せり、其中たゞ益戸氏のみ此禍を免れたり、後鈴木新平といへるもの此に來りて、かの益戸氏が養ひとなりて家をつきしなどいへり、此説當村の

圓成院

境内除地一町六段八畝餘、是も本村の内八幡の社よりの末寺、代永山と號す、開山開基ともに詳ならず、本堂は八間半に七間庫裡へ立つけたり、本尊は不動明王此像は享保十八年十二月造立せしよし云り、是によれば昔の本尊はいつの頃にかうせて再造せしことしるべし、村民古くよりもつと云記録あり、それも寛永二年以來のことと載れど、それより上の事はしるさず、其記に云昔村民七八間成院と共に小名本屋敷の地にありて耕作を勤むと云々、されば此村草創の頃より寺なるべし、又同記録に元祿十年八月極地の時、圓成院の寺内五段餘地頭よりの除地、又小名堀廻しと云所一町二段は先々寅年極地の時うち捨になりしと云々、此寅年といへるは延寶二年、藥師堂 本堂に向て左にあり、觀音堂 藥師堂の並にあり二間四方、常林寺 境内除地九畝餘、村の十一面觀音を安置す、曹洞宗にて世田ヶ谷村勝光院未なり、開山は勝光院第六世法山春説和尚、開基は中島七左衛門某といへり、此寺の創立も其年歴を傳へざれど、七左衛門は慶長十八年六月六日に死し、春説和尚は寛永十四年十二月二十六日に寂せしと云もて推は、時代も自らしらるべし、寺僧の説に此寺昔は若林村の内なりしが、いつの頃にか檢地ありて打出しの地に屬せしより、今は當村の内となれり、されば當寺の開基中島氏は若林村の地頭なり、其頃此地へ新一寺を建立せりと、又村民の説によればもとより當村の地なりといへば、其傳ふる所頗難せり、又七郎左衛門は其頃の地頭なりと云もいぶかし、恐くは郷士など云ものなるべし、本 神明社 門を入て右に堂六間に七間半釋迦の坐像を安す、尺二間、八幡春日二座の神を相殿とす、前二鳥居をた、又此ほどりに神明免とて敷地の地あり、すなはち此社の免地なり觀音堂 本堂に向ひ左の方にあり、三間四方の堂也、

百姓左内が家に傳ふる所とことなり其正しきことをしらす、天正十八年の後伊丹播磨守が所領の地にたまはり、それより息男喜之助に傳へ、孫の彦左衛門に及びしか、寛永十五年御料所となりて伊奈半左衛門支配す、是も亦繼に一年にして再び中根堂岐守に賜はれり、是は此頃中根氏公の御寵遇あつかりしあまり、所領の外に馬飼料の地を賜はらんしかるべき地をさして申せと仰ありしかば、やがて此事を家人杉井半右衛門と云ものに命ぜしに、かの半右衛門ゆかりにつきて此村の榎本文右衛門といひしかもとに行向ひ、よき地所もやあると問しかば、文右衛門心えて村内はさらなり、菅村矢の口村などを案内して巡見せしに、此所こそ宜かるべきと定めしかば、かの半右衛門か申す旨にまかせ登岐守よりこひ奉りしかば、頗て此地を賜はれり、是明る十六年のことなり、其後正保三年の春檢地あり、元祿十二年の春に至り中根氏の領所も所かへ有しかば、此年の六月より御代官所となりて、設樂喜兵衛支配せり、明る十三年大岡喜右衛門に替り、又十四年小長谷勘左衛門支配所となりければ、その春また檢地あり、寶永元年に至りて小林又左衛門かはれり、其後文昭院殿御廟料を寄附せられける時、當村然るべきのむねにて増上寺へ附せられしは正徳三年四月の事なり

き、是より今に至りて増上寺領にあてらるゝことかはらず、又近き頃より田安殿の鷹場の地もありて、をり々々は此地に御遊行のことありと云、

小名 山谷町 中州街道にして高井戸宿の邊にあり、兩順に野久保を云、野の上の方、えき山、これも南の方なり、とのたけ西の方、入谷北東の方、中丸北の方を云、

多磨川分水樋 此分水の起りしは萬治元年、村民の願により一尺四寸四方に定めらるゝ、上高井戸より北の方へ引て赤堤橋面の間へ流るゝ、それより所々へ引わけて用水とす、もと村民等かのみ水の爲にこひ奉りし分水なれど、今はみかきもまさりしかば、此水を得て新田多く出来しと云、

八幡社 社地は神明社地を通じて雜木林六段一畝二十八歩、村の中央にあり、八幡の勧請は萬壽三年といひ傳ふるばかりにて委しきことはしれず、後の世の宮作り造替は元祿五年の秋、村内に住する榎本市右衛門信親、云もの發願にして、同九年九月二十二日遷宮あり、此宮居の立し所はすこしく高き山なり、それも自然の山にもあらず人作をもて築きたてしなり、去し享保十四年十月朔日より事おこし、人夫あまたをかけてきぎ立、いくほどなく同月二十三日功を終り祭事など行ひしと云、本社は二間四面、土をもち上へ上に社を作り、まへに石階十五級を設く、その前數歩を離て鳥居を建村内密、末社多賀明神、妻女の願によりて建立せり、遺師は了實法印、痘瘡神本社に向ひて、稻荷社、是も同所なり、といへり、稻荷社、是も同所なり、三峯社、本社の後、じまる除地二十歩あり、

○神明社 八幡

社の北にあり、是も密藏院の持なり、此社は慶長十九年十月榎本市右衛門氏勝勸請す、是は此年秋より冬の間に世上に伊勢參宮の爲にとて此所にも神明宮を勧請せりと云、其後享保十年榎本文内時勝と云もの願主となりて再造ありしかば、十月二十三日遷宮あり、社は二間四方前に鳥居をたつ、末社熊野權現、此村に住る榎本市右衛門信親が發願により、寶永七年八月朔日勸請せり、此年の春宇山山谷の農夫宇兵衛なるもの、西國の觀音巡禮の次に紀州熊野の宮にまうで社地の土砂を取來り、是を社地の下に埋めて宮居をたてり、導師は密藏、○辨天社、除地十二畝、村の東南の方院の宿範法印なり、○天神社、免除地十五歩餘、餘、別當也、密藏院、木左内の勸請なり、○稻荷社、地

密藏院 境内二段三畝除地、村の西へより本村にあり、新義真言宗江戶小石川護持院末なり、幽齋山觀音寺と號す、開山は東溪法師といへり、此寺草創の來由を尋るに、天正の頃下野國都賀郡水代の城主に榎本河内重泰と云ものあり、故ありてかの城を退き、その子文右衛門氏重を携へて此世田ヶ谷村にさまよひ來れり、其頃吉良家の家人鈴木新平重貞と云もの此地の地頭にて此に居れり、重泰此人にむつひ暫く此に寓居せしが、天正八年終にこの所に住所を定む、後たま／＼下野國都賀にすみし僧道慶法印も當國に來り、文右衛門氏重が先づうつりて此所に住するよしをき、やがてかの居室を尋けるとき、たま／＼重貞とも知人となり法談など聞しより深く此法師を歸依して、とかくはからひて當所の觀音堂に居しむ先堂はふるき世よりこゝに建りと云、其後重貞が養子但馬定宗の代に至りて、慶長三年かの觀音堂を再建して一寺とし、

是より山號寺號等も今の如く定めたり、世田、谷勝國寺の門徒となる、此鈴木氏といへるは今の名主左内が祖先なりと云、元祿十五年運は尙世田ヶ谷勝國寺門徒なりしが、僧、表門正快意の法流により江戶護持院の末となりと云、東に向本堂の正、本堂八間四間、本尊不動尊立像一尺七面にあたれり、安置す、堂の前に大木の垂枝櫻あり、位牌堂、本堂に向ひ安置す、堂の内に大木の垂枝櫻あり、位牌堂、本堂に向ひあり、三間四方、正面に十一面觀音の立像を安す、もと觀音堂なり、後に位牌堂と改め唱ふ、承應元年榎本文左衛門なるもの建立して田一段五畝十三歩を、地藏堂、位牌堂の並にあり、修復料となして寄進すといへり、裏門、表門の並、百觀音堂、裏門を入除地一畝十八歩、是は、裏門、表門の並、百觀音堂、裏門を入鈴木左内が先祖寄進、裏門、表門の並、百觀音堂、裏門を入六段五畝十三歩を鈴木左内寄附せり、閻魔堂、百觀音堂の堂の大き三間に二間半なり、享保、○安樂寺、境内除地三畝十七年土人鈴木仁衛門建立せり、新義真言宗江戶愛宕宿禰實地二畝餘、山谷町の北側にあり、慶長年中よりの寺院なりと云、本堂南向四間半に六間、本尊阿彌陀如來を安置す、元和の頃長順といへる僧に、住せしを初なりと云傳ふ、しからば此人開山にや、それより後九世海善法印までは多磨郡廻深村東學院の門徒なりしが、宣通法印のとき享保十七年七月二日江戶眞福寺の末となりしによりてこれを中興開山とす、寶曆十年八月潤泉法印の時六年の數滿て赤衣を着る事を免さる云、

舊家百姓左内 先祖は鈴木但馬重經と云て北條左京大夫氏康に従ひ、駿河國蒲原の城にして武田信玄と戦ひ、その軍利なくして討死せり、此重經に三子あり、嫡男は新八郎重繼、二男

新助某、三男新平重貞といふ、重繼初て北澤村に來り住し吉良家の家人となれり、その後ゆへあつて家をば弟新平重貞にゆづりて、その身は東照宮に仕へ奉り、天正十二年四月九日尾張國小牧の合戦の時、井伊兵部大輔直政の手に屬して戦死せり、其弟新助は別にめされて御家人に加られ、御鐵炮玉薬組となれり、されば新助はおのづから一家となり、新平は初め兄の重繼が跡をつきて吉良家に仕へて此地にをれり、天正十八年北條家亡てより吉良左兵衛佐氏朝上總國にうつりし時、重貞はこゝにとまり郷士となり、世にたよりなき身なりしかば、もと己が家人なりし益戸庄五郎と云ふもの、初め主とたのみし恩をわすれず、とかくはくみて置しが、重貞幾程なく重き病にかかり、はた嗣子もなかりしかば、かの庄五郎に家名をゆづり、文祿二年死す、是より庄五郎は鈴木但馬とあらため稱し、ながく此所の農民となれり、其子孫村内に數多別れて連綿たり、今の左内その宗家なり、今

○下北澤村 下北澤村は、郡の東北の隅にあり、古は喜多澤ともかきたるよし、是は別に其故もなかるべし、是も菅苧庄に屬し、郷名の唱を傳へず、江戸日本橋を距ること三里ばかりなり、東は上目黒村の内駒ヶ原に境ひ、東のはづれより南西へ亘りては代田村に接し、北は豊島郡幡ヶ谷代々木の二村に隣り、東西は甚だ狭くしてわづかに二三町に過ず、南北は十五六町ほど、村民の戸數凡八十軒餘、土性赤土黒土打交り、南より北へは谷合に水田を開き、そこより西方へつゞきても水田あり、其外は畑なればおしなへていはゞ水田の方は陸田より少し、古老の話に往古開けし頃は村も廣く、其間には原野多かり

り、
新屋舗 西の方
村の南方を通ず、西の方代田村より來て東の方又代田村に入る、村内の田間に沃く用水也、
○三田用水 多磨川分水にて村の東北の隅を流れ、東の方目内にては田間に引くに水道不便なれば此水は用ひず、
幡社 村の中央より少し南小高き丘上にあり、本社宮作觀屋九尺に二間、石階九級を下て拜殿あり二間に三間半、又石階を下れば石の鳥居木の鳥居二基を建つ、鎮座の年歴定かならず、昔吉良家所領の頃七澤八幡と唱て、澤と八幡社とその數ありしとぞ、當社も其一なりなど土人の口碑にあれとたしかなることを知らず、今當所の鎮守なり、村内森巖寺、末社稻荷社本社に向て、辨天社本社に向て、○稻荷社除地一段、小名下三谷にあり、正一位圓海稻荷と號す、村内吉祥院中興開基圓海勸進しゆへに名とせり

森巖寺 除地七石四升餘、八幡社の側にあり、淨土宗京都知恩院の末、八幡山淨光院と號す、開山清譽存應孫公和尙明暦元年七月十一日示寂す、開基は結城中納言秀康卿なり、寺傳に云孫公和尙の師は萬世和尙といひ、越前國一乘院に住職せり、中納言殿常に萬世に歸依したまひしが、かの卿慶長十二年四月八日御終焉の期に臨ませ給て、黄金若干を賜ひ當國にして一寺を造營せんことを遺命ありしに、萬世和尙も齡ひ傾きて其事もはかばかしくならざれば、又弟子孫公和尙師の命ありしゆへ、師の意をうけて當寺を開山せりと、秀康卿法號淨光院殿黃門森巖道恩運正居士と諡をもて、當寺を淨光院森巖寺と號せりと、境内七石四升の地もとの地頭齋藤攝津守より寄附せし除地にて、夫より引續き御代官所とな

新編武藏風土記稿卷之五十二 荏原郡之十四

しが、漸く赤堤世田ヶ谷代田等の村々開墾ありし故、その村々當村の中間にはさまりて自ら末の方は別村の如くなりしかば、上下をもて分てりと、又この村始より二村ありて混するまゝに上下を以て分ちしともいへり、いづれがまことなりや、猶上北澤村の條について見るべし、村の開墾は往古は民戸繼に三軒ありしに、吉良氏の臣屬膳場將監某と云へる人、世田ヶ谷没落の頃此所に逃れ來て暫く居をしめしが、その頃はたゞ原野のみなりしゆへ開墾のことに力を用ひ遂に一村落をなせりと、土人の傳へなり、されど膳場氏もたしかに聞えし人ならねば、吉良家の舊臣といふもいかゞはあらん、然るに里正半藏が家にては己が祖なりといひて、其事跡などかたりつたへしこともあることは後にし、御入國の後は齋藤攝津守か知行所となり、慶安の頃檢地ありしよしなれど其人の名を傳へず、それより後のことは詳にせず、齋藤氏が知行も所替ありしかと、その年歴を傳へず、今は御代官所にて大貫次右衛門支配せり、

小名 大三谷村の北、中三谷南より、下三谷本村より、本村南のはづ、薩摩屋舗村内にあり、昔松平薩摩守別業中上地となりし頃、此地の田畑許りを寛播齋守伊奈半左衛門檢地して貢税を定めたるよし、畝數十一町八段の高入

りし後は公よりの免除地となれり、本堂は近き頃火災のためうせしかば今は礎のみをのこせり、本尊阿彌陀如來春日の作、二菩薩は宇治平等院造作の彫物なり、是等皆火災の後西の方耕地をへだて、當寺墓所の側なる小菴にかりに置けり、地藏菩薩立像の古佛此處の本尊なり、靈驗いとあらたにて地蔵菩薩庵主の僧破戒のことあれば必共責をうくるなど人はい、淡島社當社は境内の正面にあり、此明神は世の人願などかけて常に參詣のもの多かり、是も回祿にかゝりたれば今は假殿に移せり、されど今もまうつる人はたえず、こゝにをさむる縁起あれどもとるべきことなく、其上近き頃のものなればもらしぬ、本社の正面に石の鳥居のこれり、其傍にもあきなふ家なども多くありて、遠く、○吉祥院駒場野よりまうでくる人は必こゝにいこへり、○吉祥院駒場野あり、中興開山を圓海和尙と云、往古は羽黒派なり、改派して何れの頃か天台宗となれり、今は住僧なく廟寺のさまなれば來由は詳ならず

舊家百姓半藏 この村の里正にて伊東氏なり、先祖は膳場將監とて世田ヶ谷吉良氏の臣屬なり、其後伊東氏となりしは中古母方の
○松原村 松原村は郡の西の端にあり、庄領の名前に同し、或は世田ヶ谷郷といへど郷の名は他村に多く傳ふる所なければおほつかなし、此村もと隣村赤堤村と通じて一村なりしを、いつの頃にか改めて二村にわかれてりと、其名のおこる所を詳にせず、按に同郡經堂在家村の名主松原太郎左衛門が先祖を松原佐渡守と云、その弟を藤六といへり、その弟は名を失す、或は佐渡守が弟を兵庫と

いひ、その次は藤六なり、兄弟三人共に吉良家に仕ふ、後居住の地年をおひてさかんに一村落となせしむ、その所を松原宿と唱ふ、後ここにすみし商人等たがひに心を合せ北邊を開墾せり、是今の松原村なりといへり、さもありしにや、此地は江戸日本橋より行程三里半、家數百十軒あり、東は代田村となり、西は上北澤村につらなり、南は世田ヶ谷赤堤の兩村に境ひ、北は多磨郡和泉村に至りて大抵甲州の街道を境とす、村内東西八十町餘、南北は十六町あまり、もと赤堤と同村なれば今も村内所々に赤堤の地散在せり、又南北を貫きて一條の大道あり、和泉村より入て上北澤村に通ず、此村御入國の後私領なりしよし語り傳ふれど、その領主の名を失せり、正保の頃の書に赤堤村百六十石、及び改め出せし新田九十石服部久兵衛が知行とありて、別に此村のことを載されば、恐くは此地もその頃は今のやうに開けずして服部氏の知行に屬せしなるべし、されどそのまさしきことを傳へず、又土人の傳へに檢地は元祿年中のことにてそれよりまへ既に一村となりしと、この檢地は代田村の記録によるに元祿十年八月九月の間にありしならん、同き十五年に地圖改定ありし頃は、はや今の如く村高もさたまりたり、其後のことさたかならず、今は大貫次右衛

門が支配所なり、高札場村の西の方名主四郎左衛門が宅前にあり、

小名 西山谷村の西にあり、東西三町ばかり南北七町餘なるべし、半田村の中央にあり、東西三町ばかり、原通はも村の中央にあり、東 向原通村の東にあり、松原宿村の西南にあり、東西五町南北六町ばかりの間なり、昔は此所に宿場ありしゆへかゝる名のこれりと土人い

天神社 村の北へよりあり、勸請の年月はつまびらかならず、

十王堂 除地三畝餘、村の中央半田と云所にあり、堂三間四方十王の坐像五尺ばかりあり、來歴詳ならず、十三佛堂、十王堂に向ひて左にあり、○半田塚小名すなはちこの塚あるゆへに地名も起れりと云、高さ四五尺敷の徑り一間許、何人の墳なりや其來由を傳へざれば詳なることを知らず

○赤堤村 赤堤村は郡の西にあり、菅刈庄に屬し郷名は失へり、江戸日本橋より路程四里、四隣の大様をいは、東は松原村、南は世田ヶ谷村に接し、西は上北澤村に依り、北は多磨郡高井戸宿に交り、四方十町許、土人の傳へに古は村の地も猶ひろくして、今の隣村松原村の邊皆當村に屬したる原野なりしか、何の頃にか今の松原村の内宿と云へる所の人來りて、彼原野を闢て新田となし、

ばかく小名とせり、民家四五軒ほどあり、林 十五ヶ所、合せて二町四段三畝二歩、何れも村民の持なり、多磨川分水 村の南邊を通ず、西の方上北澤村より入り東方松原村に沃く、村内を經ること十町許り、六所宮 除地一段四畝十五歩、松原村の境にあり、勸請の年歴を詳にせず、わづかなる祠なれども村の鎮守とせり、祭禮は年々九月二十一日、○稻荷社 村十五歩、前社の日なり、村内西福寺持、○辨天社 年貢の東にあり、村民持、○稻荷社 除地十八歩、村の坤の方の東にあり、村民持、○辨天社 年貢の東にあり、村民持、

そこを松原村と名付たる由、今も松原村内に宿といへる小名あるは、彼開きし民の居りし地なりと云へり、其事は猶松原村の條を見るへし、されば今に松原赤堤の地との間犬牙相接し、境界も定かには分ちかたし、民戸七十軒餘は所々に散在せり、地形平かに多磨川の分水を田間に引て用水となせども、水利宜しからず多くは天水を俟て耕作をなす、ゆへに陸田に比すれば水田の方少し、この村往古開墾のことは傳へず、されど松原村を開墾せし松原太郎左衛門は世田ヶ谷吉良氏へつかへしものなりと云、松原村の開墾は御入國の後ほとなきことにして、赤堤はその頃既に村落をなせしこと論なければ、吉良氏領地の頃よりひらけしことは知るべし、其後正保年中は私領所にて服部久兵衛が知る所なりし、元祿八年織田越前守命を奉して檢地せし頃、この地をも檢せしことは村民の口碑にのこれり、服部氏もいづれの頃が駿國にて禾地を賜はりし後、この所は御料所となり伊奈半左衛門支配せり、それより御代官の遷替あり、今も御料所にて大貫次右衛門支配せり、

小名 新井村の西に北澤 半田塚村の巽のあたりを云、東の塚あり、その地續き 栗原 當村の飛地に代田村内に

なれば此の明あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

あり、代田橋名は當村の飛地に代田村内にあり、橋の

新編武藏風土記稿卷之五十二 終

西福寺 境内除地二町一段五畝三歩、村の西にあり、眞言宗古義高野山寶塔院の末、光林山持明院と稱す、寛永年中時の地頭服部久兵衛某法印尊嚴を開山として建立せり、二王門東向兩扉の間九尺許、本堂五間に八間半本尊不動明王長三尺なるを安ず、近き頃回祿の災に罹りたれば本堂は其後の造建なり、以前は藥師堂もありしに、是も烏有せしかばそこに安ぜし藥師如來立像四尺計行菩薩の作なるを今は本堂に置き、開基服部氏先祖の位牌も是にあり、表に増福徳門と彫り、裏に於山城州伏見圓龍院葬之と云數字彫れり、寺寶 心經一軸 服部久右衛門先祖寄附せし、古碑一基 境内墓所にあり、青石の板碑なり、阿彌陀如來の立像を彫刻す、長一尺八寸許下の方少く斷缺せり、駕一尺許年月を録せず、

新編武藏風土記稿卷之五十三

荏原郡之十五 品川領

品川領は、郡の東の方海にそひし所なり、これも御打入の後に定められし領名なるべし、領中南北品川は海道の宿驛なれば、領名もかくなづけしなるべし、その地東は海岸に至り、南の方六郷領につゞき、西はすべて馬込領に隣り、北の方は麻布領なり、南北は一里にあまり、東西はその境屈曲して町數もわがちがたけれど、ひろき所にて三十町ばかり、狭き所にては七八町に過ず、村數十三皆郷庄の唱を失へり、

○大井村 大井村は、品川宿の南にあり、地名の起りし故を尋るに、村内光福寺境内にある古井は、建仁元年に穿し所にして土人これを大井と呼びしより、いつとなく地名となりしと云傳へり、猶寺院の條に詳なり、【承久記】等の書に、大井次郎品川太郎など見ゆるは、この處の住人にて地名を氏とせしならん、今郷庄の唱を失せり、中

古は此邊をすべて大井郷と號せしにや、貞治五年室町家の文書に、荏原郡大井郷不入讀村とあり、又鹿島社寛正四年の鐔口にも、荏原郡大井郷と彫る、されど某の村と云へきを某の郷と記せしことは、その例儘あれば、この鐔口の文のみにては證とするにたらされと、文書に記す所はたゞちに大井郷不入讀村とあれば、郷名なりしことは明なり、依て按ずるに當所の開けしは尤古き世のことなるべし、不入讀村は今の不入斗村にて當村に接する地なり、彼地にいます鈴森八幡は、神名帳に載たる磐井神社にして、其村内は彼社の神田不入の地なりしと云、又北隣新井宿村は、往古東海道往還の係る所にして【和名抄】に驛家とある是なりと云り、されば此二村往古より開けしこと論なし、當村其間に狭まりて其廣さ二十町に過ぎれば、こゝも又延喜已前よりも開けし地なるにや、しかのみならず村内光福寺は古寺にして、建仁以前の古刹なりと云へば、村の開闢古きことの一證とすべし、今の俗をもて推すに宿驛に近き所は土地も自づから賑はへるは勢なり、然るに當所かたの如く驛家に接したれば、古く開けしといはんも誣べからざるに似たり、又【小田原役帳】を閲るに、梶原日向守が知行新井宿は、宿の役あるを以他の諸役を除けるよし見えたれば、永祿の頃までも昔の

如く宿驛はありしなり、其後何の頃にか海道を今の地へ移され、海邊にそひて當村の内へも十九町程係れり、又池上道と云往來あり、今の海道よりは西に當りて品川宿より此村へ係り、南の方新井宿村に入る、是は池上木門寺の前より平間の渡へ達す道なり、或は云是古海道の跡にて、僅に其形残れるなりと、今當村の四隣東は海岸にそひ、西は馬込及び上下蛇窪の三村に隣り、北は品川宿に接し、南は不入斗新井宿の二村なり、東西二十町南北十八町、西の方に岡あり大低水陸の田相半せり、土人の傳に據ば、昔當所の地頭に長谷川豊前守と云人あり、

此人天正八年の頃檢地せしが、其細いと嚴密なりしかば、阡陌を開くとしもあらで、許多の畝歩を打出せしにより、村民等貢税の重きに堪ず、今に至るまで村夫野老暴虐の事を語れば、動もすれば長谷川繩と稱して無道の譬へとせりとぞ、此長谷川は北條家の侍なるべけれど世に聞へざる人なり、分限帳に長谷川彌五郎と云人あれば、彼等が一族などにや、又傳へに其頃は戸數僅十六軒ありて、貢米も今に比すれば半にも及ばざりしと、土地のいまだ盛ならざること知るべし、又彼十六人が子孫を十六苗の古百姓と稱して今も残り、されど其子孫村内に蔓延し、又外より來り移りしもの年々多くして、今は家數五百六

十二軒、稅務も古へに倍せり、又【小田原役帳】にのせたる江戸大井五十六貫五百六十文川村跡と云も此地のことなり、御入國の後御料所にて、伊奈半十郎預り奉りて、子孫世々支配せしが、寛政年中より大貫次右衛門光豊が支配所となれり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎、元祿八年織田越前守糺し、新墾の地は享侯十七年寛播磨守檢地せり、この餘寛文十三年延寶二年の二度に當村のみ檢地ありしと云、當村内には松平薩摩守松平土佐守、間部若狹守等の下屋舖あり、是は後年賜ひしものなり、

高札場 村の中程池上道にあり、

小名 御林町 村の東北の方南品川海晏寺門前に續けり、長六町餘、昔御林ありし處なれば名とせり、今は靈師多く住す、則當所は八浦の一なり、八浦のことは南品川靈師町に辨ず、又此町の西裏も昔は御林なりしが、何の頃か新田となりしを、明和年中伊奈備前守檢地し、濱川町御一和税の數をさだむ、そこは御林跡と唱へり、濱川町御林町の續きなり、是も長六町餘の町なり、三十軒家、濱川町町の中程を濱川流るゝゆへ名とせり、三十軒家の内に數三十軒餘ある處なれば名とせり、喰違跡 三十軒家の内り、往古宿への入口なれば喰違、穢多町 御林町の西なり、の土手ありし故の名なりと、穢多町 穢多のもの五十九軒住せる所なり、此穢多古へは南品川品川寺の邊に住居せしが、承應元年此地へ移さる、其後元祿八年檢地ありし時、穢多町の分家町二畝二、九歩餘地にせられしと云、此町に白山權現の祠あり、祭禮は毎年九月十九日なり、南品川宿本

(芝竹)

覺寺、上芝下芝、多町の南方田圃なり、東寄を下芝と竹芝と呼し名残りなりと云、詳なるは古此邊の浦をことば南品川の條下に見えたり、品川原宿の境田圃の間を云、古は品川の民こゝに居りし故名とせしともいへど、全く當村の内であれば大井原とも呼よし土人云へり、享保年中より御放鷹の地、なれり、この邊雲雀の聲、本村中程他境に勝れたれば大井原とて人々賞せり、是も本村の意なるべし、を云、此村開闢の始は民家多くこゝにありて村の本なれば名とせり、或は中居とも云よし、是も本村の意なるべし、出、石村の西南馬込村境をいふ、いかな、狐窪村の西上蛇窪、石村の西南馬込村境をいふ、いかな、狐窪村の西上蛇窪、大塚、同じあたりを云、此邊に、金子原、同じあたり少し南、某と云富家のものあり、しゆへ名とせりと、

林九十一ヶ所 何れも僅ばかりの林、松杉及雑木をいふ、

(川流)

立會川 村の中程を流る、西の方下蛇窪村より入り、村内三、十町餘を流れ東の方海に沃く、こは濱川とも呼り、濱灘なれば此唱あり、川幅六間或は八間に至る、昔上杉北條戦争の頃此地にて合戦ありしゆへ立會川、名起れりと、按るに大永年中品川の前高繩の原にて上杉朝興の兵と、北條氏綱の勢掛合せしこと【小田原記】等の書に見えたり、土人の傳ふる所は是事をさしていへるか、或云鎌倉右大將家の頃、朝比奈義秀等劍術を學びし處なれば太刀合といひしを、後に今の文字に書替しと、是は尤うけがたき説なり、又云昔此處に市立て野菜を賣買せしに、人々つとむて互ひに會合せし地なれば立會の名は起りしと、かく種々の浮説のみにて皆證據もなければ、うけがたきことなり、此川の水元は碑文谷小山中延等所々の悪水落合で一流となり、中延村の内小名流合といふ地を歴て蛇窪村に至り、それより當村に入るといへり、是によ

れば其始は瀧間川と唱へしを、後に誤り唱へてたちあひ川と稱せしにあらざるや、今土人に問へばたつち川など答ふるもあり、もし然らば今中延村にて川の名なきは其唱を失せしならん、されど此考もさせる證あるにあらざれば牽強に濟る事知らず、

野 所々にあり、葦生茂れり、合せて一町、餘の地なり、是外芝原藪等所々にあり、

濱川橋 村の東方濱川に架、品川用水、西の方蛇窪村より入り、長八間幅三間、所々の水田に沃き、末は南品川に入る、

郷倉二ヶ所 一は村内里正五藏の宅地あり、一もそのほとりにあり、

松平薩摩守抱屋舖 村の東北御林町の後、同人下屋舖續にあり、六町一段五畝十八歩萬治三年より抱屋舖と、

鹿島社 除地一段四畝、村の南方にあり、當村の鎮守なり、相傳ふ安和二年の頃常陸國鹿嶋明神を勧請せりと、本社九尺四方拜殿七間に六間半、前に石の鳥居あり、柱間九尺許拜殿の西北中に二間に二間半の神樂堂あり、豊歳を祈んがため毎年六月廿五日に村民こぞりて神樂を奏、末社稻荷社、辨天社共に本社、別當常林寺、除地二段十六歩、社地の北に續常行寺末、爾現山來迎院と號す、寺傳に云當寺の本尊藥師は慈覺大師の彫刻なり、開山法印尊榮大師の命を受けて此所に鹿嶋社を創立し、又精舎をも建立し此像を安置せり、後星霜をへて貞和三年了覺法印と云沙門當寺を中興して堂舎も壯麗な

と、古鯉口一口 其圖上の 觀音堂 此所は即御茶屋のあり、

觀世音を、九頭龍權現社 年貢地村の中程にあり、本尊十一面、安置す、

酒を供ふ常林寺の持、此社の側に年ふりたる柳樹ありて、その本に古井あり柳の清水と唱ふ、早打續きし時、も潤ることなしとい、八幡社 除地九十坪、小名御林町にあり、鎮座の社といへば古社なるべし、御林町の持にて祭年には八月十五日神輿を渡せり、又毎歲五月中神樂湯立等の神事を行へり、村内常林來福の兩寺より隔年にこれを司れり、入口に柱間二間ほどの石の鳥居を建、本社は宮造にて六尺四方前に拜殿あり、三間に二、末社辨天社、本社の南の方小池の中にあり、稻間東に向ふ、

荷社 本社の北、神明社 除地一段十二歩、小名濱川町にあり、

當社も村、開闢よりの神社と云のみにして其年代を傳へず、祭禮毎年九月十六日神樂を奏す、村内來福寺持下五社持皆同、末社稻荷社、天神社、抱瘡神社、辨天社、右何れも本社共に小祠、

荒神社 除地四畝六歩村、藏王權現社 除地八畝

十歩、村の北の方にあり、祭禮毎年九月三日神酒を、

供す、此社あるにより此あたりを權現臺と呼べり、稻荷社 除地七畝十歩、村の西の方にあり、

瀧王子權現社 除地五畝

五歩、村の中程にあり、相殿に稻荷を配祀す、土人瀧氏の稻荷と稱するよしなれどもその來由を詳にせず、是も瀧王子稻荷とよひしを誤、

諏訪社 除地四畝十八歩、小名濱川町にあり、

稻荷社 年貢地、これも小名濱川、町にあり百姓の持なり、

(水清の御)

りしとぞ、天正の末年より此邊にて御放鷹などありし時は、屢當寺へ渡らせたまひしが、正保二年別に境内の地へ御茶屋を建らる、大猷院殿の御時本尊藥師の傳來を尋ねさせられしかば、時の住僧其由來を申上りしより後は永く御祈禱所となれり、御歳四十二の御厄歲に、當山の御殿は惠方なればとて節分の日渡御ましまして御祈を命ぜらる、又一年此御茶屋にて堀田加賀守御茶を點じ奉りし事有しと云、其後何の頃にや御茶屋破損に及びしかば、其儘廢せられしなり、今は其跡に鹿嶋の本地十一面觀音の堂を建置り、又云貞享の頃連牛早敷ありしが、時の住僧榮法印村内九頭龍權現の社地なる柳の清水と云を加持水となし、當社に於て祈雨の神事を行ひしに、忽好雨降て其年豊なりしとなり、今もこの遺例によりて毎年六月中旬法樂の神事あり、客、寺寶不動尊畫像一幅、智證大殿七間に六間半南にむかふ、



(臺現權)

西光寺

除地二段二十五步、村の中央にあり、淨土眞宗江戸麻布善福寺の末なり、榮松山と號す、古は天台宗にて弘安九年榮順法師の開基なりしが、其後何の頃にや改めて今の宗となれり、慶長年中榮空沙門中興す、榮空のことに後に見えたり、客殿六間半に六間本尊阿彌陀如來を安置、客殿の前に兒櫻醍醐櫻の二株あり、尤古木なり、寺寶

聖德太子木像一軀、太子十六歳の像と云、杉の六地藏木像各軀、小野篁の作、各長、藥師木像一軀、弘法大師の作、長寸餘の立像、六字名號二幅、一は顯如上人、一は系宗の頃客殿に安置せ、

圖一卷、當寺中興開山榮空の系圖なり、其譜の大略に云、榮空信長死後比叡山延曆寺へ隠れ、法徳坊を師として剃髮染衣のすがたとなり、三年を歴て東都へ下り、やがて當寺の住職となれり、定仲の父は下野國司芳賀豐登の後裔右介定明と云、後に入道して玄覺と稱す、武田信玄の甥にて屢戰功ありし人と云、信玄より賜はりし感狀及び陣羽織、東照宮の御教書等を傳へて今も寺寶となせり、系圖の末に左の數行を記しあり、

抑當家者累代不絶而世類鮮乎、然者定明使武田信玄軍功有之人也、依之而定仲使當家先祖事、信長公依而御尋、定季方有之卷入上覽、則寫之貽定仲者也、
天正十年正月十五日 楠河内守正虎 入道長庵

芳賀累代系圖長庵撰處不可怪者也

文祿元年五月十一日 秀次

御教書一通、東照宮芳賀玄覺賜はりし御書なり、其文に左のごとし、

大納言殿御下向之由、御知せ置候、則使は遣候之間、宜取成頼入候、廿八日參可仕候、其刻任面上諸事可申承候、恐々謹言、
六月朔日 御諱 御判

芳賀元覺殿

感狀一通、武田信玄より玄覺へ與へし、感狀なり其文左の如し、

今度在城合戦之時、自乍蒙捕手、一日之内敵首十三内甲首七討捕勝利之段、至威悅候、并忠節無比類候、至子孫可申傳、恐々謹言、
信濃守

九月十九日

晴信 花押

内々物語申入候、長刀進之候、度々得勝利珍重成道具にて候間、子孫迄御傳可有之候、不具、

陣羽織 領

武田信玄の陣羽織なり、唐織茶地青黄紅の色絲をもて惣體へ丸き形を織り、その内へ鳥及家木立などの文あり、羽織の製は袖なしにして、尋常の陣羽織なり、長二尺二寸餘幅一尺五寸許、地蔵堂二間半に二間、貴布禰社蹟門を入て左の方敷の中にあり、境内にあり、南品川宿にある貴船神社は往古此地にあり

光福寺 除地三段一畝十五步、村の中心にあり、淨土眞宗にて東本願寺の末なり、大井山と號す、當寺も古は天台

台宗にて此村開けし頃よりの梵刹なり、後故ありて淨土眞宗となれり、其後文永二年了海上人再興ありしにあり、今も此人を中興の開山となせり、寺傳に云了海の父は鳥羽院の皇胤信光の嫡男にて、頭中將光政といへり、和泉の刺史に任ず、母は滋野井宰相の女なり、光政故ありて東國へ配流せられて民間に下れり、されど常に一子の無を嘆きける故、或時齋して藏王權現へ祈誓せしが、或る夜の夢に天より星下りて母の胎に入れり、夢覺し後了海を誕みたまれば、これ藏王の奇特なりとて宮社を造りて是を鎮坐す、今品川原にある權現の祠是なり、又其頃當寺の住持覺圓律師の夢に、聖德太子枕上に現して曰、光政の子は即ち藏王の化身なり、汝宜く新に井を穿ち産湯の水にすむむべしと、由て境内松樹の下に井を掘るに、人力を借ずして清泉涌出して井となる、時に建仁元年六月十五日男子誕生あり、彼水を汲て産湯となし童名を松丸と名付く、此井靈井なるによりて大井山と號し、村をも大井村と名付く、松丸八歳の時覺圓に從て剃髮し了海と號す、又叡山に登りて淨榮僧都を師とせしが、其後故ありて親鸞の弟子となり、再び故郷へ歸りて寺を中興せしが、此頃父光政も剃染して空範と改めしにより、是を當寺に止め置、已は更に麻布の善福寺を草創して其地へ移り、徳治元年十一月六日示寂せり、客殿七間四方本尊阿彌陀佛、寺寶六字名號一幅、鞍一具、鏡一雙、右の武器は光政所持のよし、太子堂、客殿に向ひ左の方に傳ふれどもおぼつかなし、大井跡、客殿の北の方山腹にあり、横に大師の作長五尺許、深き穴なり、或書に云この井は大なる穴にて、臨むもの目くるめくあり、今はうづもれて穴の徑六七尺もあるべし、土人の傳にこの穴より涌出する水は大旱といへどもつく、○來福寺、境内除地四段一畝十八歩、村の東北にあり、新義言宗、同郡馬込村八幡宮別當長遠寺の末なり、海貫山地蔵院と號す、正暦元年智辨阿闍梨の草創と云、客殿七間に六間、本尊

は弘法大師の彫刻にて延命經讀地蔵と云へり、寺傳によれば此寺は鎌倉權五郎景政の守傳なりしが、數傳の後梶原景季に傳はり、終に當寺へ納たりといへりと證となすべきものもあらざればうけがたし、天神社門を右の方小高き處、梶原塚、境内北の方にあり、景季の墳と云、按にあり、已に馬込村の條にも記せし如く、永祿の頃小田原北條家人に梶原氏のものありて、馬込村を領したるにより後人附會の説を起し、かく景時が舊跡のやうに云傳、梶原松、延命櫻此二本は共に客殿の前にあり、梶原景季地蔵信仰の餘自ら植しと云傳ふ、今もこの間にありて地蔵尊信心の人は櫻の木を納ることとなり、當寺の境内には昔より櫻樹多かりしが猶近き頃檀越の寄進にて再び植増せしにより、毎春花ひ來りて賑へり、○嶺雲寺、境内除地五畝七歩、小名濱郡南品川宿天龍寺の末なり、高祥山と號す、慶長九年開山殿寺和尙の草創といへり、中興を不問寶傳和尙と云、萬治三年十一月十五日示寂す、中興の開基は吉田半左衛門重房と稱して境内に墳墓もあり、その碑陰に記せし大略に云、重房は越前の人なり、故ありて相州粕谷に來りて住居せしに、後當村へ移りて村民となり、當寺を開基し萬治三年五月二十一日享年六十五にして死せりと、今此子孫をしら、○清傳寺、境内客殿五間に四間本尊釋迦如來を安置す、○清傳寺、境内九畝五歩、小名御林町にあり、是も天龍寺の末なり、福山と號す、開山は中興寶傳和尙のよし起立の年月を詳にせず、二世を境眼清傳和尙と稱す、寛文元年三月十日、○稻荷社、白玉稻九日に寂せり、本尊釋迦如來客殿に安ず、○稻荷社、白玉稻山と號す、永徳二年開、龍光和尚草創せり、中興を千巖億座元禪師と云、延寶八年二月二十四日示寂す、本尊彌陀を安置す、

妙見堂 内陣九尺に六尺拜殿二間半に二間、稻荷社二間四方の社なり前に木の鳥居あり、前に木の鳥居あり、稻荷社の南の方にあり青雲老稻荷大明神と稱す、牛耕庶蹟り、伴人芭蕉の建たる菴なりしが、享保四年回祿に罹りて烏有となり、古碑しが、今は其蹟へ小堂を構へて芭蕉の像を安置り、
 二基 共に文字磨滅して全く讀得ざれど、
 ○地藏堂 境内拜領十六坪、小名御林町にあり、昔は濱川町にありしが寛文五年こゝへ移されしと云、三間四方の堂なり、來福寺の持、
 刑罪場 濱川町より南の方にあり、慶安四年より此所にて一段二畝の地を刑罪場と定められたり、前面の海岸に老松一株あり、故に土人一本松獄門場と云、又鈴ヶ森獄門場ともいへど、鈴ヶ森の地は隣村不入斗村に屬して當村には係らざれば、此唱へは甲俗の訛りなり

舊蹟萬福寺蹟 村の南の方なり、昔馬込村の萬福寺こゝにあつたが、應永の頃屢高波の患ありしかば、それを避てかの地に移りし跡なりといへり、又土人、○御茶水この處を丸山と唱ふれどもその來由を詳にせず、同所にある井なり、相傳ふ正保の頃此邊へ御放鷹のついで常林寺へ御立寄ありし時、堀田・賀守此井の水を汲て御茶を奉りしより、今も舊蹟として御茶水と呼べると、事は常林寺の條に見ゆ、
 舊家大野五藏 五藏の家祖は御入國の頃里正を勤む、子孫相續して其職をつぎ、五藏が父の時年頃其職に心を用て、農民等をもよくひきゐ、年貢租税も意ざりし褒賞として、文化二年八月今より以來永世苗字を名乗べきよし許されしと云、家の系圖とて世々藏せり、その譜に載し大略に云、斯波治部大輔義將より五代の孫、斯波左兵衛督義敏の三男、三河守義高の時堀越御所政知に事へて、大野式部大輔政家といへり、其子和泉守正敏に至り、堀御所茶々丸北條早

雲が爲に亡びし後、明應九年八月兩上杉に乞て亡君の體を報んとせしが、運や盡たりけん戦ひ自てやうやく武州へ遁れ來り、遂に今の地を開きて住所となし、それより子孫相傳へて今に至ると云、家に村正の短刀一振、兼吉兼元の刀二振を藏す、これは堀越御所より賜ひしものと云、又墨畫の雲龍一幅、墨畫の雁一幅あり、何れも古色に見ゆ、雲龍筆者を詳にせず、雁は雪舟の筆なり、又長さ四尺高三尺幅一尺五寸許の手水鉢あり、世にめづらしき石なり、方解石なりともいへど、かゝる大なる方解石も稀なりと云、彼が宅地の前に櫻一株あり、享保年中御放鷹のおりからこの木の花を御賞ありしとて、後には上意櫻と名付、
 ○百姓源 八海野氏の裔、櫻井對馬守の由云傳ふれども、系圖舊記等なければ定かならず、家先祖對馬守十六歳の時着せしと云甲冑、及び鎗一筋を傳へたりしが、いつの頃にや鎗は失ひしとて甲冑のみを藏す、

○上蛇窪村 上蛇窪村は郡の中程にあり、村名の起りを詳にせず、土人の話に此邊濕地なれば蛇の多くすめるに於て村に名づけしにやと云、東は大井下蛇窪の二村に接し、西は中延村に及び、南は馬込大井の二村に境ひ、北は下蛇窪中延の二村に隣り、大低東西も南北も十二三町、家數三十六軒、陸田多く水田少し、土性は砂錯りて穀物に宜からず、元祿八年織田越前守檢地す、御入國の後より伊奈半十郎が家にて世々支配せしが、今は大貫治右衛門光豊替れり、
 高札場 村の中程より少し、東北の方にあり、

小名 谷戸 フカンボウの上方、東の間の前田、南の方、谷中西南の方、關根是も同じ、中通程をいふ、宮前西の方、大原北の方

林 中延村の境にあつた松の林なり、
 ○芝野七〇萱野二十九〇藪三何れもつゝの土地なり、
 神明社 除地二畝二畝、村西の方にあり、社二間に二間半村の鎮守なり、勸請の年歴を詳にせず、馬込村長遠寺の持、末社稻荷社本社の側

○下蛇窪村 下蛇窪村は上蛇窪の南にあり、昔は一村なりしと見えて村界多く犬牙せり、正保の頃の地圖には已に上下に分てり、大低東西へ七町南北へ四町、東は大井村に接し、西は中延戸越の二村に界ひ、北も戸越村に隣り、家數四十六軒、土性はすべて上蛇窪と同じ、當村も御入國の後より伊奈半十郎が世々支配所なり、元祿八年織田越前守檢地せり、寛政の始伊奈左近將監職を失ひてより以來、大貫次右衛門光豊支配す、此餘五石の地南品川長徳寺領あり、是天正十九年東照宮御寄附ありしと云、
 高札場 村の中程より少し、東の方にあり、

小名 大間窪 宮田 前田 共に村の西の方を云ふ、原 上ヶ谷 西村の西を、道上村の中程

萱野五 何れも少し許、
 ○藪字道上にあり、
 神明社 除地四畝二十三歩、村の東の方にあり、本社に六尺に九尺、拜殿二間に二間半村の鎮守なり、勸請の年代を知らず、祭禮九月十日、
 稻荷社 除地一畝二十一歩、同所に六日東光寺持なり、
 東光寺 除地五畝六歩、村の東の方にあり、天台宗江戸麴町に開基及び起立の年代を傳へず、法師幸傳と云もの、墓石に、寶永三年九月七日と彫たり、客殿三間に四間本尊彌陀如來を安ず、
 ○庚申塚 除地四歩東光院より少し、東の方にあり、同寺の持、

○戸越村 戸越村は南品川宿の北にあり、家數三百三十一、南は南品川宿及中延村、西は碑文谷下目黒小山の三村なり、北は桐ヶ谷村、東西二十七町南北八町餘、陸田多く水田少し、土性は砂錯なり、當村開墾の年代詳ならず、小田原分國の頃は太田新六郎康資が知行にして、寄子梶原某へ配當高拾三貫三百文の由、其頃は當村も六郷の内に屬せしこと【北條役帳】に見えたり、御入國後寛永年中伊奈半十郎檢地す、其後元祿十年織田越前守改む、古より御料所にして伊奈氏世々支配せしが、今大貫次右衛門光豊支配す、此餘五石七斗五升三合北品川清徳寺領、

及同所稻荷社領一石五斗交はれり、

小名 唐ヶ崎村の西南の方、平塚村の西の方、辻東の方を

中通村の中程を云下同古海道の、岩清水、藪清水

八幡社 除地二段五畝十五歩、村の東にあり、神體は木像にて

長五寸許の坐像なり、村内宇敷清水と云所より出現す

と云傳ふ、勸請、年月詳ならず、村の鎮守にて毎歳九月二十

八日神樂を奏す、本社九尺四方前に拜殿あり四間に二間半、

それより二町許の間に兩側に松杉の並木連り、

其中央に石の鳥居をたつ、行慶寺別當せり、

行慶寺 除地五百五十六坪餘、八幡社の西にあり、淨土宗南品

川宿願行寺末、八幡山成就院と號す、開山に圓連社方

警西源大徳寛文十一年七月十五日示寂す、本堂六間四方、

本尊、尊阿彌陀如來を安置す坐像にして一尺二寸餘、

觀音堂、本堂の坤にあり、二間四

舊家百姓平右衛門 平右衛門は鈴木氏なり、先祖は鈴木加賀

母の賤きを以て憚りて鈴木を氏とせりと、氏向も小田原の氏政

氏直など一族なりや未其家系を考へず、清重は天正八年十

一月十五日没す、それより今の平右衛門に至る、將軍地祇

まで血脈相續せり、左の二品を家に藏せり、

一編、伽羅にて作る、長一寸二分古色にして、彫刻至て工な

空へをさめし、富士山御畫一幅、嚴有院殿の御筆なり、故あ

と云つとふ、

○桐ヶ谷村 桐ヶ谷村は郡の東境にあり、江戸日本橋よ

り二里半の行程なり、家數六十軒、東は居木橋下大崎谷

山の三村に隣り、南は谷山戸越の二村に接し、西は下目

黒村に及び、北は上大崎村に交る、東西二十町南北八町

餘、南の方はすべて丘なり、北に及びては地低くして谷

合多し、村の東の方に相州街道係れり、下大崎村より入

て戸越村に達す、此間五町許、當村開墾の年代詳ならず

御入國の後御料所にて元祿八年織田越前守檢地す、又同

じ頃村西の溜井を開墾して水田とせしもの五段、伊奈半

左衛門檢地して新田となる、今は一圓に大貫治右衛門光

豊が支配所なり、

小名 幡ヶ谷 本村より東南の方八幡宮の邊、幡ヶ谷上本

より西南の方なり、凡十町四方許の地也、

凡七八町四方、花ヶ谷 本村より西北の方六、上の

池 本村の西にあり、座頭窪 村の東の方九二町、

上方の池の上にある、山伏塚 村の西にあり、

字となれり、名主宇右衛門が先祖農家となりし頃持傳へし

武器を埋みて築きし塚なりと云傳ふ、其名の起りし所以は

つまびらか

目黒川 當村と下目黒上大崎との界、

氷川社 境内除地五段二畝、村の中央にあり、

社は丘上にあり、七間に九尺拜殿三間四方石階二十級を下りて鳥居

を立、兩柱の間九尺左右に古松あり、

座の年代詳ならず、昔は年貢地なりしが元祿年中より社地免

除ありしと云、祭禮年々正月十五日備前講と云こと、

末社 稻荷社 祭禮年々二月初午の日これも本

稻荷社 祭禮年々二月初午の日これも本

南の丘上、諏訪社 除地三畝、是も村南にて

見捨地、村西にあり、第六天社 下目黒道の往還

り是も小祠なり、第六天社 下目黒道の往還

安樂寺 境内除地七畝、村の中央にあり、

別當、琳寺末、松園山寶林院と號す、

良瑠天正元年正月没す、本堂五間に四間半、

坐像にて長三尺許、昔は不動尊を本尊とせしが何の頃か紛

失せし故今の本尊を建立せしと云、

境内に池あり萩あまた其邊に植ゆ、

靈源寺 境内三千五百坪、

無常院と號す、開山寶蓮社林珠靈源寛文六年没す、

陀木佛にして坐像長二尺、當寺昔は三田豐

岡町に在しが何の頃か當所にうつれり、

地蔵堂 惣門の正面にあり、

像にして長四尺餘、稻荷社 客殿の背後、

鐘樓 享保四年鑄造、

稲荷秋葉山王合社 客殿に向

なり、不動堂 同く右にあり二間に三間不動の像は慈尊

間四方、大師十三歳の時の作と云傳ふ、坐像にて

長二、間廡堂 境内にあり、

○居木橋村 居木橋村は品川宿の西にあり、

居木橋と云橋あるゆへに此名起れりと、

又土人の説に品川宿の境にゆきぎの松と云古松ありし故に、

ゆるぎ村とも唱ふ、

居木と書は假借なりと、これもうけがたき説にて

後人の牽強なることしらる、

家數三十八軒、東の方は南北品川宿に接し、

南は南品川宿及戸越村に隣り、西は谷山桐ヶ谷の

二村犬牙して互に飛地多し、北は下大崎村及北品川宿

にて大抵目黒川を界とす、東西八町南北五町許、

水田陸田相半せり、その土は砂まじりて瘠地なり、

古より御料所にして伊奈氏世々の支配所なりしが、

今は大貫次右衛門御代官所なり、

目黒川 村の東北の方を流る、

○居木橋 目黒川に架す、

當村より北品川宿へ達す、長七間幅二間、

此橋村名の起るもとなり、と云ときは古き橋なること知るべし、

間半に三間、祭神は雄子大明神なり、當所遷座のとき村内に祀りし祠貴船明神春日明神子權現稻荷明神の四座を配祀して一社とす、故に五社明神と號す、本社の前に拜殿あり二間四方石階十五級を下りて石の鳥居を立、祭禮毎年九月二十三日村民神樂を執行す、當所鎮座の年代は詳ならず、當所へ遷座ありしは百七十年前の事也、觀音寺持、

觀音寺 境内除地一段八畝、村の東南五社明神社の東にあり、天台宗江戸龜町山王別當城琳寺末、古は東雄山松琳院と號せしが、何の頃にか金剛山圓通院と改む、開山は大阿闍梨法印光海天正元年九月三日示寂す、中興開山は第十三世法印智淵享保の頃の人なり、此時始めて城琳寺末となれり、當寺も昔は居木橋の少し南の方にありしとぞ、其跡に今石地蔵殘れり、客殿六間に五間、本尊釋迦如來は坐、觀音堂三間に像にして長二尺許脇土文殊普賢を安ず、觀音堂二間に客殿の北にあり、本尊は如意輪觀音なり、慈覺大師の作と云傳ふ、

○上大崎村 上大崎村は郡の東境にあり、江戸日本橋より二里、開墾の年代を傳へず、正保の頃までも大崎村とのみ古圖に見えたり、元祿の改には既に上下に分てり、下分の地はこれより前島田某の開きしことは後に見ゆ、家數二十一軒、東は大崎村及び品川宿に續き、南は桐ヶ谷谷山の二村に隣り、西は下目黒村に錯り、北は今里村に墾ふ、其中に谷山下大崎の地は入合多くして接界別ちがたし、東西十五町許南北十二町餘、南の方目黒川の邊は平地にして水田を開けり、土性は眞土或は黒野土なり、西の方は高低ありて松平上總介、松平内匠頭、森佐

渡守、柳生但馬守等の下屋舖あり、檢地は元祿八年織田越前守改めし後、享保十七年寛播磨守新田を檢す、村内に相州中原へ達する古海道あり、俗に中原海道新道と云當所は其往還の驛にて、爰より橋樹郡小杉佐井戸を歴て相州の内中山に至り、夫より中原に達せしと云、昔より御料所にて今は大貫次右衛門光豊が支配所なり、又昔村内小名六軒茶屋と唱へし段別一町四段九畝五歩の地、及小名永峯と呼ぶ段別二町一段一步の所は、正徳三年より御府内町並となれり、

小名 永峯町 六軒茶屋町 二ヶ所とも白金臺町の續に目黒川 村の南境を流る川 ○橋目黒川に架す板橋なり、當間幅二間、橋五間ばかり、○橋目黒川に架す板橋なり、當

萱野二ヶ所 ○林十一ヶ所 共に百姓持なり、一ツ橋殿抱屋敷 當村及び下目黒村入會の地なり、○松平上總介抱屋敷 下屋敷に添り下大崎村及三田中目黒下目黒當村及び三田中目黒下目黒等の四村入會の土地なり、○眞田伊豆守抱屋敷 村と入會、○森佐渡守抱屋敷 添り、○長田龜吉抱屋敷 領地に添、○井戸平八郎抱屋敷 ○高木新五郎抱屋敷 目下

黒村と入會の地にあり新五郎は松平羅殿頭の家人なり、

三島社 社地二十八歩村の南にあり小祠、勸請の年代傳はらず、下大崎村寶塔寺持、

德藏寺 境内七畝六歩、村の南にあり、天台宗江戸龜町城琳寺末長命山地藏院と號す、開闢の年代開山の名も傳へず、本堂六間に五間本尊 觀音堂門を入て右にあり、三間三尊彌陀を安置せり、觀音堂に二間觀音の立像三尺忠心の作なりと云傳ふ、

増上寺下屋敷 村の北にあり、寛文元年麻布龜前坊各の替地として賜はれり、構内に子院七ヶ寺あり、左のごと 最上寺 極善山即相院と號す、開山源蓮社勝譽巡公し、元和六年三月二十三日寂す、開基は戸川隠岐守同筑前守の祖 大鐘 近世鑄造の鐘なれど、銘文内藏助なりと云、大鐘 考證に益あれば左に載す、

武州荏原郡大崎村極善山即相院最上寺者、勝譽巡公上人之所創而戸川君内藏助之所造也、寺原在都下溜池、祝融爲崇堂宇悉烏有焉、因卜地于麻布狸穴經營再成、寛々元年寺主有故又移之大崎、今寺即是也、按上人弱齡學于三緣山觀智國師會下、爲人篤恭修道勇猛、學德日進、國師以爲法器寵遇異于他矣、當是之時戸川君館于溜池、母堂素歸佛乘、特欽上人道風以奉其教、未幾以病逝矣、戸川君乃奉遺命寄其園宅於上人、上人訴之官遂以其地爲道場焉、國師歎美其勤頓命之以今號、實元和二年丙辰之秋也、嗚呼創基悠遠於今幾二百年、其地三

轉而結構愈隆、淨業日新、蓋是上人德澤之所流乎、但所闕者銅鐘耳、現住第十三世量譽察堂上人有志于求焉適有中村道壽居士者、喜捨淨財以助其志、今茲春三月新鑄洪鐘、以供其文祖隨譽智雲道松信士及親族諸靈之冥福也、察道上人與予有故、請余銘之、余爲之銘曰、洪鐘茲就、響當商宮、獅吼雷振、三有頓空、佛日重曜聖澤滋隆、誰是靈益、利濟無窮、寛政二年庚戌春三月本願寺撰擇山念佛院と號す、開山稱譽 正福寺知足山少欲開山眞譽論道正保三年二月六日寂す、開基山崎猪左 戒法衛門妻女歡翁宗林元和五年十二月二十九日死せり、延寺 東照山榮願院と號す、開山傳譽良存元和八年江戸本芝に起立す、寛永九年麻布狸穴に移り寛文元年御用地となり、延寶二年こゝに移れりと云、良 善長寺 道徳山傳受院と號す、吞は承應元年五月四日寂す、善長寺 開山信譽良阿蘇山の寶樹庵(今寶松院)を開き、次で芝新錢座町に當寺を起立し、寛永十一年飯倉町五丁目に移り、寛文八年こゝに移り、初は大運寺と號せしに慶安二年緣山 清岸寺法性山淨院院と號業譽今の山寺號を賜はれり、寛永七年江戸八町堀に草創せり、同十二年御用地となり芝金杉に轉せしに、明曆三年回祿の後麻布狸穴に移り、寛文元年御用地となりこゝに轉ず、法雲は 大鐘 八世順亮の光寛永十九年正月二十九日寂せり、大鐘 時鑄造す、光取寺 寶運山攝現院と號す、開山向譽和童寛永元年江戸西久保年御用地となり、天和三年こゝに移り今の寺號に改む、知童は寛永十五年十二月二十日寂す、十名地藏尊を安ず、駿州普

陀山久能寺源清僧正の感 了福寺多善山心光院と號す、開
得せし地藏尊といふ、 山門響道山寛永十一年芝
赤羽に起立せしに御用地となり 大崎明神社門あり、往古
こゝに移れり、今堂宇類廢す、 大崎郷の惣領守 鐘道堂門あり、左
なりしと云、 鐘道堂門あり、 火葬地南の方にあり、
て寺務

○下大崎村 下大崎村は上大崎の東にあり、分村及江戸
の行程前に見えたり、家數三十三軒、東より北へは白金
村及北品川宿、品川臺町、今里村、上大崎村等に隣り、
南は谷山、桐ヶ谷、居木橋の三村に墾ひ、西は上大崎、
谷山の二村に接す、上大崎及品川宿の境界は土地犬牙し
て分ち難し、凡東西五町南北も同じ、相傳ふ昔此地に島
田若狭と云人ありて開墾せり、今の名主庄八は其子孫な
りと云、村の地形は北東の方土地高くして西南は打開け
水田多し、土性は野土黒土等にて砂利交はれり、陸田は
水田にひすれば多し、元祿八年織田越前守檢地す、昔よ
り御料所にて伊奈半十郎が御預所なり、寶曆の頃までも
半十郎が子孫半左衛門忠有支配せしが、後に御代官舟橋
安右衛門、柴村藤右衛門、小野左太夫、辻源五郎等相替
りて支配せり、寛政年中より大貫治右衛門光豊が支配所
となれり、當所御城下を距ること遠からざれば、元和の頃

松平上總介に別業地を賜りしを始として、萬治寛文以來
年々武家の別業地賜はり、又は抱屋敷となりしもの出來
て今は十ヶ所に及べり、故にその田地は次第にせばまり
しこと知べし、
目黒川 村の南を流る、西の方谷山村より流入、村内を經る
こと二町許にして北品川宿へ入、川幅は六間、
○板橋目黒川に架す、長六間幅

三田用水 水元は同郡下北澤村より多磨川分水を引分ち、數村
をへて白金今里入合の地より村内へ流入、所々の水
田へ沃き、餘流は 玦樋里俗寶塔寺下以樋と唱ふ、長四間半
北品川の地へ入、 玦樋 高横共に一尺傍に樋のりて用水を
通せり

荳野 二ヶ所
あり、
松平陸奥守抱屋敷 下屋敷に ○松平上總介抱屋敷と入會下
屋敷に ○松平出羽守抱屋敷 下屋敷に ○久留島伊豫守
抱屋敷 ○一柳近江守抱屋敷 ○眞田伊豆守抱屋敷 村と入
會 ○豊田九右衛門抱屋敷 九右衛門は紀
伊殿の家人、 ○品川少林院
抱屋敷 少林院は東海寺の塔中なり、
北品川宿の界にあり

雉子宮 除地六段一畝九歩、村の東方品川臺町の境にあり、上
下大崎及谷山村の鎮守なり、祭神日本武尊、社傳に云
文明年中當所に白雉一羽飛來て死す、其夜村民の夢に甲冑を
着したる人來て告て云、我は日本武尊なり我を當所に祀らば

國家を守護し村民安全なるべしとて遂に白雉と化し飛去ぬ、
是によつて彼白雉を埋み大島明神と號す、大嶽院殿御所屬
時白雉一羽當山に飛入しかば、是を退て社前に至らせ給ひ、
村民に神號を問せられしに大島明神と上せしかば、今より
雉子宮と稱すべしと上意ありしと云、神體木像長一尺三寸本
社方一間半幣殿二間に一間拜殿五間に二間、向拜一間半に二
間、社前に石階あり、其下石の 末社稻荷三島子神合社
鳥居水屋等建り、例祭九月二日、
本社西南にあり、一間半に一間神體各幣束なり、三島は元
上大崎村に鎮座し、子神も別社にて村内にありしが、何の頃
か爰に合祀す、三島の舊地二百十坪、子神の元地 別當實
塔寺 本社の東にあり、天台宗にて文龜二年南品川鎮守町の邊
築立し所なれば、社傳語がたし、初は法東寺と書す、寛永の
頃今の文字に改且慈光院と號す、萬治年中村内今の一柳氏の
抱屋敷の邊に移れり、然るに目黒川溢れて屢水災に罹りし故
今の地に轉ず、草創以來江戸町城琳寺門徒なりしに、正徳
四年中興開山傳陽の時東叡山より寺格を進め、城琳寺末寺と
なり、且山號を許して白雉山と號す、其免許狀今に藏す、傳
陽は享保十六年十月十五日寂す、本堂庫裏を合て十二間に五
間、本尊彌陀木の立像長四尺脇立觀音勢至長各一尺五寸、
元三大師堂門を左にあり、方二間内拜殿三間に一間半、
自筆の畫像を置、此像は當寺南品川にありし頃何くの者とも
知ぬ僧携來て住持に授與すと云、脇立二童子木の立像長二尺
二寸、外に觀音の像二軀を置拜 門前町屋 間口六十間餘、
殿中にも不動の像を安置せり、 歩數二百三十八
坪餘、延享二年町奉 ○子神社 除地一段村西にあり、今は
行支配となれり、 社荒廢し神體は別當寶塔寺
におけ

壽昌寺 除地一段九畝二十五歩、見捨地一段九畝、年貢地二段
大崎山と號す、大悲圓滿國師深田新田嶋に起立す、(舊地今詳
ならず)、正保二年當所太田道灌勸請せし辨財天社の除地八畝
二十二歩の敷地を國師讓受、又年貢地若干を添地として寺を
爰に移せり、開基は松平陸奥守政宗の室陽德院榮壽昌尼な
り、此人國師に歸依して堂宇以下を造營し、法名を以て寺號
とす、承應二年正月二十四日卒す、國師は萬治二年八月八日
示寂、中興開山虛靈明禪師貞享元年十月十五日寂す、其後
元祿八年織田越前守信久檢地の時彼添地をも除地となせり、
客殿八間に五間本尊華嚴釋迦臨 寺寶開山圓滿國師木像
立文殊普賢共に坐像長六寸五分、 寺寶開山圓滿國師木像
一幅 開基壽昌尼肖像一幅 羅漢畫一幅 佛影
一幅 藤原安 鐘樓門を左にあり、元は六時を報せ
一幅 乘の筆 鐘樓門が今は廢す、銘文左の如し、
武藏州荏原郡大崎山壽昌禪寺、故黃門伊達政宗卿之室
陽德院殿榮壽昌大姊插草之地、而大悲圓滿國師唱道
之梵宮也、鬱彼南隣我大檀那從四位上行左近衛中將兼
陸奥守、(退隱後稱左兵衛督)藤原朝臣吉村公俊開袖崎
之別莊、以爲養浩之地、今茲寬保三年癸亥秋八月二日
曠棲于茲、公俛仰山水之日願問左右曰、此處無報時之
鐘歟、侍臣對曰是地也宅幽而阻遠、景故難聞應天實數
之鐘、是以晨進夜退莫可稽憑、庶爲鐘以宜教令、於是
命執事告鳧爲華鐘、公之賢夫人貞子及淑女等聞其言而
隨喜之、借戮力同志其功烈豈易量乎、予謂無有一佛不

以音聲而化群品，無有一機不從耳根開教解悟，由是觀之鐘也者法器之最勝也，其功烈豈易量哉，不日而鐘成，以懸大崎峯之殿前，時々扣擊而聲更點，因予論之爲之銘，銘曰、於戲令音、令音普聞、遐邇交喜、晝夜不分、華鯨吼月、蒼龍吟雲、僧驚禮佛、士嚴事君、聲迎初日、響留餘暉、祥風時至、佳氣自薰、鴻恩如答、群類如忻、獻萬歲壽、永千秋勳、寛保三年九月良辰、現住寂菴瑞加識、執事佐伯豊前藤原永續、營造秋保甚助平主盛、冶工神田住小幡内匠藤原勝行、

右所係舊鐘銘也、以垂後鑑、大崎山壽昌禪寺三鑄華鐘之記、夫鐘也者不朽之法器、而三鑄之者何乎、蓋冶工之不精而扣擊亦過度乎寛保三年癸亥之秋、始鑄鐘未幾鐘破矣、延享二年乙丑之夏再鑄之、是成故陸奥守羽林中郎將藤原吉村公隱栖於袖崎之日下令所鑄也、今茲寶曆十年庚辰之夏亦殆生鏽、鳴之則如銅鉗者憂之、今陸奥守羽林次將藤原重村公、不空祖君之意、命有司三改鑄之、妙音新發聞者喜之、令余記其事、至鳴六時鐘之顛末、則舊鐘之銘載在上件寂庵師祖之所勸歴々矣、照矣々、余言曷贅焉、寶曆十年庚辰秋九月穀旦、現住萬崖陶愚謹誌、執事青木内藏介源頼存、營造森長太夫藤原元宜、冶工神田住西村藤原政持、

觀音堂門を入右にあり、三間四方正觀音を安ず長二尺八寸、縁起に據に天然僧曇無讖三藏諸名香をもて作れる聖像にて、西土揚州大明寺に安せり、鑑真和尚歸化の日携來り夫より遙の星霜を経て鐵船道者に傳はり、南都の草庵に安ぜしに、道者當寺中興空明禪師と所縁あるを以江都に來り、師資の約をなし延寶三年四月十五日寂するの後遺言に任せ此堂を建立して彼像を、辨天社門を入左にあり、方九尺前に安置すといへり、辨天社門云太田道灌の勸請せしは是なり、神體木像長、稱荷社西南の方にあり、天神社西北の方にあり、七寸五分、稱荷社小社下同、天神社にあり、○本立寺除地四畝五畝二十六步、年貢地五畝七畝九步、見捨地三畝七畝六步、壽昌寺の北にあり、法華宗池上本門寺末妙建山と號す、慶長二年本寺十二世佛乘院日糧上目黒村に起立す、其後衰微して住僧もなく當所惠性寺より兼帶せり、然るに貞享四年新地の寺院を廢せられし時、惠性寺は正保四年の起立の寺なれば則廢せらる、此時住持日濱公に願ひ本立寺の山寺號を廢蹟に移し、同寺二世以下住僧の名を除き惠性寺開山性澄院日通を二世として相續す、開山日糧は備前國福岡の人にて二條關白昭實卿の猶子たり、天正九年相州鎌倉妙本寺及池上本門寺兩山の住職となり、御殿内に五ヶ寺を開き、又房總二州にも數ヶ寺を創せり、慶長三年七月六日示寂す、開基は能勢市上郷頼永の妻なり、寛永十八年九月二十日死す、法名性院天窓日忠實は惠性寺の開基にて、同寺は此人死後七年に當り其菩提の爲起立すと云、本堂七間に六間本尊三寶を安、太神宮 本堂の右にあり、境内の鎮守なり、三間に四間神體木像長三寸餘、正保四年嚴有院殿の命によりて近江局(能勢攝津守頼次女なり)當寺に寄附すと云、社内に稻荷の神像長七寸なるを置、又日蓮の像あり長臺坐二尺、門前町屋間口二間歩數四十二坪、延享二年町奉行の支配と成、
舊家名主庄八 先祖鳥田若狹は甲州の士なり、武田氏滅亡の後當所へ潜居し此地を開墾せり、因て世々名

主の役を ○百姓清九郎 立石伊賀守の裔なり、子孫民間相續す、
今も彼地に住る清三郎は同胞の分家なり、清九郎の祖當村に移りし後其父善徳院と云るもの此家に隠居せり、故に所藏せし北條氏より與へし文書教通を藏せり、其文は左のごとし、

國中諸郡就退轉、六〇四月諸郷公事赦免之様體之事
册貳貫二百六十九文 武州北品川
右爲諸點役之替、百貫文之地より六貫文懸に相定候、然者北品川册貳貫二百六十九文、此役錢壹貫九百卅五文を、前ひかへにいたし其員數程毎月古河へ参夫馬を可調立、此以後は昔より定候諸公事へも不殘令赦免候、細事之儀も不可申付候、郡代觸□之綺不致直奏、若背此旨申懸者有之者、百姓御庭へ参可致直奏、但陣夫并廻陣夫大普請をば致之、廻陣夫をば年中八貫文積にて、以夫錢可出之、
一代官に候共、百姓及迷惑候公事以下、申懸に付而者御庭へ参可申上事、
一退轉之百姓致還仕候者には、借錢借米可令赦免候、但今日より以前之儀也、自今日以後脱落之者には、不可有此赦免事、
一無御印判郡代夫、自今以後不可立者也、依如件、

北條氏虎印あり
天文十九年庚戌四月朔日
北品川百姓中

〇諸郡就退〇〇 四月諸郷公事赦免之様體之事
五拾貫七十七文 武州南品川
右爲諸點役之替、百貫文之地より六貫文懸に可出趣相定候、然者南品川五拾貫七十七文、此役錢参貫文を前ひかへにいたし、其員數はと毎月古河へ参、夫馬を可調立、此以後は昔より定候諸公事へも、不殘令赦免候、細事之儀も不可申付候、郡代觸□之綺不可有之候、若背此旨申懸者有之者、百姓御庭へ参可致直奏、但陣夫并廻陣夫、大普請をば可致之、廻陣夫をば年中八貫文積にて、以夫錢可出之、
一雖代官候、百姓及迷惑候公事以下、就申懸者、御庭へ参可申上事、
一退轉之百姓還仕候者には、借錢借米可令赦免候、但今日以前之儀也、從今日以後脱落之者には、不可有此赦免事、
一無御印判郡代夫、自今以後不可立者也、依如件、
北條氏虎印
天々十九年庚戌四月朔日

南品川百姓中

從當納所精錢依被仰付御掟之事

貳拾四貫卅文拾貳百四十文 (山か) (十) 錢
一棟別懸懸錢兩種者、可爲撰錢、三錢□四十錢五□錢
之間有之、能々撰つらぬき、地下封を貫候付如日限
棟別錢者前々奉行可渡之、懸錢者小田原持來、長田
源右衛門に可渡、代物皆酒之日限九月晦日□月晦日
を切而被相定事、

料足可撰日限 九月十五日 同晦日
十月十五日 同晦日

此四日に被定畢、然者此四日諸郷諸百姓小田原へ相
集、料足之是非承届、若懸錢ならば則取替可申事、
一撰錢諸百姓可致迷惑候歟、於反錢者米を以納可申、
□當年穀反錢に被相定者也、付納法者、壹斗三升目
積反錢奉行に可渡、米之斗手者其郷百姓頭に被定事、
以上

右二ヶ條定置所、聊致無沙汰付而者、百姓□刎頭、
若又奉行衆非分有之者、則以目安可申上者也、仍狀
如件、

一夫錢米雜穀を以渡可申事、
北條氏虎印
子九月三日

品川南北代官百姓中

從品河之郷所々々闕落之者之事、人返者御國法に候
爲、先此一札領主へ申斷、不移時日可召返候、若違
亂之輩有之者、背國法子細に候、大途之申立可及其
斷者也、仍如件、

天正二年甲戌九月三日 (北條陸奥守) 氏照 (花押)

品川町人百姓中

改而百姓に御用捨之條々

一爲無御印判向後傳馬立儀、努々不可有之候、申懸者
有之付而者、時々刻々以目安可申上候事、
一増段錢之儀、御詔言申上候、御國法定り候、先年御
檢知無之郷々へ被懸候、檢知有之上者、年貢目之内
より可出候、御檢知無之内者、百姓地之内より可出
候事、

一始御年貢諸役錢納所之時、千米之外被取申由申上候
代官に御糺明之處、努々無之由申上候、向後千米之
外申懸に付而者、重而以書付可申上事、
一號庭付米斗之割落敷候米、奉行取之由申上候、是又
向後被停止候、百姓之物たるべき事、

一御藏錢借米之事、如御國法算用次第辨可致事、
一代官人足召仕義、向後被停止候、若申懸儀有之付而
者、時々刻々可有披露事、

一帳はつれの島、天王免に有之間、天王之祭致之由石
見守申上候、百姓者石見守虛妄之由申上之間、百姓
に被付置候、猶御檢知之上、有糺明可有落着事、
以上

右七ヶ條此度令落着畢、可存其旨由仰出者也、仍如
件、

(天正十四年)
丙戌十二月十八日 奉一庵

品川百姓中

代官與有申事逃散致之由申候、每度申事出来曲事無
是非候、御歸城之上可被遠御裁許、御在陣中先罷歸
耕作可致之、一步之所もあらし候は、百姓御成敗可
被成候、早々罷歸當作に可打立旨、被仰出者也、仍
如件、

戊三月廿九日 一庵奉之

品川百姓中

新夫錢爲詔言百姓罷上候、江戸近邊之諸郷、以其郷

之田地之積、令配分相濟由被聞召及候、諸郷並品川
南北之事も、町人百姓散田衆懸田地三貫三百十文、
□夫錢可相□者也、仍如件、

(朱印)
十二月十五日 瑞雲院周 (花押)

品川南北町人衆
同 百姓衆
同 □□之衆

(朱印あり)
馬貳疋、從江戸京都迄上下可出之者也、

元和九年亥閏八月十二日

傳馬宿中

○二日五日市村 二日五日市村は南品川宿の西にあり、
江戸日本橋より行程二里餘、昔は市場にて毎月二五の日
凡六次の市立しを以て村名となれり、今隣村妙國寺門前
に青物市あるは其遺風なりと云、村名元祿の改に始て見
えたれば、古は品川宿に屬せし歟、相傳ふ昔は千束郷菅
蒨庄と唱へしと、今郷庄の唱を失ふ、四隣東は南品川宿
西は居木橋村及北品川の内三ツ木、南は大井村にて、北
は南北品川宿也、されど田地南北品川分と犬牙して廣狹
を記しがたし、村落をなせる處は東西三十七間、南北三

十一間、陸田過半に居り水田は段別八段二十四歩、陸田は段別七町一段九畝二十六歩、高九十八石九斗三升一合、地に高低あり、土性は妙石錯り高き處は野土赤土交はれり早損多き地なれど又大雨あれば目黒川溢れて水損す、品川用水を引沃く、民戸四十九、品川驛へ隔年に高九十四石の助郷を勤め、又小役人足 人を年毎に同驛へ出せり、驛 つゞきにて行客の助成あるが故なり、東海寺へ夜番人足年に二人、及び近火の時消防の人足五人を出し、又御殿山下炮術稽古小屋埴修理の人足を出せり、其餘の課役は諸村に同じ、古へより御料所にて今中村八太夫支配す、檢地は元祿十年織田越前守紀し、其後の新墾は享保十七年九月寛播磨守繩入して高一石七斗四升八合の高を受、又寶曆十一年四月伊奈半左衛門檢地して二石四斗八合の高入あり、

小名 三竹村落の所を云南品川宿三竹 三ツ木臺村の西
十丁にあり、南北品川と入會 廣町耕地村の西の
の地なればかく唱ふるなり、 株木
耕地北の方 根河原耕地西の方 三竹耕地北の方
四所水田の字にて南北 石地耕地南の方 淺間臺南界
品川と犬牙の地なり、 山崎耕地是も西界なり
權現臺前の北續 苗木原西界に 以上五

新編武藏風土記稿卷之五十四

荏原郡之十六 品川領

○品川宿 品川宿は、郡之東海岸に傍て在、海道五十三驛の一なり、府下に接近せるをもて旅人往來尤繁し、驛亭三區に別る、一は南品川宿、一は北品川宿、一は歩行新宿なり、古は品川村と唱へしを中古町と改む、其年代を傳へず、正保元祿の國圖共に品川町と記す、又宿と改稱するは享保より後なりと云り、郷庄の唱を傳へず、按ずるに南品川妙國寺所藏永享六年の文書を始として、數通に南品川郷と載せ、北品川稻荷南品川貴船社の御朱印の文に品川郷の内云々など記す、當時多く某村と記すべきを某郷と記せり、是等も其類にや、土人云古は品ヶ輪と書しを後今の字に改む、此地出崎或は山谷ありて品よき地形なれば、隣村高輪に對して品ヶ輪と名付と云、されど高輪は高繩手の下略なりといへば、此説いかゞはあらん、又今宿内目黒川の古名を品川と云しより地名となり

所は陸田の字にて
亦品川 錯様す、
林 小名苗木原三ツ木臺三竹根河原權現臺の五所に散在す、南
北品川分も犬牙し村分四段二畝二十二歩村民のもちなり、
清水二 一は三竹耕地の山裾にあり宇神平清水と唱ふ、
行人塚 小名三ツ木臺にあり、高四尺、
見捨地なりその所以をしらず、

新編武藏風土記稿卷之五十三終

しとも云り、【南向茶話】云、元は下無川と云しを後に省略してしなかはと唱へ、文字も從て假借すと云、又或書に往古鐵の威に用る品革 品革威のこと【源平盛衰記】に此りけるな を染出せし所なれば、地名となりしと云、後の二説は土人更に傳へず、全く附會の説信用すべからず、按に文明八年僧得玄が【江亭記】云、南願則品川之流、溶々漾々、以染碧、人家鱗差乎北南云云と、此品川とあるは全く海上を云しとも聞えず、恐らくは當時目黒川を品川と稱せしこと土人の説の如くなりしにや、されば川名より起りしと云説穩なるべし、【東鑑】に品川太郎、同三郎、同四郎、同四郎太郎、同小三郎實定など云る人見え、又承久三年六月十四日宇治橋合戦の時討死せし人中にも、品川次郎、同六郎太郎、同四郎三郎等の名あり、是等は皆當所の在名を以て氏とせしなるべし、【承久記】に鎌倉方の侍の中に、大井次郎、品川太郎と連ね記せり、大井も此所に續きたる地名なり、又妙國寺境内諏訪社の縁起に、永享十二年當邑の人品川八郎三郎國友其社を造立せしと云、是等に據ば鎌倉將軍の頃既に品川の地名有ること知らる、又南北二宿に別れしも古きこと妙國寺永享六年の文書等證すべし、又郡中大崎村民清九郎所藏の文書に、天文十九年北條氏南北品川兩所に與へしものあ

り又後の文書に品川とのみ記せしものもあれば、區々に唱へしことならん、正保の國圖には南北を別たさず、元祿に至りて南北に別つ、其境界は目黒川を以て別つ、此地宿驛となりしは天文年中なりと云傳ふ、前に云大崎村天文十九年四月朔日の文書に、爲諸點役之替百貫文の地より六貫文掛に可出趣相定候、然者南品川五十貫七十七文、此役錢三貫文を前ひかへに致し、其員數程毎月古河へ參夫馬を可調立云々、又曰北品川三十二貫二百六十九文、此役錢一貫九百三十五文云々と、又天正十四年十二月十八日の文書に、御印判なくして向後傳馬立る儀努々あるべからずなど見ゆ、御打入の後は慶長六年正月彦坂小刑部元正、大久保十兵衛長安、伊奈備前守忠次等東海道巡見の時驛場に定められ、驛馬三十六匹を定額とし、五千坪の地子を免許せらる、此時歩行人夫の數も定められしなるべけれど詳ならず、寛永十年より東海道五十三驛に傳馬人夫及繼飛脚等給米として、毎年米千七百六十四石八斗九升五合を賜ふ、南北兩宿及歩行新宿分一年二十六石九斗なり、同十七年會根源左衛門吉次、伊奈半十郎忠常巡見の時傳馬數を増て百匹と定め、地子免許の地をも加へられ都て一萬五千坪となる、又歩行人夫百人と定められし年代詳ならざれど、寛永十年の頃ならんと云り、

今傳馬百匹は南北品川宿より出し、人夫百人は南北兩宿及歩行新宿、南品川の内海晏海雲品川長徳等四寺の門前町より出せり、此餘小役人足と稱し總て宿觸等のことを勤る人夫四十八人を出す、是は南北兩宿の内所持の田加少く、本傳馬役勤めがたき者の課役なり、又當宿助郷を出す村々は、郡中四十九村、豊島郡の内十二村なり、是正徳六年定めらるゝ所にて、當時は定助郷大助郷など別ありしが、享保十年都て定助郷と唱へ、其半を分て隔年に勤むと云、此外當分助郷と稱するあり、享保十六年は二十ヶ村と定められしが、明和九年二ヶ村を内藤新宿の助郷に改られ、今は豊島郡の内八ヶ村、橋樹郡の内十ヶ村なり、又正徳の頃より毎年御茶靈往還の時、南品川の内海藏常行妙國本榮蓮長妙蓮願行等七寺の門前町より、先拂の人夫十三人を出すを定例とす、宿内に係る東海道長十三町、幅三間半、相傳ふ往古は今の海道より西臺の上を往來せり、矢口村の方より新井宿村の裏に係り、大井村の内字權現臺の邊を經、南北品川犬牙の耕地、目黒川上居木橋より一町許川下の橋を濟り、下高輪村の方に通ぜり、此橋跡今に橋杭残る、又橋跡より二町程北の方に字小關と云所あり、當所清徳寺古記にも載す、當時關を置し遺名なりと云、既に土地の古老は風土記に荏原郡東

限霞關とあるを證として、此所を當國の名所霞關の舊跡是なりと云、尤附會の説なり、或説に御殿山の下より今の驛場の邊は、古すべて洲中にして人馬の往來すべからず、今の海道は何の頃開けしや詳ならず、按ずるに大永四年北條氏綱制札を妙國寺に建しといへば、其頃既に海岸に沿て往來せしと見ゆ、されば今の海道を往還せしは大永以前なること知らる、慶長年中の記に、十四年秋仰ことありて當所西の山際より東海道往還の間、三十間餘の道幅を廣くして往還の自由を成しめらると、又一書に此時江戸への往還路次悪しとて西に添る山野を三十等餘穿しに、底に石多くして穿難く、十月末に功畢と、又品川より高繩迄の往還狹して乗掛馬並行事を得ず、東照宮上意ありて八ツ山下本芝邊まで道幅をきり廣げしめ給ふなど云り、是等に據に今の如く道幅廣くなりしは慶長十四年より以來の事と見えたり、南品川宿二町目三町目の間より西に分るゝ往還あり、池上道と呼、大井村境まで長凡八町幅三間許當所古の領主を傳へず、按ずるに永享の頃前上總介定景と云人領せしこと妙國寺文書に見えたり、又寛正六年の文書には、當郷領主上總前司沙彌道扶と載、定景と同人なるにや、又同じ頃憲泰姓氏俗稱皆考べからず或は左京亮元景など云人も、當郷を領せしことも文書に見

えたり、是より前當國は扇谷上杉氏の分國なれば、定景憲泰元景等皆扇谷の家人なるべし、上杉氏の分國となりしは修理大夫持朝が時の事なるべし、夫より四代修理大夫朝興が時大永四年正月十三日、家人太田源六郎資高北條氏綱に内通しけるにより、氏綱兵を率て當所に出張す、朝興も亦江戸城より打て出高輪にて合戦しけるが、朝興討負て入間郡川越城に引入、此より當所氏綱の領地となる、【北條氏役帳】に太田新六郎知行品川内布西寺分二貫五百文、葛西様御領七十七貫三百五十文、島津孫四郎知行十六貫六百三十文、同又次郎知行十五貫文共に北品川法林院分とあり、又新藤下總守知行品川内粟田口分十四貫五百文など見ゆ、葛西様と云は古河左兵衛督義氏ならん、當時義氏相州鎌倉葛西ヶ谷に居住せしなり、又布西寺分法林院分法林院は乃【梅花無盡藏】に載し芳林院にて粟小日向金剛寺の邊にありし禪院なり今廢す田口分等今其地定かならず、又北條氏文書に云、御牢人之間、江城爲御堪忍分、於品川之内荒地十貫文十五貫文も、御望次第百姓有談合可被開、御年貢之事は上意御本意候間可申上之候云云、卯月廿七日、遠山奉、土肥中務大輔殿とあり、按ずるに此文のみにては聞え難けれど、想ふに土肥は古河公方の老臣などにて、此新墾役帳に記せし葛西領七十七貫文餘の内に入か、又は此貫高の外

の便宜に従て開きしなるべし、御牢人と云堪忍分など記せしを以て察すべし、土地の廣さ東西凡十三町、南北十町許東は海岸に沿ひ、南は大井下蛇窪の二村に隣り、西は戸越居木橋上下大崎の四村に續き、北は高輪町及下高輪白銀今里の村々に接せり、江戸日本橋より行程二里、水田少く陸田多し、土性は黒野土赤土等にて小砂利錯り早損の憂あり、東の方は總て平地にて西北の方には山谷高低あり、此地より東海面を隔て房總群山の眺望景色勝れたり、古より文人紀行等に載ること擧て數べからず、僧萬里が【梅花無盡藏】に當所の詩あり、妙國寺の條に出せり、又同書長享丁未小春二十又二日、扣品川の岐軒、途中之濱而見六七小舟搬品川之土、蓋爲塗江戸城壁也、騷屑之餘殃及舟楫、感嘆无惜、作此詩、

朝氣香濱萬頃連、觸蠻無地不紛然、重城日々勤塗壁、馬上吟看搬土船、
此岐軒と云は僧房などの號にや、今考べからず、又云武陵品川有流土、以瓶裡插花爲藝、自號其窓曰撰華、雖不簪花頗有三朵花之骨相、余明且欲出江城、筆硯既裝置囊底、就隣屏借蘇味分直、
紅紫爭春幾度枝、吳中越上挿軍持、一刀洗處天然別、斯意唯令戲蝶知、

又宗長が【都土産】に云、品川と云津にしる人あり、和泉のさかひより來りて此六七年住りとかや、五六日休息してある夕なぎに海の邊にありきてかへりて、
夕なぎか冬に入江の春霞

江春入舊年と云ことを思出で、なきたる夕のおぼろおぼろと見え渡るさま、安房上總目の前なるべし云々、是等の事さして用なけれど古き世の事なれば因に記す、御打入以來御料所にて、伊奈半十郎忠治代々預り奉りしが、寛政四年大貫次右衛門光豊代り、文政六年より中村八太夫知剛支配す、此餘寺社領若干あり、村高總て九百八十七石八升九合、内南北品川及歩行新宿獵師町寺社門前町等に引分し事は各條に詳なり、檢地は元祿八年織田越前守信久糺せり、其後年を追て出來し新田の檢地は各條に出せり、又宿の北高輪町の内海岸にある空地は、當宿御用物持退場として非常に備らる、寶曆十年より冥加永年毎に二十五兩を三宿より献すと云、宿内境橋の邊に毎朝市ありて魚類を鬻げり、七月十二日は草市と號し、海道中盆祭に供する菓物等を鬻ぎ、又十二月十二日南品川貴布禰社地に市立て歳首の諸物を商へり、七月二十六日は高輪町より宿内に至るまで拜月のもの群集す、是を二十六夜待と號す、又八月七日宿内にて彈正日待と稱し、明

和中の故道中奉行安藤彈正少弼雅要、及御郡代伊奈備前守忠宥、御勘定祖頭江坂孫三郎正恭等の靈を祭れり、是は當宿御府内に近きをもて旅客の宿するもの稀にて生産の資少し、且御用を勤ること繁ければ、宿内困窮す、よりて明和元年彈正少弼等に訴しかば、此三人等議して同き八月七日飯賣女三宿を通じて凡五百人の定額を置くことと免されたり、土人利潤を得て報恩の爲毎年此祭をなすと云、

目黒川 水源は郡中世田谷領の惡水谷て一條をなし、同領鶴村の界より來りて南北品川の界を流れ、北品川と獵師町及新開場の際より海に入、川幅十間餘、河口にては二十間に至る、往古は荏原川と唱しか、上中下目黒川を流る、故にや今の名とはなれり、當所にては昔品川と呼て、地名もこれより起りしと總説に辨せしは是なり、又北品川三町目より境橋の西迄長二百八十六間高三尺若は五尺、川岸に板を並べ杭を打て土崩に備ふ、是を川除堰坂と稱す、此堰元はすべて御普請所なり、其内百間餘寛延二年洪水の時破壊せしを、公より修理ありし後、かの百間餘の、
○品川海東の方なり、入海に所は自普請所となれり、
○品川海東の方なり、入海に國々にて、其間七八里を隔つ、正保元敵の國圖皆獵師町の邊に、遠淺の所二百四十間餘、潮干二百四十間餘と記す、土人の話に今は潮干十間餘に及と云、此邊岸近くは潮満る時も深さ僅に二三尺なり、此沖四時漁獵の利あり、其魚類は産物の條に出せり、海岸に波除の石垣あり、宿内に係る所南品川四町目より獵師町迄長四百九十五間四尺、高六尺より一丈に至る、同三軒家町にかゝる所長七十五間、高七尺、北品川八ツ山下土居の邊より歩行新宿境迄長七十二間半、高九尺、皆官の修

(浦芝竹)

理する所なり、又歩行新宿一町目より三町目迄石垣及堰坂とも長二百八十三間、高三尺より一丈に及ぶ、其内五十三間半は寛保二年官修理せしめらる、今は總て自普請所となる、按ずるに【江戸名所記】に此海道の内海岸の石垣となりしは、朝鮮人來りし時の事なりと云、朝鮮人始て江戸に來聘せしは慶長十二年なり、此時なりしにや【寛明日記】明暦元年三月五日の條に、品川の海手崩れ申に付、築き直すべし、長谷川三右衛門某及能勢新十郎某等に命ぜらるるとあり、又芝車町の傳へに、同所より高輪及北品川八ツ山下迄海岸の石垣長三三間、明暦三年松平陸奥守綱宗御手傳にて御普請始り、萬治二年功畢れりと云、想ふに【寛明日記】
○品川浦 浦と云ふに云所とは自ら別のことなるべし、
○品川浦 浦と云ふに浦の形衣の袖に似たる故土俗に稱するなり、往古は芝金杉邊より南の方大井村境迄總て竹架の浦と呼ぶ、當浦より深川永代橋迄一里半、上總國木更津迄十三里、相模國浦賀港迄十六里の舟路なり、此浦の船數都て六十六、其内南品川分小茶船十二、獵師一、湯船一、北品川分茶船十三、荷足船三十、湯船一、獵師町分荷足船八、皆川船改所極印の船にて税を出す、當浦の内天王洲と云所に、毎年四月二十五日多磨郡府中六社明神の神馬を牽來り、潮垢離をとり其日立歸る、是康平五年源頼義奥州征伐の頃、彼社に祈願ありて神馬、
○品川湊 海より十町或は一里許海面に若干の船かゝりあり、御府内近き港なれば諸國の廻船輻輳してやむと云、
○品川湊 海の預にして宿に、
○境橋 目黒川に架す、南北品川の境なり、是は與らず、
○用水堀 二一は品川用水、
○用水堀 二一は品川用水、
○用水堀 二一は品川用水、
土産海苔 當所より大森麴谷村邊迄の間海中に生ぜり、其内南品川及獵師町にて採るものを上品とす、味殊に

美なり、故に近里の人或は品川海苔と呼び賞す、淺草海苔
と呼び淺草屋町の南四郎左衛門と云ふもの、葛西中川沖
の海苔を採淺草にて製せし故なり、其後此邊にて採始めしに
稀なる上品なれば今は淺草にては製せぬ、其地にて露けるも
のも皆當所より出せる物なれど、古名を存して多く淺草海苔
と呼び、此海苔を採爾秋末海中に蘆菜を多く立置、是をひ
と呼ぶ、冬より春に至るまで其枝を生ずるを採來て製す、延寶
三年伊奈半左衛門忠順海面を檢地して、ひの立場を定め、
又文化十四年大買次右衛門光豊再び檢地して、長五十間幅三
十間を一所と定め、南品川宿及鐵師町の分十四所餘其稅一年
永十貫七百二十六、○白蝦老と稱する、○牛尾魚○鱈
魚○鰻魚○鱈魚○鰻魚○星比目魚○鰻魚
○鱈魚○海鼠○魷魚○白鰻○鳥類魚○黃紅○鱈○鰻○河
豚○車鰻○アナゴ○アイナメ○マコ○モウヲ○アラサ
○鱈○此餘海草介類等あり、
○鱈○此餘海草介類等あり、

○南品川宿上 南品川宿は目黒川境橋より南にあり、川
南町並をなし妙國寺門前の界に至る長四町二十間餘、民
戸五百二十七、此内脇本陣一軒、建坪百二、中旅籠屋十九、
小旅籠屋十六、此外往還の路傍に自身番屋一、床番屋五、
傳馬の定額百匹の内、當宿にて其半を出す、こは戸毎に
七分二厘の積にて、宿内六十九軒半の課役なり、又人夫
百人の内八人半を出す、こは歩行役の百姓八軒にて各一
人を出し、半人は小役の者より勤む、其餘は當宿に續き
し海晏寺門前より二人五分九厘四毛、海雲寺門前より二

分五厘五毛、品川寺門前より一人九厘、長徳寺門前より
六厘一毛、總てこの四門前より人夫四人を出すこと寛文
五年寺社奉行井上河内守正武が指揮にて始る、此門前町
屋往還の路傍にありて行客の助成あるが故なり、又小役
人足四十七人の内二十六人を當宿より出せり、二十六人
は隣村二日五日、南品川分總高五百四十一石七斗二合の
市村より勤む、南品川分總高五百四十一石七斗二合の
内、當宿分四百六十六石七斗九升九合七勺、段別五十六
町九段十八歩、枝郷三ツ木の高五十二石六斗六升七合、
段別六町九畝六歩、此三ツ木元祿の國圖に南北品川の枝
郷三木村と別て載たれど、今は枝郷の稱あるのみ、全く
宿内に屬せり、又十二石二斗六合七勺、段別一町二段二
畝二十歩は當所本榮願行長徳海藏海雲海晏等六寺の門前
町屋にて、町奉行の支配に屬し、六斗六升一合九勺段別
一段一畝一歩は、當所貴船社地門前にて寺社奉行の支配
を受、其餘高十石、當所妙國寺領二石五斗貴船社領交れ
り、宿内新墾之地は享保十七年九月寛播磨守正領檢して
二石九斗四升八合の高入あり、品川用水を引て所々の水
田に沃漑す、

賞目改所 官より修理を加へらる、建坪三十五坪二合五勺、
元は南北品川の二所あり、文政六年回祿の後北
品川 方は廢せり、正徳二年松平石見守乘宗大久保大隅守忠
香道中奉行たりし時、東海道の内當宿及草津府中の三所に建

られ、行李の賞目を改む、然るに文政四年道中改革の後、
御代官の手代安に居住して輕重を量らしむ、公家衆參向諸侯
の參勤など往來再繁き時は、御勘定御普請役等の人々も來り
て其事に預る、改所の費用は年毎に金三十二兩二歩をくだし
たまへり、

問屋場

改所に續けり、屋坪二十六坪餘、川崎驛二里半、
江戸日本橋より二里半、人馬の繼立を勤む、又千住
板橋の二驛に繼送ることもあり、よりて百四十八人の人馬を置、
一萬七千四百四十四石の定助郷、三千三十九石の加助郷を宛ら
る、元は南北品川の二所ありしが、改所同時に北品川の方
は廢せり、寛文五年高木伊勢守守久、妻木彦右衛門頼照、岡
田豊後守政等指揮し、問屋給米七石を賜ふしより、今に至
一貢米の内にて宿役人等に宛らる、又享保中長谷川庄五郎
命を奉り人馬の扶助金四百七十二兩二分を賜ひ、其金は郡代
役所の進退として貸し、利息子を以傳馬役夫に給す、又安永
年間夫馬の賃銀三割増を命ぜられし其餘財を積て五百七十七
兩を得、亦貸附とし息子の八分を前と同く傳馬夫役の用に充
て、二分は本陣脇本陣の費用に賜ふ、されど宿内次第に窮困
に及びしより、外に貯金千三百兩をも寛政申願上て付附に
加へ、是も年毎に息利を得て
其不足をおぎのふといふ、

小名

天王横町 北の方境橋より西の方貴船社に至る所
り、此社に牛頭天王を合祀するが故に此名
あり、一町目 境橋を隔て北品川一丁目と相、二町目 一
町の南に續けり、後路町 一町目二丁目の西裏通を云、爰
長七十一間餘、後路町 一町目二丁目の西裏通を云、爰
もの町道場を開けり、淺草田 御藏山 後路町より西に折
原町田村澤之助が配下なり、御藏山 後路町より西に折
の道地なればこの名あり、東西二十、南馬場町 二町目三
十間南北二十間段別一段八畝十歩、

(寺柴竹)

より西池上道左右の町なり、調馬場の跡なる故の名なりと
云、今妙國寺文書に當所の領主鈴木入道道胤が馬場ありし
を、文明八年廢して其地を本光寺に附屬し、三町目二
替地許多を同寺より出さしむと見ゆ、
目の南に續けり、四町目 三町目の南なり、三軒家町 南
長八十一間餘、四町目 長五十間餘、
方妙國品川兩寺の門前を隔て、あり、宿の飛地なり、片側
町屋にて長二十五間半西側は海雲寺門前なり、元祿の水帳
にも南品川宿三軒家町と記す、昔民戸三軒ありし故かく唱
ふと云、今三軒は絶たり、其一存するもの家號を三軒家平
右衛門と云、凡二百年連、耕地字廣町耕地 東海寺門前
綿して住すといへり、耕地字廣町耕地 東海寺門前
たる平衍の地なれ、三ツ木耕地 同寺の坤の方なり、元當
ば名づくこと云、三ツ木耕地 宿の枝郷三ツ木の民持添
の地なれば、三竹耕地 同寺の西なり、三岳現の社 根
此唱あり、以上四所皆南北品川二日五丁目市村犬牙の土
河原耕地 同寺の南を云、山麓の用水渠に添し地なればな
地な、株木耕地 同寺の西、芝ノ前 御藏山の西にあり、
の浦と唱ふ、仍て此遺名ありと云、按ずるに【更級日記】
に武藏野の邊にたけしはと云寺あり、往古たけしはのを
を寺となしかく名づけしと記す、是則此邊のことなるべ
し、或説に高輪臺町海寺は古の竹柴なりと云、されど此
寺纒に二百餘年前の起立なりと云ふ時は、古の竹柴寺にあ
らざること明なり、以上二所、大崎耕地 同山の西にあ
は南北品川錯様のる地なり、大崎耕地 同山の西にあ
下大崎村の、池下耕地 東海寺の南門より末の方に當
地犬牙す、池下耕地 東海寺の南門より末の方に當
市村に屬せり、石地耕地 同寺の東にあり、砂石 淺

出臺同達なり、地高くして富峯、權現臺同寺の南にあり、蔵王権現の續なればなり、以上、苗木原同寺の坤にあり、四所は二日五目市村に人會り、昔村民等こゝにて苗木を種樹せし故の名と云、

林三十一所

皆散在す、段別合せて一町一段六畝八歩、松杉雜木植村民の持、

○物揚場

目黒川岸一町目境橋の傍なり、長四間半幅二間、近郷の貢物を輸す時此所より船出す、○同一町目にあり、長一間半幅一丈、房總より魚物を送る船、風波に逢て府下に達しがたき時は、爰に着岸して魚のみ間屋に送ると云、

○同一一町目、二は二町目、一は三町目、一は四町目中程にあり、皆海岸なり、長一間半より二間に至、幅は八尺より二間半、

石橋十二

其に自昔諸所なり、一は二町目三町目の境にあり、長二尺五寸幅四間、一は南馬場町にあり、長四尺五寸幅一丈五尺、一は三四町目の界、一は妙國寺門前界にあり、共に長二尺五寸幅四間、其餘八は田町の溝渠に架す、長二尺より四尺にいたる、あさめ橋、荏原、橋、さかみそ橋、庚申橋等の名あり、

島津筑後守忠徹抱屋敷

小名後路町にあり、六段六畝十四歩、元祿檢地の頃は松平薩摩守綱讓を受と云、後

貴布禰社

除地四段七畝十二歩、天王横町の奥にあり、祭神神なり、社傳に和銅二年九月九日藤原伊勢人勸請して當所の鎮守とす、一説に天長年中の勸請とも云、又「類聚國史」を引いて弘仁九年武州荏原郡品川に鎮座と見ゆと、今按ずるに「類聚國史」に此文なし、「日本後紀」弘仁九年五月山城國愛宕郡

貴布禰神爲大社と載す、是當社にあらざることを明なり、又伊勢人が山城貴船明神の夢想を得て、鞍馬寺を創建せし故事あれば、こゝに彼社を勸請せしをも附會せしならん、當社元枝郷三ツ木にありしと云、今社跡にも貴布禰社あるは舊地を存せんとて建置しなりと云、例祭九月九日、相殿の神二座あり、左神明は長元二年九月十六日勸請する所、今もこの日を以て祭る、右祇園半頭天王は寶治元年六月十九日勸請す、此神は南品川鐵師町當所の門前地及本祭蓮長妙蓮願行海藏堂行にて、例祭六月七日神輿を氏子町に渡し、海晏寺門前より舟にて海上を廻り、鐵師町より上陸して、南品川一町目の假屋に駐め、十九日に至て歸社す、拜殿間口三間半奥行二間、本社間口九尺奥行二間前に向拜あり、南方に一間に九尺の供所を建、社前に鳥居二基を立、一は木にて造、一は石にて造、共に柱間八尺高一丈二尺、正月五月六月共に十六日九月十一日の四度に神樂を奏せり、天正十八年東照宮當社に御立寄ありて鎮坐の來由を御尋あり、當時舊記も存せしかば時の神主鈴木正根具に言上す、又記録をも御覽ありて故ある古社なりとて左文字の御太刀を寄附せらる、明年十一月品川稻にて五石の御朱印を寄附せらる、されど此社鎮昔より北品川稻兩社と申分が、故に御朱印御書替毎に兩社の神主出て賜り、兩社かはるがはる所藏し、當社にては南品川の内二石五斗を領す、寶物東照宮御朱印一通

寄進 大明神

武州荏原郡品川郷之内 五石之事

右令寄附之訖、彌可勵武運長久之懇祈之狀、如件、

天正十九年十一月日 御朱印

左文字御太刀一振、東照宮御寄附の品な、素盞烏尊假面一、其圖左の如し、

枚作人を詳にせず、素盞烏尊と號するは何人の鑿定なるをし、最古色なり、相傳ふ葛飾郡二合半領番匠目村の民、品川浦通船の時假面海上に浮采しを取上て其凡物にあらざるをしり、漁父等と議して當社に納む、是二百七十年前の事なりとぞ、然しより毎年六月六日彼民新稻の穂を當社に納む、祭禮神輿巡行の時は假面を興の屋根に稲付、彼稻穂を鷄島の口、食しむ、末社日本武尊少彦名尊八幡天神合假面の圖左の如し、

身長二又二寸五分

中ニツツ木



社間口一間奥行九尺、本社の下の二社同じ、天兒屋根命抱瘡神合社、三峯權現社、倉稻魂神社、本市島姫命社、右四社皆方三、門前町屋、門外左右にあり、北側間口三尺の小屋なり、西側十間、歩數百七十八坪餘、延享三年より町奉行の貴布禰旅所後路町の西支配となる、貴船門前と號す、除地一段一畝餘、間口二十九間、昔は馬場町大龍寺の門前にあり、歩數一段餘、此所は彼寺の所持なりしが、土地隔ち相五に不便なりとて、正徳元年願に依て寺社奉行本多彈正少弼忠春許可し替賜へり、それより今の歩數となれり、祇園旅所、貴布禰旅所に對す、年貢地一段一畝十歩、間口二十五間半、此二旅所共に享保十八年寺社奉行松平玄蕃頭忠曉の免許を得て町屋を立、神領の民をして居しむ、今猶寺社奉行の支配に屬し、貴船社地門前と稱す、神主鈴木帶刀、京吉田家の門人なり、當代迄三十七代相續すといふ、古系圖文政辛巳の火災にかゝり鳥有と成、

○貴布禰社、除地一段七畝八歩、枝郷三ツ木にあり、其地の方六尺拜殿二間に九尺、前に木の鳥居を建、常には神體を北品川稻荷社中に置、例祭九月九日彼所より神輿を奉遷して祀ると云、稻荷神、末社稻荷社本社の右、大山祇社本社の左にあり、主小泉出雲持、

○稻荷社、除地一段十一歩、小名御藏山にあり、小社なり、例祭は二月初午貴布禰社神主鈴、社は二間に九尺、例祭は二月初午貴布禰社神主鈴、

○三岳權現社、除地二歩、小名後路町の南にあり、本社方九尺拜殿九尺に二間、祭神大山祇命和殿に倉稻魂命を祀る、例祭二月初午古は字三竹耕地にありしが、慶長六年當所驛亭となりし、

○稻荷社、此に移すと云、今も舊地に除地十八歩あり、

見捨地一段十五步、字廣町耕地にあり、稻荷森稻荷と號す、間口三間奥行九尺、是も例祭二月初午、

海徳寺

除地一町四段八畝二十三歩、小名後路町の西裏にあり、法華宗京都本國寺末、自覺山松陽院と號す、寺傳云、此地昔は鳥海和泉守と云人の屋敷なり、大永二年宅を捨て寺とす、和泉守が法名を自覺院松并日性と號す、卒年は傳へず、開山松陽院日増天文十四年三月九日寂す、山號院號共に開山開基の法號を兼用せし、和泉守子孫は今の名主吉左衛門是なりと云、尙舊家の條并せ見るべし、客殿六間に五間半、本尊三寶祖師を安ず、境内に古碑二基あり、一は嘉慶二年一月八日と彫る、鐘樓客殿の南にあり、九尺四方、寶大

黒淡島八社北の方にあり、四間に三間、
○本覺寺 除地一段五畝、小名南馬場町の北側にあり、天臺宗照高山山院と號す、元龜三年の起立と云、貞享四年中興荒廢の時江戸山王城琳寺の末となれり、本尊彌陀は惠、
○本榮寺 二畝二歩、法華宗當所本光寺末寶光山と號す、寶徳二年草創とのみ傳へて、開山の名を失ふ、中興寶光院日怡寛文二年三月十七日化す、本尊の宗法の諸尊を安ず、又日蓮の木像あり長二尺一寸も境内別堂に安ぜしが、今破壞して、釋迦銅像客殿の西に始く客殿に置く、客殿三間に六間、
釋迦銅像 客殿の西に八日造立すといふ、
門前町屋 貞治年中の造立なり、間口四間半歩數四十九坪、
○蓮長寺 除地三段一畝十四歩、本榮寺の支那にあり、法華宗池上本門寺末、中老日法弘安年中開基し、師日蓮を勧請して第一世とす、日法は上總國夷隅郡興津村の人、佐久間兵衛某が嫡孫十郎左衛門車貞の長子なり、初興津村にて廣榮山妙覺寺を開き、曆應三年四月十二日寂す、本堂方四

間門は南向柱間九尺本尊祖師の像日保、作なり、是を戴の祖師と號す、其故を詳せず、
三十番神堂 三間四方、毘沙門を相殿とす、傳、門前町屋 元祿三年寺社教大師の作立像長一尺餘なり、
傳、門前町屋 奉行戸田能登守忠貞の許を得て立、延享三年町奉行の、
○妙蓮寺 除地五段支那となる、間口十間歩數百二十なり、
○妙蓮寺 除地五段長寺の西に隣れり、惠日山と號す、法華宗京都妙満寺末、開山日蓮長享元年起立し、同年十一月二十日寂せり、享祿三年五月本光寺制札に妙國寺本光寺及當寺を、
祖師堂門を入て連記す、客殿方四間本尊三寶祖師を安、
祖師堂 正面にあり、二間半に三間、
稻荷社 門を入て右にあり、
門前町屋 間口三十八間餘、歩數四百八、延、
○本光寺 除地三段七畝、享祿三年町奉行の支配となれり、
○本光寺 除地三段七畝、寺の西隣なり、經玉山と號す、法華宗京都妙満寺末、什門流派の觸頭、江戸三ヶ寺の一なり、當寺則日什永徳二年起立す、
什は明徳三年二月二十八日寂す、後二位僧都を贈らる、客殿は八間に七間南向ふ、本尊宗風の諸尊を安ず、按ずるに妙國寺文書に寛正六年十一月十九日、品川の領主上總前河沙彌道扶、隨無應地を當寺に寄附せしことあり、又本光寺住持日院文明八年丙申六月二十日、鈴木入道に贈る書に、馬場地替代に本光寺地進置事、東者其力之界、西者法藏寺界、南に善伸寺界、北者妙行寺界此分永代進置事云々と見ゆ、左に載る文書を并考るに昔は大寺なりし事しらる、
寺寶古文書八通

制札

右於當寺家、當手軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、停止之畢、若至于違犯輩者、可處罪科狀、如件、
大永四年正月十二日
北條左京大夫氏綱
花押

制札

右於彼寺中、亂妨狼籍井門戸竹木從今日少も不可破、若至于背此旨者、相搦可承出、則可令成敗者也、依如件、
二月廿四日
甲斐守綱景
遠山花押

制札

於品川本光寺當手軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、
右至于違犯輩可處罪科狀、如件、
永祿三庚申十二月 日
資正花押

制札

右當寺中之竹木伐取、狼籍横合之儀致之者、堅令停止之畢、各家中衆に申付候、若背此旨輩有之者、註交名早々可蒙仰候、可及共斷者也、依如件、
永祿四年三月八日
北條氏評定衆
石卷勘解由右衛門花押
伊東右馬亮花押

制札

於品川本光寺當手軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、
右至于違犯之輩者、可處罪科之狀、如件、
天文二年八月 日
彈正左衛門尉花押

禁制

於品川本光寺軍勢甲乙人等亂妨狼籍之事、
右至于違犯輩者、可處罪科之狀、如件、
新編武藏風土記稿卷之五十四 荏原郡之十六

按ずるに右の文書は、大永四年正月十三日、氏綱上杉朝興と高麗原にて合戦の前日、こゝに蕭陣せし時の御札なり、

禁制

於本□□□甲乙□□□狼籍□□□
右至于違犯之輩者、可處罪科之狀、如件、
大永四年七月 日

禁制

右彼三ヶ寺之竹木は不可伐、若背此旨押而切者有之者、急度可被申上者也、仍如件、
享祿三庚寅年五月十五日 妙國寺
妙蓮寺
本光寺

禁制

於品川本光寺當手軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、
右至于違犯之輩者、可處罪科之狀、如件、
天文二年八月 日
彈正左衛門尉花押

禁制

於品川本光寺軍勢甲乙人等亂妨狼籍之事、
右至于違犯輩者、可處罪科之狀、如件、
新編武藏風土記稿卷之五十四 荏原郡之十六

附の城に置後に所在を失ふ、今の鐘は元禄年中
新に鑄しものなり、銘文考證あり左に載す、
武州荏原郡品川郷經王山木光寺者、人王百代後開融院
御宇、永徳壬戌日什上人開基之也、向日什道既成而朝
京師之日、勅允昇殿時、則謁傳奏應司中將而謹奏我宗
之利益、帝感其說新詔二條攝政大樹源義滿、使上人致
寶祚長久之禱、妙典圓滿勤莫有怠慢也、不亦偉哉、於
是郡國建當流之末派、所謂體用六箇寺是也、且如當
寺者爲用之長者也、自義滿公以還武家之御教書、莫世
而不賜焉、以歷三百年也、往昔天正北條亂、師旅經過
當寺、龜鐘入岩付城而沈滅也、自是向後浦罕類轉久矣、
二十二世住持權大僧都日禹上人、法風復盛衆慶悉興、
檀越宗救爲當先考三十三回忌兼願九族元登覺路、新鑄
九乳盧諸堂前、庶哉此聲遠近而聞之者、開衆家發深省
云、

先考佛禮院宗救日 萬治元戊戌年 先妣松德院妙貞日
善貞享二乙丑年 伯兄收玄院宗隱日 天和二壬戌年 叔
七月十一日 伯兄收玄院宗隱日 七月二日
足遍善院日行 延寶四丙辰年 九月三日

右四位爲欲於各佛松尾座牌前每月直其日具香華茶飯無退轉者
也、願以此功德普及於一切、我等與衆生皆成佛道、于時元
祿三庚午年林鐘望、施 品川問答舊跡 客殿の西北の方にあ
主、樋口宗二敬識

九年二月十六日、此邊御成の時當寺に立寄せ給ひぬ、時に増
上寺の意傳和尚御供せしが、壽命を蒙り住僧日啓と念佛無間
業の問答ありしに、論議しばしが程に及び、意傳其理に屈せ
しと云、是を僧徒傳へて品川問答と云り、問答の記録今に存
せり、時に御側に侍せし人々は酒井讃岐守忠勝、堀田加賀守
正盛、朽木民部少輔植綱、東海寺澤庵和尚等なり、其跡とて
古松ありしが枯て後若木を植て跡を存す、塔頭昔は塔頭三
今一閣半許是を問答舊跡の松と云、塔頭昔は塔頭三
其一を 清光院 鬼子母神堂の 受玄院 清光院の南 中門
柱間八尺客殿の 表門 柱間八尺餘中門 ○大龍寺 除地五畝八
正面にあり、瑞雲山と號す、時宗黃
三段五畝廿七步、本光寺の西隣なり、瑞雲山と號す、時宗黃
葉派宇治萬福寺末、昔明王山東光院と號す、時宗の古刹あり
り、寛正四年起立、開山は北品川長徳寺開山覺阿なり、故に
長徳寺僧代々の隱栖所と定めて其末寺に隸せしが、後衰微し
て法燈絶えんとす、元禄十六年榮僧百泉己が派に改んと欲し、
本寺藤澤清淨寺に請て奉所に詔へ、許可を得て百泉讓受隱
元禪師の弟子慧林を請て開山第一祖とす、天和元年十一月十
一日休寂す、これより先力を戮て開基せしは藤堂伊豫守良直
なり、良直法號を大龍院といふ、故に寺に命ず、本尊釋迦觀
音勢至ともに坐像長三尺唐像なりといふ、本堂は東向き京
間六間に四間あり、鐘樓門を入て正 觀音碑 鐘樓の側にあ
面にあり、寶永元年の鐘をかく、

○天龍寺 除地六畝
像を摹刻す、百泉が立るところなり、
大龍寺の南隣なり、瑞雲山と號す、禪宗曹洞派駿河國有度郡
大谷村大正寺末、開基は越前守相忠昌卿母堂清涼院殿なり、
寛永十七年七月二十七日逝去、開山は一庭永見、慶長十八年
十二月三日寂す、寺僧云下谷天龍寺は昔此寺の出張所なり、
其故は品川より御城迄程遠をもて、下谷に於て一寺を建、住
僧其所に居、召に從て登營せり、故に彼寺も天龍寺と名付さ

ればあながち本寺ならねども、後下谷天龍寺住職替る毎に、
當寺より其人を撰で公に願ひ奉り、許を得て本寺に達すと云、
下谷天龍寺の傳に、天正九年永見品川の天龍寺を 建せしが、
重照宮御時二世嶺育に寄依 給ひ、しはく、召れて拜謁す、
老僧遠路の往來に堪ず、御城近邊にて寺地を賜ん事を願上、
慶長十五年湯島にて替賜り、元地は無住にひとしかりしを、
國府臺總寧寺哲尊在府の時宿寺とし、後遂に其弟子寶鑑して
住せしむ、後に轉じて今の地に移れりと云、斯兩寺の傳區々
なれば今姑く並べ記せり、本尊釋 寺寶古屏風一雙古法眼元
迦坐像長七寸客殿八間に六間半、寺寶古屏風一雙古法眼元
云傳ふ、唐玄宗楊貴妃の圖なり、越前家より寄附する所と云
傳ふ、畫様は殊勝なれど著色は後人の潤色を經しものと見ゆ
此畫につき奇怪の 屏風一雙鷹の畫なり、 屏風一雙土佐
説あり今とらず、 探幽守信筆、 表門 東に向
畫尤古色なり、 鐘樓 本堂に向て右にあり、 鐘 柱間八
節者詳ならず、 鐘樓 本堂に向て右にあり、 鐘 柱間八
尺、 ○海藏寺 除地一段八畝三歩、年貢地五畝二畝二十四歩、
號す、時宗藤澤清淨寺末、永仁六年遊行二祖他阿眞教起立
す、眞教は元應元年正月二十七日入滅す、年八十三、入戒十
四、按ずるに妙國寺永享六年の文書に荒井道場と載、 稻荷
恐らくは當寺なるべし、本尊彌陀立像長三尺惠心作、 稻荷
社門を入て右に 頭痛塚 墓所にあり、非人頭松右衛門頼に
に埋む、郷人頭痛を患る時此塚に 門前町屋 表通は開口四
祈れば驗あり、依て塚の名とす、 十五間裏通十
四間、横町西側三十七間東側三十四間、歩數合て ○願行寺
千五百餘、延享三年より町方の支配となれり、 ○願行寺
除地六畝六畝二十九歩、年貢地五畝十歩、海藏寺の東隣なり、
淨土宗芝増上寺末、既成山光明院と號す、行基菩薩の開基に
して、寛正三年觀音祐崇再興す、觀音は上總州の人なり、慶
願に投じて華髮し業を受ること年久し、初同國木更津の地選

澤寺を開き、後此寺の中興となり、又駿府寶臺院江尻淨土寺
等を創め、後に鐘倉光明寺に住し、明應四年勅に應じ京師の
入て十夜の法會許さる、天照山の永式とせり、是より十年の
式同宗に行はると云、この餘寺を數ヶ所に開き、永正六年十
一月八日寂せり、客殿八間四方東向、本尊阿彌陀に聖德太子
の作、又二十五菩薩を安置す、門は北に向ふ、兩楹の間七尺
江戸駒込願行寺は文政中現住諸譽東風、御歸依の僧にて聖營
中に上りしに、路遠くして不便なれば願上て御城下にて寺地
を賜ふ、別に一寺を創して已開祖となり、當寺をば後住同達
に附屬す、故に山號院號とも皆同じ、後御用地となり駒込に
轉ずと 鐘樓門を入て左にあり、正 辨天社 同右にあり、
祠す、社は二 石地藏 客殿の前にあり、立像長五尺、承應
間に三間、 病を祈るもの繩にて像をしばれば驗あり、十夜に
至て和尚其繩を解く、其後又しばり初むと云、 塔中顯
性院 正聚院 共に木尊彌陀を安す、この餘長松菴陽月 門
前町屋 古くより町屋ありしが、元禄十五年回祿の後、舊に因
の度町方の支配となる、開口三 ○心海寺 年貢地一段三畝
十五間半二百八十四坪なり、 淨土宗東本願寺末、開山峯
の東に隣れり、普海山と號す、淨土眞宗東本願寺末、開山峯
山正保四年起立す、忌日は四月五日年歴を失ふ、本尊彌陀立
像長二尺二寸餘客殿八間に 鐘樓門を入て左にあり、寶曆
七間門は北向柱間七尺、 鐘樓門を入て左にあり、寶曆

新編武藏風土記稿卷之五十四 終

東南は 大通堀 西田堀 北荒居道場堀 以之竹木可調殖者也、仍宛狀如件、

永享六年甲子五月十三日 按據寺傳品川八郎三郎國友 花押

妙國寺別當御坊へ

寄進 妙國寺 武藏國荏原郡南品河郷内島大々 毎年

拾五疋當寺敷事 地内仁在之

右爲現當悉地成就、殊者雙親頓證菩提、永代所令寄附之狀、如件、

永享八年卯月十九日 前上總介定景花押

寄進 武州荏原郡南品河洲宮之神田堀付妙國寺西

北制貳段之事

右彼社頭今妙國寺之内仁御立候之間、從先々造營祭禮之處也、仍如前々專祭禮御祈、於可爲寺家之成敗旨、如件、

永享八年七月十二日 二階堂氏 沙彌正三 花押

寄進 武州荏原郡南品河妙國寺地事

右破地□□□□堀、南者四波堀堀、西者大々道堀、

北者塔中堀、彼内島同勢阿彌作島一段、相□□郎之寄進地之事、寺家内在々此外常金か作島一段、同東者海、南者觀音堂垣堀、西者大々道堀、北者大堀堀、爲金澤智光院殿御菩提、並爲南小路雲光□□□彼寺江令寄進處也、然間至子孫孫於彼寄進所者不可有□□□□□□寄附之狀、如件、

永享十年午七月十八日 憲泰花押

寄進 武州荏原郡南品川熊野堂南石島一段、作人

左近太郎作分、妙國寺遂寄進事、

右彼所、爲二親湖菩提、永代妙國寺令寄進處也、然間彼所寺家之内に可入候、次願上候塔中事者、已前より寄進事候之間、永妙國寺の成敗たるべく候、并に門前等をも東へ出さるべく候、其以後は同妙國寺の成敗たるべく候、仍至于子孫孫於彼寄進所者、不可有違亂一言候、若及異儀輩在者、可爲不孝之人、然間爲後證寄附之狀、如件、

永享十一年十一月六日 憲泰花押

武藏國品河住民道胤藏役事、所免除之也、可申合其旨之狀、如件、

至德二年十一月十四日 足判左馬頭成氏 花押

築田中務少輔殿

寄進 武藏國南品川郷本光寺隨應兼跡敷地事 三分

一方内在之

右爲所志之尊靈等、得脫三界頓證佛果令寄進者也、永代不可有違失之狀、如件、

寬正六年乙酉十一月十九日 當郷領主上總前司 沙彌道扶花押

馬場地替代仁、本光寺地進置事、東者其方之塚積、西者法藏寺塚、南者善仲寺塚、北者妙行寺塚、

右此分永代進置事書狀如件、

文明八年丙申六月廿日 本光寺住持日境花押

鈴木入道殿 御宿所

寶渡年紀品三段之事、南品川郷妙國寺之内在之、合代錢拾貫文者、

右破品依有要用、限于自辛酉年至于來庚辰年廿ヶ年廿作、代錢拾貫文仁所令沽却實也、約束之年紀之内者、親類他人之違亂煩勞々不可有之、仍沽券之狀如件、

明應六年丁巳四月廿日 沙彌道存花押

制札 妙國寺

右當手之軍勢甲乙人等、濫妨狼籍堅令停止畢、若有違犯輩者、可處罪科者也、仍如件、

永正十四年丁丑十月十日 彈正忠花押

武藏國荏原郡南品川郷之内妙國寺三段品之事、右破品三段之事者、爲新寄進永代被寺へ寄置所實也於後日同名親類違亂煩勞々不可有之候、仍沽券之狀如件、

永正十六年つちのとの十月廿日 左京亮元景花押

妙國寺別當御坊へ

制札 妙國寺

右於當寺當手軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之事停止之畢若至于違犯輩者、可處罪科狀如件、

大永四年正月十一日 北條左京太夫氏綱 花押

禁制 於妙國寺軍勢甲乙人等濫妨狼籍之事、

右至于違犯之輩者、可處罪科之狀如件、

大永四年七月 同上 花押

禁制 右當手之輩□甲乙人等、於妙國寺濫妨狼籍之事、若

有違犯輩者、可被處罪科之狀、依仰如件、

太永六年五月 日 大膳亮花押

禁制 於品川妙國寺、當手軍勢甲乙八等、濫妨狼籍之事、

右至于違犯之輩者、可被處罪科之狀、如件、

天文二年八月 日 北條左京大夫氏綱 花押

禁制 於妙國寺軍勢甲乙仁等濫妨狼籍之事、

右至于違犯之輩者、可被處罪科之狀、如件、

天文貳年八月 日 彈正左衛門尉花押

禁制 於品川妙國寺軍勢甲乙人等、濫妨狼籍之

事、

右至于違犯之輩者、可處罪科之狀、如件、

天文十年丁丑十月 日 花押 寺傳に氏綱といへども此年七月死去なり恐くは氏康初年の判乎、

寺中不入之御判形之儀、年々今迄者遅々從何以安儀に候、則致披露申請進之候、於如斯之上者、諸役等不可有之候、先以可御心易候、就之五三日之内、早々御參上候間、一儀御禮御申可然存候、左候は、遠

山方談合申、御對面之事御取合可申候、巨細之段委植草より可被申條不能其候、恐々謹言、

天文十六年丁未六月十一日 關善左衛門花押

妙國寺御同衆申

彼寺内濁酒之酒屋三間、何事におゐても無横合可被爲之候、并堂鳩鴛子、我々爲無一札不可被爲取候、依如件、

依如件、

戊申八月六日 甲斐守綱景 遠山花押

妙國寺

公方御用に候、其寺家之御林にあをさきの寸候、彼さきの子を問官方へ無相違とらせ、御申可有之候、少も御違亂御無用候、爲其一筆進之候、仍如件、

中五月十五日 甲斐守綱景 遠山花押

品川妙國寺御同宿申

關善御報 遠甲綱景 急候間啓にて申候

妙國寺酒役之事、承候、先度如申候、迷惑候へ共、自貴所承候間、不及是非進之候、猶以妙國寺へ之指置に者無之候、貴所へ進迄候、可有其心得候、然者

一札進之候、恐々謹言、

八月六日

綱景花押

朕文之義同前憚入候故

預御札候、具令披見候、仍品川妙國寺之寺内に、酒作致商賣者二人候哉、彼役之義承候、惣別自方々加様之義承候、一向不致承引人々自貴所承候間、指置可申候、たゞふかく入御心承候者、尤不可有別儀候又彼者中に附者假令に承り候、被爲打置候而可給候是者内義之申事と不限之義候共、自貴所承候義仁何事候共、不可存無沙汰、無御隔心可承候、將又妙國寺内竹木以下に附而も、不入之事自貴所承候と彼老僧被申候間、是も致其分候者、左様之義も御心得會□候、爲御心得申候、委細□可申候間、早々及御報□候、恐々謹言、

四月十三日

綱景花押

妙國寺御同宿申 從江城 關善左衛門

其以來者不申通候、何事御座候哉、乍恐御床敷被存候、依以前被仰越候一義、且那へ其體申屆、則遠甲へ申斷被申候、遠甲障と申、殊更御給方に自公方罷出候義候は、指置いかゞのよし仰候つる間、種々

重々申上候、一札取進候、并鳩青鴛之義、爲書夾申候、於我等一人之満足不過之候、將又以前者ないけかたんふ□□とゞけ申候、殊外御うれしきのよし被申候終、當年中は其口へ者參問敷候、何様來春可申入候、委細之段重而可申入候條、不能其候、恐々惶敬白、

八月十日

植草新二郎長家花押

妙國寺へ參御同衆申

制札

於品川妙國寺當手甲乙人等濫妨狼籍之事、右至于違犯輩者、可處罪科狀如件、

永祿三庚申十二月 日 資正花押

當寺不入之地候條、任御判形諸家中者亂妨狼籍之儀不可有之由、堅申付候、若於此上致無沙汰者有之者、早々可有御注進候、可及其斷者也、依如件、

永祿四年二月五日

大草加賀入道花押

山中修理亮花押

伊東右馬允花押

石卷勘解由左衛門花押

南條飛騨入道花押

妙國寺

禁制
右當手甲乙人□於妙國寺家中、濫妨狼籍不可致之、
若□違犯之輩者、可□罪科之狀、如件、
五月廿六日 源花押 此花押未考

あみ 猶々兩日御文畏入候
如何様入參御禮可申候以上
兩度御文被下候、依御門前沙ふみ井にくさかり屋制
之儀、毎年より寺内御不入之段如形存候間、此度者
先々人足可被爲待候、正印に申聞涯分調可申候、此
段昨日從南北爲使被興方田中□不爲罷越候間、宇莊
鳥三へ申届ツ候、定而從彼御兩所、其分御寺へ御斷
可有之候、將又先日何やらん拙者不智存御事、一人
迷惑存候、御相禮難及候得共申述候、如何様懸御目
可申達候、恐々謹言、
三月四日 吉原長門入道安能花押

妙國寺御門中御報

兩龍扇一握 小川僧正の筆、波に雲龍の畫なり、日蓮當寺
にありし時、主僧天目の乞に因て贊贊を題し
與へしものなり、
其文左の如し、
佛法之諸國を廻る處、雨天時日間もなし、考るに指



妙國寺境内古圖

新編武藏風土記稿卷之五十五 荏原郡之十七

し扇之龍業ならんや、祖父畫之師小川僧正の筆なる
により、是名人の筆勢なる謂なるべし、
曙波音誘引軒端を立出る一首事に儀を殘
雨宿り磯打浪の誘引來て、何音もなく歸るしほかな
盛夏廿三曉 日蓮花押
首題一幅 加藤清正の筆にて手判を押す其圖左
の如し(指先より掌下まで長一尺)



境内古圖一鋪 寛永年中の圖なり、大き六尺四方許、度々上
覽を經しものとて什物に充置、其頃の地形見
るべし其圖 表門 兩柱の間九尺東向、風嵐山の三字を扇す、
左に出す、 表門 赤井得才書、此門は駿河大納言忠長卿舊邸
御成門を賜て建と云、(江戸雀)に品川旅籠屋を二町程往て右
の方に、忠長卿の御前表御門の跡見ゆと是なり、彼君罪蒙給
ひ寛永八年五月甲斐國に遷ると云、 仁王門 表門の内に
後此門回縁に羅り今は冠木門を建つ、 仁王門 あり、五間
に三間、仁王は運慶 鐘樓 客殿と山門との間にあり、鐘樓
作門傍に供所あり、 鐘樓 三尺銘文あり、往代鐘銘曰、僧

以聖業之影向、宛如華散風、結縁之得脱、亦似日傾西、一聽
鐘聲、召請三寶、六道衆生、發菩提心、鑄一口之鐘、祈三身
之果、善提廣無限、功德遍有幾、大日本國武州荏原郡品川妙
國寺住持、法印日觀、文安三年丙寅季冬中旬第三日、大檀那
沙彌道胤、鑄師和泉權守定吉、寛永十八年辛巳八月下旬、洛
陽妙滿寺卅三祖日延再興之、當山十三代目施主當時一結諸檀
那、五重塔躰 客殿の西北にあり、高三十三間横方一丈六尺、
礎はかり存せり、中興二世日廷の時功を興し、三世日教繼て
造畢す、是皆文明中の人なり、僧萬里が(梅花無盡藏)に詩あり
り、題下自注云、同日(文明十七年十二月二日)隔五十町有
江戸城、多法華宗、其詩云、雙塔五層兼一層、問宗旨答法華信、
蓮經二十八差別、子細看來滿口水、此五層塔は則是塔なり、又
羅山集此塔の作あり、最澄妙法眼猶青、未派相分迷入宜、只
尋紙上閉言語、不轉心中如是經、雙塔高低仍飾粧、多寶釋迦
同座來、草木有情皆作々、一層如鶴一層蓋、此塔慶長十九年
八月二十八日大風の爲に傾崩せしかば、大猷院殿御遊歴の時
御覽ありて、寛永十一年十一月八日松平伊豆守信綱佐久間將
監眞勝命を蒙り、伊奈半十郎忠常 諏訪社境内の南にあり
奉行として御再建ありしと云、 諏訪社境内の南にあり、寺
傳に云開山天目は信州諏訪の産なり、當寺を創立せし後本國
の各社諏訪明神を勧請して境内の鎮守とす、當時に海岸の洲
崎に立し故洲の宮と號す、其舊蹟今をもて推に變して海中に
入しなり、星霜を歴て後永享の頃社を境内に引て再造す、同
八年七月郡司二階堂沙彌正三神田等を寄て神事祭禮を勸行せ
しむ、當時の社地は寛永古圖に據る所なるべし、今の所に移
せしは又其後なり、神體は衣冠の坐像にて、
長五寸、社記頗考據あり、全文左に載す、
武州荏原郡南品川郷風嵐山妙國寺鎮守洲の宮諏訪大明
神勸請古傳之記、原諏訪大明神者、大己貴命御子健御
名刀美命也、神代往昔信濃國諏訪郡鎮坐、地號曰諏訪

六三

大明神云云、于此當山祝請之由來、神武皇帝九十世後
宇多聖帝御宇弘安八乙酉年、天目上人(日蓮上人御弟
子中老十八人僧中)當寺草創之日、後代寺門之繁榮、
且法華弘法之心念、含中本地教主三身圓滿之德、崇
外垂蹟和光之方便、力以神妙貴敬本國信州、爲靈神神
明祈禱恭敬甚深、同年冬十一月中旬新造營社廟祭祠之、
然而地形險于海汀湖波渡于太前、故號洲之宮云云、神
威日明力用夜昌、經曰、諸佛救世者住於大神通、爲悅
衆生故現無量神力、仰神德厚尊利生深、天下長久國家
安全、寺門繁茂自他榮樂、後世賴合掌而已、百三世後
花園院御宇、當郡司二階堂沙彌正三當社永久神事祭禮
勤行、殊將軍家(足利治世)爲御祈禱神田等寄附之、(正
三自筆別書有之)、永享十二年當邑之住人品川八郎三郎
國友、當社宿願志旨快時之日、社頭造立、此日當社棟
札奉納之云云、文安元年甲子年鈴木高純道印、當寺檀頭
猶更神慮崇敬、七堂修造鎮守神殿再修云云、時代什僧
法印日叙爲後證記之、當山鎮守諏訪大明神緣起一軸、
料紙及損破、依之新寫之畢、時天正十一年癸未六月二
日、鳳凰山十二世日城筆、元祿十五年壬午年二月下旬
四ツ谷村より品川に至て大火あり、當寺開白以來始及
火災類燒、此日本書其餘書傳不殘燒亡、併遍紳案存之條

年中上杉禪秀亂の時品川一族皆討死す、當時本尊を草堂に
安置たるをもて世に傳ふと云、又一説に太田道灌品川を鎮せ
し頃、この水月觀音の像を得て深く信し、一字の堂を草創して
安置せりと、今按ずるに妙國寺所藏永享十年某氏憲泰が寄附
狀に、寺の南に觀音ありし由を載、地域を以て考ふるに此堂
なること明けし、緣起又云、亂世兵火の爲に伽藍悉く燒亡し
本尊は甲州に奪ひ去て或村里に安置し、一兒童口はしりて
我は是武州品川金華山の觀音なり、暫くも此所に留置ことな
かれ、早く品川に歸し送るべしと、村民恐怖して歸し奉らん
と欲れど、亂世なれば諸國たやすく通る事を得ず、先隣りに
送りければ、其所の者亦發狂すること前の如し、武田信玄聞
て奇異の思をなし、恭敬禮拜して品川に送り返せしとなり、
然れども伽藍回祿の後住僧もあらざりければ、土人繼に藥肆
の堂を立安置せりと、【小田原記】等の書を載て云、永
祿十二年九月上旬、小田原の北條氏康甲州の武田信玄と戦ひ
し時、信玄武州に討て出、江戸品川を追捕し、その處に立る
大圓寺の本尊水月觀音堂を初め、神社佛閣のこらげ燒却、住
僧法印をもことごとく害せり、其時ふしぎに此本尊を免て武
田家にわたれり、彼家人竹森花村の二人此像をとりて甲州に
行しに、俄に大熱狂亂して云、我は武藏國品川の大圓寺のも
のなり、速に元の地へ返へしと誓れり、然れどもかの地は敵
國なれば返すべき便もなかりしに、其頃一人の乞食甲州にさ
まよひ來れり、本國を問は武藏なりと云、かの者にしかしか
の事を云合めて元の地に返さしめしかば、かの乞食もりかへ
りて昔の堂の礎の上にわを屋を作りて安置しけりと云々、其
後阿闍梨法印弘尊と云人あり、僧羽州上の山某寺の住僧にし
て、若年より觀音を信仰す、或時夢に老人來りて汝觀音の住
持と成へしと云、彼僧靈夢に感じ北品川に來りて當寺の住持と
なる、當時此觀音の舊記の説台聽に達しければ、承應元年五
月境内拜領の地となる、よつて堂宇を再興して本意を遂壽命
も弘尊が故たり、又此觀音堂造立のこと太田備中守資宗入道

再書寫之奉納新社者也、癸未林鐘上二時妙國寺住持敬
書、諏訪大明神再修緣起奉納、願主南森藤原信辰、右
諏訪明神之緣起、眞了院持參年代繰合之時寫本之通寫
之收也、寫本は眞了院に有之、享保十五庚戌正月廿一
日、當山廿世、大僧都法印日風、
右の傳記等に天目を信州の産と載れど、高祖 塔中修定院
年譜考異等に據に鎌倉の人と云、是なるか、
客殿の東北 正中院 客殿の東南 眞了院 正中院の西 門前
町屋 南品川三町目の横き海道の兩側にあり、東側は間口百三
南側間口十五間半、北側は十九間半、步數合て三千七百十六
坪五合、延享三年町奉行の支配となる、別に境内門前町屋あ
り、寺社奉行の支配に屬す、此内に古門前新門前の別あり、
古門前は間口四十五間、步數四百七十七坪餘、天正十八年家
作の免許を蒙ると云、新門前は間口百十六間、步數千三百九
十七坪二合餘、安永五年正月寺社奉行土岐美濃守定經に願ひ
十年の期を限て、
○品川寺 拜領地四千八百坪餘、妙國寺の
町屋を立と云、
○品川寺 南隣にあり、初は金華山大圓寺
後改て海照山普門院と號す、新義眞言宗醍醐三寶院の末、中
興開山弘尊承應元年再興し、寛文十一年正月十一日寂す、眞
尊は深秘し、側に水月觀音像を安す、緣起云、聖觀音は弘法
大師の作、太田道灌持佛の本尊なり、長祿年中品川の館より
江戸城に移りし頃、武運の悠久城中及江府鎮護の爲、彼本尊
を此堂に安して伽藍を建立すと云、又水月觀音は、龍宮出現
の像にて尤も靈驗あり、或説に水月觀音は弘法大師の持佛圖
浮檀金もて造る所、海中出現之像なり、大師廻國の時郡の押
領使品川某に附屬し、其家世々傳へて品川左京に至る、應永

道顯先祖の由緒を思ひ、財を捨て裝成せしとなり、又金花山
を改て海照山と號すること、昔海上颶風起て數百艘の船危
かりしに、船中の貴賤みな此觀音に祈誓して萬死の難を遣れ
しゆへ、海照山と名づけしと云、本堂は五間に四間東に向へ
り、
○稻荷社 本堂の南にあり、境内の鎮守なり、本
辨天稻荷合社本堂の北に、鐘樓稻荷社の東にあり、鐘徑三
院殿の御證號を款文に出し、下のめくり、六觀音の像あり、刻
して云、明曆三丁酉年九月十八日、海照山品川寺普門院中興開
山傳燈師大阿闍梨法印權大僧都弘尊大和尚位納之兼筆矣と、
其下に六觀音像は京七條大佛師康齊撰せしよし勒せり、その
像、かにも精密にして尋常治工の及所、光明石本堂の前に
あり、人これを奇としてかく名づくといへりと、
○地蔵
銅像門外にあり、露座長九尺江戸六地、門前町屋東海道の
り、東側は間口五十一間半、西側五十間四尺、又横町に三十
間四尺、步數合で千五百二十五坪餘、元祿十一年寺社奉行坂
本内記正次に願ひて町屋を立、延
○海雲寺 寺地一段一畝
享三年より町方の支配に屬す、
地三段六歩、品川寺の南隣なり、禪宗曹洞派海晏寺末、龍吟
山瑞林院と號す、僧不山東用起立す、當時は瑞林庵とて海晏
寺塔中なり、本山五世分外祖耕の時元祿二年一寺とす、東用
は寛文十三年六月十九日寂す、是を開基と稱し、祖耕は元祿
八年五月二十五日化す、是を開山と號す、本堂三間半に六間
半本尊十一面觀音木の坐像長一尺一寸佛師春日の作と云、
荒神社 本堂の南傍にあり、二間半に三間、護摩所二間に四間
毗首羯磨の作今深穉す、前立長三尺二寸古よりこゝに鎮坐す
と云、例祭三月十一月廿七八兩日神樂を奏し、護摩を執行す

順寂之後立牌勒中興之名者不藏其功也、今又序寺之勝蹟、則寺後有時頼及二階堂羽州等之石塔、足見昔年皈崇之志、百卉苑中有千貫牡丹、姚黃耶魏紫耶今也則亡矣、萬株松中有千貫松、又名龍燈松、相傳海龍曾點燈火於此松上、千樹楓中有千貫楓、崇尤極之所化耶、杜牧之車之所停耶、脂之入地爲黃珀、露之凝華欺紅珠、氣吐奇香精變老人、此一株之奇不可測、而年々楓林秋後霜染、映空欲燒雲淪池如錦、紅於二月花麗於四色蓮、可謂佛地莊嚴塵外清賞、寺素有八景、擬瀟湘名、景象無邊不暇枚舉、巨海之渺茫萬船之往來、遠山之微雲近市之浮烟、隨時變幻入眼、恍惚縱使百王摩詰畫中有無聲詩、詩中有有聲畫、可以拋筆可以結舌、況於如予筆頭之秃舌本之強者乎、先是禪公住山之日、予一到寺拜鮫腹大士、設傷稱讚以此緣、故今山主門公持古來之寺志來請從事於東里子產者非常再三、因就原文少加潤色、用以爲略記、又不獲已也、時元祿十四年龍又辛巳中秋之後三日、南瞻武州大日本關東道武藏州荏原郡品川郷補陀落山海晏禪寺、爰十方施主屢捨淨財聚銅金、專命良工鑄成佛器、高掛層樓美哉堂堂、大器落落、洪音斯迺見色明心、聞聲悟道之因、是故鳴鐘想念佛曰、願此鐘聲超法界、鐵圍幽暗悉皆聞、聞塵清淨證

圓通、一切衆生成正覺、是以虎溪老拙厥銘曰、鬼氏爐鞴、四海九垓、當陽掛起、洪音千鈞、聲透碧落、響徹利塵、驚破睡夢、忽契性真、弘濟羣類、普結良因、功歸且越、德及萬人、皇風永扇、道合君臣、法輪常轉、佛日尚新、鑄師定吉、寶德三年辛未仲夏下瀨且越道琳、現住存紹代、再銘曰、此時元祿十五年春十有一日、衝火移點不圖鬱攸髮及寺門、殿堂一時灰燼、洪鐘比銷殞、雖然現住勸化十方且越、而漸再命爲建起梵宇、想無大鐘、思更不能充也、先是華鯨者寶德三年辛未中夏曆改鑄者也、屈指至今二百六十有二年也、堂宇洪鐘消盡而後、雖欠七八歲無補其功矣、因厚志當寺五世分外耕大和尚、亦充闢兩親盡誠至之性、而發弘願爲本因欲鑄法鐘、幸分外和小弟宗印更序無闕小子龍心祖珊之三僧、不幸短命而脫去、三僧爲本願施主而集出世餘金、且統諸且善男善女之捨財、以贊銅鑄命良工鑄成金鐘、而鑄古銘新掛者也、蓋洪鐘者古佛門第一樂器也昔佛在世梵王下祇桓、鑄金鐘拘留孫造石鐘、諸佛出世亦亦然也、故支竺桑那爲梵利無不有之鐘者、禪法起止齊粥早晚送迎緩急之規矩、必鳴之、此制必爲先、鳴鐘一槌則普及微塵刹土、曉曉之則醒六道輪回夢、昏則則脫一切衆生縛、諸天證明、魔怪摧折、更百姓四民之迷

亡逐物者到人非人等蠢動含靈、聞此聲則出塵離苦偏得佛訣定矣、誠哉鐘德也、無涯亦施財、物無極高積山之深盡海岳、豈不圓備、厥傷曰、海晏淨刹、高懸寺前、全身通口、洪音豁然、聲應法界、響徹天淵、神靈擁護至聖悲憐、魔民落膽、群生醒眠、朝聞積善、暮見結緣功時時滿、德日時圓、百福兼備、壽齡萬年、寶永七庚寅中夏上旬、融徹淨圓信士、爲當寺五世分外耕大和尚補寮妙佑信士、施主海雲四世海岳宗印、海雲前住宗福前住大仙龍心、瑠岳祖珊、

辨天天神合社門を入て左にあり、本社鐘籠にて二間半に二拜殿前に鳥居、間東向なり、拜殿は三間に二間、建に池ありをたてたり、稻荷社鐘籠の傍にあり、東照宮御宮山上あり、元和年中中興二世大悅勸請し奉ると云、本社南向六尺四方中に御宮を置、是御本像を鎮坐し奉る處なり、拜殿二間に五尺前に鳥居を立、柱間六尺、富士淺間社山の中腹に在、本社南向四尺尺前にとり居、北條相摸守時頼入道墓門を入て左にあり、をたてり、最明寺殿覺了房道崇と彫、裏に弘長三癸亥年十一月廿二日正五位下行相摸守平元帥時頼とあり、後人遷拜の爲に建つ古碑三基、庭前の山の中腹に並立り、何れも高五尺許、五輪塔門明應四年乙卯二月二十三日の十七字に讀へし、北の一基造修妙清禪尼亦明應四年乙卯二月二十三日とあり、是は文字尤減して讀がたし、南の一基は固より文字なし、相傳ふ頼朝二階堂北條三人の碑なりと、按ずるに北品川稻荷社傳に當國

の守護職二階堂出羽入道祖社を再造し、其後永享十四年正清入道幸純修營せしと云に據は、此中央の墓に則幸純入道の遺修なるべし、又妙清尼も同時の遺修なれば其妻女など、又鐘籠寺後に時頼及二階堂羽州等の石塔ありと云に據は、文字なき碑は出羽入道の墓なるも知べからず、又妙清尼永享八年の文書に、二階堂沙彌正三此邊を鎮せし由見ゆれば、是等の墓も有べき、西教寺跡萬治元年起工す、當寺塔頭なりしの理なり、紅葉境内山上に楓樹多し、紅葉のに告て永く慶すと云、紅葉境内に其色他にことにして實に壯觀なり、秋ことに諸人觀遊す、是を千貫紅葉と號す、又境内に千貫牡丹千貫松などの賞、及寺域八景など一時諸人の來賞せし所ありしが、門前町屋東海道の兩側にあり、東側今皆廢絶紅楓のみ、門前町屋東海道の兩間にあり、東側三間、步數三千二百二十九坪餘、延享三年町奉行の支配となれり、

舊蹟品川氏屋鋪蹟、字權現臺の白田中にあり、其界域詳なら品川内記氏繁が祖先の居跡なりと、家祖氏眞の事(參河記)に載て云、氏眞依岡部反逆避小田原、品川構居所入置、氏眞内室氏政姉なれば大怒惡口して、從品川乘船出遠州被憑家康云々、寶永譜に今川上總介氏眞次男新六郎高久慶長三年台徳院殿に謁し奉る、今川氏は、正統一人の外稱號を憚べきにより、釣命に因て氏を品川と稱し、寶永十六年死す、想ふに此屋敷跡則氏眞か舊跡にて高久、(鈴木道胤居蹟今の南馬場家の由て起る所なるべし、)鈴木道胤居蹟今の南馬場家の舊跡にて、居跡も其邊ならんと云、按ずるに妙國寺藏文明年六月二十日本光寺住持日曉鈴木入道に與ふる書に、馬場地替代に本光寺地遺置事云々と載たり、此道胤及其子光純心を合大檀那として、妙國寺を中興す、同寺文安三年の鐘銘に大檀那沙彌道胤とあり、又寶德二年足利成氏の文書に、品川の住民道胤藏役事免除する由載、見聞集に云、品川に五重の

塔(妙國寺の塔なるべし)あり、里の翁語りけるには、昔鈴木道印と云ふとくの人立たり、幸純と云息ありて(按に道印幸純と書たるは文字の誤にて、道胤光純を正とすべし)父子連歌の數奇あり、其頃都に權大僧都心敬と云連歌師あり、道印父子と知音なり、心敬と道印父子殊に知音なれば、品川にて毎年心敬の下を待、京にて心敬は秋來るをおそしと急ぎ品川へ下り、明暮連歌をせられたりと語る、我聞て道印父子七堂伽藍を建立し、福徳の驗見たり、さて又連歌數奇と云しかと、下手故にや道印とも幸順とも名付たる發句付、古き文に一句もなし、其頃都に其名聞えし連歌師順智、續宗、紹永などあり、心敬京にありて右の連衆とは詠吟なく、東のはなる品川の鈴木を懐ひ、年々遠國の山を越、海を渡してはる來ぬる旅衣、心敬の所存はかりがたし云々、又云、昔江城に於て千句あり、連衆は心敬宗祇元道印幸順即幸なり、開頭の發句に幸順、春も來て歸らん雪の朝かな、とせられたり、さて又幸順はいか敷奇にやありつらん、反古の裏に書殘したる付合あり、櫻井元祐都へ上り、下向に品川幸順宿へ立より給ひき、此人上りにはまつしき體なりしが、衣裳いぢるしかりければ、幸順出逢興して、あやしやおぼん身誰にかり衣といへば、この小袖人のもとよりくればととり、やがて元祐付たりとあり、川越千句の作者は鈴木長敏と云人見石是道胤が一族などにや、永祿十二年武田信玄品川の宇田川石見守鈴木等を追捕せしこと、【小田原記】に載たり、是等に據に、舊より當所に住せし豪家なること知べし、今子孫斷絶して知るも、○心敬僧都庇躰 其地詳ならず、或は鈴木道胤が居跡の邊ならんと云、僧都は近江國志賀郡三井寺の僧徒なりしが、連歌の達人にて其名世に聞えたり、川越の城主太田道眞同道灌等招により當國に下り爰に寓居す、心敬が記に云、武藏の品川と云津に至り侍り名ところとも見侍てやがて歸洛の事など思なし、世の中くの亂いよいよの事にて、今は築紫のはてまぬ奥までも騒しくなりぬれば、ひたすら便を失ひ、たのまぬ磯に藻しほの草

庵を結び、見馴ぬ海士に波の枕をかはずかり寝の夢の中に、五年までたよひ侍るに、あまつさへ東の亂れ頻になりて、互に弓調練のみの暇しきまさま、さながら刀山劍樹のものと、はさま水のむしろにも、しばし心をのべばやと尋入侍るほどに、相模の奥大山の麓に星霜久しき昔の室あり云々、僧都相州に居を移せしは文明六年にて、明の七年假地にて寂すと云是を以て推せしは當所に寓居せしは文明二年より同六年迄なり、見聞集に云心敬東に下り侍りし時、海面近き宿りにて、朝霜はひきき風ふく海邊かな、東にあまた年をおくりし頃、めぐるまをおもへば去年の時雨かな、品川九本寺、按に今此邊に九本寺と云寺院を開ず、廢寺となりしにや、九つの品かはりたる蓮かな、と發句ありしに、人聞て川にはちすめづらしき、と沙汰しければ、極樂の前にながる、あみだ川、蓮なきてはことの葉もなし、と心敬證歌を引れたり云々、按ずるに此發句紀行附歌に第二の句を品川しるきとして、其詞書に江戸に趣し時品川に宿りてとあり、又一説に太田道灌當所の館にて千句の連歌興行の時、心敬が詠せし巻頭の句なりと云未執が是なるを知らず、當所千句興行の事は北品川御殿山の條に出す、照し見るべし、又心敬毎年當所に下りし由見聞集に見えたり、一とせ太田道灌川越城にて千句の連歌興行の時、心敬も宗祇と同一其連衆たり、文明六年六月十七日道灌江戸城和歌の會にも、その席に連る、これを江戸祇合と云ふと、舊家名主吉左衛門 先祖島海和泉守某は奥州島海氏の末裔に世々里正を勤む、中間故ありて氏を利田と改む、當所海徳寺は、和泉守大永二年宅を捨て寺となせりと云、又北品川稻荷社神主小泉出雲所藏に、天正十一年宇田川石見守及島海和泉守等連書して百姓中に興ふる文書あれば、其頃は北條氏に屬して當所の代官などつとめしにや、

○南品川獵師町 南品川獵師町は、南品川宿一町目の出崎なり、目黒川の落に添て海中に挿入たる如く、北品川に向て屈曲せり、今里俗に洲崎と唱ふ、南北の長三丁二十間餘、東西は二十間に過ず、石高九石三斗六升六合七勺、段別九段三畝二十歩、すべて屋舖地にて南品川に屬す、民戸百三十五、外髪結床番屋一、此地は元寄洲にて兜島と唱へ人家なし、當時漁人等今の南品川宿三町目に住せり、明暦元年朝鮮人來聘の時、宿並に傳馬の役を課せられしを漁人等辭し奉りしかば、宿中の住居を許されず、當所に移されしとなり、然しよりこのかた専ら漁獵を事とし、御茶の御用及浦役を勤め、宿役に預らず、御打入の昔より月に三次を定として獵魚を奉しが、寛政四年より代永にて年毎に四貫二百三十七文を納む、又文化八年より金杉町芝町當所大井御林町羽田獵師町生麥村新宿村神奈川獵師町の八浦にて、配當して月に一度漁獵最初の魚を上納し、又年々船役永錢六百元を稅す、此浦に獵船八十五あり、船毎に小旗を植つ、堅一尺に横一尺、紺地木綿に二つ引違 紋あり、古來船印として賜はる所なりと云、又御城米積送の船風波に逢ひ、或は流人出船の時は番船を出す、これ等の外總て海面の課役充らる時は、御用船の記號を植ふる事を許さる、其餘水溢の時は

馬喰町郡代屋敷の下に舟を繕して御用の次第を承る、是中川飛騨守忠英郡代を勤めし時、彼八浦に命ぜしかば、當浦の船十艘を出す、よりにて船印十本提燈十張を定額とす、共に朱もて二つ引違の印を記す、前に云る當浦獵船八十五艘は、川船改の極印を請さるが故に、船 貢を除かる、よりにて元祿寶永の二度に御代官伊奈半左衛門忠達より鑑札を興ふ、今に寶永七年の鑑札一枚を藏す、其圖左の如し、今も御代官遷替毎に鑑札を改興へり、江戸の川々に舟行する時は其札を持って往來す、明和七年十二月海上獵場の争論起り、昔の如く芝金杉浦より相州浦賀湊までの間、互に交雜して漁獵すべく、久良岐郡小柴村等三十一村は元の如く、江戸本材木町新肴場附の地なれば其地に係る海面は他村の漁夫入ことを禁ぜらる、由評定所にて命ぜられしと云、高札場町に入處にあり、浦方掟の高札を建、凡四枚、一は正徳元年、一は同二年、一は同四年二月、一は同年十一月の文なり、自普請所にて品川三宿及當町且長徳妙國品川海雲四寺門前大井御林町濱川町不入斗村東西北大森三村荻中村麴谷村羽田獵師町等より修理す、御上り場北の方海岸にあり、近き頃御 放鷹の時御船を載せらる、○物揚場 是も海岸に幅一 〇網干場町の北界にあり、長八十間横十三間三段四間、貢す、此地に續ける閑地に、非人次郎兵衛が小屋あり、

長五寸二分

品川靈師町 舟主彦次郎 除 獵 船 寶永七年寅二月	伊奈半左衛門内 阿出川 具藏印 小野澤彌一右衛門印 名倉 又四郎印
------------------------------------	--

寄木明神社 境内年貢地八坪町の中程西側にあり、與惣兵衛と云者の持地の内なり、本社九尺二間拜殿方九尺、所祭神日本武尊にして橋姫入水の時船の残木の浪に漂流れ寄しを、漁人等取上て祀れりと云傳ふ、橋姫の乗船と云は無稽の説なれど、異本の流れ寄しは其理なしとせず、北大森村にも同社あり、神に祀し比は漁人等末南宿三町目にありし時に移せし時、舊に因て何人持地の内に立り、今も三町目同屋留平次が宅地に、社跡なりとて小社を建、例祭正月十四日神樂及湯華を執行せり、南品川貴布禰社神主鈴木が持、

○南品川新開場 南品川新開場は、獵師町網干場の北にて海中に挿出たり、此地元は目黒川の落口にて寄洲なりし、段別一町の所を築きて新田とす、其地代金十兩を奉り、當時名主吉左衛門後見治兵衛、安永三年五月願上て御免を得しとなり、時に築立人夫往來の便として新に橋を架して次第に開墾せり、幾程もなく治兵衛死し吉左衛門猶幼なれば、其事は中絶せり、然に文化五年吉左衛門再び願上 又北品川宿より新開場に橋を架し、次で家

作の免許を蒙り、人家次第に建並びしかば、年毎に永錢七十文を税し未高請には至らず、今凡三段五畝程築成し其子吉左衛門進退す、
御上り場 海岸にあり、長六間幅八間近頃
御放鷹の時御船を繋せらる、
鳥海橋 目黒川に架す、北品川留屋横町より當所に達す、安永三年九月初に架す、其後一旦廢せしかど、文化五年五月吉左衛門願上り私財をもて再造す、吉左衛門舊氏を鳥海と云、故に橋に名づく、文化六年十二月十三日御放鷹の時將軍家この橋を過らせ給ひ、同十三年正月二十七日御放鷹の時も兩御所この橋を渡らせ給へり、其時は必當所に御腰を掛させられ白銀を吉左衛門に賜へり、

辨天社 境内百九十三坪七合五勺、當所の北界にあり、社は二童子木の立像にて長 供所 社の東側にあり 社守仙伏院は各一尺五寸ばかり、三間に二間、
社守仙伏院 當所の中程榎樹の下にあり、寛政十年五月朔日獵師町にあり、同世相續す、同派の修験不動院同居す、
鯨塚 當所の中程榎樹の下にあり、寛政十年五月朔日獵師町にあり、同世相續す、同派の修験不動院同居す、
岸寄られ上覽あり、後其骨を埋て塚上に石を建鯨塚の二字を題す、

新編武藏風土記稿卷之五十五 終

新編武藏風土記稿卷之五十六

荏原郡之十八 品川宿

○北品川宿 北品川宿は、境橋より北にあり、北隣歩行新宿一町目迄長三町許宿並をなす、北品川分總高四百四十五石三斗八升七合の内、當宿分高三百三十二石三斗五升三合八勺、段別四十六町七畝十九步、此内に町方支配品川臺町分四段八步あり、枝郷入谷高四十九石六斗三升二合二勺、段別四町五段六畝二十六步、此内に臺町分一町三段二畝二十七步交れり、枝郷三つ木高三十二石七斗三升二合、段別五町三段一畝四步、以上二所は枝郷の唱あれど今は全く宿内に入、元祿國圖に三つ木を載しことは南品川の條に辨す、又三斗三升六合段別三畝二十二歩は、當所正徳寺門前町屋にて町奉行の指揮に隸す、其餘は歩行新宿の高なり、別に當所稻荷社領一石、清徳寺領四石二斗四升七合交れり、民戸五百二十二、内本陣一建坪百三、中旅籠屋十九、小旅籠屋二、又往還の傍に自身番十五坪餘

屋一、床番屋三、傳馬定額百匹の内其半を當宿より出す、こは戸毎に七分四厘の積にて、宿内六十七軒半の課役なり、人夫定員百人の内二人半、及小役人足四十七人の内二十一人も出せり、水田の内八町餘は品川用水を引、四町餘は三田用水、其餘は天水を湛て耕植す、又新墾の地芝の前は、享保十七年九月寛播磨守正舖檢地十三石五斗四升一合、宇道成谷は同二十年十二月松波筑後守正春檢地高三石三斗七升八合、目黒川岸は寶曆四年五月伊奈半左衛門忠宥檢地四石一斗九升四合、小名八山は同十一年五月同人一斗六升二合檢地して高入とす、

高札場 境橋の傍にあり、品川總持寺正徳元年所建、六枚、享保六年二枚、明和七年一枚、文化二年一枚、文政二年一枚とせる。
小名 一町目 境橋を隔て南品川一町目と相對す、陣屋横町一町目二町目の界より東に折て海岸に至る横街なり、寶永年間より正徳の頃までは驛の官署建り依て此名有り、二町目 長五十八間餘、北馬場町より西の方東海寺に至る横街なり、昔驛馬の廐ありし、竹屋横町二町目と云、或は南品川馬場町に對して唱ふ、
町目三 町目の界より東の方、三町目 二町目の北に續けり、小泉長屋 三町目の西裏五段十八歩の地を云、寛文四年板倉主稅抱地となり、元祿檢地の後斷心と云るもの譲受し

より村民の持地となり、寛延の頃小泉屋金左 溜屋横町
 衛門と云ふもの買得し始て貸長屋を建り、
 三町目と歩行新宿一丁目の界より東 八山 北の方歩行新
 の方南品川新開場に到る横街也、
 町より當宿に入所なり、長六十六間元は芝地三段四畝三歩
 人家なし、元文五年許を得て北の方に三間に三間の見守番
 屋を置、其後南の方歩行新宿に添し山崖崩れし時、其土を
 もて往來を造り、水溢に敗れし獵師町の海岸をも修理す、
 又延享元年歩行新宿より此地の海岸迄石垣を造られし此
 川屋の土を以て其用に宛しければ、自から平地となれり、同
 三年北品川の願に依て平地の内長九間横六間家作地と
 なり、寶曆十一年伊奈半左衛門忠宥檢地して高入とす、此
 北江戸入口東西に土居在東の方、長六間三尺六寸横一間
 二尺五寸高五尺にて、長二間二尺五寸横一間四尺五寸の升
 形を築添ゆ、西の方は長二間二尺四寸横三間一尺五寸高三
 尺八寸、慶長中當所宿驛に命ぜられし時造られしむと云、
 今も官修 耕地字 廣町耕地 三つ木耕地 三竹耕
 地 根河原耕地 以上四所は南北品川二日五日市村大牙
 地なり、事は南品川宿に辨せり、
 株木耕地 芝の前 以上二所は南北品川宿の地 百段
 東海寺の西にあり、此地山丘に 居木橋耕地 御殿山の末
 て高低次第あり故に名づく、 池下耕地 御殿山の成にあり、
 木橋村に 川添耕地 同山の東にあり、日黒川に添り、以
 隣る、 大崎耕地 南北品川上下大 池下耕地 御殿山の成にあり、
 河原耕地 同所西南目黒 一本木同所 西北なり、此地
 老樹遠近の標的とな 道成谷 同所成 臺町裏 臺町の裏
 りし故此名ありと、

なり、小關耕地 同所の西なり、古街道係る昔の關所跡な
 りと云、清徳寺所藏天正七年の水帳にも
 此名を 山の腰 同所東南の 榎下の臺 同所北にあり昔
 す、當時清徳寺と云禪刹ありて、會下僧聚る故に此名あ
 り、清徳寺天正の水帳に此小名及清徳寺の名見ゆ、其頃は
 なりと云、
 御殿山 歩行新宿大横町の西にあり、廣き三町八段五畝二十
 九歩、今御林となり櫻樹多し、有徳院殿和州吉野山
 の種を移し植られし所なりと云、文政九年にも命ありて數株
 を植添られ、春毎に看賞の客多し、其頃北品川宿歩行新宿に
 制札を建て、遊人の狼籍を禁せしと云、享保六年二月山上に
 十六間半高六尺、御遊毎に御腰を掛させ給ふ、相傳ふ此所長
 祿の頃太田道灌の館あり、文明年中連歌師心敬僧都と道灌十
 句の連歌を催す、世に品川十句と云是なりと、或書に此 卷
 頭の發句は心敬法師なり、其句に九つの品川しるき速かなと
 載たり、されどこの句紀行附歌には江戸に趣し時品川に宿り
 て云と見ゆ、又紀行には心敬五年まで此に住せし由も見ゆ、
 又「道灌日記」長祿の頃道灌品川の館にて夢の告を得て江戸
 城を築き、此館には宇多川和泉守長清を置しと見ゆ、又傳ふ
 御入國の後御殿を建らし屋御遊あり、中にも大猷院殿の御時
 は東海寺澤庵和尚小堀遠江守政一等毎度御茶を奉れり、今遠
 州流の喫茶家に品川御と號するは當時の遺製なりと云、元祿
 の初年四谷失火の時災に罹後遂に廢せり、今山北に礎石存
 長八間に横六間ほど御殿の跡なりと云、元祿の頃地帳にも御
 殿跡芝地と載す、按ずるに「寛永小説」御鷹場先の御殿十所
 を記て、其一に品川と見ゆ、又「毛利家記」に、軍家毛利幸
 相秀元を召れ、汝は茶湯數奇道堪能の由世に聞えあり、品川
 邊の景地こそ面白き所なれば、日頃殿宇を建置き遊憩の地と
 なせり、其傍に茶店を構へ茶の湯を興行すべき由仰あり、秀

元祿で上意の有難きを謝し奉り、則用意を致すべきの御請に
 及び、爰より日毎に品川に往き教奇屋を督み結構成り、寛永
 十七年九月十六日秀元品川御殿に於て御茶を献ず、御茶事畢
 て御難子等あり、事長ければ略す、亥の中刻御遊あり、此數
 奇屋其外の作事等大に手のかはり面白き由聞えり、されば
 都下の人々日々愛に群集せること二十餘日なりと載す、「品川
 家譜」に長十郎正則此御殿を預申せし事見ゆ、正則は寛永十
 四年十月没す、是より先御殿御遊座の時正則が子正信初調し
 奉る、大猷院殿其風慧を知し召て御寵遇を得、遂に出身して
 叙任し信濃守正信と云、今の伊勢守正容の祖なり、山麓大横
 町の邊に當時正則が屋敷あり、故に歩行新宿三町目の地を内
 田新町と唱へしとなり、又正保の國圖東海寺北隣に御茶屋と
 記せしものは是なり、「湯原日記」に貞享二年五月十四日品川御
 殿修理を命ぜられ、八月五日落成す、又云元祿十五年八月十
 四日小池淵大兵衛品川御殿番を免さる、御殿先に回縁に櫛り
 し故なりと、山北砲術稽古場の界に一株の古松あり、土俗鐘
 鐺松と呼ぶ、圍一丈芝増上寺洪鐘を鐺し跡なりと云、此鐘は
 延寶元年小普請奉行須田次郎太郎藏寛神谷長五郎直重等奉て
 十一月二十四日鐺成す、松の並び白田中に四十年前迄は信玄
 旗掛松とて古松在しが今は枯稿す、「小田原記」永祿十二年武
 田信玄品川寺邊追捕せし事を記す、此古松は其遺跡ならん、
 一町五段四畝二 雜木植す、段別合て
 歩村民の持、
 船繋場 八つ山下海岸にあり、長十間幅二間常に船
 を繋置旅客及往來の人便船の用にあてり、
 橋西の方居木橋村界目黒川の上流に架す、長 〇板橋北馬
 橋七間幅二間板橋なり、官より修理せらる、
 間八寸、普請所なり、
 〇石橋 八つ山の往還にあり、長
 間八寸、普請所なり、
 〇溜井二
 渠に架する小橋七つ並に自普請の場所なり、

田間にあり、一は長二間横三間、
 一は長三間横一間半なり、
 〇名水井 歩行新宿鳥屋横
 町にあり、水尤清冽宿内
 過半は是を飲水とす、
 細川中務少輔之壽抱屋舖 北の方白金村界にあり、寛文二
 年先代丹後守行孝日金村の地を
 下屋敷に賜り、同四年當宿分
 九段四畝の地を抱添とす、
 〇久留島伊豫守通嘉抱屋
 舖 中務少輔の西隣なり、萬治二年先代信濃守通清白金村の地
 を下第に賜はりし時、當宿内八段九畝の地を抱添とす、其
 後安永七年又一段六畝、
 〇鶴八郎左衛門抱屋敷 北馬場町
 二十五歩を借添とせり、
 〇狩野伊川院榮信抱屋敷 同所な
 二段十四歩、寛文二年
 先代飛騨抱地とす、
 〇埴次郎忠瑞拜借地 鳥屋横町の
 五畝九歩、寛文十年先
 代養村抱地となせり、
 〇埴次郎忠瑞拜借地 西裏にあり、
 三段五畝十九歩半、寶曆九年二九御普請御用の土取場となり、
 後不輸の地となる、天明四年二月名主鐵八冥加金を奉て其地
 を領し、一段より林成永錢を貢せしに、寛政六年金澤瀨兵千
 秋指揮して畑成永と號して數を陪す、同十年次郎父塙檢校保
 己一が拜借、
 〇佐々木卯之助砲術稽古場 埴次郎拜借地の東
 地となる、
 〇佐々木卯之助砲術稽古場 隣なり、二段三畝
 十九歩半、昔より空閑の地なり、享保十二年砲術習練の地と
 なり、其後中絶し安永七年舊に復、例年三月小屋及人留矢
 來塙等々官より修理せられて稽古場に渡賜はり、七月
 に至て止、非常の事あれば總て宿内の進退により、
 稻荷社 境内除地九段七畝、別に拜領地千八百三坪九合五夕、
 宮を祀奉り、四坐を總て品川大明神と稱す、神體は各箱中に
 深秘す、稻荷は文治三年勸請、後當國の守護職二階堂出羽入
 道道灌倉稻魂の像を納め、本社尊總て再建し社地を吉瑞岡と
 名づく、永享四年正清入道幸純新に造營す、幸純は道灌が子

孫なるべし、事は南品川海晏寺に詳かなり、文明十年六月太田道運祇園を勧請して相殿とす、貴布禰は勧請の年代詳ならず、天正十九年南品川貴布禰及當社合祀五石一紙に御朱印を賜ふ、今北品川一石戸越村一石五斗を當社領とす、慶長五年濃州關ヶ原役の時御祈願あり、御凱旋の後假面及神輿法被等を寄附せらる、同十九年台徳院殿大坂御出馬の時、御吉物を以て御前に於て御祈禱太々神樂等を行はせらる、大猷院殿此邊御遊の時度々立寄せ給ひ、社傳など御寄あり、殿内院殿御誕生及御痘瘡の時神前にて御祈禱あり、寛永十四年東海寺御建立の時社地の内南の方御用地となり、替として千八百三坪餘を賜ふ、今門前町屋の所是なり、其頃當社は東海寺境内の鬼門に當るを以て、同寺の鎮守と定られ、本社以下社主居住宅迄遣らしめられしより永例となる、元祿七年祝職に罷りし時戸田能登守忠而造營の事を奉る、此時神輿及神樂裝束御祈禱等御再興あり、例祭稻荷は二月初午の日神樂あり、四月十七日御祭事には太々神樂を執行、祇園祭六月七日神輿を出し、東海清徳兩寺門前を渡り東海寺境内に入、又當所門前地及北馬場町より北品川宿内歩行新宿等總て氏子町々を渡して、北品川宿假屋に至り、同十九日迄留りて歸座す、貴布禰祭九月九日なり、前日神輿を南品川枝郷三ツ木の貴布禰社に遷し、翌日神樂ありて後本社に歸坐す、此餘年中神事は正月元日四月卯日神樂を奏し、六月盡名越十一月中西新嘗會同月火焚十二月年越の祀、寶物假面一枚祇園常立尊面と神輿の上、焚ありといふ、假面一枚翁之面なり、四月十日横七寸六分圓下の如し、假面一枚翁之面なり、四月十日夜神樂の時用ゆ縦五寸九分横五寸一分、青地金襴法服二普通の面なれど彫刻のさき甚古色なり、

御紋及巴なり、三方 拜殿 京間七間半に二間是も箱棟作り瑞籬高さ五尺一寸、拜殿千木勝男木等本社に同じ、前に一間半に一間の向拜を設く、拜殿中左右に隨身の木像あり、寛永十四年御造營の時本社一間半四方拜殿七間に二間半なりしと、供所拜殿の北に續けり、神輿藏社主居室の傍に云、京間五間に二間、神輿藏社主居室の傍に云、京間五間に二間、石階社前にあり、木鳥居表門の内あり高一丈二尺五寸七寸、石鳥居表門の内にあり高一丈二尺五寸七寸、表門東向高一丈二尺、柱間 石鳥居石階の上にあり、高一丈二尺、柱間 石鳥居石階の上にあり、高一丈二尺、柱間に文字を彫る、武川品川稻荷大明神、擁護萬松山良隅、鎮靜六十州家國、是故永崇尊神威、石鳥居石水舟奉寄附此等廟前慶安元年九月、從四位上堀田加賀守紀正盛、又裏に戊子權輿、神聖麗哉、華表繼修、昭光長回、寶曆壬午夏六月巳未、六世孫從五位下堀田石水舟石鳥居傍にあり、銘左の如し、田出羽守紀正邦、石水舟石鳥居傍にあり、銘左の如し、利益春均、懷實來者、致致拜人、得福得德、增智增仁、清水家在、明月影瀟、武州品川稻荷大明神廟前、石水舟石鳥居、從四位上侍從堀田加賀守紀正盛寄附、慶 石燈籠二基拜安元年戊子九月吉日、臨川院釋宗見誌、

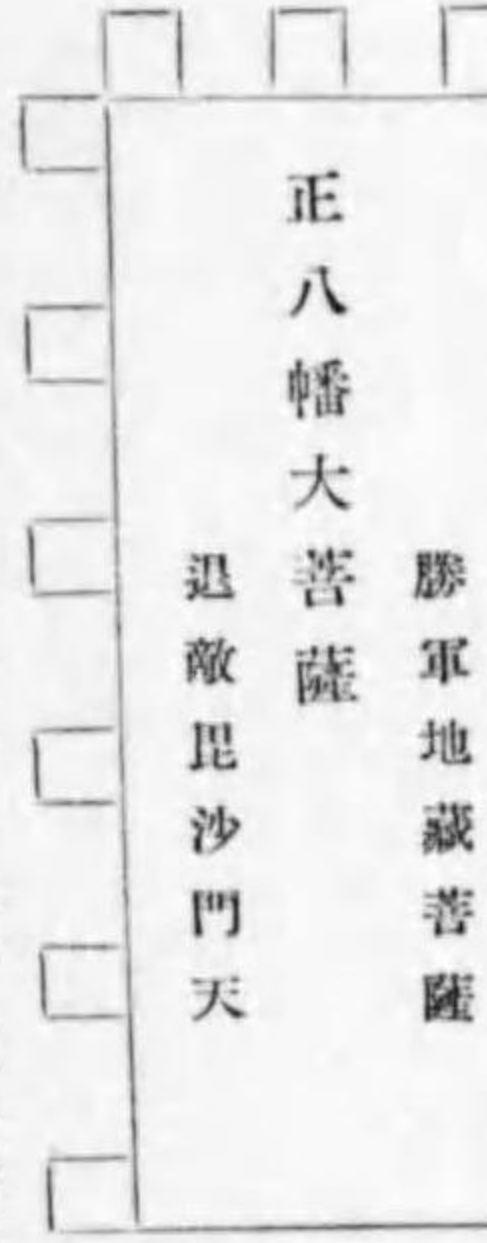
和稻荷合殿 命婦神八千代田神合殿 此社に太田道運の靈元は別社に鎮坐せしが、蘇民將來痘瘡神相殿以上十社同所破壊の後爰に移置、淺間社本町の後にあり、山神社一間棟に作て區別す、



度長衣式等五百三十一日
紋は 瓶子一對 黒塗奏御 翠簾三連 高杯三口 唐銅椀
十二口 同皿三十六口 以上皆御寄附 鐵鉢一本 長一尺三寸三分 心に慶長二年六月吉日佐藤掃部 命婦神像一軀 長三寸九分 左衛門と彫る、圖右の如し、 命婦神像一軀 長五寸九分 厨子に享保十三年堀田備後守元海入道 人丸像一軀 長五寸九分 天満紀正茂寄附之としるせり、 大社東向京間一間半に一間箱棟作り、宮畫像一軀 筆者詳な 千木勝男木二重桐茅葺 金物奏

稲荷社四一は穴稲荷保食神と號す、社は方保食神と號す、稻荷社四一は穴稲荷保食神と號す、社は方三社の後 不動社石の小社本社の 猿田彦碑の高き所にあり、延享二年三月北品川宿本陣岡某造立す、碑面に入丸大明神の大字を刻す、傍に詠歌及神道長下部兼雄と刻す、門前町屋 社東往還の向側あり、是寛永十四年賜はりし地に屋を立、延享三年奉行支配に屬す、祇園旅所 歩行新宿西側間口六十七間歩數千八百三坪餘、

勝種は天正十八年十月五日死す、子二人兄出雲守勝定は家を繼ぎ、弟前定正は北品川宿名主兵三郎が祖なり、勝定の子小泉出雲勝重實は橋本郡平村八幡社神職小泉某の次子なり、文祿中勝定養子として家を繼ぎ、是より小泉を氏とす、慶長十九年攝州大坂の役に御祈禱を勤しを以て、合徳院殿御筆の短冊及時服白銀等を賜、短冊は詞花集待賢門院堀河の歌を書して給ふ、あた人ははしくる、夜はの月なれや、すむとて云こそたのむましけれ、是は他人を警戒の心に取直させ給ひ、軍陣の首途を祝し給へるなるべし、今御紋の金襴等を以表装し、て秘藏す、嚴有院殿御誕生の時命ありて御祈禱を修し奉り、又御療瘡の時安藤右京進重長を以御祈禱を命ぜらる、其度毎に時服を賜ふと云、明暦三年二月十五日死す、夫より九代勝延に至る、勝延弟三人あり、一人は小泉大内藏芝明の神職たり、其次覺三郎其次清之助と呼、此兄弟四人父出雲勝永に事



へて至孝なり、又勝延が妻(かよと呼)も舅に事て孝なりしに、より、文政八年三月寺社奉行水野左近將監忠邦奉りて、勝延に白銀十枚其妻及大内藏覺三郎清之助四人に七枚を賜は、指りて褒賞せらる、家藏の指物及古文書を左に載せり、指物一本、地白浮織絹長二尺八寸幅一尺二寸古文書二通、寸和泉守長清所持の物と云

品川天王免、年來宇田川石見守抱來候、然者帳はつれの由百姓かんにん分として申請度之由、百姓棟目

安候間、於下地者百姓に御落着候得、島にまき置候麥之儀者、百姓に御落着以前、石見守まき付候麥の由申上付而、當麥作之儀者石見に被下候、無相違可取、違亂之於百姓者、可被處越度旨被仰出者也、依如件、

亥五月廿一日 一庵奉之 品川百姓中

書出 右意趣者、品川從南北之宿百姓他へ脱落者、令難澁之由申上候、人返之義者爲、國法、者於同郷町爲百姓之間、人返之相論曲、向者互に相返、町人者百姓地へ不可入、又百姓者町人中へ不可入、因共雙方へ以御印判被仰出者也、依如件、 天正十一未卯月十一日 二位

中島三右衛門 宇田川石見守 鳥海和泉守 宇田川出雲守 百姓中 清瀬天満宮見、地二十歩、小名北馬場町にあり、二間に三間前に向拜あり、神體は楯に腰かけし兒の木像

なり、長一尺三寸、前に石鳥居を立寄瀬の號及鎮坐の年歴を傳へず、小泉出雲の持、五歩、小名陣屋横町にあり、勸請の年、代を傳へず、一間に七尺小泉出雲持、

東海寺 拜領地四萬七千二百四十坪七合、添地五百八十八坪、當宿の西裏南品川の地に跨れり、萬松山と號す、臨濟

宗京都大徳寺末、寺領五百石の御朱印を賜はり、郡内小林安方不入斗一村の内にて領す、境内親立以前は長徳寺以下數ヶ寺ありしを、長徳寺の外は皆南品川の内に移され、其跡を僧宗彭に賜て當寺を創立す、寛永十四年の事也、明年落成の後十一月大猷院殿の仰を受けて澤庵入院の式を行ふ、是を開山始祖とす、紀行附歌に東海寺草創の時澤庵の讀る歌あり、盡せしな寺はにいはいりつくは山、海となるまで君ケ代なれば、尙和尙の事跡は下の碑銘に詳なり、其後元祿七年三月廿七日回祿に罹りしに、其冬澤庵五十回の法會あり、速に落成の難きことを慮り、淨徳院殿 常憲院殿若君)天和三年御早世の故殿を賜りて本坊となし、御再建の事畢ける、今も堂宇以下損壞する時は官より修理せらる、境内南方を黒川流る、中門の前に長八間の橋を架す、總門海道西側歩行新宿一町目の要津橋と號せり、總門町屋並にあり、兩樓の間二間、初は南門の方のみ往來せしが、大猷院殿駐駕に 中門總より便に從て東方に今の惣門中門等を建らる、東門門を入北に向へる冠木門を経て中門に至る、兩柱の間二間東向東海禪林の額を掲す、故に頼門と唱ふ、門外に古松あり光り松とも云へしと大猷院殿の意あり、山門中門の内に入り、りし故、松の名となれりといふ、六間に四間東向、潮音閣の三字を掲す、東叡山大明院宮の筆なり、中央に觀音を安す、立像長二尺餘、弘法大師の作左右に十六羅漢及提觀音の像を列す、羅漢 運慶作觀音は 南門南の方目黒川慈覺大師作立像長各一尺七八寸許、南門南の側にあり、此門と佛殿との中程に冠木 佛殿六間四面東向、或は祈禱門あり、中門と呼べり、本尊釋迦坐像

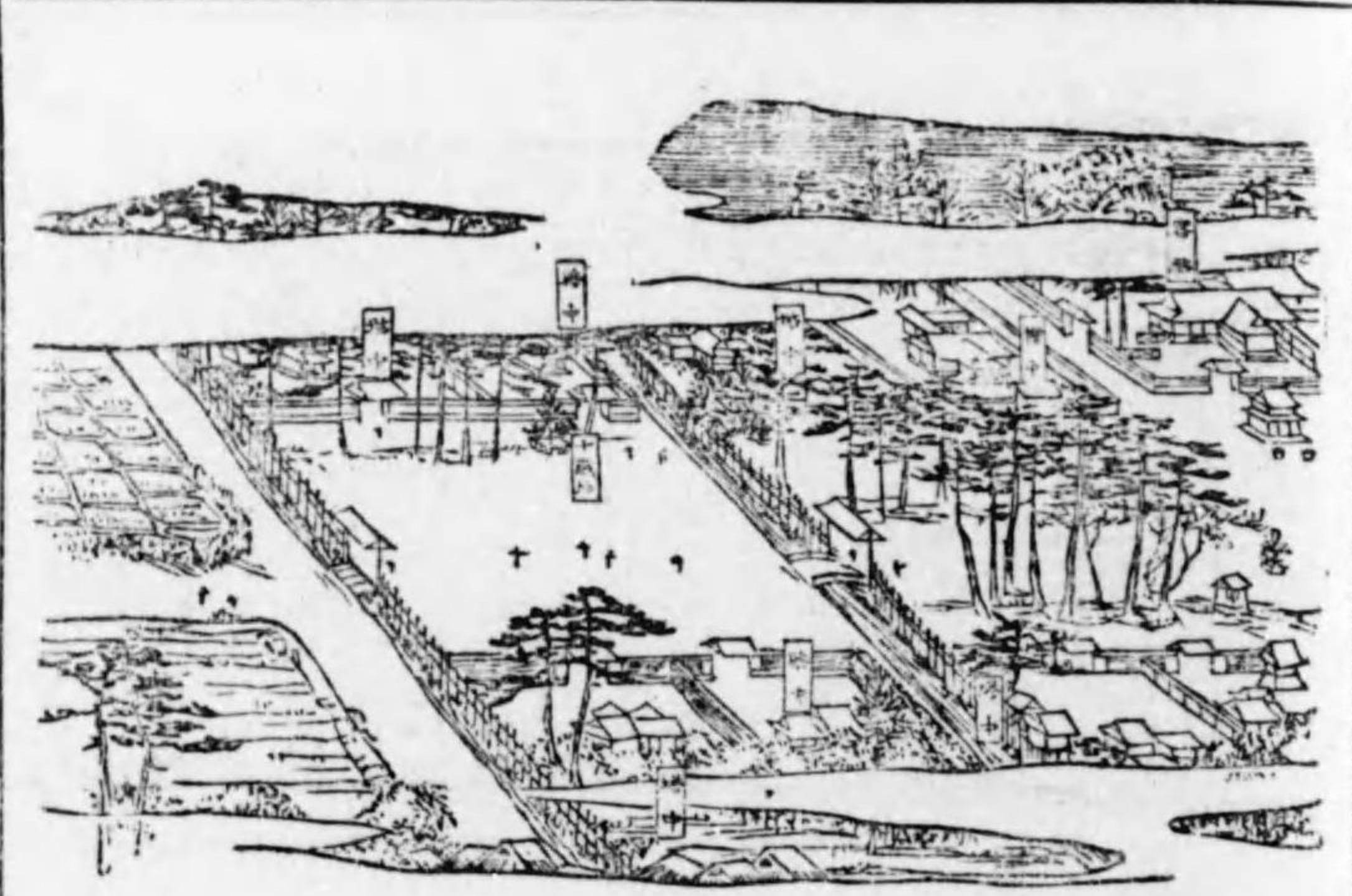
長二尺餘、脇士文殊普賢各長二尺許、印吉の作、客殿佛世尊殿の三字を掲す、是も大明院宮の筆なり、當寺二十一世天倫筆中間に澤庵筆の一圓相を掲げ、其前に後水尾院宸筆寂然の二、北の間御代々の御位牌を安す、景福祠書院五間に十間延寶堂の、寺寶翡翠御畫一幅、枯木雀御畫一幅、蛭子和尙像御畫一幅以上三種は大猷院殿御筆也、染附雲龍茶碗一箇、染附松竹茶碗一箇、染附雲の紋香爐一箇、洲濱の盆一枚、古銅象耳花瓶一箇、耕作圖金屏風一雙、諫鼓圖金屏風一雙、狩野探、竹繪金屏風一雙、狩野常、小姫石手水鉢一箇以上九種は公より、染附香爐一箇、春日局寄、高麗吳器、手茶碗一箇堀出相摸守、墨繪出山釋迦掛物一幅、墨繪龍虎掛物二幅、雲谷筆、花鳥掛物一幅、周之冕筆以上三種は達磨掛物一幅、雪村筆安藤對、法寶堂庭上の池北にあり、二字を掲ぐ、是も大明院宮の筆なり、此堂元紅葉山に在て東照宮御崇信の藥師を祀られしに、いつの頃が藥師を三河國某の寺に移され空殿なりしを、元祿七年當寺回祿の後賜はりしと云前に云如く此時間山佛會近きにより造營を急かれしかば、是をも其儘移賜りしならん、此堂を經藏とし大猷院殿御筆東照宮の三字を神體として、左右に御奉納の一切經をおけり、



一 其 圖 寺 海 東

釣玄室是も池邊にあり、鏡なる室なり、大殿院 浴室中門殿駐駕の時海庵と御法問のころ也、水海の額をかく天倫和尚の筆なり、香澤庵和尚墓

西の丘上にあり、臺石の上に一丸の天然石をのせ廻りに石籬あり、前に碑石を立て左の文を刻、開山澤庵和尚塔銘并序、昔者南浦明公、正元間、饒南遊樟入大宋國、徧歷諸老、時虛堂祖翁主淨慈往謁之、參禪大徹終提堂之正印歸于本朝、而啓迪作家爐輒陶治天下學者、入其室者一千有餘人、嗣其法者以十有五數計、若興禪大燈國師共一人也、國師入萬鍛洪爐、恰似精金無變色、得證明而後閉二十之寒暑、堅起大法幢炫耀于朝廷山林、白爾以降燈々相續、明々不盡、方今挑其燈昭其化者澤庵禪師也、師諱彭冥之其自謂也、晚稱東海暮翁、天正月初元生於但馬州出石縣、平氏少受僧業於邑之宗鏡禪寺希先西堂、西堂授法諱曰秀喜、年十有四面祝髮、探頤於竺墳、索隱於魯典、每聞先之道、潛有徧詢之志、先逝而去、龍寶山大德禪師董甫仲公居宗鏡文室、師方咨叩、及仲公歸大德、師乃參隨至彼奧、改諱宗彭、仲公赴江左瑞岳寺、師與之東行矣、仲公既而後還本寺、依大寶圓鑿國師請益、亦周旋于山中諸老、間多獲言論風旨也、師貧窶而無一鉢之資、只俛承于法喜禪悅而已、



二 其 圖 寺 海 東

一朝飛錫乎泉南、就文西西堂酌文字流、文西是黃龍派下頭角、而尤老文學者也、西臨終焉之期以所貯之典籍附師、初雲英偉公玉甫琮公以法器期師招之、弗就、明堂古鏡禪師一凍滴公住邑之陽春庵師亟見之、機辨縱橫應答如響、實透網金鱗而頓轉青驪也、鏡移同邑南宗寺、師執侍巾瓶日夜參究、鏡知師有所契悟、授印證語號曰澤庵、賦祇夜抒其義、師命畫匠寫鏡壽像、素質、鏡涉毫書曰、龜而易描、中眉難寫、平素作略入魔界、而還降魔宗、活機自由入佛界而能殺佛者、快拂子突出云、父攘羊隱之底不是彭禪子麼、予失笑云、何不問起太平天下、師領之、珍觀寶護、同邑有宗無者、爲先考齊編侶、殊請圓蓋國師入室、師之酬對敏捷而玉珠珠回也、此時鏡臥病于陽春、聞師勘辨而驚異嘉嘆云、眞跨海兒也、於鏡歿也、師首喪陽春補席、慶長丁未師年三十有五、遷本寺板首、繼臨德禪、同年秋八月主龍興山南宗禪寺、經二年而入院于本寺大德、一香爲古鏡供、住山綽有古人風味、亡何告退還于泉南、泉南編素郊迎驩喜如見古佛、同邑有宗印者、創建一庵、名曰祥雲、延師爲開山祖也、師唱法語慶之讚之、于泉南于龍峯視其去留、知其輕重、陽明殿下信尹公一夕入師禪室、問道詰且馳書謝之、癸丑一新南京之鐘樓、甲寅再造大德之拾

雲軒、師禪坐之暇編大燈年譜、收在雲門庵、乙卯南宗
羅鬱攸之災、師告邑宰相攸於邑之南、再建南宗不取不
徐、尋復舊觀、師神名利若塵埃、視聲色若泡幻、有時
在泉南之下邑、而愛幽邃深靖、有時寓南京之芳林庵、
箱光匿耀、有時入泊瀨勝槩、抱煙霞沈痼、有時僑城州
薪之妙勝寺、守空寂生涯、爾後歸山陰之古里、構一把
蒨於宗鏡主山之下、扁投淵軒、折脚鑪內煮麻麥粟豆、給
日食而無有飢色、寬永己巳、師有事與玉室翁、貶于窮
鄉過微、然師知其行止係數不變容色、壬申暮下降鈞命
召還二翁、師抵武陵、於城外民村一牛嶋之地草庵、曰
檢束、暫寓止焉、下暮微師於營中、時々問法要、賸遇
優俾道望愈高、戊寅秋師之京師、太上皇召入仙院、講
原人論、辨淵微起如懸江河、皇情大悅、師奏我山第二
世微翁、唯有禪師號無國師號也、願下綸旨、上皇允之、
主意實累不日而下、謚天應丈現國師、有功於維祖若此
也、幕下於金城南品川創草梵刹、使師住持、山曰萬松、
寺曰東海、落成之後賦賀頌致慶祝、厥後台輿入山、草
木生輝、師奉鈞命賦和歌一首、祈國基之鞏固、識新筑
之久昌、辛巳歲降使本寺、出世制法復舊規之鈞命、蓋
是依師之所願也、有功於本寺其可知也、正保乙酉夏令
畫師劃一圓相、相中親加一點墨、書于贊詞於其上、以

爲壽容、同年仲冬示疾預知緣盡、遺誠云、瘞全身於後
山莫誦經設齋、莫受道俗吊賻、衆僧著衣喫飯如平日矣、
且莫爲求諡號而煩朝奏、莫入木牌於本寺之祖堂云云、
彌月不痊、一日曉天援筆書夢一字、泊然而逝、實十二
月十一日也、世壽七十有三、僧臘五十有九、瘞于全身
於東海之西北岡、唯種松乎其上不樹塔、蓋依遺命也、
門人在泉南者祥雲樹塔、名曰寂然、曩昔參學弟子武野
氏安齋翁、往年具師行實求銘其塔、因循未果、今茲責
之不已、講習道義於乃師者、莫若余也、於翁亦然、故
不揣蕪陋聊記蔓乙、遂爲之銘曰、虛堂正派、流入日東、
疏之鳴者、太應圓通、眞子嫡孫、大燈大現、開源和門、
且要鍛鍊、經過十世、古鏡生輝、圓陀々地、路絕人稀、
師扣其室、觀面相呈、衝樓跨竈、盛大光明、道播四海、
眼空諸方、拔濟群有、東海舟航、契矩疊規、眞履實踐、
堅抹橫該、栗棘金圈、一圓相中、爲筆頭點、英姿逸群、
纖塵不染、淵才泉湧、笑語春溫、老拳謹握、大坐當軒、
語而明矣、默而眞之、負荷大法、扶顛持危、橫機峭峻、
納子一關、萬松嶺上、誰敢窺攀、姑射山裡、對御談玄、
祥雲覆蔭、塔曰寂然、既息幻景、呼喚不回、如如正體、
無去無來、作爲此銘、慙愧庸昧、德業長存、天覆地載、
右泉南祥雲禪寺寂然塔銘并序、五山之上瑞龍山太平興

國南禪寺住持僧錄司岳元良和最尙所撰也、實曆二年癸
酉冬十二月十一日謄寫以立於萬松山東海禪寺慈蔭塔
下、現住閑田義問併拜書、

鐘樓 山門に向て左にあり、二
間四方、鐘銘左に載す、

武州荏原郡萬松山東海禪寺鐘銘并序、在昔大猷明君、
於東都萬松山、營東海禪寺、舉前大德澤庵老宿爲第一
代、乃寬永戊寅之年也、老宿謝世後、令同門諸彦輪流
燒葺、宗忽亦曾加員、若斯者積有涼燠、元祿己巳今之
大君下令、俾宗忽永元住持職、壬申季春本庄因幡守藤原
宗資朝臣、价端崖言公來告言、粵有功德王不陽其姓名、
特鑄巨鐘兼架高樓、以補本寺闕典、願資明君冥福、而
住持預做銘詩、宜備功德主之觀也、是忽之責無繇辭謝、
銘曰、武州潭府、右虎左龍、百靈修護、千祥修鐘、先
君勗寺、崇奉心宗、東方禪海、豐饒其封、抵今沐休、
鐘鯨架樓、鑿虛高播、範模孔優、聲吾偉器、嗣國大猷、
响通幽界、脫縛道因、五五列聖、觀音爲正、上機開悟、
中機發省、下機焉依、猿心趣定、聞之利益、是名究竟、
喜捨者誰、人不知之、嵩達佛聽、天知地知、陰德之報、
三慧揚輝、壽山岌嶸、福海渺瀰、現住嗣祖沙門天倫宗
忽謹撰、幹事耆舊比丘端崖宗言、掌職監寺比丘紹珂、
治工椎名伊豫良寬、元祿萬年之五歲舍壬申三舍良辰、

蒙記井庭池の邊釣玄室の東にあり、昔御成 宿鸞松の傍に
ありしが今 萬年石はも池の中嶼にあり、澤庵和
は枯たり、 萬年石 尙の手記あり、左に載す、

萬年石記、今茲寬永癸未三月十四日、偶左相府移台座
於此池沼下、池有島、島有幽石、熱見之無奇形怪狀、
不瑞險挺立、若由醉兮、栗里翁之石乎、或由醒兮、李
德祐石乎、皆不然、彼防風之朽骨乎、或於菟之白額乎、
共不然、唯突兀而在草裡、痴兀而含德容、是世之求奇
者、未曾知此石之所貴、偏得恬淡虛無之趣、而有谷神
不死之體、如至虛極也、似守靜篤也、相君命侍臣曰、
此石不可無名、各以所思聞焉、於是諸子雖有所思、非
無所懼、斟酌相半也、時小堀遠江守政一侍茶爐下、君有
旨、政一即起向石三呼萬年石、々三點頭矣、君下佳言
曰、不疑是萬年石也、大度之一言以定天下、況於石乎、
嗚呼石乎哉、石乎哉、入于台覽、一旦發光而陟變改其
觀、蓋爲萬之言也、未必可以十千而限、凡數者始一而
窮十、始十而窮百、始百則窮千、始千則窮萬、以萬算
則不知幾十百千萬億兆年、以此無窮爲石之壽量以石之
壽量、比君壽山、則累華頂萬八千丈、猶在麓者耶、以
世計、則復不知其幾萬々世矣、村語以銘曰、重於九鼎
萬年石、鈞名如驚豈可輕、和氣一團無盡藏、以秋送復

以奉迎、住山老納澤庵宗彭敬書、
 千歳杉南門の内に入り、古木は枯て今に葉生を存ず、以上
 四種は大猷院殿の名付給ふ所なりと云つとふ、
 楓樹、境内に数株あり、秋毎に紅葉を賞する人つどへり、塔頭
 庵州傳記に當寺の紅葉賞せしこと見へり、
 十七院の住職皆紫衣を許さ、
 女性院、妙解院の南隣りにあり、
 大徳寺の末に隸せり、
 寛永十六年堀田加賀守
 正盛創建して澤庵を開祖とし春澤を第一世とす、初臨川院と
 號す、正盛の法溢に取れり、後正盛の法を女性院と改む、故
 に從て改、
 鐘樓、城内にあり、天明四、長松院南の中門を入
 りと云、
 鐘樓城内にあり、天明四、長松院南の中門を入
 りと云、
 鐘樓城内にあり、天明四、長松院南の中門を入
 りと云、
 鐘樓城内にあり、天明四、長松院南の中門を入
 りと云、

妙解院鐘銘并序、院權輿於寛永二十年、維肥之後州
 前大守源光尙公、爲厥先考妙解院殿羽林次將忠利公、經
 之營之以薦冥福、爾後今之少將兼越州大守綱利公、善繼
 其志善述其事、曾以寛文丁未之年層構殿宇、衛護法導
 而檀庇有餘矣、今茲丁丑新鑄小鐘懸諸楹廡、是所以警
 昏聩齊教令開途疏幽滯也、因爲之銘、銘曰、細柳營
 下、萬松山巔、中有一院、妙解禪庭、頑銅已鑿、法器
 鼓全、二龍含瑞、九乳吐泉、隨扣即應、愛虛而傳、花
 晨月夕、定扉客船、凡有耳者、普被明宣、遠離苦集、
 洗滌罪愆、返聞々盡、空覺々圓、金剛三昧、功德无邊、

所翼祖域、玄風永扇、檀家福壽、億萬斯年、元祿第
 十、合丁丑春二月初十日、賜紫沙門見住妙解大雲義休謹撰、
 治工権名伊豫良寛、今茲安永八稔歲次己亥夏四月十有
 八日、今之羽林次將兼越州大守源重賢公之時革故者、
 現住妙解、柯山宗椽謹寫焉、治工西村和泉政時、
 雲龍院、東の中門を入り左なり、是も寛永年中の起立なり、以
 上の四院は澤庵和尚の弟子開基する所なり、
 下敷院
 は皆後の起、
 清光院、琳光院の北隣なり、境内に雲松院殿の
 立なりと云、
 清光院、御墳墓あり、
 雲松院殿は奥平大膳太夫
 家昌の女慶長十五年六月十三日台徳院殿の御養女となり、堀
 尾山城守忠晴に嫁し封除の後家に歸り、慶安三年閏十月二十
 六日逝去、當院に奥平大膳太夫永井飛騨守細川和泉守及織田
 氏菩提所なり、織田信長細川三齋の畫像を什寶とす、皆其家
 々より納め、
 鐘樓門を入り右にあり鐘
 銘の文左の如し、

清光院鐘銘并序、叢林之法器莫最於鐘、凡播號令警昏
 聾、救迷拔苦、厥功不可枚舉、粵大檀越岡田氏豊而守
 善政之適夫人佐久間氏、光祿太夫勝之之女高雲院芳林
 宗春大姉、發信根捨淨財而鑄龜鐘、作小樓寄之清光禪
 院、以薦於亡子諱當院玄峯宗參居士之冥福矣、而後請
 銘於予、因作銘曰、新架樓廡、茲鑄華鯨、金精銅液、
 東柱西撐、雕鏤不窳、範圍中程、鑿虛鐵索、或縱或橫、
 暮雲曉月、緩擊緊鳴、及於四裔、震於八紘、夢魂警覺、
 耳識澄清、李昇苦脫、實存懸驚、圓通無礙、靈應克誠、
 善利罔悔、子孫繁榮、延寶第五丁巳年仲秋念七日、施主

(家改)

高雲院芳林宗春大姉、治工藤原権名伊豫吉寛、前住徳
 禪住清光月庭宗柳撰、

守慧院長松院の北隣にあり、院名もと安藤對馬守信義が先
 院殿の御法號を遊て、
 鐘樓門を入り左にあり、山城國東禪
 今の號にあらず、
 鐘樓の鐘をかく、其移せし本末は
 詳ならず、
 春雨庵、少林院の東隣にあり、澤庵の
 御靈社背後
 上にあり、城内の鎮守なり、神體は長一尺四寸幅三寸餘の木
 板なり、當時門前海岸に流れ來りしを取て祀れりと云、此丘
 を景政塚と呼び権五郎景政の墳墓なりと、
 鐘樓、天明六年
 云傳ふ、想ふに遷拜の爲に築しならん、
 鐘樓の鐘をか
 く、
 雲庵、法雲院の隣にあり、醫員武田氏開基す、今
 は廢院となりて寺務は定慧院にて進退す、
 少林院、春雨庵の北隣にあり、細川氏の起立なり、境内に服部小
 右衛門元喬及岡部衛士賀茂眞淵等の墓ありといふ、
 師院、西門を入り左にあり、元祿中本坊天倫隱栖の所と
 師院、後遂に一院となれり、初藤院と號せしと云、
 鐘樓、天明八年再鑄、
 觀音堂門を入り正面にあり、方二間觀音
 鐘樓の鐘なり、
 觀音堂門を入り正面にあり、方二間觀音
 鐘樓の鐘なり、
 觀音堂門を入り正面にあり、方二間觀音
 鐘樓の鐘なり、
 觀音堂門を入り正面にあり、方二間觀音
 鐘樓の鐘なり、
 觀音堂門を入り正面にあり、方二間觀音
 鐘樓の鐘なり、

立し所、眞珠院、前院と同所なり、元祿十五年起立、初は藤
 依によりて今名、
 鐘樓、享保十四年新、
 高源院、類門を入り右
 に改むと云、
 鐘樓の鐘なり、
 有馬
 氏起立す、開基は養福院高源宗隆、
 瑞泉院、清光院の前にあ
 大姉、開山は法忍大定禪師なり、
 持也、
 泰定院、法雲院の西隣にあり、是も住
 持也、
 白雲庵、師聖院
 あり、
 門前町屋、北門の内に入り、間口九、間半歩數千五百
 あり、
 十二坪、延享三年より町奉行支配に屬す、
 ○清徳寺、除地一町七畝七歩餘、東海寺境内にあり、寛永十四
 年東海寺御建立の頃此地の寺院多く外に移されし
 が、此寺は澤庵和尚の管宿寺とせし由緒をもて其儘安に置れ
 たり、福聚山と號す、禪宗臨濟派鎌倉建長寺末、元徳二年眞
 照大定禪師の創建、本山三十世佛壽禪師を請て開山とす、禪
 師諱は妙環福翁と號す、佛國禪師に嗣法す、下野國の人、文
 和三年二月十八日寂す、壽八十二、大定禪師は貞治二年十二
 月八日化す、其後兵亂を歴て衰微せしに、天文中海江和尚中
 興して舊觀に復せり、よりて小田原北條の家人遠山華入佐湖
 札、與へ、島津右衛門尉源忠貞寺領を寄附す、忠貞は永祿二
 年八月十二日卒す、
 諸家系圖には八月廿日歿すとあり、未
 孰が是なるを知らず、
 法號長徳軒龍堂泉公と云、位牌墳墓當寺
 の開祖と稱す、

按に【諸家系圖】に島津相摸守入道源忠幸、其子號長
 徳軒、幼而剃髮、入寺勤學文、享祿年中十九歳、出於
 薩州赴野州足利之學校、時渡遠州今切、大風忽起覆舟
 書籍盡滅失、長徳急掉小舟、全命而至駿河、郡守今川
 五郎氏親豫聞長徳先祖有雄名、令使問來路之辛苦、且

賜白人之族資、親交異他、氏親謂長德曰、願汝棄釋氏業可還俗、長德即諾、其後以三浦氏女爲妻、生一子、即慶辨是也、長德文學之暇、亦有志于醫術、天文初北條氏綱羅微恙、招而到相州小田原、察氏綱疾、不日而疾愈、由是氏綱益貴重之、日夜侍左右無怠、長德素因談軍法之奧儀也、遂不能還駿河、氏綱每出戰與長德密話軍法之善謀、而攻城圍邑果如長德言、無不勝焉、故氏綱屢加倍采地、賜數千封戶、領武州之内六郷河崎小久松井伊沼沼寺井伊沼相州柳島上町屋等此外領地有數處、常列家臣松田大道寺等上坐、而恩顧不少、今按天文八年己亥五月十八日、武州淺草奉加帳有長德野大道寺盛富松田盛秀等名、永祿年中八月廿日戰死、當其諱日大風不起云云、又【後藤家譜】にも長德野がことあり、記載【諸家系圖】と同じ、唯文字大に略す、當寺再興の古記あり、左に載す、福聚山清德禪寺再興記前住大德松喬叟侘書之、武藏州荏原郡品川郷、福聚山清德精舍、乃佛國禪上足福山雲外庵開山禪師草創之靈場也、關左騷亂以降舊基久沒棄荆、太息有餘、其遠孫前禪興梅江西堂和尚勸再造之志、而抽修緝之功矣、構佛殿也、本尊安置虚空藏菩薩尊軀、不動威怒王毘沙門天王侍立于左右、土地祖師二堂、各設像排列之

架客殿也、彫刻觀音大士嚴容、號福聚山之謂乎、權輿于天文六年戊戌九月十三日、結局于同十年庚寅之秋、以涓取吉日良辰也、於茲輪奐盡美、宏規一新、西顧則山岳鬱峨、而就中東顧則江海渺茫而在傍、淮塔雖不及三百尺聳浮雲層落々、澄觀師之經始可想見焉、退則房之攢峰、邇則武之平野、實足爲奇景也、老住端坐此中、晨鐘暮鼓、晝誦夜禪、勤修無懈焉、一方古禪刹亦莫如之、嗚呼澆末之世、恢復復宗門者、希有甚希有也、住持梅江和尚一日訪老納於金山龍光室中、論曰願作一詞垂之將來者幸也、不克峻拒、聊授筆記、時天文第二十歲舍辛亥年夷則念、建長雲外庵末寺印、前大德曠適老人松喬叟侘書之、武州品川郷有小刹、號福聚山清德禪寺、巨山衆妙門開闢之祖佛壽禪師創建之道場也、東關亂後、地久荒廢者、殆乎六十餘祀矣、其苗裔前住禪興梅江和尚嘆祖風之不振、而剪除荆棘、造立凡所可有之殿宇、經始不日成矣、粵禮樂一新、人僉以口手加額曰菴社中興在此時也、請乎作記、且又不敷需賦一僞不違擲檢其責云、箇活迦藍所々身、呼中興業小繼塵、宗門今得叔孫氏、禮樂時哉已一新、曠適道人宗全籍手印、右の記に雲外庵末寺と載たれど誤なり、昔より建長寺の直末たりと云、天正十九年寺領十石の御朱印を賜

遠山年八佐
遠山花押
天文九年庚子卯月十四日

武州荏原郡北品川清德寺領岡地之事、何も彼寺へ寄進申所也、依如件、
鳥津右衛門尉
天文十二年癸卯九月六日 忠貞花押

清德寺

大鐘 客殿に掛、元は境内南方に鐘樓ありしが、祝融に罹りて未再建せず、鐘も其時燒て薄平のみ古物を用ひ、全體は新鑄し文化二年の銘を彫る、文中に鳥津右衛門尉忠貞創開之古刹、而勸賜佛壽禪師處坐之靈區也、後又勸賜大定禪師之所中興焉也とあれど、是 虚空藏堂門を入て正面にあり、虛等皆年月寺傳と合、 虚空藏堂門は坐像長六寸、勢州朝熊岳虚空藏と同木智證大師の作、太田道 金毘羅大山權權の守本尊なりと云、不動毘沙門脇立、 金毘羅大山權現合社境内の鎮守なり、方一間社内に東照宮を勧誘し奉る、御朱印を賜りし故祀り奉るのみ、別に御由緒あるにあらずと 門前町屋間口五十二間、歩数千八坪、 ○光嚴寺除地一段四畝十一歩、小名馬場町南側にあり、禪宗臨濟派清德寺末昔は塔頭なりと云、瑞瑞山と號す開山雲海文和三年起立し、延文三年八月二十二日寂す、開 藥師堂門を入て正基は二階堂出羽入道道道なりといふ、 藥師堂門にあり、二間四方の塗籠なり、相傳ふ古の藥師は元明天皇の勸を奉佛工春日作前立は慈覺大師の作なり、是を讀經藥師と稱す、二像とも回祿に罹りて鳥有す、今の藥師は近代の彫刻なり、是を當寺の本尊とす、客殿の本尊は釋迦を安せり、本寺天正七年の水帳に宮の下の地藥師 ○本照寺除地三段七畝十五歩、光嚴寺の分としるせり、

ふ、明る文祿元年の水帳今に藏す、卷末に天正二十年壬辰三月十三日深次郎石衛門と載せ、花押を記す、又天正七卯二月日と題せし水帳をも藏す、是當寺舊領の水帳なるべし、其内に當寺號の外清台寺光嚴寺の名あり、共に當時の塔中なり、清台は字樓下の臺にあり、今廢す、光嚴は今當寺の末となる、今北品川の内にて四石二斗四升七合戸越村にて五石七斗五升三合を領す、客殿七間に四間半、本尊正觀音立像長一尺春日の作又大日を安す、
寺寶 東照宮御朱印一通并古文書二通
寄進 清德寺

武藏州荏原郡品川之内拾石之事
右令寄附畢、殊寺中可爲不入者也、依如件、
天正十九年辛卯十一月日御朱印

古文書二通

- 制札 清德寺
- 一當寺内諸役免許之事
- 一棟別以下不可申付事
- 一竹木不可切事
- 以上

右定置處也、若於違犯輩者、堅可爲罪科狀、依如件、

華宗池上本門寺末、東光山と號す、古は眞言宗にて東福山と號せしが、天文十七年本山八世東照院日純開山として改宗す、日純は同十九年三月二十一日寂す、本堂六間に五間本尊三寶外に鬼子母神を置、又日蓮自作の本像あり、裏に弘安二年十月日蓮と彫る。境内に建武五年、稻荷社本堂の左、○正徳戊寅七月造修と彫る古碑あり、稻荷社本堂の左、○正徳寺除地二段五畝四歩、年貢地三畝廿二歩北馬場町の北側にあり、淨土眞宗末本願寺末日夜山表永院と號す、永仁六年僧春應開基す、政隆録に初は善永寺と稱し、延寶三、寺實親年の頃今名に改と云、本尊阿彌陀立像定朝の作、寺實親鸞旅立像影、幅定禪法橋、光明石一顆、門前町屋、貞享回祿の後寺社奉行大久保安藝守忠能に願ひ、舊に依て町屋を立、寶曆十一年二月町奉行支配となる、境内南東北の三方を繞りてあり、小間三十九間、○養願寺、除地二段八畝、元禄半歩數四百五十三坪餘、(養願寺檢地帳)に二段十二歩、寺傳と齟齬す、三町目にあり、天台宗南品川常行寺末、明鏡山善行院と號す、正安元年の草創なり、中興開山什慶寛文中再興す、本尊阿彌陀の立像を置、信州善光寺如來の模像なりと云、明暦元年境内二段傳馬役屋敷となり、代地を御殿山下にて下、虚空藏堂門を入て正面にあり、二間半に、彌大師の作なり、應永年中、淡島社門を入て左にあり、一より此に安置すといふ、

稻荷社同邊にあり、門前町屋、間口南側九間半、北側九間、支配配、○法禪寺、除地七段八畝二十七歩、養願寺の北隣歩行末隣海山通照院と號す、明徳元年嘗定實親立し、故年九月十三日寂す、本尊阿彌陀坐像長七尺、又圓光大師自作の坐像あり、長二尺、昔は表通海道に傍て二段四畝の地に門前町屋ありしが、享保七年歩行新宿に收入して其名廢す、境内に古

碑四基あり、文保二年六月二十九日、建武五年、曆應三年、曆應四年四月二十一日の年月を彫刻せり、寺實彌陀名號一軸、圓光大師筆、厨子戸帳の類は元禄十五、觀音堂、觀音は桂昌院殿の賜物なり、當時尼公の御に依て本尊圓光大師彫像を御覽に入、返し給ふ、時に此賜ありしと、立像長二、塔頭眞樹院門を入て左にあり、○善福寺、除地四二十四歩、法禪寺の北隣にて、是も歩行新宿一町目の町屋に添り、時宗藤澤淨光寺末善譽山傳相院と號す、永仁二年遊行第二代他阿眞教の開闢、昔は善心作の彌陀を本尊とす、寺御建立の時境内雨の方御用地となり、門前町屋、天和二年其舊地は御殿山下にて下し賜ふ、

延享三年より町方支配となる、間口十三間歩數五十一、此餘昔は表通海道にて三段六畝二歩の地も門前町なりしが、享保七年歩行新宿、○大光院、北馬場町に住せり、羽黒修驗通二町宿に加入、目仙齋院配下なり、本尊は不動なり、舊家名主兵三郎、種が子孫にて、累代土着す、【小田原記】に永祿十二年、勝種當所に在て信玄を喰留んとして敗走せしこと見ゆ、子二人あり、長子出雲守勝定は當所稻荷社の神職となる、是今の小泉出雲が祖なり、次男豊前定正は御打入の時、御案内申せしにより名主役を命ぜらる、これ兵三郎が祖なり、今に至りて十、(百姓清三郎)立石を氏とす、先祖を立石伊代連稱せり、(百姓清三郎)賀守と稱し、子孫累世當所に住す、隣村下大崎の農清九郎助之丞等皆其交流なりと云、中にも清九郎は古文書數通を藏す、皆品川の事に考據あり、家の祖の父晩年其家に遷居す、當時清三郎が家より携行けるにより、今彼家に傳とす、

○品川歩行新宿、品川歩行新宿は、北品川宿三町目の北

より、八ツ山の界に至る、長五町二十間餘の地、宿並をなせり、北品川分の内當宿の高三十石三斗三升三合、段別三町三段七畝一步、すべて屋敷地なり、古は北品川善福寺門前法禪寺門前及新町と唱へし茶屋町にて、酒食のみを商ひ、品川宿及歩行人夫百人の内、年毎に此地より一萬二千人の課役を勤め、次第に窮困せしを以て、享保中本宿に加はり驛舎を置んことを願上しかば、同七年十二月彦坂壹岐守治政、寛播磨守正輔、萩原源左衛門義雅、杉岡彌太郎能連、辻六郎左衛門守三等運署の狀を下して其願を許せり、是より南北品川宿と同一宿役を勤む、是に於て古名を廢て今の名に改む、今人夫百人の内八十五人を當宿より出せり、こは戸毎に八歩六釐七毛の積にて、總て九十八軒の課役なり、又宿内北の方三町目の東側表間口二十三間餘、歩數八十六坪三合の地は、寶永三年十一月十六日、芝田町五町目の代地に賜りし所にて宿内に加れり、されど貢税は田町の進退による、民戸三百八十八、内脇本陣一軒、建坪百七、間廣旅籠屋七屋、中旅籠屋二十軒、又往還の傍に自身番屋二、床番屋三、宿内新墾の地は寶永四年五月、伊奈半左衛門忠達今の三町目の内屋敷地を檢して七石八斗五升七合の高を請、又明和年間二町目中程海岸より北の方三町目に至る迄、長百三十間

横四間半より十四間の際附洲を埋築せんと請ひ、其事許可せられれば地代金五兩を奉り、及從來官修理の地海岸六十七間餘を永く自普請所となさんと言上す、同五年三月石谷備後守清昌、安藤彈正少弼雅要、牧野大隅守成賢、小野日向守一吉、伊奈備前守忠宥等運署の狀を與へて願を許し、次第に築埋して其功過半成し時、安永八年二月伊奈半十郎忠郁の檢地にて一石六斗四升七合の高入となれり、されど今尙築立の功全く終らずと云、

小名 一町目 北品川宿三町目の北に續けり、長九十間餘、此町の内東海岸大門前を黒門前と呼ぶ、大横町 一町目と二町目との界の横街なり、二町目一町の北に續けり、鳥屋横町 二町目三町目の境より西の長八十七間餘、方二本横邊に達する横街なり、享保の頃まで鳥屋文七と云る者住す、故に名づく、三町目 二町目の北に續く、此の界に至る長百二十二間餘、此地少しく高此あれば里俗に坂と呼り、相傳ふ二町目三町目の地は昔内田新町と云しと、當所御殿預人内田長十郎正則が屋敷大横町にあればなり、

物揚場三 一は三町目の中程海岸にあり長三十三間幅二間、一は二町目の中程海岸にあり長二十五間幅二間、この揚場は昔品川邊御放鷹の時御上り場跡なり、大猷院殿東海寺に入せられし時、澤庵和尚此所まで御迎に出御問答のありしより里俗問答河岸と云、

石埋種四 一は一町目にあり、一は二町目の界、一は二町目、一は三町目にあり、宿内の悪水を疏通す、

大き内法二尺より一尺四寸幅
は共に三間、自普請所なり、
谷山稻荷社 除地一畝六歩、三町目東側にあり、社は二間四
長三寸、遊行二組他阿彌教の勧請すと云、故に今に至り遊行
經歷の時は神前に至て法樂を行へり、谷山と號するものは、
土地北品川ハッ山に續きし故なりと云、
例祭は二月初午北品川善福寺持、

新編武藏風土記稿卷之五十七

荻原郡之十九 麻布領

麻布領は郡の東北の隅なり、其本村は豊島郡麻布村なれば、領内の村多くは豊島郡に屬して、當郡へかゝる所は領中のかたはしのわづかには出はりたる地にして、五村のみなり、故に領名の説にいたりては、其詳なることは豊島郡にゆづりてこゝには略せり、
○白金村 白金村は、郡の北の方豊島郡の境にあり、日本橋より行程一里十八町、民家六十八軒、東は三田老増町にて、南は白金臺町に接し、西は豊島郡下豊澤村にさかひ、北の方も豊島郡の内麻布本村町に隣り、新堀川を界とす、東西十五町南北八町餘、昔は今里村及び白金臺町の地をあはせて一村なりしと云、村の地高低うち交りたれど、南方はすべて高き方ゆへ陸田多し、水田は纒に北の方新堀川の邊地の低き處にあり、土性は黒野土にして川の岸をかけては砂礫のまされる所多し、當村のひら

新編武藏風土記稿卷之五十六終

けしはいつの頃にや、永祿の頃は太田新六郎康資が知行にして二千貫文の所務なるよし【小田原分限帳】に見えたり、地の名をも江戸白銀としるせしなり、この後のことは古きものに見えざれば定かならず、御入國の後は御代官所なりしか、一旦増上寺へ御寄附ありてよりふたゞび御料所となれり、その年月はつたへされども、白金臺町の傳によると、彼町も増上寺領なりしか、寛文四年御料所となりしといへば、此村も同時より御料に復せしならん、其後おひ々に檢地あり、元祿八年織田越前守、享保十七年伊奈半左衛門、寶曆十二年伊奈半左衛門、明和四年同七年の二たびは伊奈備前守なり、以上の五たびに及び、かくあまたゝひの檢地あること江戸につゞきし地勢なれば、しばしば變革ありしなるべし、今は大貫次右衛門が御代官所なり、村内多くは江戸の地に屬して、大小名及び旗下の士の屋敷となりしもの十六ヶ所に及び、又村内白金臺町猿町等の名あり、慶安四年土民の願に因て市店を作ること許さる、是當時松平伊豆守信綱奉りて沙汰せし所なり、其頃は白金村高入の内に屬せしか、寛文三年八月其高を分たれて自から別村の如し、此段別九町八段八畝七歩、正徳三年より全く町奉行支配に屬し、御府内の町に入兩町とはなれり、故に此町及び屬

する所の寺院等みな御府内の部に譲りてこゝに除く、
小名 白銀臺町十一丁にて、白銀猿町以上二ヶ町は御府、東は光の疆にあり、松平 西南の方 蜀江臺村の南に地は織田左兵衛佐が抱屋敷あり、三葉坂あり、此りしゆへ織田山とも呼ぶ、
三田用水 郡中下北澤村より多摩川分水の流を分ち、同村元方の水田へ灌ぎ、餘水は今里村當村入合、○翁池用水 翁池し地に至り、それより下大崎村に達す、○島郡麻布二本榎徳明寺境内にあり、この池より引來りて村内宇東名光の耕地にそゞぎ、末流は老増町の溝中へ入て、それより新堀川に入、
板倉伊豫守抱屋敷村の北寄 ○仁賀保孫九郎抱屋敷同じり、
○松平溪山抱屋敷村の中心にて當村及び、
○京極長門守抱屋敷前に同 ○山内遠江守抱屋敷も兩村入會なり、
○松平大和守抱屋敷 東寄にあり拜領地、
○有馬玄蕃頭抱屋敷上 ○五島大和守抱屋敷村の中央にて拜領地に添へり、
○織田左衛門佐抱屋敷 東方にあり、白金今里入會の地に抱そへと、
○松平丹波守抱屋敷 同じ邊、
○毛利大和守抱屋敷村の南に、
○細川和泉守抱屋敷上、
○上杉彈正大弼

抱屋敷村の中央、島津筑後守抱屋敷前にも同じ下の三

○毛利甲斐守抱屋敷○松平和泉守抱屋敷○松平阿波守抱屋敷○松平謙岐守抱屋敷西寄

氷川神社

社地除地五百四十坪、年貢地千五百四十四坪、村金豪町今里村等の鎮守なり、本社二間に五間拜殿三間に二間

三間、稻荷社門を入て右、別當報恩寺、本社左にあり、天末、鎮守山と號す、聖天社別當所傳の内、門前町屋間

二十四間坪數百二十二坪餘あり、寛文の頃より起立せしが後慶し、元祿十四年再び成れり、延享二年町方支配に屬す、白

金報恩寺門、鷲森神明社除地百五十五坪、北にあり、社前と唱ふ、安陪頼時を征伐し凱旋の道すがら當所に至り、日本武尊

の古に倣ひ白旗を納めて神明にまつれり、社は二間四間東て向ふ、祭禮五月廿八日村内報恩寺持、門前町屋間口二十二間、坪數百九十九

八坪餘なり、起立のこと前社地門前と唱ふ、○雷神社除地二百二十坪、村の乾にあり、當社の加護によりて村内に雷雲の災なし、祠は一問四方前、鳥居二基を立、

本妙寺、境内年貢地村の西にあり、法華宗身延久遠寺末、金峯の住持なりしが、退寺の後彼村の中字を九と云所に庵を作り本妙寺と號す、それより四世をへて日玄上人住職の時延寶四

尙は同十二年四月三日寂すといふ、これによれば開闢の年代も推して知るべし、本尊聖觀音の立像客殿に安ず、客殿の前に玉垣あり、其より門内四十五間、山王社客殿の後、稻荷社

同所に、地藏堂、客殿の左の方墓の所にあり、○松秀寺境内年貢地七畝二十四歩、小名東名光にあり、聖宗相模國藤澤清淨光

寺の末冬嶺山本壽院と號す、開山遊行第二世他阿直上人嘉元年中起立せり、遊行歴代圖を見に上人は正應二年九月三日攝州粟河極樂寺にて賦算五十三歳、遊行十六年元應元年正月

廿七日相州當麻山無量光寺にて八十三歳にて入滅せり、開闢の初めより多磨郡下高井戸にありて、佛頂山常光寺と稱せしに、紀州菩提心院殿宗將、遊行第五十代快存上人に歸依せられ、寶曆二年かの寺を當所に遷し、後明和年中山號寺號を今の如く改號す、本堂八間に五間、本尊阿彌陀如來は坐像にして長一尺惠心僧都の作なり、又日限地藏尊の像二軀あり、いづれも立像にして長一尺八寸二軀ともに徳一大師の作なり、いと陳國會津西光寺にありしを、紀州菩提心院殿崇信し給ひ、三軀の内二軀をとめられて、熊野社本堂の右、稻荷社

當寺へ寄附せられしとなり、○立行寺境内除地千八百二十二坪あり、大黒天社同所にあり、○立行寺境内除地千八百二十二坪あり、重秀寺の東にあり、法華宗京都本禪寺末、智光山と號す、開山日通聖人延寶五年八月八日寂す、本堂十間に六間本尊三寶を、鐘樓門を入て左にあり、二間四方

鐘銘、夫捷推者爲法器之最要、爲寺觀之典式、其德也黃卷散說、其用也赤軸布宣焉於越、當寺之花鯨先代既營之、而令警晨昏、爾忽破裂而不耐推鐘、今某子大發願而新鑄之也、鯨音幾暗再吼者乎、今憶大望既滿、更

年當所に遷れり、故に今は此人を開基、○玄照寺境内年貢

とす、本堂五間に四間本尊三寶を安、開山忠禪院日延聖人、慶長十九年草創す、その頃より碑文谷

法華寺の末山なりしが、元祿年中法華寺御咎をかうりし後今の本山に從へりとぞ、本堂六間に五間、本尊宗祖日蓮の像は妙顯寺第二世大、○吉祥院境内年貢地七百九坪村の中央

覺僧正の作なり、○古莊院境内年貢地七百九坪村の中央末山なり、當寺昔は比企郡松山町にありて同所觀音寺の末に屬し、臺教を奉ぜしとぞ、こゝに文昭院殿の御臺所天英院殿

につかへ奉りし杉尾といへる老女ありしが、御臺所御逝去の後童髪して願を起し、寛延の頃院を當所に移し、法華の道場として天英院殿の御位牌を安置す、又文昭院殿三公達の靈牌をも安ず、智幼院殿は側室法心院理岸院殿後覺院殿の二牌に蓮淨院兩尼の顔に因てなり、本尊三寶客殿に、大黒天堂

安ず、又日蓮の像あり、日朗上人の作なり、客殿の西にたてつゞけたり、三間に三間半、内陣九尺四間、本尊大黒天は黄金伽羅佛の二體にして傳教大師の作なり、○専心寺境内除地百五十坪、年貢地千七百三十坪、村の南の方三葉坂の上あり、淨土宗芝増上寺末松宮山と號す、開山法蓮社傳譽理道和尚寛永元年二月十五日寂す、本堂六間に五間本尊は阿彌陀如來の坐像、長二尺五寸惠心僧都の作なり、三葉太神宮は廢して、いまだ再建ならず、神體

觀音堂門を入て左にあり、二問四方、本尊觀、三葉松古松て後年植置しものなり、太神宮の神木と云、古、○重秀寺くより此松ありしゆへ門外の坂を三葉坂と云、○重秀寺境内年貢地千七百四十六坪、村の長の方にあり、臨濟宗京都妙心寺末、寺傳に上田主水重秀と云人、當寺を開基し江國和尙を請して創立すといふ、その年月は傳はらず、重秀は寛文元年八月十八日卒す、重秀寺殿秋林宗清居士と號す、江國和

祝曰佛法久住利益不朽也、銘曰、江城南邊、蓮華宮前、規矩嚴整、鐘鐘新懸、告晨告夕、驚迷赴賢、佛性直現世相常圓、三諦花發、四德月鮮、庶幾大利、以至萬年元祿五年正月吉日、武州江戶智光山立行寺第四世成就院日感謹書、

毘沙門天社、本堂の右にあり、木像二尺傳教大師の作なり、あり、その下、○西光寺境内年貢地六百七十坪、三葉坂に都智恩院末寺にて、江戸芝増上寺配下なり、稱名山慈雲院と號す、開山明譽了幢上人寛永二年四月六日寂す、本堂四間に三間、本尊三尊彌陀及び、辨財天社門の右にあり、本社九火防地藏の像を安ず、辨財天社門の右にあり、本社九前に鳥居をたつ勸講の年、秋葉稻荷妙見金利合社本堂の左月つまびらかならず、

○今里村、今里村は白金村の東南につゞきたる地なり、元祿八年織田越前守が檢地せしとき、始て白金村より分れしならんと云り、或は延寶三年の頃新鑿して別に一村となれり云、元祿の改には村名を載たれば其頃既に一村となりしこと知らる、家數三十七軒東南の方は上高輪及び上大崎の二村にとなれり、村の廣さは東の方上高輪の境より、西の方本村の境に至るまで十町餘、南の方上大崎村より、北の方白金豪町界まで六町はかりなり、水田は陸田に比すれば十分の一にあたり、土性は黒野土に

して赤土まじはれり、開墾以來御料所にして、享保十七年寛播磨守檢地す、今は大貫次郎右衛門光豊支配す、此餘武家の別業十箇所あり、

小名 沖島村の東に、桑原坂村の東北に、蜀江臺村の東に、

沖島のつゞ、長者丸村の西北、土橋村北の字なり土橋

きなり、出口窪村の東桑原坂の

多磨川分水本郡下北澤村より引わかち、數村を過て目黒蓋谷

川へ入る、

興禪寺 境内年貢地二町六畝八歩、字蜀江臺にあり、臨濟宗京

都妙心寺末、大雄山と號す、延寶二年創建せり、開山

は玉舟祖冷開基は上杉彈正大弼定勝が嫡女なり、此人後に産

染して長松院松嶺隱之尼禪師と號す、本堂十五間に七間本尊

釋迦如來、鐘樓本堂の左

を安ず、鐘樓にあり、

鐘銘、大日本國武州荏原郡大雄山興禪寺者、雖松嶺尼

禪師開基、未懸於洪音之法器、故珍秀尼首座有素願、

誘引國家之貴賤、詩爲永春院殿昌壽堅貞大姉清涼主盟

戮力、特地新鐘脫摸而懸寺樓之覆矣、庶幾使人大離三

熱之苦、惺一場之夢、更要興佛祖之禪、永安國家之民

矣、銘曰、大雄禪刹、百丈梵宮、秦箏鳴動、新鐘徹空、

清濁規正、洪音矩中、遠近應德、親踈智功、晨參暮請、

の大略東は海面にいたり、南は下高輪村、西は白金三田等の地に接し、北は三田及本芝の町々なり、地東海岸に傍て東海道之往還係れり、土人の説に、土地往還の繩手道にして頗高き所なれば高繩と唱へしが、後今の如く文字を改めしと云、又一説に繩手道なる事は勿論なれど、舟人の詞に陸をさして高と云、よりに此地を高繩手と云しと、下略して高繩と唱へしと云、貞享三年の江戸圖に高繩手と記す、或書に高輪、或は高鼻和、高名輪と書し、又高繩、高暖に作る云々【東鑑】文治五年七月十九日の條に、奥州御征伐候御供輩、高鼻和太郎云々載たるは當所の人なるべし、【鎌倉九代記】に、大永四年正月北條新九郎氏綱、江戸城に押寄し事を記して云、城主上杉修理太夫朝興、居ながら敵を受んは武略なきに似たりとて、擊て出道にて敵を待掛たる程に、小田原の先陣田目六郎と、上杉の先手會我新四郎と、品川の前なる高輪原にて懸合たり、上杉の軍兵等足並亂れて城をさして引返す云々、爰に高輪と記せば此頃はやく輪の字を書せしにや、又品川の前なる高輪原といへば、今の地域とは異なるに似たり、御打入の後は御料所なり、正保の改に高百八十五石六斗八升三合、伊奈半十郎御代官所上高輪町と記す、當時既に上下の唱あり、且町と稱せり、其後次第に商店出

凡聖路通、長迎佛日、久傳祖風、維時貞享第三丙寅年八月廿六日、勅住法山水洞天叟銘焉、興禪院現住關童良北書焉、

毘沙門堂門の側にあり、二、稻荷社庫裡の後背に

龍寺 境内年貢地二畝三畝二十五歩、村東小名東名光に在り、白

開山は光紹大和尚惠輪永明禪師と云、開基は鐵樹院心眼安靜

庵室、此人はいかなる人なりしやそれらのこともしられず、

又起立の年月も傳へざれど、光紹和尚は寛文十一年八月十五日

如來を安ず、又地藏の像あり行基の作、稻荷社門を入て左

といひ傳ふ、立像にて長一尺三寸、

武田左京大夫抱屋敷村の中央にあり下

敷○島津又吉郎抱屋敷○松平溪山抱屋敷 村の中程にて

入會の地 ○京極長門守抱屋敷前同 ○山内遠江守抱

屋敷 南寄にあり委も ○松平謙岐守抱屋敷 西の方にて拜

て抱と稱、是も白金と當村入會なり、下の八ヶ所いづ

れも兩村入會の地にして、共に賜地に抱添となす、○松

平阿波守抱屋敷 村の中程にあ

杉彈正大弼抱屋敷○島津筑後守抱屋敷○毛利甲斐守抱

屋敷○五島大和守抱屋敷

○上高輪町在方分 上高輪町は、江戸より一里餘、四城

來て町地數多に及ぶ、芝田町、芝通新町、芝横新町、芝伊皿子町、同所臺町、同所七軒町、同所明下町等の唱をわかち、總段別十五町二段餘、悉く御府内の町並に屬し、寛文二年町奉行支配となれり、此餘段別一段五畝十三歩、當所龜塚町秋月式部所持町並屋敷、田町五町目の内四畝二十六歩餘、皆元祿十六年八月松平紀伊守信茲が賜地となり、替地として寶永元年五月本所吉良上野介義英上地の内を賜ひしかば、二所の代地今本所松坂町二町目の内にあり、又寶永三年にも田町五丁目の内二畝二十六歩上地となり、品川歩行新宿の内にて替地を賜ひ、是も其地の内に屬せり、されど年貢は芝田町以下代地等、及び寺院の境内の貢各舊の如く、上高輪町に集て御代官所に收む、

舊蹟龜塚 今松平紀伊守信豪久留島伊豫守通齋屋舖の所に
 云、又龜塚とのみ號すること、昔は廣き地名に
 て當所並に三田村入會の地まで波及せしといへども、今は備
 に云傳ふるのみにて、小名には呼ばず、此名の起を尋るに、
 古より愛に龜塚と號する塚あり、夜中品川海上より入船の日
 當として、塚上に常夜燈を置しとなり、後燈火を廢したれど
 塚は元の如く除地にして濟海寺の境内に傍へり、因て同寺に
 預け置れしが、正徳四年南隣土岐山城守に預られしより其傍
 の内にか
 こひ入、

○下高輪村 下高輪村は、上高輪町の南にあり、昔は矢
 盛庄の唱ありしと云、村名の起は既に上町に辨す、日本
 橋より行程一里十二町、此地は府に接近して東海道の往
 還なれば、其路傍は古くより町並となり、正保の改にも
 高百九十二石二斗三升六合下高輪町と記し、元祿の度増
 加して高二百一石七升三合、今又百七十二石七斗九升二
 合四夕に減す、其内四十三石二斗四升七合三夕の地は町
 並にて、正徳三年五月より分れて町奉行の支配となり、
 高輪北町、中町、南町、北横町、臺町、小臺町、及常光
 寺、國昌寺、證誠寺、保安寺、知將院等五寺の門前地と
 なれり、殘地百二十九石餘の地は下高輪村と唱へ、全く
 の村落なれど、町地及武家神社の賜地と犬牙したれば、
 廣狹は詳記するに堪へず、段別は十三町五段一畝の外見
 取畑一畝あり、御打入の後年を追て府下繁榮し、村内往

々御用地となれるが故なり、承應年間下高輪村御用地の
 記に、承應二年三千二百二十坪承教寺域及道敷、
 以下省きて載せず、千九百二十五坪證誠寺域、三百四十
 坪大乘寺域に渡り、同四年三千七百七十六坪高野寺在番
 屋敷に渡り、同五六年の二度に六千七百七十四坪平美
 作守に賜はり、
 同五年三百四十二坪保安寺
 域、三百二十四坪知將院域、八百七十四坪國昌寺域千
 七百坪海徳寺域に渡り、同六年五千七百六十九坪本多越
 前守令豐後守下屋 千九百二十坪朗惺寺域に賜ひ、同七年
 三百二十坪松平帶刀屋敷、六百二十坪圓眞寺域千三百九
 坪相福寺域に渡り、同八年七千十坪松平但馬守令左兵衛
 是なり、
 同九年五千二百二十五坪松平大和守令下第是 四千五百七十六
 坪京極主膳屋敷、二千七百六十七坪九鬼式部屋敷、三千
 三百六十七坪桑山修理屋敷 四千九百九十一坪織田内記
 屋敷、二千五百九十三坪井伊兵部 今右京亮下屋 五千九百
 四坪淺野因幡守屋敷、五千七百八十二坪松平美作守 今采
 下屋舖是に賜はり、
 寛文元年九千五百八十坪有馬松千代
 今玄蕃頭下屋に賜はり、
 都て八萬二千三百三十九坪御用地と
 鋪是なり、
 又元祿檢地の後同十二年高二石三斗二升五合

六夕堀敷に收せられ、寶永二年高九石酒井飛驒守 今下屋
 敷是なり、
 元文三年七月高四石四斗四升五合龍川播磨守屋敷、
 寛延元年高十二石五斗五升本多伊豫守 今下屋敷に賜はり
 しより、高減じて全く今の數となる、
 村の四隣東は高輪
 南町、中町、北町、芝如來寺門前、同車町に隣り、西は下
 大崎村、白金猿町、今里村に境ひ、南は北品川宿、北は
 上高輪町、伊皿子町、細川越中守下屋敷に接し、
 民戸百二十二、すべて陸田にて黒野土赤土砂錯れり、
 古より御料林にて、
 今中村八大夫支配す、
 又高二斗五升五合段別
 三畝六歩西久保大養寺領村内にあり、
 正保四年四段四畝
 十九歩の地大養寺領となりしが、
 寛文十一年御用地とな
 り、
 今の高となれり、
 檢地は元祿八年九月織田越前守紀
 す、
 其後新墾の地南町の内三畝三歩は、
 明和三年三月小
 名平臺七畝二十一歩は、
 同四年九月皆伊奈備前守改めて
 貢數を定む、

高札場 中町海岸にあり、高輪
 村町一統の持なり、
小名 裏町 中町の裏に續ける地、
 洞村の西の方なり、
 山丘に似たり、
 村民の住する所、
 洞横町 東禪寺側より洞に
 通ずる横街なり、
 北横町 接
 地を北横町と云、
 故 桂坂 北横町より二本段に到る道な
 り、
 登り十間餘濶さ六尺、
 昔

葛葛の蔓延する所なればこの名 平臺 村の西南の方飛地
 起り、
 文字は假借なるべし、
 品川宿犬牙の白田にて 切通 村の南井伊右京亮下屋敷と
 高く平らなる地なり、
 村民權次郎抱地の際より松
 平豐後守下第前に出る横徑を云、
 道幅 二間餘兩崖高く孔道の狀をなせり、
 酒井飛驒守抱屋敷 村の南界にあり、
 一畝二十六歩、
 ○松平采女正抱屋敷
 酒井飛驒守北隣なり、
 二町五段一畝十五歩、
 ○有馬玄蕃頭抱屋敷 松平采女正の
 北隣なり、
 一町二畝廿五歩、
 此内一段は門前の道敷とす、
 以上三所は
 各下屋敷に添たる地なれば萬治の比より抱地とすと云、
 ○松平豐後守抱屋敷 有馬玄蕃頭北隣なり、
 是も下屋敷に添
 二十三歩は萬治年間より抱地とし、
 七段五畝十七歩はもと村
 民の持地なりしに、
 寛政十年十月一橋殿抱地とせられしを、
 文政二年十二月豐後守に譲らる、
 一段五畝一歩は元祿檢地前
 より豊州の抱なりしを享和二年六月五畝二十九歩を裂て一楓
 殿に呈せしかど、
 文政二年十二月舊に復し、
 ○野村作左
 今すべて門前の道しきとなせりとなり、
 衛門抱屋敷 松平豐後守下屋敷の南にあり、
 七畝二歩、
 もと馬
 津淡路守が抱地なりしを、
 寛政十年六月ゆづりあ
 たふると
 ○川村宗膳抱屋敷 松平豐後守の東北隣なり、
 七畝
 二十七歩元村民の持地なりし
 北隣なり、
 下屋敷に添へり、
 三段一
 畝二十九歩萬治年間の頃抱とす、
 ○本多伊豫守抱屋敷
 小名桂坂にあり、
 是も下屋敷に傍ふ七段一歩、
 貞享元年まで
 は松平修理亮の屋敷にて、
 町九段五畝十五歩の地、
 元祿四年
 七月酒井樂樂頭抱地となし、
 同十五年九月松平土佐守讓受、
 寛延元年十一月二段五畝十五歩を裂て伊豫守の下第に賜ひ、

殘地七段一步をば同人 ○松平左兵衛督抱屋敷の本多伊豫守のかへ地とせり、一段一畝二 ○松平大和守抱屋敷西里村十歩萬治の頃より抱地とす、 ○有馬玄蕃頭抱屋敷松平へり、萬治年間より抱地とす、四段七歩元祿檢地の、村守の南隣なり、中屋敷に添へり、寛政六年譲り受、 ○村頃より松平隠岐守抱屋敷なりしに、寛政六年譲り受、天明民権次郎抱屋敷 小名裏町にあり、一段八畝二十八歩、天明十年十一月北朝町の町人豊之助が手に入、村民の宅地八畝八歩を買添て、今の屋敷となる、文化十二年に至て權次郎にゆづる、 ○駒込淨心寺抱屋敷 村の中程にあり、二段九畝十四と、地となりしに、後大島雲八朽木和泉守邸部金左衛門等相傳し、寛延二年十二月金左衛門家七津田平右衛門に譲り明年十二月麻布一本松賢宗寺譲り受、明和四年八月淨心寺の持となる、

八幡社除地 村の東方にあり、 ○稻荷社除地 村の東南にあり、八、 ○釋地社除地 村の南方にあり、一畝十八 ○稻荷社除地 村の北方にあり、一 ○東禪寺抱地 村の中程にて境内六畝十二歩、内二段四畝は元祿檢地前より抱地なり、二畝十二歩は天明五年九月村民の持地を買添とす、 ○間福寺抱地 前寺の西隣なり、二段六歩、内一段八畝三歩は境内に屬し、元祿檢地より持二畝三歩は東禪寺と同時にかひ、 ○常光寺抱地 北町の裏にあり、 ○高野山在番屋敷抱地 小臺町の横にあ、 ○清林寺抱地 前寺の西にあ

り、四畝 ○承教寺抱地 二本榎の往還にあり、下五寺五歩、 ○國昌寺抱地 三段五畝 ○證誠寺抱地 一段三畝 ○保安寺抱地 一段三畝 ○圓眞寺抱地 三畝二 ○上行寺抱地 九畝以上九寺は境内賜地に抱添となすも、 ○明源寺抱地 中町ののにして、元祿檢地前より持とす、 ○淨業寺抱地 小名畝、一段、 ○法藏寺抱地 小名洞横町にあ、 ○常照寺抱地 北二畝三歩、 ○法蓮寺抱地 同所なり、 ○常照寺抱地 北二畝三歩、 ○正覺寺抱地 北横町にあり、二 ○長圓寺抱地 小臺町にあり、一 ○正源寺抱地 藁町の東にあり、段三畝二十六歩、

○願正寺抱地 芝車町の北にあり、三段三畝二十九歩、以上九のな、 ○同寺除地 二畝二歩大門の道舖にて昔は見捨地なり、在町錯雜の地に立るが故に、寺傳社傳、 ○養寶院 富山修験の如きは並に御府内の部にいたせり、 ○養寶院 富山修験寺の配下、村民養之助が地を、借て五代住す、本尊不動、 庚申塚 小名洞にあり、石像三軀を置、一は延寶八年十月五日屋を設、 舊家與藏 村の年寄を勤む、祖先田中但馬安泰は新田家の支して家號を高輪屋と呼、酒を醸するを業とす、村内安泰寺は昔慈覺大師草創の庵室なりしを安泰財を捨て寺とす、よりて

安泰寺と號し、世々の菩提寺とせり、安泰永正十六年二月一日死す、高輪院田中安泰居士と謚す、今の與藏に至て十五代血統相、 ○權左衛門 當村の名主なり、田中を氏とす、先祖、里正を勤しに、寛文元年一旦退役し、寛延三年二月舊に復す、今に至るまで十四代血縁を絶すと云、

○三田村 三田村は、江戸より二里の行程なり、土人の説に古禁中に貢を奉りし故に御田村と號すと云、【風土記後篇】に御田郷公穀三百六十七束、假粟三百九十九丸、貢松竹蕨等有諸禽、充大膳職木工寮と見ゆ、想に土人禁中に貢すと云もの主稅寮に輸さずして、大膳職に收るを云ならん、【和名鈔】郡郷の部にも御田と見ゆ、御字を三に改し年代は詳にせず【小田原役帳】に、太田新六郎知行の内寄子配當の條に、五貫文江戸三田内壽樂寺分、三貫七百文三田内箕輪寺分、また中村平次左衛門知行拾貫四百文江戸三田高福寺分と載せ、本住坊寺領拾八貫四百拾五文三田内惣領分と載たれば、永祿の頃は三の字に換しこと知らる、御打入の後より御代官所なり、此村中央に白金今里下高輪等の村々少しく挿入たれば、自から二所に分り、其一是南寄にて東は下豊澤白金の二村、南は中目黒村にて、西は上目黒、北は下澁谷及び白金今里の三村なり、北の一區東は上下高輪、南も下高輪村今里村白金村、西は白金麻布の二村なり、此地は御府内に近きを

以て商家次第に出来て、寛文二年より延寶の頃までに追々町地となり、三田町、三田同朋町、三田臺町、三田久保町、三田古川町、三田豊岡町、三田老増町、久保三田町三田南代地町、同北代地町等總て十三ヶ町、總段別七町六段餘、各町方支配に屬し、全御府内の町となれり、又一町四段餘は寺院の境内となり、貢は奉れど悉く町並に邊するを以て、町方の條に辨す、されど町及び寺皆其持地の貢物は、村に合して御代官進退す、今村の耕地段別十八町一段餘、民戸は僅十軒、用水は郡中北澤村にて多磨川上水を分ち引、是を三田用水と號す、此用水組合十四村、土性は赤土にて地形高低あり、陸田多し、動すれば旱損あり、檢村は元祿十年織田越前守信久紀せり、

小名 鎗ヶ崎 地なり、地形に 千代ヶ崎 松平主殿頭忠を云、此屋敷は下大崎中目黒及び當村入會へり、邸中に池あり昔はいと潤かりしと云、新田義興の侍女千代と云もの投じて死す、よりて此名あり、池邊の古松を千代が衣掛松と號す、側に錢龜の井と云あり、昔孝子あり其母酒を好む家貧し、飲酌を設ること能はず、孝感の致す所にや、井水變じて酒となりしとつとふ、錢龜はすなはち錢瓶の假借なり、

細川越中守抱屋敷 一町四段六、 ○松平主殿頭抱屋敷 二町三畝八歩、 ○松平肥後守抱屋敷 二段五畝八歩、 ○近藤十藏上屋敷 二段一畝九歩、

- 稱證寺抱地三畝十歩
- 實相寺抱地二畝五歩
- 松光寺一段五畝六
- 林泉寺抱地七畝
- 承教寺抱地一段七畝
- 大松寺抱地五畝
- 圓真寺抱地三畝
- 隨應寺抱地七畝
- 光臺院抱地一段六畝
- 常教寺抱地二畝二十八歩境内
- 蓮葉寺抱地四畝十二歩總て境内とな
- 宗清寺抱地六畝
- 圓徳寺抱地一段四畝
- 莊嚴寺抱地一段一畝

新編武藏風土記稿卷之五十八

橋樹郡之一

郡圖

總説

橋樹郡は、國の中央より南の方にて、多磨郡よりは東南に續けり、郡名の起りは其正しきことを聞す【古事記】及【景行紀】等に載たる倭建命東征の時、相武國より船を浮べ給ひしに、海中にして船の進まさりしかば、後の弟橋媛海中に入給ひしにより、命の船忽進むことを得し條を證として、當郡にかの弟橋媛の墓ある故に橋をもて地名とせしならんと云説あり、今按に郡中子母口村立花の神社は、弟橋媛を祭れるなりと云ときは、橋媛の墓といへるもの、もし是なりといはんか、今彼社傳を尋ぬるに更に證とすべきこともあらざれば、是等のことは今より知べからず、其正しく橋花の地名の正史にあらはれしは【安

新編武藏風土記稿卷之五十七終

閑紀】を始とすべし、安閑天皇元年十二月壬午の條に、武藏國造笠原直使主が、國家の爲に當國の内橫澤、橋花、多氷、倉標の四所に屯倉を置し事あり、此橋花といふもの即この郡ならん、又【萬葉集】に天平勝寶七歲二月二十日、武藏國部領防人使椽正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、橋樹郡上丁物部直根及妻椽椅部弟女が詠ぜし所の歌を載す、橋樹の郡名爰に初て見ゆ、又【續日本紀】稱徳天皇神護景雲二年六月癸巳、武藏國橋樹郡人飛鳥部吉志五百國が、久良郡にて白雉を獲て獻せしことを記せり、以上の文によれば文字も古は橋花とかきしを、【元明紀】和銅六年五月の條に載せし、郡郷の名には好字を著すべきの詔ありし時などより、橋樹の二字を用ゆるならん、されど唱は古きによりてかはらざりしなり【類聚國史】貞觀十四年當郡節婦のことを載たる條にも、橋樹郡とせるせり、【和名鈔】郡名の部に、橋樹の二字の訓を太知波奈と註せり、後世或は立花とせるものは誤なり、其地の界域は中古より甚變革せり、古のさまは今よりしるべからずといへども、試に【和名鈔】に載る所の郷名をもて今の地理を察するに、その郡中甚せばかりしと見ゆ、今の都筑郡高田村の邊より多磨川の涯に至り、夫より川崎宿の邊を限として、南の方は今の神奈川の邊

(總地境)

にて久良岐郡に接せり、されば古代は東西も南北も總に三里にすぎざる小郡にて、南西のかた相模國と境を接せざりしなるべし、さてこそ【和名鈔】に郡をついつること久良を初として、都筑、多磨に及び、次に當郡を載しも其次叙を得しと云べし、遂の後永祿の頃までも久良岐の地は、神奈川のあたりまで及びしならん【小田原家人所領役帳】に、今の神奈川宿の内青木町及び寺尾村などは、皆久良岐郡の地として記せり、御打入の後正保圖のなりし頃は、はや青木町寺尾等の地も當郡に入れり、夫も保土ヶ谷の内岩間町の地はやはり昔のまゝに久良岐郡に屬せり、元祿年中境界を改められてより、ほゞ今の如くにはなりたるならん、今見る所の界域の大様は、北の方多磨川を界として、荏原多磨の二郡に隣れり、その里數は西北の隅金程村より、東の方稻荷新田の出崎まで凡七八里もあるべし、東南はすべて海にそひ、南のはては久良岐郡、及相州鎌倉郡に接せり、その里數六里餘なり、されど鎌倉郡にまじはれる所に至りては、地形ことにせばまりて、わづかに東海道往還の邊にすぎず、其所に地蔵の石像一軀あり、世に境の地蔵と呼べり、これ武相の界なればなり、夫より郡の西邊はすべて都筑郡に隣り、その界ひ屈曲してかけ入たるが如し、彼界より金程村に至

正保年中改定圖



元祿年中改定圖



るの里數八里にあまれり、是今の地形古とかはりたる所の
の大様なり、その餘はさせる變遷も見えざれば、別に今
の圖をば載す、たゞ海岸の地は少く新開の處もあるべ
れど、其村によりて見るべし、郡中東海道の往還か、れ
り、荏原郡六郷より入て相州鎌倉郡に達す、その間四里
の行程なり、また同國中原街道とて一條の往還あり、東
海道より西にあたり、土地はすべて西の方に山々連な
りて、北より東南へは山の根を廻りて平地なり、その邊
は自らひくければ水田も多し、土性は多く眞土なり、ま
た山にそひたる方は陸田山林多けれど、山谷の間縫に平
らかなる地によりて、水をたへ水田を耕す所もあり、
風俗は大抵近郡にことなることなし、されど都筑郡によ
りたる方は、山あひの寒村多ければ人民質樸の風あり、

郷名

和名鈔所載四部驛家

高田多加太 今この郷名なし、按に隣郡都筑郡に高田
村あり、郡中久末駒ヶ橋等の村に隣れる地なり、こ
れ高田郷の名の存せるならん、【和名鈔】郡名の次第
は多磨郡の次に當郡を載す、この次叙により郷名の
次第をなして、多磨郡勢多郷の次に當郡高田郷をつ
いつる時は、今の地理を以考るに荏原郡潮田村は、

多磨川へよりたる所にして、しかも多磨郡の界に接
したる所なれば、これ古の勢多郷の遺名なるべし、
然らば郡中坂戸岩川のあたりまでも、高田郷の中に
て、そのかみ勢多郷とは多磨川を隔て、隣りしなら
ん、又【和名鈔】郷名の條によれば、多磨郡を始とし
て次に都筑久良をしろし、その次に當郡を載す、こ
れは多磨郡は國府のある所なれば、改めて始にしる
せしか、この次第を以考れば久良郡良椅郷の次に高
田郷あり、久良郡の地はそのかみ神奈川の邊までも
かゝりしなれば、これもまた次第を失はざるに似た
り、

橋樹多知波奈 此の郷は今その地をしらず、子母口村
に立花社あるを以考るに、恐くは子母口村の邊を云
なるべし、地理もまた久末村の邊なれば古の高田郷
に接したる所とおぼしきものなり、されど正しき事
をしらず、

御宅美也介 これも今村名にも残らざれば、いづれの
地と云事をしらず、今按に【安閑紀】に載たる國造笠
原直使主が置ける立花屯倉のありし地なるべし、屯
倉の二字を【日本紀】に彌夜氣と注せり、
縣守安加多毛利 これもその在所をしらず、又考ふべ

きたよりなし、

驛家 これもその所をしらず、【兵部式】諸國驛傳馬の
條を關るに、當郡小高驛馬十匹、傳馬五匹とあり、
按にこれ【和名鈔】に載る驛家と同所なるにや、され
ど今小高と云地名なし、もしくは小田村小田中村な
ど小高の訛りたるなるか、この地大抵都筑郡店屋驛
と、荏原郡大井驛との中ほどにあり、以上【和名鈔】
に載る所なり、

中古所唱

小澤 小澤郷の名は【東鑑】元久二年十一月十四日の條
に、稻毛入道が遺領武藏國小澤郷と見えたり、今當
郡の西北の界にある金程細山菅の三村、及多磨郡坂
濱村に跨りて、古は小澤郷或は小澤庄、又は領とも
唱へしと傳ふ、猶各村の條照し見るべし、

神奈川 文永年中に書せし鶴岡八幡宮の文書に、稻目
神奈河兩郷と云へり、稻目は今上菅生村の小名に残
り、神奈川郷の唱は下菅田村一村のみ土人云傳へ
り、

小机 【東鑑】曆仁二年二月十四日の條に、武藏國小机
郷郡鳥山等の荒野を、水田に開發すべきの山、太夫
尉泰綱に仰らるゝとあり、ふるくより小机郷の唱へ

あることしるべし、今この郷を唱ふるは僅に小机の
一村のみなれど、昔は此郷に屬する村百八ヶ村あり
し土人云傳ふ、おもふに中古以來小机庄をもとと
なへし故、この郷名も自づからなきが如くなりしや
猶庄名の條合せ見べし、

菅生 上菅生村高石村の二村のみ、昔此郷名を唱へし
と云、
子安 生麥村のみ此郷名を唱ふ、
庄名

中古所唱

丸子 今多磨川の邊に上丸子中丸子の二村あり、又對
岸荏原郡に下丸子村あり、此邊なるべし、【東鑑】治
承四年十一月十日の條に、賴朝武藏國丸子庄を葛西
三郎清重に賜ひしこと見えたり、今は潮田村のみ昔
此庄に屬せしと云、

師岡 此師岡のことは、久良岐郡郷名の條に辨せし如
く、此邊古は諸岡郷と唱て、久良岐郡に屬せし地な
るべし、此師岡の内に庄園を置れしはいつの頃より
始りしにや、未だ古書には所見なし、恐くは師岡郷
といふべきを誤りて庄名とせしなるべし、其詳なる
事は久良岐郡の卷について見べし、今郡内昔師岡庄

に屬せしと云もの三村あり、師岡郷に屬せしと云もの二村あり、

稻毛 この庄は古き唱と見えて、鎌倉右大将頼朝の頃稻毛三郎重成と聞えて、在名を稱せしは世に知る所なり、この三郎重成は當國七黨の内、小山田別當有重が子にして、其弟榛谷四郎重朝と同く、父の讓を受け此邊の地をわかち領せしとみゆ、猶榛谷庄の條とてらし見るべし、今稻毛領の内と號する村々は、多くこの庄に屬せし地なるべし、正平七年の下文に稻毛庄の内坂山郷とあり、今の坂戸村これなり、又稻毛領宮内村春日社にかけたる應永十年の鰐口に、稻毛本庄としるせり、又至徳元年の頃の文書には稻毛新庄とあり、これによれば其頃は本庄新庄の別もありしと見ゆれど、是等のことは今よりいかにも分ちがたし、又【小田原家人役帳】にもこの庄に屬する地名すべて十七村を載す、【太平記】に江戸遠江守亮寛同下野守能登が領地稻毛十二郷を闕所せしこと見ゆ、又【小田原記】に永祿十二年武田信玄當國へ働のとき、稻毛十六郷を追捕すとあり、この郷と云も例の村の字にかへし郷なるべし、領名行はれてよりこのかた庄名は自づから廢せしなるべし、今郡内昔

此庄に屬せしと云もの十四村、今も稻毛庄を唱るもの二村、又明津村は古へ稻毛新庄と稱せし由云傳ふ、

小机 此庄名は當郡はもとより都筑郡にもかゝり、あまたの村々にて唱る所なり、是等は昔小机城下に屬せし村々にや、小机城は鎌倉公方の時よりありし事【大草紙】等の書に見ゆ、其後小田原北條家分國の頃笠原越前守及び北條氏の一族左衛門佐氏亮などの居城なりしなり、【小田原家人役帳】に、小机某地と記せしもの二十村餘あり、是等を以て當時此庄の廣き事を知べし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十一村、小机郷と云もの一村、小机保と云もの一村、又今も小机庄を稱するもの四村あり、

榛谷 保土ヶ谷宿の邊五六村の地此庄にかゝれり、其地名の起りは隣郡都筑の内、二股川村の小名に榛ヶ谷と云所あり、夫より庄名となりしなるべし、故にその詳なることは已に都筑郡の卷に出したれば爰に略せり、

もあり、是によれば御厨の所は全く榛谷の庄内なりしと見ゆ、今此庄名を唱るもの二村、御厨郷と呼もの一村あり、

領名

- 稻毛 五十七村
- 神奈川 四十村
- 小机 七村
- 川崎 二十六村

村數

百三十村 右件の村は今現在の數なり、正保年間の改に百十三村、元祿十五年改には十一村を増て百二十四村となれり、其後新墾の地出來しかば今の村數に及び、其變革は村々の條下に詳なり、

山川

向ヶ岡 郡の西にかゝれり、委しき事はなを多磨郡に辨す、こゝに載る所も土人の説によれば數村に及び、其村々は西の方金程細山菅高石菅生長尾作延久本末長の九村なり、是もたゞ傳ふる所にして、今も岡のつらなる故になぞへ來れば、是らの村なるべしと云のみにして正しき證あるにはあらざるべし、しばらく爰に出

せり、

多磨川 郡の北の方を流る、今川の中央を當郡と荏原多磨二郡の界と定む、其水源は郡の西北の隅登戸村より流れ來りて次第に屈曲し、稻荷新田に至り海に沃げり、此川も昔より洪水の爲に兩岸崖崩して、變遷あまた、びに及びしと見ゆれば、古き世のさまは詳にするによしなし、正保の頃よりの變革は圖に載ることし、今見る所は河原をこめていはゞ川の幅凡三町許にも及ぶべし、常に水の流るゝ所は三十間あまりなり、されど稻荷新田に至りてはその水路尤廣くして、二百五十間ほどなり、すべて當郡の境を流るゝこと長さ四里にたらず、この間に平間丸子二子登戸矢の口等五ヶ所の渡場あり、

鶴見川 西の方太尾村より來り、郡の中央をながれ、東の方生麥村潮田村の間にて海に注げり、川幅十二間より下流に至りては四十間に餘れり、水源は恩田川谷本川の二流なり、恩田川は多磨郡木曾村天神の池より湧出し、都筑郡恩田村を流るより恩田川の名あり、夫より同郡の内佐江戸村猿山村の間にて谷本川に合す、かの谷本川は多磨郡柚木領十七ヶ村の水田より餘水あつまり、一筋の流となり都筑郡谷本村に至り、夫より

(川田恩)

谷本川といひ、佐江戸村にて恩田川に合す、是より一條となる、その下流をすべて鶴見川と唱へり、この川に至りてはよほど幅も廣く、都筑郡の内大熊川早淵川又當郡にては鳥山川矢上川この四川の下流もみな鶴見川にいる、是らの川々は何れも小流にして、別に擧げきほどの川にはあらず、鶴見川は郡内を流るゝこと凡二里餘と云、

帷子川 郡の南の方にそひ、西より辰巳へ郡内を貫き流るゝ川なり、川幅はことにせばし、下流の廣き所に至りては十間餘あり、帷子町芝生に至て海に沃げり、水元は都筑郡川井村大貫と云所の谷水一筋の小流となり、同郡白根村及菅田村今宿村の谷水竹の下にて合して一條となるあり、爰より下流を帷子川と唱ふ、水元より海濱まで川の長さ三里許なり、又別に今井川と呼もの一筋あり、是は小流にてあけてしるべきほどのものにあらず、この水元は都筑郡今井村谷々の水集りて程ヶ谷驛の内を屈曲してながれ、帷子町にて帷子川となれり、

神奈川湊 郡中海岸にそひたる村々凡五里の間なり、其次第は南の方より東へ亘りて、芝生神奈川宿西子安東子安生麥潮田下新田小田渡田大島大師河原池上新田稻

(湊干洲)

荷新田の村々連れり、海道も少くかゝりし所あり、神奈川の臺はすこぶる高き所にして、此所よりのぞめば東南の方眼界打開けてことに勝景の地なり、久良岐郡洲干湊より十二天の森を遠く見やり、又向ひに横濱の辨天の社など見ゆ、すべて此ほとりは斷崖峭壁の處多して、屏風を立たるさまなり、故に騷客など錦屏海と號して一二をかぞうれば四屏に分てり、その上には古松あまた蟠蚪し、遠くのぞめば其趣言べからず、商船漁舟朝な夕な行かふさまなど、繪にかきたらんやうなり、此所を當國海岸の地第一の絶景と云べし、

産物

鹽 川崎領の内海岸の諸村にて鹽竈を設て製す、上品にて播州赤穂の産におとらず、他へ運漕するに及ばず、纒に土地にてひさぐのみなり、
梨子 川崎領よりおしなべて作出す、その種類甚多し、これは近きころより多く種ると云、

新編武藏風土記稿卷之五十八終

新編武藏風土記稿卷之五十九

橋樹郡之二 稻毛領

稻毛領は郡の良の方なり、稻毛の唱のことは已に庄名の條に出せり、この領に屬する村すべて五十七村なり、この領内の界域は、北の方金程村より多磨川につひて、東の方上平間村に至るまで五里餘、爰より巽の方は川崎領なり、又坤の方は小山連綿して界をなし、郡中神奈川領に隣れり、爰より多磨川の涯を距ること一里許なり、土地の形勝以下は詳に村々の條下に出せり、

○金程村 金程村は郡の乾の方多磨郡の界にあり、村名の起る故を詳にせず、古は多磨郡小澤領に屬せしと云、近くは寛文九年時の地頭椿井喜之助政安が改めし檢地帳にもしかしるせり、もと當郡の小郡なりしことは總説にも辨せし所にして、ことに當村は多磨郡の接界なれば、さもあるべく思はる、されど正保年中改定の國圖には、已に郡中におさめたれば、公には早く郡界を改め定めら

(考證小)

れしかど、地頭はたまたま因循して舊に従ひしならん、土人又傳ふ小澤領のこと或は小澤庄とも唱へしと、按に【東鑑】元久二年六月二十三日の條に、稻毛三郎重成入道は大河戸三郎に誅せられ、其子小澤次郎重政は宇佐美與一に誅せられしこと見ゆ、又同年十一月四日の條に、稻毛入道が外孫、綾小路三位師季卿の息女を尼御臺の猶子として、武藏國小澤郷稻毛入道が遺領を知行せしめられしと見えたり、これによれば重政爰を領すといへど、もとより父重成が領地稻毛庄の内をわかち領せしなれば、稻毛庄小澤郷と唱へしなるべし、この郷と云もまた例の村の字にひとしかるべし、されば重政も此在名によりて小澤と號せしは論なかるべし、後小澤の地數村にわかれば、もと郷名といひしを或は庄名とも唱へしにや、今は又小澤の唱をすて、稻毛領に屬せり、其地は江戸日本橋より七里の行程にして、家數十三軒、村内に散住せり、四境東は細山村及都筑郡萬福寺村なり、南も同郡にて古澤村に隣り、同じならびより西へかけては多磨郡平尾村なり、北も同郡坂濱村に接せり、東西五町南北八町、東西北の三方は小山ならびたち、中央より南の方纒にうちひらけたる平地なり、其邊少しく水田をひらけども、もとより用水の便あしければ天水を待て耕種す、

故に陸田の方水田より多し、土性は野土にて黒土多し、又赤土の所もあり、林は一町七段許なり、此ほとりの村々は梯の木土性に宜しきを以て所々に植をき、秋に至ればその實を江戸へ送りて産業の資とす、御打入の後椿井喜之助政堯が先祖へ此地を賜はれり、その年代はたしかに傳へざれども同知行隣村細山村は正保二年に賜はりしといへば、當村も同時に賜りしなるべし、

高札場村の中程字

小名 坂上東の方細山村 大門澤南の方 中の久保西の方

り、坂木北の方西平屋村の 坂下同邊なり

杉山社 東の方よりあり、村の鎮守なり、棟札に寛文六年造立のよしを記す、これ鎮座の年なるにや、本社

は丘の上におり、三尺四方の宮造にして覆屋あり、二間に二間半、本地不動は木像にして長一尺ばかりの立像なり、又稻荷を相殿とす、社前に木の鳥居をたつ、例祭は年々九月二十一日、平村の神職小泉信濃司れり、平常には村持なり、

○白山社 村の中央におり、東向の社なり、延寶八年十月二十三日の棟札あり、ざれどもこれ鎮座の年なるにや、

體かならず、○辨天社 村の西の方丘上におり、小祠なり、村持、

無藏庵 白山社の東におり、大さ三間に二間半、巽向なり、本尊は彌陀の坐像にて長一尺八寸、其餘地藏の像を

安ず、この庵いつの頃いとなみし

と云ことを知らず、村持なり、

舊蹟小澤原古戰場今其所を傳へざれど、この小澤原の内多磨川邊へ寄たる地なるべし、昔は田島も今の

ごとくくひらげざれば、もとより廣き原野なるべし、【小田原記】等の書を閲するに、享祿三年の夏上杉修理太夫嫡興、河越の城におりて、いかにもして北條氏綱を退治し、先年江戸の城におりし頃敗北せし恥辱を雪がんと、難波田正町田藏人等を始として、宗徒の兵五百騎にて武州府中へ出陣す、氏綱則て何程のことかあらんと、子息新九郎氏康、其頃はまだ十六歳なりしをさし向ける、乳夫子志水小太郎をはじめ、おとらぬ若者ども今日を時とかせぎて、六月十二日上杉の陣へ押寄せり、所は武蔵府中玉川の端小澤原と云所なり、兩軍鋒先を交へ、終日おめききげんで、たゞかひしが、夜に入れば上杉散々につけて引退く、氏康は初陣に敵を落して物始よしと悦び、かち間をあげて馬を入しと云々、この小澤原を向か岡の小澤原と記せしものありと云説あり、今他の戦記を點検するに向か岡とせしものを見ず、姑く疑を存するのみ、

○細山村 細山村は、金程の隣村にて江戸日本橋よりの行程も大抵金程に同じ、昔は小澤庄と唱へしこと前にいへるが如し、細山と云は文字のごとく、村の地形ほそ長くして其地はすべて山上なるをもて起りし名なりと云、天正より前はいまのごとく水陸の田はひらけざりしならん、御打入の後土方白井三輪宮田など云へるものども、荒野を開墾して文祿三年八月六日檢地のことあり、このときの水帳をみるに、都筑郡小机の内細山郷とあり、されば其頃は都筑郡に隸せしこと知るべし、年月の下に小宮山八左衛門等すべて三の交名を注せしみにて、奉

り、高札場字本村に

小名 向ひ原村の西坂濱村 小町久保西の方 辻の宮

らひな 馬場これも西の 經塚西南の間 本村村の中央

り、かよりし地なり、この所に郷藏あり、木屋敷村の南にあり、

り、大さ百坪ほどの間にたてり、

皆この所におりし故、坂東南の方にあり、この所に香林寺の觀音あり、

てかく唱ふる、二重經塚經塚より南、別市小町久保のなるべし、

桑原北の方、石名坂これも北の方長、大久保良の方

池田大久保の續、沼村の境なり、向坂これも東の方なり、

坂あるに、坂と號すれども實は

谷川 村の東方におり、村内の谷々より涌出する清水あつ

まりて一條の小川となり、隣村五段田村へいる、

○留井 水をたへて用水とす、其餘谷々より流れ出る清水を

引用する所、

○以桶溜井にそひて長四間幅一間、

神明社 字大久保谷の内丘の邊なるくほき所に在、村の鎮守

なり、鎮座の年代を知らず、僅かなる社にて覆屋あり、西に向ふ、社前一丁餘を隔、鳥居をたつ、こゝより社

前までは下り坂なる故土人これを逆大門とよぶ、尋常の大門は皆坂下より上へ登れるに、こゝのみ、

○稻荷社 これも大

行の名を載せず、その頃は人家も繼に七軒なりしとぞ、其後小泉次太夫が御代官所となりしが、程へて後正保二年七月椿井某に賜はり、それよりこのかた子孫に傳へて今喜之助政堯知行せり、初賜りてより後寛文九年十一月十五日再び檢地せり、この時の水帳にも都筑郡小机領と記せしは、もとの水帳のまゝをうけて改めざりしならん、これよりさき己に郡界は改りしと見えて、正保の國圖等には當郡にかけたるをもて知るべし、この檢地の頃も戸數は已に三十軒に餘りしかど、今は猶繁衍して五十九軒に及べり、村の内東西二十五丁、南北十八九丁、良の方は菅村に隣り、東より巽へかけては五段田高石の二村に接せり、西の方は都筑郡高福寺を始として、郡中金程及び多磨郡平尾坂濱の四村に接せり、北は多磨郡の内百村長濱矢野口の三村なり、村の地形西より北の方はすべて小山多くして、土地高く、東より南へは卑下にして山も稀なり、水田は谷合のわづかに平なる所に棚のごとく次第をなして開けり、其餘平地に水田を開きし所も少しくあり、大抵地高き村なれば陸田の方多し、土性は黒野土多し眞土も少しく交はれり、此邊にては土人農隙に炭を焼て江戸へ送り貢税の補とす、これは都筑郡黒川村の産と同意なれば、江戸にてはなべて黒川炭と稱せ

あり、村の鎮守なりと云、本社は宮作にて四間に二間の覆屋あり、祭神は女體にて木像なり、八幡大神の二座を相殿とす、八幡は地頭所より祀る所なりと云、棟札の文によるに寛文五年の頃鎮座せしと見ゆ、社前に鳥居をたつ、例祭は九月に於て、その日は時宜に從ひて定めり、村内第六天社及び杉山社と次第して年々一坐つゝを祀れり、其式は平村に住せる神職小泉信濃が司る、○杉山社、字坂東の内丘の上あり、これの御宇永長元年の勸請なりと、本社は宮作なり、覆屋四間に三間半東向なり、本地不動は木の立像にて長一尺五寸社中に安ず、これ ○第六天社、字本屋敷の内あり、鎮守なりと云、さも村持、○秋葉社、これも八幡の邊にあり、百姓持、○三崎稻荷社、これも同じ邊にあり、わづかなる社なり、棟札に寛延四年とあり、再興の年代なりや詳はらず、百姓持、

香林寺 字坂東にあり、臨濟宗相州鎌倉建長寺の末、南嶺山と觀音の別當所なりと云、其後一寺となりしはいつの頃にや詳ならず、高林坊の開基は僧南樹にて天文二十三年四月二十六日寂せりと云、按に觀音の緣起は文明元年にかきしものなればこの堂のたしは猶ふる縁起のことなるにや、客殿六間半に五間半本尊十一面觀音を安ず、これを身替觀音と號す、これ前にいへる昔の觀音堂の本尊なり、緣起の文に云、十一面觀音菩薩、弘法大師一刀三體造立、寶龜七丙辰歲因幡之國高草郡在清水長者、此奉觀世音信心或時其家夜盜入數多人被殺、女盜賊立合面二ヶ所得症痕轉倒、奉念觀世音、翌日則奉見尊而二ヶ所在庭、依之身替觀世音菩薩云云、

文明元 諺霜 月五日、

この文によりても古佛なることしるべ、觀音堂門を入て左し、門は東向にて前に石階七級あり、この堂もとは本尊觀音のために造立せしなれど、今はかの像を客殿へうつせし故この堂には本尊なし、古碑四基一は觀音堂の前にあり、永仁三年閏二月一は貞和四年十一月日に刻す、一は梵字を彫て下に應永十七年六月二十一日智仙禪門とあり、一は文字磨滅したれど明德二年の四字は、○延命院、字本村にあり、新義真言宗多磨郡坂のかに見ゆ、○濱村高勝寺の門徒にて、東光山と號せり、古は修驗にて嶽照壽仙居士と云もの住せしよし、この人は慶長三年二月十日寂せしと香林寺過去帳にのせたるのみにて、俗稱及び履歷を失せり、今境内後背の山上一町許のぼりて塚あり、塚上に古松一株たてり、主人これを嶽照塚とよぶ、これ居士を葬埋せし所なりと云、後に智海と云僧住職の時より一寺となれり、智海は延寶八年九月二十三日寂せり、今これを開山とす、此寺祈禱を專として滅罪を事とせず、藥師堂あり三間四方坤向なり、本尊藥師佛は坐像にして長五寸運慶の作なりと云、左右に十二神の像あり、立像にして長各七寸別に客殿あり、藥師堂にたてつゞけたり、○經塚、西南の方にあり、この塚あるを以小名をも稱し、古塚相対して二つあり、いづれも周囲十三間餘高さ六尺ほど、上に古松一株をうえたり、思に古き世の人の墳墓と見へたれど別に傳ふることなし、塚上より望めば都筑郡の山々及び秩父の武甲多磨の御嶽、小佛高尾相州の丹澤箱根等の諸峯宛然として眼中にあり、ことに快晴の時南方の海上をも見わたして眺望、○庚塚、字別市にあり、道を挟み相對して二つあり、數の廣き四十坪ばかりありと云、

舊家者百姓佐兵衛 土方を氏とす、先祖を藏人某と云、是文されど今家系を失ひたれば其詳なることをしらず、因に云、彼が分家源右衛門と云ものあり、その屋敷の内に炭竈を設く、一年そこより掘出せし土器十枚あり、いかにも古き物と見えたり、その圖左のごとし、惣體素焼にして古質のものなり、



想ふに其地古人の葬地などにてありしかば、かゝるものをも埋めしにや

養善者孝女三 三

百姓忠七が女にて外に兄弟もあらずたゞ一人の娘なりしが、親の奉養に孝心殊に厚かりけり、父忠七中風の病をうけて年ごろ手足自由ならず、枕にのみつかり、もとより家まづしければ女の身にてわづかの田を耕してありしが、それも心にまかせざりしかば、常に雇人となりていさゝかの賃錢をとり、朝夕の奉養に供し、日頃怠らず、その間の患苦よの常の人の堪ざる所にして、さん女よく是を忍べり、かゝることおのづから聞えしにより、二たび三たび其實否をたゞせしに、假令のことにあらざりしかば、地頭椿井某賞して米二斗を與ふ、其後忠七も終をとげ、三もまたつゞいて歿せり、時に文化十年にして三十歳なりしとぞ、

菅村 菅村は郡の乾方にあり、古は小澤庄に屬せしよし主人云傳ふ、村内壽福寺の鐘銘には小澤郷とあり、さればこれも昔は金程細山等を通じて一郷なりし地なるべ

し、村名の起りしは、別に故もなくたゞ菅の多く生ぜし所なれば、かく名づけしが、江戸日本橋より六里餘の行程なり、戸數二百八十九軒、村内に散住す、東は上菅生及び多磨郡中野島の二村に隣り、南は高石五段田の二村に接し、西は細山及多磨郡矢野口にさかひ、北は多磨郡下石原小島分上市田の三村にわたりて、多磨川を堺とす東西四十九丁餘、南北二十二丁餘、南より西へかけてはすべて丘にして、東北多磨川の岸の方へよりて、又平地なり、水田多くして陸田少し、水田は眞土にして砂交れり、陸田は黒土赤土へな土まぢれり、水旱ともに患あり、古の領主を傳へず、されど前の金程村の條に出せし、【東鑑】の文によれば、こゝも稻毛三郎重成入道が舊領の内にして、其子小澤二郎重政が領せし地なり、今村内に小澤小太郎重政が城跡なりと云所あり、小太郎は次郎が始の名なるにや、又寺尾若狭守某の城蹟あり、是もその後領主なるべし、又村内法泉寺の緣起を閱るに、小田原北條家の頃佐保田河内守某同山城入道政房等世々小澤七村を領せしと云、御打入の後に小泉次大夫が檢地せしことありと云へば、この人の御代官所なりしなるべし、正保の頃中根壹岐守正致に賜り、其子孫に傳へしが、平十郎正冬が時元祿、年采邑を上總常陸二國の内に移され

て、當所は御料所となり、伊奈半十郎忠篤が支配所となれり、此年又改めて檢地せり、享保十五年田中休藏喜乗が支配となり、新墾の地二町六畝九歩の檢地あり、同十八年再び新墾の檢地ありしも二町三段三畝六歩の地なり、元文五年に至り伊奈半左衛門忠達が支配所に復せしが、延享元年に至り川崎平右衛門定孝替れり、同二年多磨川岸の田九段三畝の地を神尾若狹守春央檢地せり、これは堤外の田なる故、やゝもすれば水災の患、遂により、土俗に流作場と云り、又同年林畑一町四段四畝六歩を堀江荒四郎芳極檢地す、寶曆元年にも又伊奈半左衛門忠宥が支配所となりしが、同四年岩手伊右衛門某かはれり、同六年志村多宮某かはり、明る七年四町五段八畝十二歩の新田を同人檢地せり、同十年辻源五郎某が御代官所となりしに、又新墾の田ありて二畝三歩の檢地ありしは明和五年のことなり、同七年又伊奈半左衛門忠敬が支配に屬せり、寛政四年菅沼安十郎某文化二年中村八大夫某同三年伊奈友之助某等あまたの遷替ありて、同十年より小野田三郎右衛門信利が支配所となれり、この餘壽福寺領七石あり、高札場村の東馬場耕

小名 城ノ越西の方小澤峯 鷹之巢 此れも西の方淺馬 間森の下を云、馬 里耕地 東の方を云この地の内 おんまはし 塚戸のつゞ おき田 南の方 柳町 淺間山の とつら谷 南な 松の木 戸馬場耕地の邊なり、古寺尾の城ありし時馬 矢栗谷戸 場と城との入口なる木戸のあとなりと云、 壽福寺境内の續にて小澤 野戸呂 今もよほど廣き地な の城蹟の南にあたり、 野戸呂 土人の傳へに古は 別に一村なりしかど、又一村とせんにも 狹き地なれば今は村内に屬せしとぞ、 多磨川 村の北を流る、西の方矢野口村より流れ來り、東の方多磨郡中野島村に至る、村内を流る、こと八町許、 此間は村の西なる矢野口村と兩村の持にて船渡あり、これも 年々十月より翌年の三月までは假に橋を架して往還に便す、 〇小澤川 村の西の方小野峯の傍小澤谷戸より流出る細流な り、土人これを白清水とも呼ぶ、その流をこはくを へて百村川 〇百村川 村の西矢野口村より來り、東の方中野 島村界にて二ヶ領用水の流に入、村内 を流る、こと五 〇大丸用水 村の西の方より流れ來る、こ 百四十間許、 れを處々の水田に沃へ、又小 澤百村の二川をも引き用ゆ、二ヶ領用水も村内 〇水除堤 に係れども、水路不便なれば引用することなし、 二ヶ所あり、其一は百村川にそひて築きしもの、矢野口村の 堀より東の方中野島村の堀に至る、長千八十間あり、一は多磨 川の水除なり、長 千二百六十七間、 根の上社 村の鎮守なり、南の方丘上にあリ、別當法泉寺の 縁起を以て考るに、其略に云、當所菅村地主明神 は、大貴已の靈廟にして、その鎮座の年代をしらず、傳へ ていふ、本地は十一面觀音なりと、又後人藥師第一の夜叉大

將を宮尾羅神に習合してこれを崇、よりて子神と名づく、 又保元の亂に白河殿夜討の時、鎮西八郎爲朝が義朝に向て放 ちし矢鐵を、義朝の妾常盤の前素願のことありて、常に懷を 放たず、後に其子義經に譲り與へける、是より義經も身をば なたずして奉じける、爰に當村の藥師佛はもと常盤の前が守 護佛なりしが、亂造の際移轉して當所の仙谷と云所へ遷座あ りしなり、一年義經この堂に參籠して從者十三人と同く、こ の本尊を念じ、義經懷中よりかの矢の根をとり出して醫王殿 に納めける、夫より地名を大箭所といへり、後かの矢の根を 佛前より申せりし、地主明神の祠へ納めて神體とせしにより、 其字音の近きゆへ子神を改めて根神とす、社壇を竹鼻と云處に 築きて、惣稱の鎮守とす、これより毎歲正月九日神前にて猿 樂の男舞及踏的あり、楊の弓青竹の箭を以これを射る、名主二 人氏子七ヶ村のものとも座に列するを以永式とせり、元弘三 年五月新田左甲將義貞鎌倉へ攻入りし時、先陣堀江田里見 等の兵此所をすぎ、當山に亂入し、神社佛宇に放火せしかば、 ことごとく鳥有せり、遂の後小田原北條の家人佐保田山城入 道の房當所の人なりければ、かの人の願によりて氏當社を 再興ありしは天文二年七月なり、天正十八年小田原城攻めと き、北國勢の爲に焼れて再び鳥有せり、この後住僧長辨檀越 に勸進してわづかに小堂を營み、その形を存するのみなり、 後中根忠岐守正政が采地となりし頃、そこばくの田畑を寄せ せしゆへ、今のごとく社もつくりしなりと云云、猶法泉寺の條 下と照し見るべし、本社一丈四方拜殿四間に二間、前に石の 鳥居をたつ、夫より前 〇稻荷社 村の南字山崎にあり、わづ に石階五十餘級あり、 〇稻荷社 村の北字野 〇稻荷社 村の西字芝間にあり、これ 〇稻荷社 村の北字野 里、小祠なり、 〇天満宮 小祠なり、壽福寺の境内につゞ 福昌寺持、きたる所に則彼寺の持なり、 〇淺間社 小澤峯のつゞきにて、いと高き所にあり、石にて祠 を作る壽福寺の持、以上五社とも勸請の歴年等

詳なら ず、 壽福寺 村の西字仙谷にあり、或は仙谷郷とも云、故に當寺 を仙谷山と號す、臨濟宗相州鎌倉建長寺の末、寺領 七石の御朱印を賜る、境内は則御朱印地の内なり、今所藏御 朱印の内舊者は慶安元年九月十七日なり、其文に先規の寄附 に任すと云云、古縁 起あり、左に載す、 夫仙谷山壽福寺者、推古天皇六戊午年、聖德皇太子就 于高橋丸之亡妃、入阿彌尼公終焉之地、勸建七區練 若、以資冥福之舊趾也、蓋山曰仙谷者、有仙人道鏡 者、栖遲于此山、鍊行修身積有年矣、亦曰道鏡谷也、 今古怪異之事甚多矣、是仙人所爲也、寺曰壽福者、曾 爰榛夷地之時得虚空藏薩埵之像、因標福一滿之聖號、 以祝寺之遠大而安、今號焉、後建長曜侍者瞻虚空藏經 一軸、而乞石室致禪師之手墨、鏤梓寄焉、尊像十一面 觀音自在薩埵者權化之人、嘯時來乎彫刻焉、自爾以來靈 感滋衆矣、或曰和州長谷寺之像同本同彫也、康平年中八 幡太郎義家、欲排斥奥州逆徒、出陣之時中路而宿于茲、 竭忱祈開運於斯像、後果獲遇感矣、在昔小澤小太郎重 政、每晨旋步像前、勉於晨香夕燈、修現當之善因矣、 梵願大般若經者、名編高素之毫痕也、文治年中源義經 泊辨慶暫憩行於此地、追曾祖之例跡、祈恢復之應驗、 特復繕寫經之闕、而今尙現存矣、雖然間遭兵災、寺既

敗壞年久矣、爰有前住建長大安禪師大方慶和尚、卓錫此地、力興荒廢始振禪風、僧俗雲集、永德壬戌年鎌倉左兵衛督氏滿、號永安寺殿壁山全公、推慕師之德操、而參謁之次、再修補此經之蠹損、覃造營三個殿宇、既而安十一面大悲像於大會堂、安彌陀善逝像於善應殿、奉請辨財尊天大黑天八幡大菩薩稻荷大明神於擁護廟、繇是仰皇圖之鞏固、祈佛運之紹隆、而塵々不怠焉、應永十四年丁亥稔六月十八日、沙門宗圓敬記焉

この宗圓はその頃の住なりと云、この縁起に載する所頗る詳にして當時の事を證すべきもの多し、然るに今寺傳によれば、開山法慶は弘安元年九月七日寂せりと云、是縁起に云方慶が氏滿と交りし永徳二年より百五年前に當れば、寺傳の誤れるにや、又寺傳に法慶より先は天台宗なり、門兩柱の間一丈しと云り、古き寺院なること知るべし、門兩柱の間一丈大門の前の坂を上入庚申坂と呼、客殿九間に六間半南向なぶ、路傍に庚申塚ある故なり、客殿九間に六間半南向なして長八寸、寺寶 大般若經六百卷 唐經に納む、高倉の頃より書寫し始めて、其後世々書きつぎしが猶ありしを板本を以て補へり、夫も永和年中梓行の本なり、其筆者の名を記せしは道成、年代を知らず、明豪、治水の頃、修理法眼兼賢、永仁の頃、源實定、治水の頃、流傳、弘長の頃、僧觀覺、年代を知らず、運壽倫、至徳の頃、行信、年代を知らず、朝運慶運榮仙、三人共に應永の頃、祖意深大寺長辨、二人とも年代を考へず、源實柱、建久の頃、澄融、建武の頃阿闍梨巖海等なり、中にも源義經及び武藏坊辨慶の書あり、第五百八十八卷の末に記して云、九郎判官義經辨慶讀合了とあり、この餘建久の頃の寫に筆者の名磨滅して讀がたきものあり

てこれも壽福寺の末寺なり、小谷山と號す、開山開基詳ならず、客殿六間に五間東向なり、本尊彌陀の坐像長一尺餘、
○法泉寺 寺末、大谷山吉祥院と號す、縁起あり、その略に云、當所の領主稻毛三郎重成が室、建久六年七月七日歿せり、これを當山の南の尾に葬り、秋榮院妙林大姉と謚せり、重成が非大方ならず難變して永直入道と號す、頓て堂坊を當所に營み重成山極樂寺と號せり、重成こゝに龍居して念佛三昧他事なかりける、鎌倉諸士より使人雜色等たへず訪れける、この時假小屋を立し所を小屋所と云へり、同八年三月頼朝御臺所と云ふに信州善光寺へ詣でられ、當山へも立より給ひし時、當國高麗郡にて香燈佛餉料を寄附せらるゝの狀を賜へり、そのとき多磨川のほとりに砂を盛て執筆を居き、諸侍の著到を定めらるゝ、其跡を帳塚と云、或は帳草塚とも云、この地も今は村内に屬せり、又門前に於て假屋をつくり、諸客列座せり、今彼所を御殿場と云、亦一の役所をかまへ此所に諸士へ將軍の命を傳ふ、そこをば演命場と號す、此夜山の哭の方に雜色の雲たなびきけり、人あやしんで異星ならんと云、御臺所甚畏れ給ひしに、時の住僧大顯云、これ祥雲なり、諸天星宿にあらず、天樓臺の現るなるべしと、これより彼山の寺尾を天樓臺と呼べり、明る九年極月五日重成入道相州相模川の橋を架す、これも亦亡室妙林大姉退福の爲とぞ聞えける、正治元年正月十三日頼朝他界、嘉祿元年七月十三日二位尼公逝去、この兩度とも當院にて法會行はるゝ、其後寛喜元年七月十三日將軍頼朝より諸役免許の御教書を賜はるゝ、その後堂宇破壊せしかば寛元元年頼朝の母堂大宮殿大且那として再興ありて大伽藍を作り、輪奐美を盡し當山の繁榮こゝに極まれり、この後城主小澤入道物故し、一族ことごとく亡命して、おのがさまに分離す、故に當寺も從て衰廢せり、この後元弘三年五月武藏野合戦のとき、兵火の爲に燒亡す、寶物以下みな鳥有せり、遙の後小田原家人佐保田山城守某主人氏康に訴

り、餘は多く板本なり、後八の補書、これは元祿の頃和泉守宗禰、貞享の頃小出玄蕃頭重興等が名を載せたり、十六羅漢畫一幅雪舟の筆な 鞍一口 鎧一隻何れも古物
觀音堂 客殿の南にあり、三間四方にして東向なり、大會堂と號す、かの縁起に載る所にして古名なり、本尊は梵子を踏へし立像にて、尋常觀音の像と異なり長一尺餘、古武藏坊辨慶此堂にて大般若經を書寫せしと云傳へり、古阿彌陀堂 觀音堂の巽の方にあり、これも三間四方に 太神宮八幡稻荷大黒合社表門の向にあり、此内八幡稻荷大黒三坐は縁起に載る處なればまさしく古社なるべし、辨天社 觀音堂の後にあり、小社なり、神明社 堂よりの方の山上に 第六天社 此は西の山上 境内十景 大あり小社、
會堂 擁護廟 展翼峰 採藥阜 晚成室 光照崖 櫻霧松 吐玉泉 登霞谷 指月橋 東潮庵 門前にあり、當寺の隱居所なり、
○玉林寺 村の南字馬場にあり、臨濟宗にて同村壽福寺の末寺なり、洞雲山と號す、開山藏雲西本尊藥師長八寸許の坐像なり、運慶の作と云、又地藏の像あり、長四寸許、定朝の作なりと云、延寶七年十月十二日時の地頭中根堂岐守正政が田地寄附の狀あり、其文に、觀音堂免田とあり、其頃は觀音を ○長松寺 村の南北浦耕地地延命場と云本尊とせしにや、
○福泉寺 村の南浦耕地にあり、故に延命山と號すと云、これも壽福寺の末寺なり、開山南樹は天文二十三年四月二十六日寂せり、客殿六間に四間半東向なり、本尊は地藏にて長八寸許立身なり、
○福泉寺 小澤城跡の下芝間耕地弘法大師の作なりと云、

へて、天文二年七月再興し、本堂以下ことごとく修理、且山林竹木永免除の書を賜へり、此時かの山城入道施主として、二菩薩十二神を彫刻せり、山門佛頂の尾の住侶信心を住玉とす、此時極樂寺法泉寺の二寺を合せて一院とし、岳の鼻に於て社上に院を起し、本堂に醫王を安じ、大谷山法泉寺吉祥院と號す、こゝに於て存心を當院の中興とす、これより已來天正十八年、瀧山城攻の時北國勢の爲に燒れて悉く鳥有となれば、この後十方の檀那の力を募て再興せしかど、昔くらぶらば纒に形ばかりを存せり、御入國の後地頭中根堂岐守正政、かゝる舊寺の衰廢をいたみ、延寶七年十月水陸の田若干を寄附せり、この後御料所となりて後も、先現にまかせて免ぜらるゝと云々、今は客殿七間に五間東向なり、本尊彌陀をやすんぜり、
○福昌寺 郡深大寺の末寺なり、これも天台宗にて多磨を惠賢と云、その寺代詳ならず、寛文年中の繪地帳に福生寺とあり、後に文字をあらためしなるべし、客殿五間四方北向なり、本尊彌陀長二尺八寸許立像なり、惠心僧都の作と云、又梵神の像あり、立像にて長二尺五寸ばかり慈眼大師の作にて靈驗あらたなり、先年火災の時飛 ○藥師堂 字大谷にあり、寺境内に七尺許の石階あり、この藥師は法泉寺の鎮守とす、辨じたればあはせ見るべし、
○觀音堂 村の東字馬場耕地にあり、聖觀音の立像長一尺餘惠心僧都の作なりと云、にて北向なり、聖觀音の立像長一尺餘惠心僧都の作なりと云、
○阿彌陀堂 字野戸呂にあり、堂は二間四方なり、彌陀の長に延長寺と云寺ありしが、一年境内の地崩かゝりて寺もそれがためにことごとく崩れしかりしが、此時より廢寺となれり、その後本尊のみを掘出してこゝに安せりとぞ、今の地は百姓武右衛門が持にて、この堂は福昌寺のあづかる所也、

小澤城址

村の西の方にあたる山なり、この所を小澤峯と
呼ぶ、この峰の地先多磨郡矢野口につゞきたり、
前にも出せし小澤小太郎が居城なりしと云、又矢野口村の傳
へには、この山を天神山と號し、小澤左衛門と云人の住せし
所なりと云、されば小太郎左衛門は同人なるが、或は父子か
なるべし、年代さへも傳へざれば考ふるによしなし、享祿天
文の頃上杉北條と合戦ありし小澤原といへるも、この山下の
平地なるべければ、この邊要害の地にて城壘をもかまへしな
るべし、今も石垣馬場井戸等の形遺れり、その地東西北打ひ
らきて多磨川を臨み、且に本門寺の山あり、眺望いと佳なり、
猶矢野口村と ○寺尾若狭守城跡 此所を寺尾臺と唱ふ、若
狭守の由緒詳ならず、今按ずるに郡内寺尾村に諏訪右馬助が
城跡あり、又入間郡寺尾村にも諏訪右馬助が居跡あり、若狭
守も右馬助が一族などにはあらざるが、この邊に五塚錢龜
塚など云塚あり、廢跡の瓦錢壁瓦などを埋めし所なるべし、
○代官屋敷跡 東の方字馬場にあり、これは中根壹岐守
が知行せし頃代官をおきし所なるにや、

舊家者百姓定右衛門 先祖佐保田山城守平政春は當所の領主な
せり、家に系圖を藏す、これを閱するに、元赤松家の末流神
崎氏より出づと云、されば源氏なるべし、然るに平姓と云こ
と疑ふべし、この系圖すべたしかならぬものなれば倭には
とらず、因に云、當村に七黨とて廣田安藤上原田郷關屋小山
と、佐保田總て七苗なり、又原井口字津木増田代通山白田
小井沼等を加へて十六苗とて、今其子孫あり、七黨のことは
法泉寺縁起にも見えたり、此 ○百姓定四郎 此も佐保田
定右衛門は今村の名主なり、代
々の姓名等をも傳へず、たゞ舊家と云のみなり、今村の名主
を勤む、家に先祖の持たりとて馬具を藏す、鞍は海なしにて
墨塗なり、金にて丸の内記の紋をつけたり、あをりは熊の毛
皮なり、鏡は鏡にて作る、唐草に蒲荷の毛やうを象眼に入る、

馬鏡は鹿の皮なり、
又鏡一本あり、

○高石村 高石村は、郡の西方にあり、師岡庄に屬し、
郷名は失せしと云、されど諸岡郷といへる地は、【和名
抄】にも見えし久良岐郡の郷名なれば、もし此邊も古の
諸岡郷の内にして其名のみ残りしにや、又云笠原氏小机
在城の頃は、かの城下の屬邑にして、菅生郷稻毛庄小机
領と唱へ、菅生七郷の一なり、とかく世々の間にその地
の唱ふる處もかはりしは、後より定かにしがたし、天正
十九年檢地の頃までもその唱を存せしこと水帳に記せし
にても知らる、今もこの時の檢地の貢數を用ゆ、故に畝
數を用ひずして一段以下の數は、大半小をわかつて數へ
り、檢地せし人の交名もしるしたれど、奉行せし人の名
を載せず、今の名主兵右衛門が先祖は此地の郷士にして
名を民部と云、天正の頃の水帳にもその名をば載せたり、
此人の家にて村を開闢せしと云傳へり、今の地頭加々美
金石衛門某が先祖ヲ兵衛正光は、武田の一族にして天正
十年勝頼滅亡の後、當所に来りしを民部あはれみて此地
に居住せしむ、同十六年正光東照宮に召出され、同十九
年に至りて當村の内にて百七石八斗餘の高を知行すべき
山御朱印を賜はれり、その子金石衛門正吉がときまでこ
の地にすめり、この村開闢の民五人あり、これを九苗と

號せり、今は年々に戸數も加はりて四十一軒に至れり、
江戸日本橋より七里餘の行程なり、都筑郡の界に接して
山丘多きゆへ、土地高低あり、谷々の間に水田をひらき、
溪流を引て用水の助とするゆへ、旱魃の患なし、たゞ霖
雨の時は土崩の患あり、水陸の田は各相半して土性は黒
赤土錯はれり、村の四境東は五段田村に隣り、谷川を界
とす、南は都筑郡王禪寺村にて、その間の小逕を界と
す、西も同郡萬福寺村にて、北は郡中細山菅の二村に接
す、東西八町餘、南北十六町許、民家村内に散住せり、
高札場 字原と云所にて名
主の宅前にあり、

小名 鶴巻村の北の端 勝澤同ならび 猫の實村の南の
半郡同ならび 打越村の坤の 小貝戸村の中央 石神
村の巽にあり、此所に石神 烏澤猫實の内 塔の越これ
の社あり、故に地名とす、 邊にて五段田上菅 水暮石神の南のな 雉ヶ谷村の西地
生の地帯にあり、 萩谷の内なり 蓮慶峰村の西南の 瀧澤村の北に
鷹股巽の方五段田上菅生 ちくくはん村の西にあり、
二本松村の南にあり、昔此所に相生
谷川 水は村内の山々より涌出する清水にて、所々の水田
に沃き、その水の末流合して一流となり、五段田村の

方へ流れ行、その間宇二枚橋の邊よりは、細山村より出る
溪水の末流も合して流るれば、川幅少しくひろがれり、
○二枚橋 谷川の川上に架す、わづかなる橋なり、この橋源義
より設すべきこと
あるにあらず、

伊勢宮 村の西北にあたる丘の上にあり、當社あるを以て
覆屋あり、東向なり、神體は幅五寸に長一尺ばかりの版に畫
けり、繪は上に日月をえがき、下に童子あり、彩色を加ふ、
裏に承應三年甲午二月廿一日建立、加賀美金石衛門と記せり、
左右に稻荷第六天の二小祠を相殿とす、例祭は年々正月十五
日又二月十五日、形ばかりの流鏑馬の式あり、事畢て後かの
料に用ひし木弓二張竹箭三手の内弓一振矢一手を神前に納
む、此弓矢一夜の内誰持去るともなく失せぬるとぞ、又一張
は民家にもちかへり、濁酒をかもして祝ふと云ふ、此社地高
き處なれど四邊の森を打越て、江戸の邊秩 ○熊野社 同七
父御嶽の山々をのぞみて景色の地なり、 此にも左右に稻荷第
六天の小祠あり、三祠をすえて上屋を造る、二間に三間、共
に南向、社前の石階を下て半腹に鳥居あり、是を二の鳥居と
云、又石階あり下に鳥居をたてり、これ一の鳥居也、例祭は
年々九月二十一日なり、この時古例あり、村のものとも當番
をわかちをき、其番に當りしものゝ宅に集會し、各背を合せ
列をなし、坐を定め、その間一二尺ばかりを隔て、かの膝前
に白紙一枚をのへ置く、時に七歳以下の小兒をもてるものは、
いりたる豆を米に雜へ、袋へ入れて持來り、彼しき置し紙の
上に一抹づゝ賦り廻る、これを八道と號す、この日又免田の
米を以濁酒を醸し、八道畢て後宴を設けり、是を神社の舊例
とす、たゞ農民のしはぎにて古風を見るべきことにもあらざ
れど、又他になきわ 末社牛頭天王社 二の鳥居の左側にあり、

○八幡社 村南の山上にあり、八幡宮と題せる石標を建てるのみならず、社は未再造に及ばず、此所よりのぞめば天晴し時は巳午の方に當りて、神奈川品川の海濱よく見え風景ことにすぐれたり、春日社村の南にあり、これも石標ばかりに、

法雲寺

字本村谷にあり、臨濟宗管村壽福寺末、天正の水帳に寶善寺といへるは當寺のことなりと云、されどいづつ頃寺號を改めしと云ことを傳へず、高石山と號す、開山譽心は天正十六年正月十二日寂す、開基は加々美才兵衛正光なり、寛永六年二月二日歿す、客殿五間に三間半南向なり、本尊彌陀に別に三間四方南向の堂を作りて安す、この彌陀は長三尺餘の坐像にて行基の作なりと云傳ふ、脇立地蔵勢至長各二尺餘、行基の彌陀を彫刻のとき、諸の腫物の患を平癒せしめんとの誓願により、靈驗著しくして土人の崇仰大方ならず、緣日は年々二月十五日なり、當寺の本堂の中に古き位牌あり、面に行福寺殿遺骸行尊禪定門靈位と題し、背に應永二十六年七月四日と彫る、これは管領山内の上杉安房守憲基の位牌なりと云、按に上杉系圖に安房守憲基は、應永二十五年正月四日二十七歳にして卒せり、異本には二十七年正月四日三十四歳にして卒す、法名宗徳院殿海印心元とあり、當寺の位牌にする所も亦よる所あるにや、或は他人の法證なるや疑ふべし、又立身の彌陀を彫りたる古牌を本堂の左に安じて、香火を供す、年號等もなく其謂れを知らず、

潮音寺

字本村谷にあり、臨濟宗にてこれも壽福寺末なり、は日峯法朝といふ、此人永享十年四月三日寂せり、然ればことに古き寺なれど、其後一旦衰へて廢寺の如くなり、菅村壽福寺の持となれり、御入國の後地頭は加々美金右衛門正吉なり、彼が三男十左衛門朝普はことに鐘愛の子なり、承應元年十二月六日病て歿せしかば、正吉哀傷のあまり一寺報立の志切なりよりて此事を本寺の壽福寺の住僧にはかり、爰にう

つして再造の功を竣め、朝普が法證も夫までは法因といひしを、改めて潮音寺大庵宗鏡と號して、中興開基とし、法證を以寺號とせり、此に於て父の正吉より朝普供免、及び潮音齋料として三段九畝の地を永く寄附して冥福の資とすといへり、客殿七間半に五間半南向なり、本尊は聖觀音木像にして長一尺二寸許の坐像なり、腹内に長五寸ばかりの聖觀音を容る、これは行基菩薩の作なりと云、この本尊及び過去帳は舊院の什物にして、本山よりこゝに移ししものなりとぞ、

加々美正光宅跡

字本村にあり、廣き一段三畝十六歩、今半務免除の地なり、正光は今の地頭加々美金右衛門某が先祖にて、もとは甲州武田家の家人、中にも名を得し人の子なりしが、天正十年勝頼没落のとき、いまだ幼稚なりし故、ゆかりに付て三河國へ上り、夫より流浪して此地に來り、里正兵右衛門が先祖吉澤某に依頼せり、よりに此所に居住せしが、十六歳のとき東照宮に召出され、則當村を采地に賜り、其頃は猶この所に住せり、こゝに於てかの吉澤を以て名主とせり、正光の子正吉の時江戸にて宅地を賜り、かの地に移り、住せし後、この邸は廢したりと云へり、

舊家者百姓兵右衛門

先祖は世々當所の郷士なりしが、天正民部と云へるこれ先祖の名なりと云、家傳云、吉澤氏は藤原姓にて、先祖を近藤左近將監能成と云、其子を吉澤三郎茂成と云へり、年代亦詳ならず、其後の事は猶傳へず、この重成が時今の地頭加々美金右衛門が先祖才兵衛正光流浪して、此

新編武藏風土記稿卷之六十

橋樹郡之三 稻毛領

地へ來り、つひに重成に倚頼せり、天正十六年召出されて御家人となりし後、猶當村に居れり、そ 後米邑としてこの地を賜るに及んで、重成をもて此村の名主とせり、今も本村の内に正光が宅のあとあることは前に出せし所なり、かく正光が爲にはよしみある重成なれば、地頭より世々名主役を命じけるとぞ、しかのみならず寛文年中より地頭の家人の内に連なり、苗字帯刀をゆるされて、月俸 ○百姓孫右衛門の天正若干を受ること今に至てかはらず、

小机城

笠原美作守綱信の庶流なりといふ、

姓長兵衛

石塚氏なり、天正の水帳に右近とあり、佐竹右馬頭義教の男石塚彦四郎宗義が末流なりと云、この餘百姓と云も、あり、これも佐竹左京大夫義仁が末葉、木下次郎と云もの、庶流なりとて、今も木下を氏とせり、天正の水帳には四郎左衛門とせり、

新編武藏風土記稿卷之五十九 終

○上菅生村 上菅生村は古は菅生郷稻毛庄小机領を唱へしが、今は是等の唱も皆失ひ、たゞ庄名を領名にかへて稻毛領と號するのみ、中古菅生七郷とて菅生の唱を被る村七ヶ村ありと云、その七ヶ村の名は傳はらず、たゞ五段田村のみ菅生郷と稱すれども、これは近頃頃ひられし村なればその數にはいらざるべし、當村農民の内に往昔鎌倉將軍時代年貢を輸納せし券書を所藏せしものありしと云、されども今はうせたりと、又云下菅生村の里正丈右衛門は、鎌倉時代に飛脚を業とせしもの、家なりしなどもいへり、とかくふるき村なることしるべし、小田原家人所領後帳を閲るに高田玄蕃介が知行三十貫文、同人寄子給三十貫文、合て六十貫文小机菅生とあり、また下に出せる五段田村の鎮守杉山明神の棟札は、慶長十八年四月一日に再造せし時のものなり、その文に領主本

田佐渡守兩代官小栗九郎右衛門岡本八郎右衛門としるせり、彼里正丈右衛門が藏する文書に、上菅生郷矢野左馬助が知行分を岡本小栗の兩人にあづけをきしかば、彼が指揮をうくべきよし本多佐渡守正信が、此村の名主百姓等に命ぜしことあり、されば矢野左馬助といひしものも、むかしこの地を領せしと見ゆ、此人は北條家の家人なりしや、かの所領帳に矢野彦六といひしもの神奈川を領せしこと見ゆれば、かく程近の地にて同姓の人領せしよしなれば、かたがた一族にてもありしが、是らによれば御入國の後上下菅生五段田等の村々は佐渡守正信が領所なり、その後上地となりて齋藤飛騨守賜はれりと云のみにてその年代等は詳ならず、正保二年改定ありし田園の簿を閲するに、その頃は當村及び五段田村ともに一村なりしを、齋藤播津守本多四兵衛市岡太左衛門等が知行せしよししるせり、この内本多市岡の二人が知行は元祿年中割地のとさわちて五段田村となれり、齋藤が知行はこれよりさき元祿元年上地となりて、伊奈半十郎が御代官所となれり、これより世々子孫に傳へて支配せしが、元文三年田中休藏喜乘が御預所となり、いくほどなく同五年ふたゝび伊奈半左衛門忠達が支配となれり、延享元年より同二年迄は川崎平右衛門同三年より又伊奈

半左衛門忠達かはり、寶曆三年より岩手伊右衛門、同六年より志村多宮、同九年より明和二年までは辻源五郎等前のごとく遷替せしが、この後又伊奈半左衛門忠達が支配所となり、その子左近將監忠尊が時までつゞいて支配せしが、寛政四年かの家職を失ひし後は、菅沼安十郎が御代官所となり、この後もしばしばかはりて今は小野田三郎右衛門信利が支配所となれり、初御料所となりし頃元祿三年に時の御預伊奈半左衛門忠順檢地して貢數をさだめたり、この後新墾の陸田二町七段九畝三步は寶曆八年に志村多宮檢地せり、又水田一段六畝三步と陸田四畝六歩の地は天明七年伊奈播津守たゝして新田となれり、又昔大野原と號して此邊の村々にそひたる曠野あり、もと當村及び下菅生村持地にして古は野錢場なり、正保中改の頃は村高の外永一貫九百七十五文を出すよししるせしは、この大野原よりの貢物なりと云、この地の近郷菅中ノ島登戸宿河原塚小田中及び上下菅生ともに八ヶ村に分配して新墾せり、すべて段數百五十一段八畝二十四歩、此内十六町二段九畝は當村の持なる事は、享保十六年寛播磨守正舖が檢地して定めし所なり、この餘五段田天眞寺新田の二村も今別に村落はなしたれど、これも昔は大野原の内なりしといへり、抑この大野原の地は丘谷多き

地なれば、土性もまた種類多しといへども、大抵は眞土砂交りの所多し、田畑山林三所ともにひとし、家數百四十五軒、平地に散住す、江戸日本橋よりの行程は五里なりといへども、その實は猶遠しといへり、

高札場村の中央字宗

久宿にあり、

小名 稻ノ目

村の東にあり、土人の傳へに古へ村内に稻目の内坂宿村高勝寺に稻目尾張守と云人の位牌ありと云、これも圖書が一族なるにや、按にこの稻目と云地名の起りは古きことなるべし、鎌倉八幡宮の文書の内、文永三年三月三日武藏目代と宛所ある狀に云、鶴岡八幡宮領武藏稻目神奈川兩郷とあり、この頃は神奈川に對してかく云しをみれば、いと廣き地名なることしるべし、此邊すべて松本稻目と云しならん、今はわづかの所をいへり、

(大田)

のなれば、飯室、松本の東につゞきたる地なり、大道或は臺道にあり、此邊古は鎌倉への街道にして、多磨川その南を流るこの所はその川岸にして渡津あり、これを大道の渡と云ひしとぞ、又の傳へに今の邊にすめる百姓治兵衛の家は、その頃の船子の家なりと、今の登戸の渡は大道渡のうつりしならん、宗久宿大道のならびにあり、古へはたゞ宿村と書宿とよぶ、或は省略してしゆく村とばかりもよべり、村民源兵衛が家譜を閲るに、先祖丹澤吉左衛門義廣、元和七年菅生郷北條家浪人齋藤宗久が婿となるといへり、今村民に齋藤を氏とする舊家あり、宗久は恐くは彼が先祖にしてこの所に住せしか、然れども、明王これも大道のならびなり、このさしき證據を得ず、

の名ありし、土淵明王のならびなり、按に多磨郡日野領のなるべし、土淵に土淵と云庄名あり、日野領はこの地を去ること遠からざる所なれ、萬吉寺土淵に屬する耕地なれば、よしある小名なるべし、昔此所に萬吉寺と云寺ありしが、いつ、長澤村の南にあり、下菅生の頃か廢せりと云、

升形山

村の東にあり、攀むること凡二三町程にして、頂に至れば高平なり、眺望いとよし、永祿十二年武田信玄小田原へ亂入のとき、今の名主忠左衛門が先祖横山式部少輔弘成、此所に壘を築て北條家の爲に守れりと云、(小田原記)を按るに、信玄は此時平間を渡りて稻毛十六郷を放火せしこと見ゆ、この邊もかの十六郷の内なるにや、又土人の説に稻毛三郎が城跡なりと云、もし然んばは横山、飯室山、山並にあり、或は觀音山ともいふ、これはこの山下のつゞきに廣福寺の觀音堂ある故の名なりとぞ、頂に古松ありこれを觀音松とよぶ、又木の形斜曲なる故に曲り松ともいへり、此山下に棚田あり、其兩屋に十五六所の穴あり、土人は是を長者の

穴と云、口は狭けれど内は廣し、今は山崩にあひて口狭みたり、いかなる故に穿ちしと云ことをしらす、こゝのみにあらず、是もかの穴居のあとといはんか、自餘の諸村にもかゝる穴あり

谷川

西の方五段田村より來り、村内にて稻毛川等二領の用水と合す、此支流宿河原村にあり、村内を歴ること幾に四町ばかり、幅二間ばかり、土人此川を向山の川と云、村落より南の山のおなたを流るゝ故なり、又細溪の川流あり、これは細山村より來り村落の中央にして大丸川、稻毛川崎水に合す、山下を流るゝゆへに山下川と呼ぶ、

章駄天社

廣福寺の前高き丘の上あり、村内の鎮守なり、勸請の年代を傳へず本社に宮作りにて丘上の平地にあり、上屋二間に三間東向なり、神體は二軀あり、一は社中にあり、長八寸ばかり、一は神輿におさめて廣福寺の觀音堂にあり、こゝの像は長一尺二寸ばかり兵に立像なり、祭禮は年々九月十五日、廣福寺持なり、加々美遠清が考に、式内男衾郡稻乃賣神社は祭神稻田姫なり、當社も同社にて稻田姫を草駄天とあやまれるべしと、此説は當所の小名に残りて稻田の目と云所あるゆへに、この考あるなる、

○山王社 村長澤谷にあり、小社にして覆屋あり、社前を距ること一町餘にして鳥居を立、祭禮年々八月二十日神酒を供す、廣福寺持當社にて村南字大谷堀にあり、

が寄附する所なり、弘 玉一顆 鐘樓 客殿に向て左の方に法大師の筆と云傳ふ、造の鐘にて圓徑二尺餘、銘文あり、觀音堂 鐘樓の邊の小高きれど考證に益なれば略す、方にして欄干附なり、聖觀音の木像立身にして長四尺ばかり行基の作なりと云、又同作なりとて木像の地藏あり、別に龕に藏して此堂に安す、これも四尺許の立像なり、又稻毛三郎軍成の像とて雲龍の文なる狩衣を著し、金の梨子打の烏帽子著たる坐像あり、長一尺五寸ばかり、これも近世の作と見ゆ、又小山田別當稻毛三郎等が本主あり、これ、皆後世こしらへし物なることは論ずべくもあらずおもはる、この寺の背後に升形山とて古壘跡あるによりて、これを稻毛三郎に附會せしとての事なるべし、利近き頃はいつ方よりか古き五輪の石塔を持來り、これを稻毛三郎が墓石なりと云ひ、この觀音も三郎が守護佛なりと云へり、い 地藏堂 二間に一間半、門外づれもうけ難きものなり、 地蔵堂 韋駄天の社地向て石階の右にあり、地藏の木像長六 裏門北に向 ○安立寺 寸ばかり弘法大師の作なりと云、 宇飯室にあり、日蓮宗荏原郡池上本門寺末、法言山と號す、相傳ふ慶長年中當所の代官藤佐伯馬之介、(或は丞とも云)、と云人開基せりと、然に開山日等は天正十一年七月二十一日寂すと云ときは、年代違ふに似たり、今村民善藏は開基馬之介が子孫なりと云、彼が家にて建立せしとて代々の法諡を刻したる石塔あり、永祿天正の頃の年月を刻せしもの若干あり、その中に淨天院法言日正俗名佐伯人永祿五壬戌正月十七日とあり、これによれば華人が冥福の爲に馬之介日等に託して當寺を起立せしならん、さてこそその法諡法言の字を山號とせしならん、土人の慶長年中と云ものは誤なるべし、客殿は七間に六間南向なり、本 番神堂 客殿の向ひにあり、二間四尊三寶祖師を安す、 七面堂 客殿の良の方にありて坤に向へり、二間四方、神體は長二尺ばかりの坐像なり、

勸請の年代は詳ならざれども古き社なるべし、相傳ふ古は上下菅生及五段田村等の惣鎮守なりしが、昔年祭禮の日百姓等争闘のこと公訴せしかば是がために郷村の困窮大方ならず、これより村々思ひ／＼にわかれて別に鎮守 さだめしにより、自ら此社は衰微に及べり、この邊は五段田人會の地なれば、今に社修造のときは五段田にて修理せりと云、

○神明社 宇明王にあり、小祠にて西向なり、神體は石にてそなり、眞 稻荷社 小祠なり、小名明王にあり、例祭福寺持、

○長森稻荷社 宇原戸の内百姓善藏が持地の内にあり、神體は木像にして長五寸ばかり善藏が外祖父某はあり、元文五年十一月安立寺の僧日現こゝに勸請すといへり

廣福寺

村の東字松本に在、仍て松本山と號せり、近年稻毛の附會なるべし、新義眞言宗にて多磨郡坂濱村高勝寺の末寺なり、慈覺大師の開闢にして、遙の後長辨と云僧中興せりとぞ、このとき今の宗旨に改めしなるべし、長辨は後堀河院安貞元年正月十日化す、それより二世忠連に傳へ、以後代々連綿して今に至れりとて合せ記せし位牌あり、されども此村の名主の話によれば、彼が先祖の起立にて纔に百四十年に及べりと、今法流始祖とする所の法印定賢、元祿十六年八月十二日寂すと云もの、これ實の開山なるべし、それより慈覺大師の開闢にして、後長辨といへるが中興せしと云ものは昔別にこの地にありし、後長辨のことにして、その廢跡を定賢が起立せし、表門 西に向へり、客殿表門を入て正面にあるべし、

○不動院 村の西字土淵にあり、新義眞言多磨郡坂濱村高勝寺の門徒なり、開山開基の來由詳ならず、客殿六間に長一尺ばかりの坐像あり、不動の像長 眞福寺 村の中央に三間ばかりの石坂あり、作しらず、

○不動院 村の西字土淵にあり、新義眞言多磨郡坂濱村高勝寺の門徒なり、開山開基の來由詳ならず、客殿六間に長一尺ばかりの坐像あり、不動の像長 眞福寺 村の中央に三間ばかりの石坂あり、作しらず、

舊家者名主忠左衛門 累代名主役をつとむ、横山氏にて先祖は式部少輔弘成と云、弘成は小田

原北條家の家人にて、行方彈正に屬せり、永祿十二年武田信玄此邊へ亂入のとき、田島兵部左衛門之房駒林圖書定朝等と同く壘にこもりて防戦せしこと諸記録に載る所なりかのとき楯籠りし村内升形山の城なるべし、この近郷に横山を氏とするもの若干あり、皆忠左衛門が家より別れしものなりと云按に下菅生村本遠寺の過去帳に、大福院殿宗圓日心大居士、永祿二巳未年八月廿六日、横山式部少輔八十歳とあり、これ弘成が父なるにや、今忠左衛門が家傳を尋るに、桂澤日久信士慶長八年九月七日とあるもの古しと云、これは將監と稱せしもの、法諱なりともいへど、そのまことをしらず、彼が家に古刀二口を藏す、一は長一尺ばかり、一は長一尺二寸、梵字と劍とを彫る、二口ともに直燒にして相州の作とみゆ、又二尺ばかりの古刀あり、いづれも ○百姓善藏氏を佐伯と先祖より傳來のものなりと云、 ○百姓善藏氏を佐伯と先祖より傳來のものなりと云、馬之介は慶長の頃この地の代官を勤めしものなりと云、これは本多佐渡守正信が領主たりし頃のことなりと云、又按に村内安立寺はかれが先祖の起立なりと云、又按に村内安立寺はかれが先祖の起立なりと云、兵衛先祖は由あるものにもあらざれど舊き家なり、字大道に水涯ありて、その所の渡津を大道の渡とよべり、平兵衛が先祖その頃の渡守なりしとぞ、このことさせる證もなけれど近郷のしる所にしる土人の口碑にも傳ふる所なり、又かれが持の山のうちに世々の古碑あり、延文の頃を始として四百六十年來のもの並びたり、ふる ○百姓彌五兵衛字宗久宿き家なることは疑ふべからず、 ○百姓彌五兵衛字宗久宿下に住せり、氏を齋藤と云、當所開闢の頃の舊家なりとぞ、鎌倉時代の年貢の手募その外にも古文書あまた秘藏せしかど、いぬる成年の水溢に流亡して今は片紙ものこらす、又仁左衛門と云農民も齋藤氏なり、かれが先祖は修験者にて上泉坊といひしと云、此餘次兵衛と云もの氏を當麻と云、是等みな舊家なりといへり、

衰善者百姓田澤源兵衛氏房
源兵衛は村民源太郎義章が子にして、世々豪富の聞えあり、安永五年俊明院殿日光御社參の時、先規により御湯釜を古河の御宿城へ奉りければ、奇特なりとて白銀三枚を賜はり、永く苗字を名のり、其身の一代は帶刀することを免さるゝのむね石谷備後守命を傳へり、其後氏房世の中に志を得んとて、種々の計をめぐらしければ、家産これがためにやぶれて今は古の如くにはあらず、抑田澤氏の來由をたづぬるに、この所の舊家と云にもあらず、先祖主計介氏義は一色の庶流にて、甲州武田家につかへしが、天正年中武田家滅亡の後東照宮につかへ奉りけり、その二子吉左衛門義廣流浪の身となりしが、ゆかりにつきて當所にすめる北條家の浪人齋藤宗久と云ものをたづねてこゝに來り、それより長くこゝに住せり、その子源兵衛繁義年わかき時は當所の名主役をつとめ、のち出家して念佛三昧の聞えあり、この人の功德ありしこと少からざれば、歿後そのこと台聽に達し、かゝる奇特によりて子孫へも御褒賞ありしとぞ、子を源兵衛氏勝と云、有徳院殿の御代に、松下伊賀守昭當が吹擧によりて子源太郎義章と同く御遊獵の時御前に出、しばし御用のことをつとむ

就中享保八年三月二十二日、目黒駒ヶ原御遊獵のときも父子ともに參りけるに、勢子の人夫一萬餘人を進退すべきよしを伊賀守命をつたへ、御貝太鼓役湊五右衛門淺野又八をそへられて、人數のかけひきせり、そのことこたへたりしかば、次の日父子へは御褒賞ありて物をたまへり、同き年六月明石と云龍蹄を賜へり、同き十一月白牛をあげ給ひ、同き十年このかた門前の往來へ火のもと制禁の高札を建ることをゆるさる、是百姓等が身にとりては面目をほどこせしことなり、又昔武田信玄より先祖へ賜はりし左文字の陣刃、及武田家の諸侍より東照宮へ奉りし起請文を台覽に備へしかば、陣刃は本阿彌某鑿定して竹屋某これを磨き、新に白鞘を造らしめられて下したまへり、十一年三月廿七日下總國葛飾郡小金原にて御獵ありしとき、氏勝義章等二十人のものともに出て人夫を進退す、同年鈞命によりて荏原郡鈴ヶ森八幡の神社を造立す、このとき松平左近將監乘邑命をつたへて伊奈半左衛門忠達其ことを達せり、落成の後御遊歴ありてその結構を賞せらる、同年又御尋ありて家の由緒書を寫して奉れり、同十一年四月郡中川崎宿の邊へ御遊歴の時、多波の幽谷にうづまれし楠の埋木の、太さ三圍ばかり長さ五丈あ

まりなるが、年久しくありしを氏勝見出して多磨川を流し來り、六郷の邊にて台覽に備へしかば、かの父子の者へ白銀五枚を賜はりしといへり、子源太郎義章壯年より松平伊賀 昭當大久保佐渡守常春の吹擧により御應狩のたびごとに出て御用のことをつとむ、又土地の開墾興復の事にも功勞少なからざりしこと聞えありしかば榛澤郡小西某が領地及び葛飾幸手領松下が領地等に就てその地形をたゞし、貢税のことを鑿す、又大岡越前守忠相義章に命じて武藏野新田の地形をたゞしむ、時に義章その所を點檢して新田の興廢得失を考へ、記して一卷としてさげたり、これより以來その地の御代官上坂安左衛門と議して、新墾すべしとの命ありしかど、義章思ふ所ありて固く辭し奉れり、この後大久保佐渡守松平伊賀守あひついで歿したれば、又義章を吹擧するものなかりしにより、これより家に整して勤を廢せり、されどもかれが土地水利の事に長じたるを以て東叡山より仰下り御配下の寺領の地を檢せしめらる、義章畏りてまづ金澤領邊の地につきて地理及貢數等をたゞしけるに、その始末いと分明なりしかば、皆人服せり、よりてこのとき賞を加へ白銀十枚を賜へり、かゝる事業もありて民間におひ出しものには

いとめづらしき人なり、しかのみならず風流の道にもたづさはり、家産の暇には和歌を好みて冷泉大納言爲久卿の門に學ぶ、後爲村卿の時に至りて二人が秀逸をえらびて奉るべきよし命ぜられければ、すなはち百二十首をえらびて一卷として呈しけり、時に延享三年四月なり、これよりさき元文元年一品法親王に侍し奉りし頃、日光山記、志賀記及び歌仙考三卷を新に編集してさげければ、御感ありて綾の巻物を賜へり、延享二年四月法親王上洛し給ひし時、仰ありて義章も従ふべかりしかと、父の喪にあふてはたさず、神奈川の宿まで送り奉りし時、命ありしかば一首をよみてさぐ千町田の畔をゆづりて道ひろき、をしへになびく賤かわかなへ、と申せしかば御感ありてものなとたひけりかくて法親王内へまいり給ひし次第に、地下の歌よみのこと叡問ありしかば、かれこれ聞え上たまううちにかの早苗の歌のことにも及びたまひしとぞ、義章文筆をこのみ著述の書もありき、武藏野地名考、小田原分限帳考、など世人もしりたり、かく世々の事跡あれば源兵衛氏房が褒賞ありしも故あり、今その子を源太郎といへり、

○下菅生村 下菅生村は郡の西にあり、もとは小机領に

屬せしが、いつの頃よりか今の如く稻毛領にかはれり、寛文九年の水帳には小机領としられたれば、それより後に改めし事しるべし、その他は大抵大野原にかこまれし山間の地にして、高低ひとしからず、東は有馬土橋平の三村にさかひ、北は上菅生村に犬牙し、南は都筑郡石川村に隣り、西は天真寺新田及び大野原を隔て、斜に都筑郡王禪寺村本郡五段田村に犬牙す、四境の内東の方ばかりは隣村の地につゞき、其餘は悉く大野原をへだて、他村に至る、東西は一里餘、南北は三十町ばかり、江戸日本橋より六里餘の行程なり、村内昔より二區にわかれたり、それもさかひ犬牙してわかちがたけれども、大抵村の西南の方を宇藏敷と號す、或は藏色ともかく、おのづから別に一村のことし、この地を除て外を土人下菅生といひ、或は本村とも呼ぶ、されどその實は藏色もこの村の小名にして、もとより下菅生の内なり、本村の方は昔木造七左衛門が知行なり、近郷平村の農家に傳ふる所をきくに、平の一村と下菅生の半を合て五百石の地を慶長年中木造へ賜はりしなり、御入國の後遠からずして賜はりしこと知るべし、又村に傳ふる元和七年の檢地帳の殘闕あり、この地頭木造が改めしなりと云、此後元祿五年にも地頭五郎兵衛檢地せりかくて久しく木造が家にて知

行せしが、明和元年御用地となりて御代官辻源五郎へ預けらる、この後も貢税の收納に至ては元祿五年の水帳を用ゆと云、それより三年の後伊奈備前守が支所となり寛政四年より菅沼安十郎等かはりて、今は小野田三郎右衛門信利が御代官所なり、この餘新田若干あり、又大野原新田と號するもあり、そのことは既に上菅生の條下に辨せり、藏敷の方は椿井喜之助が知行する所なり、その賜はりし年代は傳へされども、正保以前より然りしと云へば、大抵御入國より下らざる世に給はりしならん、この後寛文九年同人の和行金程細山の二村と同じく檢地せりと云、土性は黒赤土交はれり、山へよりたるかたは天水場にして旱損の地多し、或は山間の田はその所の清水を澆き、平田は溜井或は谷川を引用ひて耕作す、村民冬春の間は炭竈を設て炭を焼き、江戸へ送りて産業の資とする、こと近郷の村々に同じ、村内に鎌倉古街道と號して小遡二條あり、一は字住二所と云所の丘山の内にあり、長二町餘、一は藏敷の内の小丘の間にあり、長五六町、そのかみ往還ありし頃、いづれの村よりいづれへ達せしと云ことは今より知るべからず、

高札場二ヶ所 一は字新屋敷と云所にて名主の宅の南にあり、一は藏敷の内にあり、
小名 稗原村の南の端、大倉藏敷の内にてこれ、柳町大倉藏敷の南の方なり、
溜井二ヶ所 一は廣き一町に餘れり、一は窪に三畝ばかりの所なり、共に藏敷の内にあり、
洗堰四ヶ所 皆御普請所なり、一は字住二所にあり長二間半、一は前田にあり、
谷川 五段田上菅生の二村より流れ來れり、又天真寺新田より流れ來る一流、及び村内藏色の谷々より出る清水と合て一流となり、村の中央字西谷と云所にて、上菅生より流るゝ谷川と合し、一條の川となりて東の方平村にそゞく、幅二間より三間までなり、
薬研坂 村の西南にあり、中低くして、
○島坂東の方平村の坂なり、
○板

御嶽社

藏敷の内字犬藏にあり、宮作りにて上屋あり、例祭年々九月二十九日神樂を奏す、勸請の年代を傳へず、按に多磨郡藤田村杉山神社に古き鯉口あり其文に敬白藏王權現武州下多東菅生大藏應永五六月道園としるせり、この鯉口をかの社の物なりといへど疑ふべし、恐くば當社のものにていつの頃よりか故あつて杉山の社にかけしものならん、この御嶽社に多く藏王權現をまつりしものにて、字犬藏の地なるを以てをもへば、菅生大藏とあるは全く犬藏の文字なるを、あやまり書せしものなるべし、又今は此村橋樹郡に屬しぬれど、古へは多磨郡の内なることもしらる、地界もまた多磨の内とをもはるれど、いつの頃よ

秋月院

字長澤にあり、曹洞宗平村東泉寺末、長澤山と號す、元祿五年に記せし縁起あり、その略に云、小田原北條家人大木頼母之助と云ものあり、天正元年地震せしとき家つぶれて夫婦ともに壓死せり、その子主馬之助無情を感じ、頼母を背負ひて諸國を廻り、その後高野山に納め、その身は遺心者となりて此地に應をむすべり、その子孫慕ひ來て孝養を盡せり、こゝに片山圖書と云しものも小田原家人なりしか、天正十八年落去の後郡内平村に隠居せり、いかなる故にや山田彌右衛門と云ものを築として、かの地へともめ、その身は兩入の男子をつれて當所へうつれり、文祿年中圖書殺せしかば、かの大木入道が庵の側にて葬り、墓守として仙住坊と云眞言宗の道心者を大木か庵のあとへ住ましめり、これよりかはる、道心者すみしが、宗覺房と云僧の住せし頃遂に一寺とせり、圖書夫婦が法名を秋月月心といひしによりて院號とせり、此時かの大木が子孫その祖の舊蹟なるをもて、己が開闢の田若干を寄附せり、その後寛永年中に本尊釋迦佛をはじめ回祿にかゝりて失へり、その後三龍と云僧寺地を今の地へ移せしは正保年中のことなり、延寶年中牛波と云僧のとき又燒失せり、今は準胝觀音を本尊とす、これはもと松平土佐守が息女法證池影院觀夢大姉の護持の靈佛なりしが、大姉延寶八年六月二十一日没せし後緣故ありて、乞て當院の本尊とせしは元祿十二年のことなりと云、今も崇敬して龜に納めて常に開かず、前立の彌陀の木像長五尺ばかりなり、客殿は六間半なり、開闢の事實は前の如くにして、今本山の第二世石岑を開山とし、片山彌兵衛某法證仙壽院秋月眞惠法印を開基とす、この法印は寛永四年十一月六日没せしと云、縁起にいへる片山圖書が子孫なるべし、圖書が法名の字をふたゞび法名とせしことあり

愛宕社

藏敷の内字犬藏にあり、社地のみ存して、祠なし、何の頃廢せしことをしらす、

本遠寺

字初山にあり、日蓮宗荏原郡池上本門寺末なり、初芳山と號す、當寺起立の事實を尋るに、永祿二年に僧日受造立す、此人六年の間住職し、同七年三月朔日寂せし後は八年の間繼續の

僧もなかりしが、元龜元年に至りて身延山第十六世日新の弟子日立と云人入院せり、この後天正十年九月日安住職の時當村の人横山七右衛門、上菅生村の人石巻三之助等、かの僧に歸依し、力を合せて堂宇を造立せり、御入國の後天正十九年境内の地を免除せらる、慶長十八年十一月入院の後、境内しとぞ、日安の弟子日慶、慶長十八年十一月入院の後、境内のせはきを嘆き、地をそへたまはらんことを七度に及ぶまで願ひあげしかば、松平伊豆守信綱これをとつきてやうやくみゆるしをうけ、七十七間に三十七間の添地を賜はりしもの今の境内なり、客殿五間半に六間異向なり、本尊三寶祖師作し、
○長安寺 藏敷にあり、淨土新宗京都佛光寺末、當寺十一月二十八日寂せり、ふるくよりこの寺はありて東本願寺派に屬せしか、淨安かとき今の派となれり、故に此人を開祖とせりと、本尊彌陀立身
○寶藏寺 藏敷の内字犬藏にあり、長一尺五寸ばかり、
○寶藏寺 藏敷の内字犬藏にあり、新義眞言宗都筑郡麻生村王禪寺の末山なり、御嶽山と號す、開山開基の事實を傳へず、本尊は聖觀音長一尺八寸ばかり立身の像也
舊家者百姓三左衛門 横山を氏とす、先祖を式部少輔と稱す、本遠寺の堂を再興せし下菅生村の農民横山七左衛門もまた式部少輔を祖とすと云、是等一家より出しものにや詳ならず、今に至るまで十三代に及ぶといへとも、その間のことたゞ本遠寺過去帳に姓名をしるすのみにて別に傳へもなし、今子孫別家せるもの村内にすべて五軒あり

土人傳へて云、この地開闢の後丘原のむなしく樹木なきことをうれひ、田畝の外には松樹など植しが、今はその餘の木も暢茂して深遠の地となれり、かの松樹を植しとき一株ごとに孝岳般若經一卷づゝ讀誦せしなどいへり、されば今も山丘の内般若臺と云る字あるはこれその故なり、此地もと寺の祠堂永續のために設けし山なれば小字の祠を營みて祠堂山と號せり、ゆへに江戸にては山號を佛陀山と號すれども、當所にては祠堂山天真寺とよべり、當所新墾の後享保十六年寛播磨守正舖奉行して檢地し、あらたに水帳をつくりて天真寺へ附屬せり、その田は山谷を除きて十三町九畝二十七步、その餘野錢場八町六段と定めらる、その頃天真寺より地主代として定定といへる僧をこゝに居らしめて、この地の事ははからはせけり、今も宗定が居迹を祥翁庵とて存せり、この餘は民家と云ものもなく、近村の民に附して耕種せしむ、すべて村中のことは下菅生の名主の進退によれり、その堺は東南の二方より西の方まで下菅生の新田の地に犬牙し、乾より北の方は五段田村新田の地に接す、その内にも南の方は都筑郡の山なれば、山嶺もつとも多し、東西凡二十町、南北は十町餘、江戸日本橋より行程七里餘なり、

小名 日吉嶺 南の山の嶺を云、下菅生村の新田を越て都筑郡王禪寺村に日吉山あり、その社地のつゞきにある峯なればこの名あり、當所の小名はすべて山に別をなせり、これを以てその邊の地に字して田畝の區別をなせり、春日森 東の方にあり、享保年中檢地の頃下並に同じ、稻荷山 春日森の續きにあり、昔この地には廢せり、今 稻荷山 徳藏院といへる修験住居して、その屋の後に稻荷の祠ありしと云、今は修験 鷲ノ峯方の居も稻荷の祠も皆廢して名のみ残り、鶯ノ峯方を云、又此邊に不動丸と云所あり、その所に不動石と彫たる石あり、享保十六年に建しものなり、それより少し隔て九層の塔あり、その所を塔の丸と呼ぶ、塔の高さ一丈はかり法蓮華經の文字ありて層ごとに一字を雕る、第六級より第九層に至る、その外には文字見え、上の方に三層の石膚は下の四五層とは甚殊なり、下より四五層上まではいと古色なり、それより上は後に修補せしなるべし、この塔もとは江戸天眞寺境内の舊物なりしをこゝに移せりと云、般若臺 村北五段田新田の邊より東の方を云、此外にも如意峯金剛岩天王檀龍煙幢望遠嶺などと云地名あり、皆當所祠堂山となりし後に設けし雅名なるべし、

祥翁庵 般若臺より谷を隔て、北の方なり、これ開發のとき天眞寺の地主代として來りし宗寬が爲に設けし庵なり、祥翁と云はそれが道號なり、今はこれを天眞寺の住僧退居の處とし、兼て祠堂とせり、地境幽寂にして塵囂の汚なし、もとの祠堂は字塔の丸の下にありしといふ、今は破壞してそのかたちのみのこれり、

祥翁墓 墓所の中にあり、祥翁がこゝは前にも略みえたり、この地主代として當所開墾のこと、及び祠堂佛閣成就せしも皆この人の功勞なればとて、入寂の後こゝに葬り、且禪師の號

を贈りて祥翁定公座元禪師と號す、又後に石を建てその功を刻せり、文は孝岳の撰述する所なり、孝岳は元文元年十二月二十日寂せり、孝岳當所のこと心を盡せしかば、上人これを墓ひ當所へも石碑を建て遙拜忘らずと云へり

○五段田村 五段田村は昔は上菅生村の内なりしが、元祿三年伊奈半左衛門忠順が檢地せしとき、初て割て別村とせり、されどこれよりさき既に端村のごとく自ら木村と區別せしにや、正保年中改定の田園の簿に上菅生村の村高を記して、五段田ともにとあり、さればにや分村より前の記録かへりて木村より詳なるも多し、今の名主丈右衛門が所藏の文書、及び村内觀音寺の古記録、鎮守明神の古棟札等によるに、小田原北條家分國の頃は小机城主北條左衛門佐氏堯が領地にして、御入國の後文祿三年に竹川監物檢地せり、その頃は御代官所なりしにや、慶長年中より本多佐渡守正信が領地にして一旦その家人矢野左馬助と云ものゝ給地として充行ひしことなどしらる、正信歿後その領地を收公せられしが、又その子上野介正純御咎ありし頃沒收せられしもしるべからず、その後市岡多左衛門正春が知行、信州下伊奈の代地として村内三百石餘の地を賜はれり、その餘はいつの頃か本田四郎兵衛某に賜へり、この村近き世の字に古五段田新五段田とて二區にわかれてり、天和年中に至りて市岡正春が子

五左衛門正義一人が知行のみ残りて、本田が知行は上地となり、その跡は御料所となれり、その頃の御代官詳ならず、同九年よりは八木仁兵衛支配せしよし記録あり、市岡が知行は字長澤大作根岸の三區なりしを、これも元祿元年より御料林となり、すべて伊奈半左衛門忠順が支配所となれり、初本田が知行せしは字五段田と云し所なりしかば、これをば古五段田と唱へ、市岡が上地をば新五段田と呼べり、かくて享保十六年より元文五年までは田中休藏喜乗と伊奈半左衛門忠達二人分ちて支配せり、同四年より寛延元年までは川崎平右衛門定孝替り、同三年の頃よりふたゝび伊奈半左衛門忠辰が支配所に復し、寶曆四年よりは岩手伊右衛門、同六年より志村多宮、同九年より明和四年までは辻源五郎、同五年より伊奈左近將監忠郁、寛政四年より菅沼安十郎かはり、その後も遷替ありて今は小野田三郎右衛門信利が支配所となり、分村の後新墾の田を檢地ありしことふたゝびなり、享保十八年寛播磨守正舖が檢せしは九段十八歩なり、又寶曆八年には時の御代官志村多宮がたゝせしもの一段三畝十八歩の地なり、何れも陸田なり、この餘大野原の地を新墾せし田十五町六段六畝あり、これも寛播磨守が檢地にて享保十六年のことなり、この地も當村の御代官にて管す

る所なり、この地すべて山にそひたる所にて、中央にもまた山あり、かゝる地なれば甚高低あり、民戸はその間の平地にあり、その數は百十二軒に及べり、水田は低く窪き所にあり、旱魃のときは用水乏しくて旱損あり、大に霖雨すれば用水溢溢して水損にあふ、清溪多きを以所々に柵田あり、土性は眞土黒土まじはれり、田少くして畑多し、この餘松杉雜木の林五百六十五ヶ所合て九十一町五段五畝一步あり、又秣場十町六段二畝、皆百姓の持なり、村の四境は東は上下菅生の兩村に犬牙し、南は嶺上の小徑を界として天眞寺新田に接し、坤は都筑郡麻生王禪寺の二村に至り、西は高石村にて谷川を界とす、北は登戸村に隣り、稻毛用水を界とす、乾は菅村に隣れり東西へ長くして凡一里、南北は短くして纔十町にあまれり、江戸日本橋より行程七里にあまれり、村内に鎌倉古街道と號して往還あり、西南の方都筑郡麻生村と郡中高石村との間より入、一里を過ぎて良の方登戸村に達す、高札場二ヶ所五段田村及根岸の二ヶ所にあり、

小名 長澤 村の南に 大作 長澤の西につゞきたる所なり、あり、此二區は上菅生村の地と入ありし所なり、五段田 北の方 根岸 大作のつゞきなり、以上の四ヶ所は民戸のある所なり、もとより土地高低あり、その高き所をば臺と呼び、低き所をば谷と呼ぶ、長澤臺長澤谷と云が如き是なり、

押沼 上菅生の地を隔て遙に平村の邊にある。平ノ臺村の飛地なり、こゝにも民戸五軒あり、
 三田臺 平臺のなら、籠場臺村の西に、栗屋臺同つなり、
 雁又臺 高石村の境、塔の腰長澤の内、明王峰村の東北、手保井谷臺より、以下の地は皆上菅生村入合の地なれば、かの梅ヶ谷臺栗屋臺の内、油免村の村にもこの字あり、
 川小屋 長澤の内なり、或は鍛冶臺西の方なり、昔鍛冶を業とせし、
 不聞臺 村の北に、川小屋ともかく、鍛冶臺西の方なり、昔鍛冶を業とせし、

内匠坂

村の北の方にあり、登五六町ばかり、相傳ふ昔この所に内匠と云ふもの住せしと、内匠がことはその事實を詳に、
 日向坂 わつかなる坂なり、上菅生の方にあり、

谷川

高石細山兩村の谷々より出る清水、高石村の内字二枚橋邊にて一流となりて、村内に入、水路凡三十町を經て稻毛用水堀に入る、此間堰九ヶ所を設けて所々の耕地にそゞ、
 大丸用水 八村組合の用、
 板洗堰 二ヶ所、一は字前堰にあり、一は字山下にあり、共長三間高九尺横三間御普請所なり、
 土塚七ヶ所 一は字天神下にあり、長二間高八尺横三間、一は字二枚橋にあり、長三間高一丈一尺横四

産物 炭 菅生篋

間、一は字大崩にあり、長二間高一丈横三間半あり、一は字西谷にあり、長二間高九尺横二間半、一は字和田にあり、長二間高一尺横五間、一は字大谷にあり、長三間高一丈一尺横二間、一は字長澤にあり、長二間あり、高八尺横三間、いづれも御普請所なり、この餘十堰十八、
 溜井 二ヶ所、一は高二尺横一尺七寸、上菅生村組合の御手當金の息を以て修理の費にあつ、
 水車 三ヶ所、その大なるもの車徑二間半、小なるものは徑九尺と一丈となり、三ヶ所共に村民の營む所なり、

杉山社

村の西山丘の上にあり、村の鎮守にて觀音寺の持なり、勸請の年代を傳へず、本地不動の木像を神體とす、立身にして長二尺五寸餘、本社は一間四方にて宮作なり、
 諏訪社 代を詳にせず、本社に宮作にて覆屋あり、
 神明社 字中澤にあり、

これらも長澤の鎮守なり、本社は、作にて覆屋あり前には板あり、例祭八月七日諏訪の社と隔年に行はる、菅生村廣福寺持、

稻荷社

大野原新田の内にて今は小高き、
 道祖神社 大野原の内粟屋臺にあり、碑を立てるのみにして祠地はなし、年々村内の松節をこの所にて燂と云、

觀音寺

村の北にあり、新義眞言宗多磨郡坂濱村高勝寺末、萬休といへる山伏あり、濃州の産にて久しく相州鎌倉に以せり、後當村に來り草庵を結て開闢す、歿後遂にその庵を以一字の堂舎とす、その頃は今の字堂屋敷と云ふ所にありて福聚院と號せしよし、いつの頃か今の所に移り、かの萬休が名を取て山號とせり、もとより靈傳の觀音を安置せしを以、これを寺號とせりとぞ、萬休か遷化の年代は傳はらず、歴代の内寂年を記せしもの、中にて、ふるきは法印惠秀寛永九年五月二十五日化すと云、これより中興開山は法印賢隨なり、享保八年八月十一日化す、本尊大日長一尺餘の、寺實、不動像一坐像なり、作しれず、門前に石階あり、
 法藏像 一螺貝一口、長一尺一寸ばかり、殼の廻り一尺五寸、
 觀音堂 殿、
 盛源寺 字長澤にあり、
 菅生村 廣福寺持、

舊家者百姓新左衛門

井を氏とす、今は年寄役をつとむ、川井氏は上杉家の庶流なり、上杉氏、大輔憲顯か末男、右近將監憲義江戸河合を領せしにより、河合三左衛門尉貞氏と號せり、この人の庶流或は川井ともしるせり、新左衛門はその末流なりと云、されどその系圖も甚難脱にして詳なることはすべてしる、
 百姓丈右衛門 累代名主役をつとむ、氏を星べからず、
 軍家の頃飛脚を業とせしものなりしが、菅生村の星川と云所に居住せしゆへ在名を名乗れりと云、小田原北條家分國の頃軍陣の先廻りもありしといひ傳ふれども、させ證跡もなし、古文書を藏せり、その文に、
 登人扶持被下、中田修理殿より可請取候、其上走廻次第、何分にも可有御扶持者也、仍如件、
 四月十三日 笠原奉
 星川久左衛門

爲恩賞五貫文、來秋以給田可被下候間、抽粉骨可走廻候、其上依走廻猶可扶助者也、仍如件、
 天正九年なり、
 辛巳卯月十九日 笠原奉

星川久左衛門

以上

態申遺候、かみすかほの郷矢野左馬助知行分、岡本八郎右小栗九郎右に預置候間、此兩人指圖次第に可仕候、以上、

本田佐渡守

八月十四日

正信花押

かみすかほ

名主惣百姓中

ほしかわ田地二十石之分、後にことへわたし□□候共由 佐州侯御意に候、山之儀は新明山渡可申、いへのつかい道具はかみさいせん申分に渡可被申、以上、

九月三日

岡八郎右衛門花押

小九郎右衛門花押

かみ與惣右衛門殿

同 たつ

遠藤伊右衛門殿

○登戸村 登戸村は郡の乾にあり、郷庄の唱を傳へず、

江戸日本橋より行程五里、東は宿河原村、西は多磨郡中野島村 南は稻毛川崎の二ヶ領用水を堺とし、上菅生五段田の二村に及び、北は多磨川の對岸多磨郡和泉村に接せり、東西二十二町餘、南北十一町、民戸二百二十五、地形平かにして土性は眞土に砂交れり、陸田は少く水田は多し、もとより川涯の村なれば洪水の患あり、村内一條の道を開けり、相摸國津久井邊に往來せり、東北の方より上菅生村に達せり、廣さ二間ほど長さは十一町ばかりかゝれり、此所を江戸道ともいへり、村の開けし年歴は詳ならざれど、村内善立寺に藏する天正十七年の縁起に承和の頃は既に此村名ありしことをしるせど、それも據とすべからざれば定かならず、遙の後永祿の頃「小田原家人所領役帳」に、十二貫五百文多波川北駒井登戸太田新六郎知行とあり、按に駒井は多磨郡駒井村にて、登戸は則この村なるべし、この頃は二村共に多磨川の北にありとみゆ、今正しく當村は川の南にあり、多磨川の流はもとより變遷多く、古今しばしば水路をたがへり、こに洪水のおりから水勢勵しければ、それが爲に水路を遷してこゝもかく南北に、れしならん、この村元は河野平十郎及中根堂岐守知行なりし、中根氏の賜はりしは傳へず、されど正保の頃までは中根堂岐守知行たることはものに

のせたり、河野氏は寛永二年十二月五日武藏國橋樹郡上總國武射郡の内にて六百石を知行せり、この地を賜ひしはこの時なるべし、それも寛文中屢縁に改められしと河野家の譜にのせたり、されば兩家の知行も收公せられてより御料所となり、元祿三年伊奈半十郎が承りにて檢地をなせり、其後も新墾の田ありしかば、享保十八年寛播磨守も檢地せり、又大野原新田二十六町二段五畝六歩外に秣場十三町ありと云、伊奈氏より引續きしばしば御代官の遷替ありて、今は小野田三郎右衛門支配せり、高札場村の中央小名東耕地にあり、

小名 大島村の西南

柳町村の南

中田耕地 中央より東

てこの唱 内河原新田 多磨川の岸によりてあり、按に元あり、今の高も百九十六石餘と云ときは大なる違もなければ、そのうち高もましたるならん、この地古は民家も三十軒ばかりありしと云、川崩を恐て他へ移りしか、猶二十軒ばかり存せり、今は名のみ新田と呼べと古田の内は屬せり、

多磨川 多磨郡中之島村より入、内宿河原村に達せり、村内潤るれば幾十間にあまれども、霖雨の頃は忽ち 〇用水の敷町となれば、何許と云は定めて言べからず、 〇用水の南を流る、幅六間もしくは十間の所あり、稻毛川崎二ヶ領の用水となせり、又中之島村よりそぐ用水あり、共に村内の

用水となり、宿河原村に達せり、

稻荷社 村の乾の方小名東耕地にあり、この所の鎮なり、本あり、勸請の年歴を傳へ、第六天社村の長の方にあり、

〇淺間社 村の哭の方にあり、わづかなる祠にて社持、〇稻荷社 是もわづかなる祠にて村の西持、〇稲荷社 是もわづかなる祠にて村の西持、

善立寺

村の哭の方にあり、日蓮宗池上本門寺の末、龍燈山と號す、開山日成天正四年二月辰すといへり、住僧

の時に當寺は慈覺大師の創立にて古寺なりき、日成より第十世の時不受不施の罪によりて一旦廢寺となりしを、日徳と云僧これを復興せり、舊くより傳へしものは皆失ひ、繼に天正十七年八月源貞と書せる縁起あり、その縁起の内考證とすべきことなればあせず、客殿七、番神堂門を入つ左にあり、間に六間半西向本尊を安せり、番神堂門を入つ左にあり、中根堂岐守が姫の七面堂 番神堂の並にあり、二間に一間起立なりと云、 〇長念寺 村の西北小名上臺にあり、法冠を戴き岩石の上、〇長念寺 村の西北小名上臺にあり、永に踏す、長九寸餘、 〇長念寺 村の西北小名上臺にあり、永池山と號す、開祖法專坊文祿二年十月五日遷化なり、法專坊俗姓は小林氏にてはじめ修験なりとも神職なりともいひ傳へり、一旦佛に歸してこの寺を起立せり、昔は東派にして相模國大住郡下落合村長福寺の末なりしかど、西派に就て後本山の直末となれり、彼開祖の所持なりとて元は武器などを傳へしかと今はなし、客殿八間に七間南向本尊彌陀を安せり、往古當寺の東邊に池ありしそより出現せりとて、銅佛の薬師一軀長一寸八分の坐像あり、これも本堂に置り、元和元年當寺の第二世祐念と元僧の書したる薬師の縁起あり、其中に元は眞言宗なりしに、この頃改めて淨土眞宗となれりなと云こ

とをのせたり、是によれば前念が時一向宗となりしと見ゆれば、今の寺傳とばたかへり、いづれが正しきことをしらす、鐘樓門に入て左にあり、鐘の高き四尺四寸、銘は、
 視夫法品之制、莫先於鐘、故禪教律院建寺安衆、必先尼焉、武州橋樹郡登戸村、永池山長念寺者、乃大谷末山、而眞宗之靈場也、殿堂門楣百舉悉足、華鐘梵具久爲缺典、累代再興思茲不少、稍爲之地、當住玄榮普告諸方檀越欲催爐鑪之功、遂先師之志、乃龜氏盛器、誰婁督繩、融金烹銅、萬煉千煅、九乳脫模、法器新出、志願之功不日而成、宜達洵音於法界、永垂勝利于將來、啓迪之德豈不碩耶、幸於其志、廼誌之焉、銘曰、登戸夷闍、若海舟航、長念梵苑、樂邦餘光、襄籥功就、蒲牢肆颺、昏鑿帶月、曉鳴和霜、式警沙界、遙徹萬疆、脫幽出厄、啓蒙息狂、風誦雨順、國豐民康、萬石有馨、洪音茲常、

當時第五世權律師玄榮

元祿十六歲次癸未二月十五日 同

善榮

光明院 村の中央小名中村にあり、眞言宗新義都筑郡王禪寺寂せり、開基河野三左衛門通良、元祿二年九月十八日死すといへば、通良は中興開基なるべし、この外のこと往古二度まで丙丁の災にかゝりて古記を失ひしかば詳なることを傳へず、河野氏祖先の墓も境内にあり、客殿八間に七間餘南向、本尊木像の大日坐像長一 十王堂門に入て左にあり、尺五寸なるを安せり、

新編武藏風土記稿卷之六十 終

新編武藏風土記稿卷之六十一

橋樹郡之四 稻毛領

○宿河原村 宿河原村は郡の北界多磨川の南の涯にて二子の渡より二十町許西にあり、江戸日本橋より行程五里、村内に宿と云小名あり、此處昔開墾の頃の村落なるにや、もとより多磨川の河原なれば宿河原を以村名とするならん【北條家人所領役帳】に十二貫五百文は江戸の内駒井宿河原太田新六郎康資が寄子飯島某が給地の由を載たり、今村民忠左衛門が先祖某は、元和寛永の頃駒井村より移りしと云、そのかみ駒井は地の續きし所なれば、當村もと彼村の枝郷などにや、されば役帳にも駒井宿河原と高を結で記せしならん、又彼帳に多磨川の北の村々を江戸の庄に屬せし由記したるによれば、當所も昔は此川の北に有しや、川瀬の變遷は常なり、しかのみならず今の地形を見るに水中にかけ入て地を失ふ所多し、試に寛政年中の地圖に照し見れば、其頃より今は水流そこはく北に

移れり、舊流の跡は溜井の如くにして明かに見ゆ、僅二十年あまりの變革かくの如きときは、二百年前のこと思ひやるべし、されば昔は今の瀬より遙に南を流れしならんと覺ゆ、さてこそ川北の地とて江戸には屬せしなるべし、今は稻毛領に屬して郷庄の唱は失せり、戸數百三十六煙、村内に散在せり、村の四境東は堰村にて巽は久地村及び上下作延村に係れり、南は長尾村の地に犬牙し、坤は上菅生村にて西は登戸村なり、北多磨川に限り、其對岸の正北は多磨郡駒井村にて、乾は猪方村良は北見村なり、東西十九町許、南北十四町程、總て平行の地にして、只巽坤の方少く岡に係れり、土性は眞土に砂錯れり、陸田少くし、水田多し、水利便なりといへども水涯の村なれば屢水災あり、御入國の後久く御料所にして、伊奈半十郎忠治が家にて支配せり、享保二年地の半を割て有章院殿の御靈屋料として増上寺へ御寄附あり、其頃よりか御料の方も田中休藏が支配所となり、延享の頃は川崎平右衛門替れり、其後遷替のこと詳ならず、再び伊奈半左衛門忠辰が支配所となり、それより菅沼安十郎貞昌等かはりて、今は小野田三郎右衛門信利が御代官所と増上寺領入會へり、古田の外に段取の陸田あり、十町一段四畝十八歩の地にして、延享二年堀江荒四郎芳極が檢地せ

し所なり、又上菅生村請地の内大野原新田と云地、十三町三段四畝及草鏡場九町あり、又字中河原新田十一町四段五畝九歩は、寶曆二年神尾若狹守春央が檢地にして、字中の島新田六段八歩は同十一年伊奈半左衛門忠有が、檢地より高入の地となれり、又蘆原八畝十二歩村の東にあり、

高札場 小名 中ノ島乾の方 桑原中央 西光田西 下ケ綱

村の哭にあり、地名の 四ツ谷中央より東の 宿村の東 起は舊跡の條に出す、

多磨川 村の北を流る、西の方登戸村より來り東の 登戸 渡村の西の方にあり、これ往昔鎌倉街道の渡なるべし、此兩岸ともに村の地なれど西岸は僅の地なり、しかも登戸村の接地にして其村へかよふ渡なれば、登戸の渡と呼ぶなるべし、今村民久兵衛久右衛門二人が持なり、此二人舊き家にてこゝより上の方谷の口の渡も昔は二人が持なりしを、近き頃其村へ譲りけれど、猶官吏同村の時此川をわたれば舊によりて二人植す ○稻毛川崎大用水 字中島にて多磨川を分ち、といふ、

正八幡宮 村の中央字北村の内觀音堂地内にあり、もと社地五畝六歩多磨川北岸に在しが、川瀬北に移りて悉く流

失せり、故に觀音堂を常照寺境内に移してしばらく其跡へ社を建、村の鎮守なり、大き三間に二間の社にして長向なり、神體は弓箭を把て馬に跨りし容にて長五寸許、例祭は九月廿八日なり、勸請の年代を傳へず、常照寺の持なり、○稻荷社 字北村にあり、小 ○稻荷社 字宿にあり、是も小祠、祠なり常照寺持、

○富士淺間社 村の坤にあり小祠 ○廢社二 是も同寺の持社なり、昔は除地一畝十八歩字中島にありしが其後流失せり、又字北村に二歩の除地にて幸神祠ありしが、是も流失して今は

常照寺 村の中央字北村にあり、新義眞言宗多磨郡中野村寶仙寺末、雁楚山正幡院と號す、開山法印賢智は文龜二年四月七日化す、當山開關の年代寺傳區々にして其實を知るべからず、寶徳元年四月とも、又康正三年とも、明應六年四月ともいへり、寶徳より文龜二年まで五十年餘なれば、いづれを實としても年代相當せり、又寺傳に永正十七年二月寛永十六年四月再びの回祿にあひしよしを記したれば、とかくに舊記も烏有となりしなるべし、客殿八間四方東向なり、本尊大日長二尺五寸木の坐像なり、門は ○觀音堂 今常照寺の門兩控作にて客殿の正面にあり、

二年の起立なり、又地蔵の像あり、毎月の末に至りて一度此所にかへり、其餘は他所を奉し回りに一夜を限りて所々有信の家に宿す、よりに俗 鐘樓 客殿の前あり、銘文左に載に一夜地蔵と呼べり、 鐘樓 客殿の前あり、銘文左に載に一夜地蔵と呼べり、因茲知朝暮音響者也、右奉寄進意趣者、爲佛恩報謝也、武州橋樹郡稻毛宿河原村、無量山龍安寺壽經院第七世源蓮社甚譽上人圓也代、無量山高、橋樹水長、大千世尊、百八曉霜、冥福惟祈、家聲彌揚、殷々之亮、不朽無疆、于時元祿十三、庚辰四月八日、無量山龍安寺、三社相殿門に入て左にあり、間半、秋葉稻荷天、満宮の三坐を祀、

川の内と云る事にや、こゝは山丘の根にそふて平かなる地なれば用水の便りは宜けれど、多磨川の水溢れば水損の患あり、土性は眞土に砂交り、若くは黒赤土野土交れり、産田多く水田は少し、此村舊くより聞けしと土人傳れど、しるじとせることはなし、元は長岡村と唱へり村民の内にも長岡を氏とせるもの残り、故に此名を負しにや、長尾景虎こゝに來りしゆへに今の名に改めたりと云、按に景虎當國へ來りしは永祿三年なり、且行軍の間といひ、況や經歷せしみにてこゝに住せしと云にもあらざれば、此説の牽強なること論に及ばざるか、しかのみならず永祿二年改定の【小田原家人所領役帳】に太田新六郎二十一貫文稻毛長尾村鈴木共恒岡分とあり、又按に太田新六郎知行の内長尾村百姓持の地と、鈴木某が持の地と、通じて二十一貫文は、恒岡が給分と云ことなるべし、もし然らば鈴木の下分の一字を脱せしなるべし、今村内に鈴木を氏とせる舊家あり、然も小田原北條氏に仕へし山を傳へり、さればかの鈴木と云はこれなるべきか、猶舊家の條に載たり、此頃は北條家人の領分にて村名をも今の如く唱へしこと知べし、御入國の後村上左衛門が采地なりき、此家へ賜はりし年代は下に記せる上作延村の農民のもてる日記に、元和八年彼村及當村

の内を合せて五百石を賜ひし事を載たり、さあらんには
こゝも元和八年に賜はりしこと知べし、正保年間のもの
には、大河内善兵衛、村上左衛門、木造七左衛門知行と載
たり、此頃三氏入會の地なり、村の傳へには元祿三年こ
れ等の人は所領を外へ替賜はりて、御料所となれりと、
是も上作延村の舊記には元祿十一年土地となれりとあ
り、何れを正しきとすべきや、再々所を替られしも又知
べからず、檢地は元祿四年伊奈半十郎が承りて糺せり、
此外新墾の陸田は其折々に檢地ありて、寛播磨守伊奈半
左衛門等承はれり、御料所となりし後は屢御代官の遷替
ありて、今は小野田三郎右衛門の支配所なり、

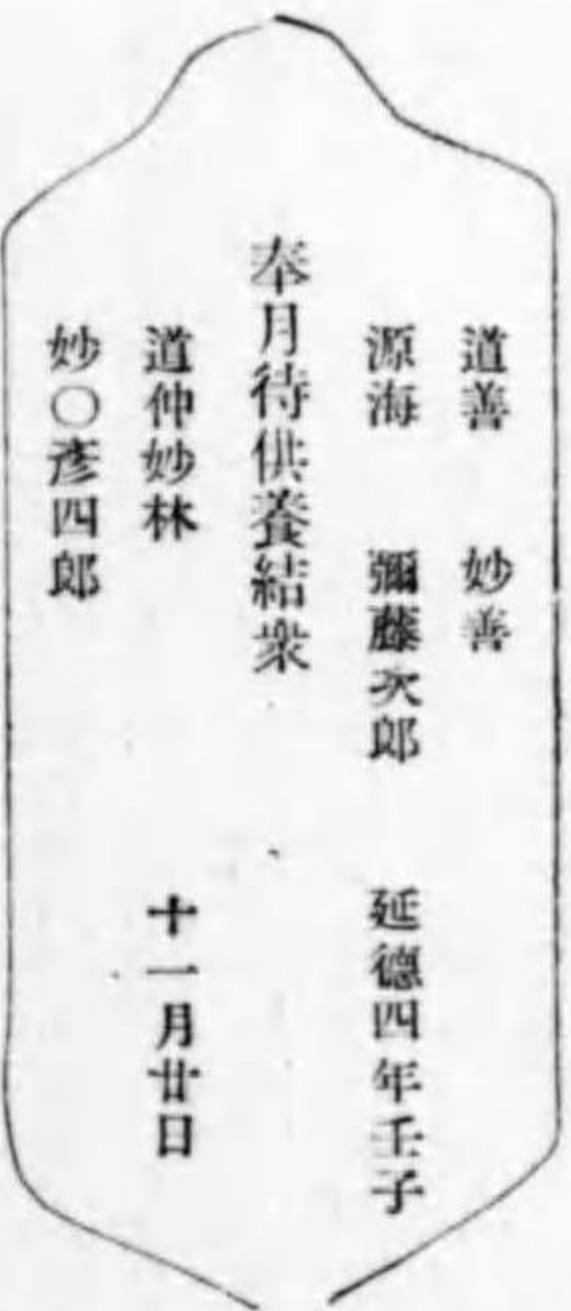
高札場小名大谷

小名 柳町村の西平村の 兵庫谷 谷長尾の内等覺院のあた
地續きなり、兵庫谷 谷長尾の内等覺院のあた
家久彌の條 下河原村の東北を云、河 富士ヶ谷村の中
に出せり、十三本原村の東南上作延村地續きの原野を 池田村
北宿河原の 境にあり、

雪ヶ坂

村の西に 狐坂東の方 大師穴谷長尾にあり、
あり、長一尺許、所々缺損したれば何佛とも分ち難けれど、其
さまは地蔵に似たり、背に長尾村妙樂寺とあり、又延徳年中

月待の斷碑あり、後に出せり、相傳ふ此穴昔より人の入しこ
となかりしに、享保の頃ある修験の者初めて入しより、其後
は土人も折々入て見るに、其内はいとも廣くかんまんの梵字
あるは、弘法大師の遺跡なりと云へり、大師穴と唱るはかゝ
るゆへなり、



土橋二ヶ所

共に二ヶ領用水に架せり、一は小名坂下二あり、
一は小名大谷にあり、共に長八間闊五尺許なり、
○用水 稻毛川崎二ヶ領の用水也、其外多磨川の分水を宿河原
村より引來れるあり、又小名雪ヶ坂邊にて掛樋を設て
引來れるあり、何れも村内池田耕地のあた 谷川村内谷
りへ沃き、残水は二ヶ領用水に合せり、
○堤 多磨川の水除にて宿河
原村の接地にあり、

五所權現社

河内長尾の南にあり、村内の鎮守なり、此邊を權
現堂と唱へり、祭神及勸請の年歴を詳にせず、
例祭正月五日なり、昔は流鏑馬の式を行ひしと云、今は僅に
其かたはりを存せり、射手二人介副一人にて、桃の弧竹の矢
を以各一手づゝを射る、土人は猶是を流鏑馬と唱ふ、
○赤 城外九月十四日にも祭をなせり、村内妙樂寺の持、
城社谷長尾の中央にあり、神體木像長一尺許、是も村の鎮守
なり、正月七日祭事あり、又九月十四日にも行はる、是

等の祭事同れも五所權現と同じ、其中九月十四日 ○神明
の祭は五所權現と隔年に行へり、村内等覺院持、

社 妙樂寺の傍小名

○稻荷社 神明社の邊 ○山王社 妙樂寺
の傍にあり、

○白山社

山王社の西に並べり、以上の四祠何
れも僅なる祠にて、妙樂寺の持、

○富

士邊間社 村の東にあり、此邊の小
名を富士谷といへり、

○稻荷社

小名大谷にあ
り、此邊を水

○富

士邊間社 村の東にあり、此邊の小
名を富士谷といへり、

○稻荷社

小名大谷にあ
り、此邊を水

○富

士邊間社 村の東にあり、此邊の小
名を富士谷といへり、

○稻荷社

小名大谷にあ
り、此邊を水

(寺長)

妙覺寺

河内長尾の南にあり、此邊を妙覺寺と云、天台宗に
て長尾山勝壽院と號す、多磨郡世田谷領深大寺の末、

○東

長尾山開基詳ならず、客殿八間に七間巽向、本尊彌陀長三尺三
寸な を安ず、又道情といひし者の木像あり、法體にて坐せ
る像なり、長二尺許、此人の事に舊家の條に出せり、按に「東
鑑」治承四年十一月十九日の條に、武藏國長尾寺并求明寺等、

○東

長尾山開基詳ならず、客殿八間に七間巽向、本尊彌陀長三尺三
寸な を安ず、又道情といひし者の木像あり、法體にて坐せ
る像なり、長二尺許、此人の事に舊家の條に出せり、按に「東
鑑」治承四年十一月十九日の條に、武藏國長尾寺并求明寺等、

○東

長尾山開基詳ならず、客殿八間に七間巽向、本尊彌陀長三尺三
寸な を安ず、又道情といひし者の木像あり、法體にて坐せ
る像なり、長二尺許、此人の事に舊家の條に出せり、按に「東
鑑」治承四年十一月十九日の條に、武藏國長尾寺并求明寺等、

○東

長尾山開基詳ならず、客殿八間に七間巽向、本尊彌陀長三尺三
寸な を安ず、又道情といひし者の木像あり、法體にて坐せ
る像なり、長二尺許、此人の事に舊家の條に出せり、按に「東
鑑」治承四年十一月十九日の條に、武藏國長尾寺并求明寺等、

○東

長尾山開基詳ならず、客殿八間に七間巽向、本尊彌陀長三尺三
寸な を安ず、又道情といひし者の木像あり、法體にて坐せ
る像なり、長二尺許、此人の事に舊家の條に出せり、按に「東
鑑」治承四年十一月十九日の條に、武藏國長尾寺并求明寺等、

開基を詳 千手堂 村の東小名別所にあり、當村の水帳に
にせず、
間南向、觀音は立像にて長一尺八寸、此邊元は墓所なりしよ
し、近き頃村民天文十六年丁未八月五日と記るせし古碑をこ
ゝより掘出せり、何人
の碑なりや傳へず、

墳墓五ヶ塚

小名神木谷にあり、五つながら並べり、長尾景虎及
從者の墳墓なりと云傳ふれども、景虎は天正六年越
州春日山の城にて歿せしこと世に知る所、別にゆへある人の
塚なるべし、相傳ふ昔此邊より石の匣を掘出せしことあり、
大さは大抵一尺四五寸四方の蓋に高印の二字を彫り、其
中に眞鍮の一九あり、大さ銀杏の如し、是を掘へば虚中に物
ありて音をなせり、何に用ひしものと云ふことは考ふべからざ
れど、葬具などにやと村老いへり、何れにも古の明器の類な
るべし、されどいつしか其

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

○道情塚

村の南にあり、道情
ものをも失ひて今はなし、

岡八郎織子なきゆへ北條氏の土鈴木安太左衛門といへるものを婿となせしにより、長岡氏をすて、鈴木と改たりと、村内小名山根通りに今も安太屋敷の唱あるは、其名のなごりなるべし、昔はこゝに住せしに、其後今の住所小名下河原に移れり、もとは居宅の背後稲荷の小祠ある所に宅を構へしが、かつて修造せしとき梁をうけたる柱のほそに天正十二年乙酉十一月廿日と記してありしにぞ、始て舊き家なることを知り、其まゝ補理してもとの如く梁うけの柱となせり、家に正宗の小刀あり、是は安太左衛門の男次郎右衛門、後に昌阿彌と改めしもの北條氏のために、穴山梅雪が江尻の邸へ密使に往しとき、褒美として賜はりしものなりと、世々口碑に傳へり、又行光の刀あり、太田道灌よりの賜ものと云、今は本阿彌斎俊がきほめの添状を蔵するのみにて、刀はゆへあ。○百姓りて外へ譲りたりと、此外畫幅等をも蔵せり。

被下置知行方

一七貫文 九子之内手 一ヶ所 足立之内 以上
右千葉殿御老母爲堪忍分、丸子村此度渡置申候、爲替島根村遺候、永代可致知行者也、仍如件、

永祿七年 甲子三月廿三日 遠山左衛門 奉之

高橋殿

七貫文 九子之内手 一ヶ所 足立之内 以上
右去甲子如先御證文、無相違可相拘旨被仰出者也、仍如件、

天正十五年丁亥九月廿日

高橋殿

山角總十郎 奉之

郎等にをくれ候よし不便に候、然共世上之ならいに候間、打すて用等可走廻候、仍爲香錢と二拾疋遺候、以上、

五月廿九日

花押

井田殿

○百姓六郎兵衛 是も井田氏にて太郎兵衛が別家なり、此餘舊家なりと云傳ふ、中にも六郎兵衛は今も太閤秀吉の制札を蔵するときは、舊く村役など勤めし證とすべし、制札の文左しのこと

禁制

武藏國稻毛郡

作延郷 長尾村 平土橋村 以上三ヶ所

一軍勢甲乙人等濫妨狼籍事 一放火事

一對地下人百姓非分之儀申掛事
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴料者也

天正十八年四月日印太閤秀吉の印なり

○上作延村 上作延村は郡の西北中原道の西の方なり、郷庄の唱は失ひたれど【小田原家人所領役帳】に小机作延七十貫文の地を増田某領せしよしを載たれば、古は小机にも謀せしと見ゆ、増田某は下作延村百姓忠左衛門が先祖なりと云、按にかの村圓福寺の傳によれば、増田駿河守滿樂北條氏綱の時代より當所を領せしこと知らる、此人永祿元年に歿せしと云、役帳は同二年の改なれば、其所未だ家督のもの定らざるゆへに、氏のみ記せしなるべし、又隣村長尾村の百姓某が家に持傳へたる太閤秀吉が禁制の文に、長尾村作延郷平土橋村三村と記してあれば作延は郷名の如く聞えたれど、全くさにはあらで村と書べきを郷字を記したるならん、又こゝに作延郷とのみ記し置るを以て推に、天正の頃迄も一村にして未だ上下を分たざりし事知らる、村内なべて山丘にして陸田多く水田少し、大抵東西をいはば五町餘、南北の徑十町餘、東は下作延に續き、西は長尾村に接し、南は馬絹村、北は宿河原村なり、民家五十三軒、多くは山腹に散住せり、

(遺古倉録)

村の開けし年歴は詳にせざれど、永祿の頃は前にも記す如く増田某が知る所なり、又土人の傳へに元龜年中、多磨郡八王子の人大石源左衛門領せりと、是はまさしき記録に見えざれば定かならず、御入國の後は御料の地なりしなるべし、元和八年御旗本の土村上左衛門に賜ひしに元祿十一年故ありて收公せられしと云、按に【村上家譜】に左衛門信清天正十八年召出され、關ヶ原凱旋の後二百石の増地ありて、先の所領と合せて五百石を賜はり、寛永三年四月十一日七十七歳にて死せりとあり、是によれば收公せられしは信清が子か、もしくは孫の時代の事なるべし、御料の地に復せしよりは御代官長田作兵衛、江川左兵衛、松平九郎左衛門、伊奈半左衛門、芝村藤右衛門、川崎平右衛門菅沼安十郎等相代りて支配せしが、文化十年より小野田三郎衛門信利替りてより今も同支配所なり、檢地は文祿三年小宮山八左衛門奉行して糺せりと云、されど此ことたゞ土人の口碑に傳へたるのみにて證すべきものなければたしかならず、其後寶永四年江川左兵衛、小長谷勘左衛門二人のうけたまはりにて貢米の數を定めり、又享保十八年寛播磨守、寶曆十一年伊奈半左衛門檢せしことあれど、此時は後年開きたる新墾の地を糺されしのみ也とぞ、村内南へよりて東西に貫きし小徑

一條あり、相傳往古の鎌倉道の名残也と、當村より江戸日本橋まで行程五里、二子渡より半里に餘れり、高札場村の北村長の住

小名 別所村の西南の境を云或は 段子谷村の北なり、古
こ谷と假名にて書り、 末崎東の境を云、村内用水の
由來詳ならず、 此邊にて用水を隣 新井村の南なり、或は荒井ともかけ
村へ灌漑せり、 住せし地なりと、何人なることを知らず、或云村の鎮守
赤城の社の神職なりしと、未だ其詳なることを聞かず、
十三坊原村の西南丘上の平地を云、此邊長尾村の續きに
十三本原と書て唱へもおのづからことなり、名義は二村と
も傳へを失ひて詳ならず、或は十三佛を供養せし跡なりと
是によれば十三坊と記す方ましならんか、されど巨樹十三
本ありし地と云傳説もあれば、今何れを是なるべしとも定
めがた 天神原村の東北なり、古は天神 向原村の南な
に聖松と云聚蹙して五六十間餘にはびこりたる古松一株
あるをもて、其あたりを松下とも又陰山とも呼り、此松い
かなるゆへにや昔より村民等祈願のことあれば細を以植
幹をしげり、其事成就すれば伴の細をほどきて報賽せり
と、ゆへに一名を 鍛冶ヶ谷村の北なり、往昔稻毛三郎
縛り松とも云、 鍛冶ヶ谷村の北なり、往昔稻毛三郎
縛り松とも云、

谷川 村の中程を流る、隣村長尾村より来り町内を經ること凡
五町餘にして、下作延村に達す、川幅は二町餘なり、此

谷と云所にて巽の方なり、廣さ一段九畝八歩、一は北の方字
原ヶ谷と云所にて、廣さ三畝以上五ヶ所の内大谷のみ灌漑
の用をなして、餘の四ヶ所は常に潤

赤城社 村の東にあり本社一間四方前に七級の石階ありて其
を傳へず、今村内の鎮守なり、神體は毘沙門を本地として祀
れり、其像長二寸許にして立身なり、別當延命寺に藏せり社
前に如あり近き頃古鏡一面を掘出せり、年代 ○天神社村
は知ざれど尤古物と見ゆ、其圖上の如し、 ○稲荷社村
良の方にあり、僅なる祠なり、 ○稲荷社字稻荷谷にあり、
天和元年勧請せりと云、 此祠ある故の名
なるべし、元龜元年勧請せりと云、萬年稻荷と ○稻荷社
號す、是も小祠なり、以上二ヶ所延命寺持、 ○稻荷社
村の巽の方にあり、荒井稻荷と號す、此邊の字を荒
井と云ゆへなるべし、寛永十九年の勧請なりと云、 ○稻

荷社村の北の方原谷 ○稻荷社南の方字柿木 ○稻荷社村
巽の方中谷臺にあり、元祿四年 ○八幡社字稻荷谷にあり、
の鎮座なり、以上四社百姓持、 ○熊野社 是も同年の勧請なり、當社と八幡宮とは今祠
なり、 ○熊野社 是も同年の勧請なり、當社と八幡宮とは今祠
祀れ、 ○鬼子母神社村の南西の方臺下にあり、村内廣
三十番神社 是も今は廢せり、其祠迹は鬼子母神
延命寺 村の東宇城山下にあり、天台宗多磨郡深大寺末、赤城

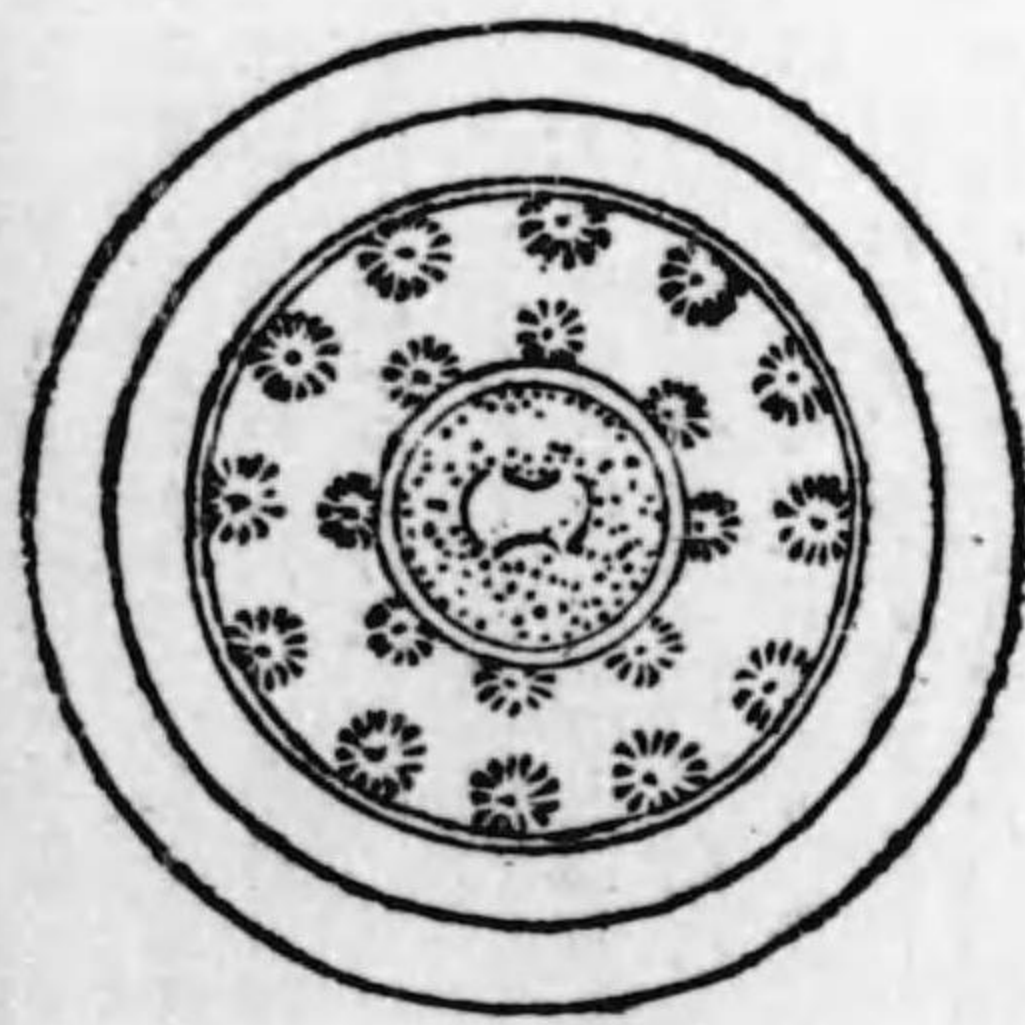
先祖菩提の爲に造立して其法を以てし妙覺院
と呼べりと、又釋迦堂と號して今の釋迦堂橋の邊に一字の菴
ありしを、元和元年に赤城社の麓に移し、此二つの菴を合せ
て一の坊とし菴主をして赤城の社務を司らしめけり、宗旨は

川 堰ありて、用水とすれど當村は
流末になるを以、常に潤水の患あり、

日向坂 村の西北にあり、僅 ○御林 東南の境小名大丸にあ
二畝の地なり、松のみ生 茂りて他の雜木なし、 ○百姓林 村内所々に散してあり、
都合十九町三段二 畝十七歩と云、 共に松杉雜木の林にて

釋迦堂橋 谷川に架せり、長三間半幅四尺、昔この所に釋迦堂
ありしゆへ名づけしと、事は延命寺の條に出せり、
○前橋 同じ川に架す、幅五尺、 ○溜井 五ヶ所一は村の南字
り、廣さ三畝二歩、一は村の坤字別所谷にあり、廣さ三畝五
歩、一は良の方稻荷谷と云所にあり、廣さ四畝二歩、一は大

裏面
縁徑三寸二分
厚一分二寸二分



天台宗にて時の住持を泉海と號せしとぞ、今此僧を以開山と
せり、今の如く全く一寺となりしは第五世榮賢の時にて、承
應元年に本山及び山號寺號共に今の如く定りしと云、客殿六
間半に五間、本尊地藏長一尺五寸許の立像にして春日の作
なりと云、土人は是を鼻取地藏と呼ぶ、鼻馬を制するの誓ひあ
りて云、妖妄の説信するに足らずと云へども、土人の説所に
任せて記せり、昔此地の里長が家に惡馬あり、田植の時農具
を負せて田に行しに馬をへて進まず、時に此地藏小僧に現
じたすけて馬の口をとりてなだめしに、惡馬もまた甚難なり
しとぞ、其次の日住僧看經の時此像の足に泥のつきけるを見
はせ、怪み人に語りけるに里長始めて昨日の小僧のことを思ひあ
はせ、奇異の思ひをなしける、是より鼻取地藏と名附けると
なり、今に至りて此あたりにははさまで聞えずといへども、
奥州南部のあたりには此地藏の靈驗のあらたなる事を信じ
て、遙拜するもの多しと土人、寺寶 辟支佛身觀音像一軀
いへり、いと怪きことなり、立身にて銅像なり、長六寸許、此像はもと當國都筑郡茅時村
の治工秋田某が家にて世々藏せしが、子孫年々に衰へ行ける
により、此靈像を俗家へ安置してなれけかすによ、 大黒天
像一軀石にて作る、長四 ○觀音堂 村の良の方字稻荷谷通
寸許許作しれず、木の立像なり、慈覺大師の作なりと云、聖觀音の像長九寸許
へしをこゝに移せり、 地蔵堂 巽の方字向臺にあり、二間
とぞ、延命寺持、 宣坊村の北にあり、今も菴主其坊號を襲ふといへり、 ○廣
末寺、江戸下谷常 在寺の持なり、

古城址 村北延命寺背後の山なり、此所から堀の跡と登しき守家など云所あり、相傳ふ稲毛三郎が居壘なりと、させる證あるにあらず、按に天守は織田信長の頃より始まりしと云、稲毛三郎時代にはあるべからず此邊はかの人の領せし跡なる故にや、壘跡さへあれば附會するもの多きならん、因に云此邊の俗にて婚姻の席には必誦ひものあり、それは稲毛三郎が妻の嫁せしとき、鎌倉より召連し下部の誦ひし歌なりと云、其風調いと古實なることなり、

舊家者百姓伊右衛門 三田を氏とす、彈正憲清が弟某が末孫なりと云、今先祖の遺物なりとて、八王子下原の鍛冶が造りし鎌刀を蔵するのみにて、其餘所蔵もなければ詳なることを知らず、

○下作延村 下作延村は、上作延村の東に隣れり、昔の領主等の事は已に上作延の條に出せり、御入國の後戸田六郎右衛門村上左衛門二人が知行なりしが、村上が知行は上作延と同一元祿十一年土地となりて御料所となれり、是は今小野田三郎右衛門が御代官所なり、村の大きは東西十五町許、南北十町程、其四境は十村ばかりに接せり、南は馬絹末長久本の三村に隣り、相州矢倉澤海道を界とす、又馬絹村の並びに土橋村の地も少く係れり、又此矢倉澤海道は村の南境を経ること六町許にして、道の潤さ三間より六間に至り、東西への往來なり、東は溝口村に接し、良の方より北へかゝりて久地村に及び、北の方は堰宿河原の兩村に隣り、乾の方に長尾村少くかゝ

れり、西は上作延村に犬牙す、日本橋より五里の行程なり、土性は上の村に同じ、陸田多くして水田少し、用水便あしきを以屢旱損の患あり、又御料所の内には新墾の陸田六段五畝二十四歩あり、寶曆十一年伊奈半左衛門檢地して實數を定めしと云、村内秣場あり北の方字北谷と云所にて廣さ一町二段許の原なり、又松雜木の林あり、三町六段二畝四十二ヶ所に散在せり、當村は稲毛領諸山の尾さきにて、東西北に丘陵ありて其間に田圃ひらけり、南の方は平なれども其地形は高し、家數七十一軒所々に散在せり、

高札場 二ヶ所あり、一は字大道道、一は字北谷にあり、

小名 清水谷村の東南、平臺村の南に、松安寺谷今正安寺と

かく、古檢地帳には松安寺とあり、村の南の方なり、正古は寺ありしならん、されど其事は詳ならず、

光寺屋敷 村の西なり、是も名の、城山 是も西の方にて、已に上作延の條に出せし所なり、是も已に條下に出せり、

天守臺 城山のあたりなり、是も已に條下に出せり、

鍛冶谷 上作延の地に續きたる所なり、かうみ谷今是小彼村にても此地名あり、

中丸 同じ並び、地蔵谷今と呼ぶ、是も村の南なり、

古池谷 是も檢地帳にあり、今其唱を失せり、

笹原村の南にあり、街道の内の小名なり、

根もちり坂 字松安寺谷より笹原へ出る山丘の根通りを上げる坂なり、此坂街道へもかゝれり、

谷川 上作延村の内字前堰にて引分ち、村内の用水に引用す、此外は溜井のみにして、水利甚不便の所なり、

○溜井 五ヶ所あり、村の北字許、字川谷にあるもの二段六畝二十九歩此二ヶ所中央より少し西の方なり、其餘一ヶ所は字小梅谷にあり、是は大き一段五畝許、其地は村の坪の方なり、

五郎權現社 村の南字根もちりにあり、社地は丘の上なり、僅なる祠にて覆屋八尺に九尺東向なり、祭神及鎮座の年を傳へず、例、

○神明社 同じ並びにあり、是も鎮座の年を傳へず、例、祭九月廿三日村持、例祭八月十九日是も村持、以上の二社村の鎮守なり、

○稻荷社 字北谷村の北字北谷にあり、一間半四方の祠にて東向なり、例祭六月七日村持、

天王祠 三町許北に當れり、僅なる祠なり、村持、

圓福寺 村の東にあり、曹洞宗相模國高座郡遠藤村寶泉寺の末山なり、古は慧日山と號せしが、後蒼龍山に改む、今は又蒼字をかへて青龍山と書す、開基益田駿河守滿榮、大永二年當院を起立し、僧雪點を以開山とす、雪點或は雪天とも書く、天正四年正月廿六日八十歳にして寂せり、是よりさき滿榮は永祿元年六月十六日卒せり、圓福寺量海宗無と諡す、同郡清澤村能滿寺に葬せり、今村民忠左衛門は其子孫なりと云、此後寛永十一年回祿にあひて、舊記等悉く鳥有となる、其時地頭戸田六郎右衛門清信、益田が子孫市郎兵衛と云しものと議りて、本尊以下を造立せり、其後寛政七年再び丙丁の

災に罹りて、記録以下いよく失へり、今客殿九間半に七間半南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺五寸許、白山祠堂の背後なる庭中、天神祠 客殿より三十間程北の方日向洞 客殿に向て三十間許左の方なる丘の側にあり、入る所は纒に四尺許なれども、洞の内は壘十疊許をしくべき程の廣さなり、開山 袈裟掛松 客殿に向て左の方にあり、大き財天窟 境内丘陵の下にあり、客殿の南へ去ること一町許にあり、神體は四寸許の坐像なり、洞中常に泉ありて炎暑といへども潤ることなし、土人呼んで女郎洞或は鐵葉洞とも呼ぶ、其名の起りを詳にせず、

○地藏堂 字北谷にあり、二間に二間半東向なり、地蔵の木像長二尺許の立身なり、村持、

屋敷跡 村の東にあり、背後に丘陵ありて前は少開けし所なり、増田駿河守が屋敷跡なりと云、増田が事は小田原家人所領役帳にも載る處、已に上作延村の條に出せし如し、

○堰村 堰村は郡の西北にあり、江戸日本橋へ行程五里に餘れり、當村の開けし年代は傳へざれど、さして古き村とも見えす、御入國少し前のことなりしに、七人の民ありて草野に住し擧て開墾の事を處置せり、かれらが先祖も皆武家より出しものにて、武器舊記等を藏せしかど、屢の洪水に流失せりと云、されど今も其子孫を七家と稱して、總て村民の敬畏する所なり、今は家數三十五軒に至れり、村名の起りは開墾の始多磨川の水を引んとして、堰を作りしによりかく呼なせしと云、村の四境東

国立国会図書館蔵

の方多磨郡宇奈根村は大抵多磨川を境とすれど、西岸にも僅に宇奈根の地續けり、又南の方へは久地村に界ひ、西は宿河原村に接し、北は多磨川を越て多磨郡喜多見村に隣れり、凡東西七町に餘り、南北八町半餘なり、總て陸田多くして水田少し、土性は眞土砂錯はれり、又蘆原二段六畝廿七歩、芝原二町五段九畝廿九歩、柳原一段七畝四歩、林五段八畝十歩は、松杉雜木生茂れり、竹藪二段八畝十四歩あり、何れも村民の持にて所々に散在せり昔より御料所にして伊奈半十郎が家にて代々支配し、後又隣村と同く遷替ありて、今は小野田三郎右衛門御代官所となれり、檢地は元禄十年十二月織田越前守紀す、其後水田二段六畝廿一歩、陸田一町二段九畝十八歩の地を新墾せしかば、寶曆二年七月神尾若狹守松浦河内守等奉行して檢地せしかど、皆川かけとなりて今は其所わづかに残り、又葭野を開墾して、同十一年伊奈半左衛門檢地せり、此餘玉川通りの新田は延享二年神尾若狹守檢地す、又當村より一里許坤の方へ隔たりて大野原新田と云あり、享保十六年四月寛播磨守檢地せり、同所に原野二町八段あり、高札場村の中央

のたびごとく遷遷ありて、當村の地川 ○橋長六間幅一間かけになり、古と大にことなりと云、
領の用水に架す、南の方 ○稻毛川崎大用水村の南も流る久地村へ往還の橋なり、
村より來り、東の方久地村に入る、村内を經ること三町許幅八間餘、宿河原地内より掛樋を設て所々の耕地に沃く、
○堤多磨川水除堤なり、長四百八十、
四間、北方多磨川に添てあり、
稻荷神明合社 村の中央にあり、本社五尺に六尺拜殿三間に毎年二月初九日八日に神樂を奏す、勸請の年代を傳へず、稻荷の神體は右の手に寶珠を持左の手に劍を握り白狐に腰うちかけし木像にて長六寸許の女體なり、安産守護の神にして昔より今に至るまで村内に難産の者をきかず、他村の者といへどもかりに當社を産神とするときは又難産の患なしと云、神明の神體は長七寸許の立像なり、龍殿寺の持、
稻荷社も同じ邊にありて同寺の持、古へ多磨川の傍にあ
龍殿寺 村の中央にあり、自立山と云、天台宗多磨郡深大寺村は深大寺六十七世宜海なりと云、本尊彌陀立像 寺寶大黒天にして長二尺許、客殿七間に五間東向なり、
像一軀木像にて長三寸許、傳教 觀音堂二間半四方北向な像長一尺二寸許なるを安
ず、慈覺大師の作なり、
褒善者百姓源藏 源藏は極て貧困のものなり、年十七にして具にして渡世なりがたく、老母及び姉妹三人を合せて六口の奉養、すべて源藏一人が力によれり、さればつとめて精力を勵すといへども、年若く殊に窮民なればはかしくしきこともあらず、剰さへ或時大風の爲に居宅倒れ崩れしかば、僅の得

分をもてつぐのはんとて、村民の助力を乞てやうやく家居をつくり、僅に風日を覆へり、しかりし後いよ／＼耕作をつとめ、其暇には母に仕へ兄弟を撫育せり、其後姉二人とも人に嫁せしが、内一人は不幸にして夫婦ともに歿せり、三歳なる孤ありしを、源藏まづしき中にもあはれがり、其家に移してやしなへり、源藏が所持の高儀に二斗三升四合七勺の地あるのみなれば、其困窮思ひやるべし、よりて村民其志を感じ折々ものなど贈りて生産の資となせり、且享和四年四月時御代官菅沼安十郎へ其狀を訴へければ、米二俵を與ふべしとて、其代として金をたひて彼が奇特を賞せり、時に年三十一に及

○久地村 久地村は、郡の北へ寄て多磨川にのぞめり、古は小机領に係りしといへど、今は稻毛領に屬せり、江戸日本橋より行程凡五里に餘れり、東は荏原郡瀬田及當郡内諏訪河原の二村に境ひ、南は二子溝の口下作延の三村に接し、西は堰村により其中に宿河原村も係れり、北は多磨川を隔て多磨郡鎌田大藏宇奈根の三村に及べり、此邊村内北に寄たる所の小名を、川の邊村と云、是川の邊なるゆへ唱へならはせるにや、其地も頗廣く自から枝郷の如くなれど、もとより別に一村をなすにはあらず、此事は村内に川邊を氏とせる舊家あれば、猶そこにも載たり、又多磨川水路洪水の折々に變遷して、今は川の向ひにも此村の地の交れる所あり、村の廣狹は凡東西へ二十二町半、南北へは四町半に餘れり、村内多くは平地に

て南方には山あり土性は眞土に砂交り、荒砂砂利へな土の錯はれる處あり、水田は少く陸田は多し、民戸九十一軒所々に散在せり、此村ふるきことは傳へず、正保の頃は御料所にて伊奈半十郎の支配所なり、元禄十年織田越前守此地を檢せり、其後寛播磨守神尾若狹守等も此地を檢せしことあり、御代官遷替ありて今は小野田三郎右衛門の支配所なり、
高札場 小名東前田
小名 いやのめ 西南の角 山形 いやのめの續きにて南方なり、古は大明神山といひ 砂原 東より 東前田 方なり、しと其由来を詳にせず、
西前田 辰巳の方 南前田 南の方 中通 北より、下谷の方を、土手根 いやのめの下より東方、
比丘尼山 村の南にて字山形の東續きにあり、元禄の頃上杉氏に仕へし女の、後尼となりてこゝに住せしゆへ
此名あり ○山形 古は大明神山と唱へしかと、近き頃御代官所より山形と改め名付しと云、
多磨川 村の北よりを通せり、屈曲して村 ○川水 稻毛川崎用水なり、堰村より入村内にて四流となり、所々に分
流せり村内を經ること凡八町許、川幅は五間許あり、
丸用水 宿河原村より入、是も ○堤 二ヶ領用水の堤なり、
で續けり、村内に係ること長さ十五間に餘れり、此外に長さ十一間の以樋又三間の堰等あり、何れも公よりの修理なり、

赤城社

村の南の丘にあり、此所の鎮守なり、社二間に一間半、東南向、前に石階あり、そこに木の鳥居をたてり、祭禮六月十九日村内、辨天社、小名久地山にあり、此邊比良淨光寺のもち、○辨天社、小名久地山にあり、社地に井あり、此井早損の時も水の潤ることなきよし、土人は久地井戸ともいへり、又こゝに貞治四年の古碑一基あり、是は外より持來りて置しものならん、もとより、○富士淺間社、村の中何人の碑といへることは知らず、○富士淺間社、村の中あり、川邊の鎮守なり、社九尺に六尺、東向前に木の鳥居を建つ、例祭六月朔日多磨郡鎌田村吉祥院の持、○伊勢宮、僅なる祠なり、北方多磨川のへりにあり、村の勢宮鎮守なり、例祭九月十六日、村内養樹院の持、○第六天社、村民の持、○稻荷社の持、村民

淨元寺

小名久地山の東にあり、秋興山と號す、日蓮宗池上本門寺の末、開山日應寂年を傳へず、客殿五間半に四間を安せり、○養神堂、客殿の前にあり、九尺四方、三十體と間な、○養神堂、曹洞宗、下作延村圓福寺の末、富鳳山と號殿八間半に五間半北向、本尊、觀音堂、門前にあり、二間に釋迦坐像長九寸なるを安ず、觀音堂、三間觀音は立像長一尺、觀音地藏合堂、是も門前にあり、二間に、長松院跡、南の方山上にあり、今は畑となれり、いづれの頃廢せしや、其年代及廢せしゆを傳へず、

舊家者百姓伊右衛門

川邊を氏とせり、先祖を伊賀守と稱せり、其頃の家長の子孫なりとて七八軒、今も此村の農民に残れり、舊記は失ひたれど長刀一振を存せり、長一尺餘中心二尺餘、左文字の銘をえり、此外にも武器ありしに今はなしと云、按に此家は川邊を氏とし、村内にも川邊と唱ふる所あり、是等の事を以考ふれば、川の傍な

庚申堂とて十二歩の餘地、南田南の方に、伊根田南の口あり、今其堂は廢せり、村の境、溝落是も南

多磨川

村の北の方を流る、石川にて川幅六十間餘、夏は船渡にて冬の間は橋を架せり、此船渡古より當村の持なりしが、水溢の度ごとに兩涯がけ崩れ、屢々變革して隣郡瀬田の村内へ入しかば、其境界の事により遂に争論に及び、天明八年官へ訴へけるに、當村及瀬田兩村にて渡船を出すべしとの命あり、それよりしてかく兩村の持となれり、今川べりに當村の地所殘る所は、僅に六十間、堤川の北方多磨餘、久地村より諏訪河原村に至る、○堤川の傍にあり、長百五十三間其内古堤と云もの長二十四間、○塚三ヶ所、是は古よりありしゆへかく唱ふと云、○字下河原にあり、長七間幅三尺高四尺、一は字熊澤にあり、長七間幅四尺高三尺、此二ヶ所は惡水の塚なり、一は村の南六ヶ村組合の溝にあり、是は用水を引ため

神明社

村の北の方にあり、鳥居を建つ拜殿二間に三間本社三間四方南に向、例祭八月十日、宮内村常樂寺持、○第六天稻荷合社、村の中程田の畔にあり、小祠なり、此所荷は二月初午に祭ると云、社邊に延寶年中建し所の供養塔あり、

光明寺

村の中程街道の内に入り、淨土眞宗にて相模國大住郡し由、其頃は村の南の方にありて二子塚も其境内にあり、元龜二年專造坊といへるもの當宗を開基せりと、此僧文祿三年十二月六日寂す、其後何の頃か今の所に移りたれども、二子塚の内一は當寺の持なりと云、此餘の事記録を失ひたれば詳にしがたし、客殿六間四方巽に向ふ、本鐘樓門を入て左尊彌陀の立像にて長一尺五寸作しれず、

るゆへ氏とせしにや、若くは川邊氏の住居なれば、かへりて地名となりしも又知るべからず、

○二子村、二子村は久地村の南に續けり、村名の起りは村内東南の境に二つの塚並びてあり、是を二子塚と云より起りしならんといへり、此塚の事は尙下に出せり、江戸日本橋より行程五里許、東西五町南北十二町、村の四境東は諏訪河原村に接し南は坂戸村に續き、西は溝の口久地の二村に隣り、北も又久地村なり、地形は總て平かにして田多く畑少し、水旱の患あり、相州街道村の中程を南北へ貫く、民家八十二軒此街道の左右に軒を並ぶ、其内商家旅店も交れり、溝口村と組合て宿驛の役を勤むと云、當所は御入國の後より御料所にして、伊奈半十郎が家にて世々預り奉り、それより御代官遷り替りて今は小野田三郎右衛門が支配所なり、檢地は元祿八年織田越前守命を奉じて糺せり、其後新墾の田いでき、寶曆十一年伊奈半左衛門檢地して貢數を定めたりと云、高札場相州街道の中

小名、上宿村の西に、中宿村の中、下宿東の方にあり、道の内、南横町是も街道の内にて文字、北横町是も文字の横町、本村南の方二子塚、下河原村の境なり、こゝに

(道古州奥)

二間四方餘の圓徑三尺許、寶曆十二年鑄しものなり、二子塚、村の南の方に塚二つ並びてあり、其一是塚の敷一段二、故に土人坊主塚などいへり、此塚の土性至てよきゆへに、墓など作るもの多く堀用ゆるに、塚の中より茶碗のかけなどまゝ出ることあり、此ほとりを字して西屋敷と云、古へ村民居住せしこと、ゆへに古き磁器など出るにやあらんといへり、一は少しく東の方へ寄てあり、除地六畝廿九歩、高きは二丈五尺あり、南の方少しかけて、上にわかきの雜木生立り、是上にいへる光明寺の持なり、元祿年中檢地の事を承りたる織田越前守の家人、吉田權右衛門といへるもの光明寺の住持麻山と云者に、此塚の事問んとて歌よみて與へけるに、麻山と云へず、知がたきよし返歌をぞしける、此頃さへはや斯の如くなれば、今よりは糺しがたし、此塚のほとり稻毛用水の岸に古奥州海道跡なりと云小徑あり、此道は何の頃廢せしや詳ならず、今の相州海道ひらけて後此道は自づから往來もまれになりて、つひに廢するに至りしなるべし、

○溝の口村、溝の口村は郡の北二子村の西に隣れり、江戸日本橋より五里の行程なり、相模國矢倉澤道中の驛場にて、此道村へ係る所十二町程、其間に上中下の三宿に分ちて道の左右に軒を並べたり、總ての戸數は九十四軒に及べり、村の四境東は二子坂戸の二村に隣り、西は下作延村に接し、南は久本村に及び北は久地村に至る、東西十二町餘南北十三町半、村内總て平にしてたゞ西の方にのみ丘陵あり、水田多くして陸田少し、土性は眞土に砂交れり、土地の開けし年歴は傳へざれども、さまで古き

ことにはあらざるべし、いかにと云に往古は多磨川大河にして、白波岡の下を洗ひ渺々たる流れなれば、今の水陸の田は其頃は皆水中なりしなり、後に川瀬もせばまり砂場の地、年を追て平陸となりしかば、自づから人家も出来しなるべし、其後今の川崎用水もなり、僅なる渠にて多磨川の水分れ入、川崎の方へ流る、當所は其溝の入口に當るを以溝の口の名ありと云、されば昔は溝之口とも書しなり、小田原北條氏分國の頃、當所にて二十二貫四百文の地を海保新左衛門が知行せしこと、役帳に載す、御入國の後齋藤攝津守に賜はりしが、所替ありて日野小左衛門が御代官所となれり、後田中休息愚右衛門、伊奈半左衛門等かはりて支配せしが、今は小野田三郎右衛門預り奉れり、當所昔は今の二子村の地をも合せて村内なりしに、一旦分村し當村のみ宿驛にて其役を勤めしとぞ、然るに二子村盛なりける程に、二村持合となり、今は月ごとに半月づゝわかちて人夫を出すなり、檢地は寶永七年江川左兵衛小長谷勘左衛門糺せり、新田の方は享保十八年に寛播磨守二段一畝十二歩を檢地し、又堀割新田と云所田島ともに、一町二段七畝十五歩は寶曆十一年に伊奈半左衛門糺せり、此餘御林一段程村の西字藏山と云所にあり、又薪木林一段五畝所々に散在す、是は百姓の持

なり、又味場四町程土橋村の内平原にあり、久地村の境に磯多家數十九軒分三段六畝の除地あり、高札場往還の内下

小名 産塚村の東を云、塚も今存すれども二子村分村の時、かの村へ入て當所には名のみ残り、十

三坊坊を或は房ともかく、村の良の方也、此邊の村々に多ありしに、や、鹽辛村の南なり、此邊の田地乾きやすくしといへり、鹽辛村の南なり、此邊の田地乾きやすくし食して後に水飲を欲るが如、柳町南の端に、馬上免村のし、故に此名ありと云、

面山の下を云、往還の内なり、相傳ふ昔村内の大石橋を修理せしめられし時、官吏の前にて旅人等下馬せしを、道中なれば苦しからずとて免せ、猿屋敷下宿の西しゆへ此名起りしとなり、

大石橋 往還の内川崎用水に架す、長六間潤八尺、此餘にも同

○用水 二流あり、共に久地村の境より入て村内にて數派となり、所々の水田に沃き、残水は二子坂戸の二村へ入、

○川邊六ヶ村用水 是も久地村より入て水田に沃く、餘水は二子村に入、

○根方用水 是も久地村より入、村の西なる岡に傍て南に流れ、西南の隅にて掛樋を設て谷川を越、それより東に折て數ヶとなり、

一は久奈村に入、其餘は皆坂戸村に沃けり、此用、

○稻毛川 水字藏山下にて分水し、村の耕地に沃けり、

○稻毛川 水字藏山下にて分水し、村の耕地に沃けり、

○稻毛川 水字藏山下にて分水し、村の耕地に沃けり、

○稻毛川 水字藏山下にて分水し、村の耕地に沃けり、

○稻毛川 水字藏山下にて分水し、村の耕地に沃けり、

いへるが如し、御打入の後堀割て用水の便をなせしめられしにより、今は川幅六間以上に及べり、又谷川と云は村の西南の隅下作延村より來る、其村堀に根方組合の塚あり、三間に八間も御普請所なり、此川も村内にて許多の水田へ沃き末は川崎用水、

地所階方新左衛門宗隆と云、もとより池上本門寺の檀越にて法華信心の人なりしが、是も同夜に同夢を蒙り、語りあひて互に奇異の思ひをなしける、興林つひに池上に、りて本門寺第八世の眞主日調に謁して、師弟の約をなす、日調頓て名を日濃と命ず、こゝに於て新左衛門を以て開基とし其名を寺號に用ひ、日濃が舊號を以山に名づけ今の山號寺號となれり、或は云此事虚説なり、其實は興林日調と宗意を論じ、辭屈して改宗せしなりと、此日濃は頗聰明の人なり、廿一歳にして關東の知識と呼ばれしとぞ、天正元年八月八日行年九十五歳にして寂す、後廿世日晋安永中に碑を境内に建て、其本末を記せり、客殿八間に六間半巽向、千眼天王社、藥師堂山にあたり、本尊三寶觀音を安ず、

間半南向なり、神體は帝釋天長七寸許立身の木像なり、過去帳に千眼天王とは帝釋千名中の一の別號にて、帝釋もまた釋提桓因王事とあり、こゝに祀れる千眼は則富士淺間にて、日蓮宗にては經文の字をとりて帝釋を祀といへり、當寺淺間の夢思によりて改宗せしゆへに祀れるなりと云、

七面堂藥師堂山南の端にあり、此所田野を見おろして眺望いとよし、堂は一間四方程に、拜殿三間に二間南向なり、神體は木の立像にて長七寸許岡の下に鳥居を、

鬼子母神堂門を入て左にあり、例祭九月十七日なり、

足天歡喜女の二軀は長一尺許、各胎籠の木像あり、胎中のもは羅刹女の作なりと云、其餘の、

祖師堂鬼子母神堂の並びは、其起を按に明和年間在原郡用賀村百姓八右衛門が妻、同村松林の中に得し所にして、其事を領主へ訴へ上しかば、程へて後領主井伊掃部頭が代官某がはからひにて、村内密院眞福寺へ預け入り、寺に安永二年なり、後此像の由緒を知る人ありて、其由を聞に、此像中老僧日法の作にして、碑文各村

宗隆寺 下宿にあり、興林山と號す、日蓮宗池上本門寺の末寺寺と號せしとぞ、寺傳に明應五年時の住持興林僧都、或夜の夢に千眼天王より日宗歸依すべしと告を蒙りけるに、當所の

赤城社 字上宿にあり、村の鎮守なり、勸請の年代を知らず、ふ、神體は女神男神の二體なり、其さま男神は毘沙門に似たるものにて、右手に玉を持つ、女神は辨財天の如き像、例祭は八月十五日、宗隆寺の持、

稻荷社 本社にあり、末社なり、村内の社皆同じ、

番神堂 僅なる堂にて稻荷、

法華寺の看經佛なりしを、特縁のため塔頭岸の坊へ移しけるが、元祿年中此坊廢して後分敷して、いづしか用賀村の松林に埋もれけるとぞ、然るに當村の農民彌次右衛門其弟六郎右衛門と云もの、當寺の具越にして信心厚かりければ、此像の他宗の寺院にあることを嘆きて、つひに眞福寺の十二世主君に請ひ、當寺の住持日義へ譲らむ、これ安永六年十月なり是より以來利益日々、古碑七基、六基は庭前にあり、一は文にあらたなりと云、古碑七基、二年癸巳八月妙阿逆修とあり、一は文に六年八月十六日道慶禪門と彫る、此餘應永四年十一月と刻せしもの、大抵剝落して文字讀べからず、外の三基一字も讀べからず、又一基、藥師堂山背を繞れる岡を墓所とあり貞治二年と彫る、此寺の山林にて除地の數一段五畝五歩ありと云、是昔昔宗を奉せし頃藥師堂ありしゆへの名なりとぞ、改宗の後は此堂は廢せしかど、其像は今荏原郡古川村の藥師これなりと云傳ふれども誤なり、天正年間記せし縁起によれば、かの藥師と同伴なりとあり、今村内に藥師免と字して一段餘の地あるは、其免除地の跡なるべしと、千部塚千眼社より少しく南にあり、廻り十四五いへり、千部塚間高さ八尺許、上に松樹兩三樹たてり、相傳ふ興林僧都改宗の時池上本門寺より、日蓮の像を與へれば開眼のため此所に法華經千部を讀誦せしにより此名ありと云、又の傳へに左にはあらず、興林が手寫の、第六天塚經文千部を此所に埋て築きし塚なりともいへり、第六天塚千眼社の背後にあり、是も、法泉坊門外向て右の方にある小大さは大抵千部塚に同じ、法泉坊、此坊に續きたる丘岡の時本立寺と號せしなごりに建置し坊にて、元はたむちの本立坊といひしといへり、其舊地は今の藏山の北に續きたる丘岡の麓にあり、今も其所に古碑六基あり、そこより北の方三中間許に諏訪社あり、其邊今陸田のひらけたる所は皆法泉坊の境内なりとぞ、今の地へ移りしは何のころにや、されど舊地にたてる石碑の内に享保年間のものあるときは、其後衰へて

今の地へ移りしこと知らる、按に宗隆寺天正年間の縁起によれば、昔は法泉坊本立坊中坊仙光坊の四坊と、富士淺間社人及び所化寮等ありしと云、其内法仙坊は元より日蓮宗にて中正仙光の二坊も寺家なれば、同寮を奉せしが、たゞ本立坊は台家の寺跡など云されば本立法泉はもとより二坊にして、名を改しにはあらざるべし、二坊ともに衰へて後あはせてこゝに移せしなるべし、今本立坊の舊物なりとて、法螺貝一口名主が宅に傳へたり、甚古色にして長一尺闊一尺四寸餘なり、其證とすべし

大學屋敷 村の西にあり、何人の館跡なりや詳ならず、廣さ一町三段許、或は此所を土屋敷とも呼ぶ、上に出せし稻荷社赤城社などのたてる所なり、此二社の間に半屋敷と云所あり、是獄屋の跡と見ゆ、かたゞ、然るべき人の屋蹟なるし、

舊家者百姓七右衛門 氏を鈴木と云、先祖は鍛冶なりと云傳ふれども舊記を失ひたれば其證なし、其宅は天正年間の造作なりとて近頃頃までありしかど、損壞して後に修造せり、されど古の柱若干を用ひて今にあり、又古の棟札もあれど悉く烟にそみて文字讀べからず、かたゞ、舊家なること推て知るべし、因に云、もとの名主松原某は世田谷吉良氏の浪人にて、こゝに住せしもの子孫なり、舊記武具等も藏せしが、天明中に家族大抵死亡して、今縁に子孫の斷ざるはかりなり、由緒の書物武具等はゆかりにつきて、豊島郡下渡谷村の百姓吉兵衛と云もの、方へ譲りしと云、ゆへに其詳なること

新編武藏風土記稿卷之六十一終

新編武藏風土記稿卷之六十二

橋樹郡之五 稻毛領

○久本村 久本村は郡の北にあり、小田原北條家分國の頃は、島津又次郎が知行稻毛久本十四貫二百文、後藤惣次郎が知行小枕久本十三貫六百三十二文と、永祿年中の役帳に記したれば、其頃ははや開けし村なることは知らる、されど今は小机の唱なし、江戸日本橋より行程五里に過す、村の廣さ凡東西へ六町許、南北も又六町餘なり、四境東は坂戸村に界ひ、西は下作延末長の二村に交り、南も末長村にて、北は溝の口村に隣れり、地頭は長坂血鐘九郎川勝主税の二人にて、民家三十九軒、土性は眞土或は野土交れり、田多くして畑少し、檢地は明暦二年地頭長坂十郎兵衛改めしよし水帳に見ゆ、川勝主税が知行の方は檢地の年代を傳へすと云、當村に一條の街道あり、相州矢倉澤へ通ふ道なり溝の口村より入、村内北の境一町半程を経て下作延村に達す、道幅凡二間ばかり、

高札場村の南長坂血鐘九郎が知行所の中にあリ

- 小名 前田村の東山の榎 頭田 六段田 西町 島し
- り 五明 むか田 池ふち ふか町以上村の東 中島
- こや田 舟ヶ町 しの町 そりまち以上巽の 屋か
- 町 辻下 三常坊以上南の方 八段町 鴻の免 錢
- 子町 やきわ すかる田 八幡義 長谷 坊谷 關
- 免 以上北の方に 猿田 このま 以上村の舊記に見えられ
- よりてあり、 猿田 このま 以上村の舊記に見えられ
- 川水 北の方溝の口村より流來り、村内を過
- 八幡社 村の中央より良の方にあり、社一間半に二間拜殿二
- 九月十日 末社辨天社本社に向て ○杉山社村の良の方丘上
- 一日、 ○杉山社 體は十一面觀音像一尺許なるを安ず是も丘上
- 持、 ○神明社村の中央丘上にあ
- にあり、 ○神明社村の中央丘上にあ
- 大蓮寺 村の中央にあり、淨土宗郡中上小田中村泉澤寺末光
- 開山開能は延寶六年七月廿九日寂す、寛永二年十一月十日起立せり、
- 二尺許なるを安ず、客殿東向にて六間に四間半、 大日
- 堂客殿に向て左の方にあり、大日は坐像にして
- 長三尺許行基の作と云、堂は三間四方なり、
- 觀音堂 是も同く左の方にあり、正觀音一尺 ○瀧臺寺村の
- 觀音堂 五寸なるを安ず、堂は二間半なり、

方にあり、天台宗にて多磨郡深大寺村深大寺の門徒なり、命符山理生院と號す、開山詳ならず、中興開基を法印良辨と云、延寶九年正月十一日寂す初は瀧臺院生寺といひしを後改め唱ふといへど、いつの頃よりの事に詳ならず、地頭長坂血鏡九郎より寄附する所の石燈籠あり、命符山理生寺別當瀧臺院と記し、慶安二年極月十五日と刻せり、されば瀧臺院を寺と唱へんことは慶安の後なること知るべし、客殿五間に五間半東向なり、本尊は地藏の坐像長一尺許なるを安ず、毘沙門堂 客殿に向て左の方にあり、小堂なり毘沙門の像は傳教大師の作なりと云傳ふ、

○末長村 末長村は久本村の東にありて、日本橋よりの行程も大抵同じ、古は稻毛庄と唱へしこと古き記録にも見ゆ、郷名は失せり、村名の起しゆへは詳ならず、村の四境東の方は新城村に隣り、南の方は新作村に接し、坤は梶ヶ谷村に傍ひ、西は下作延久木の二村に及び、良は坂戸村に限れり、東西凡二十五町南北は四町許、高低の地にして西北は高く、東南は水田多して多磨川に續けり、相州矢倉澤街道村内に係り、西の方作延村より村境三町を過て、坤の方梶ヶ谷村へ達す、道幅四間なり、民家七十一軒、山の麓に散在す、土性は黒ほく或はへな錯り、産物は秣菜土地に相應して味ひ他にまされり、村の開闢は其詳なることを傳へず、【小田原家人役帳】に島津又次郎が知行五十二貫七百五十文稻毛末長とあり、御入國の後程なく國領七郎右衛門、淺井八郎右衛門、松波九兵衛

に賜はりしと云、今も其子孫等の知る所なり、檢地は三給ともに元祿五年二月改ありしと云、

高札場 松波梶平が知行の中であり、村の中央、字松の木に建つ、其餘は未だたてず、

小名 新城前村の東の、關免良の方、柳町上に同、五明前

是も同邊、鴻の免南の方、小高谷上に同、透毛臺坤の方

笹ヶ原西北の方、窪臺乾の方、ついち村の北の方にあり、土人此所をついちの御殿の跡と云のみにて事實を傳へず、松の木谷村の西の、四

段田中央を

根方用水 十三ヶ村組合の用水なり、村の西久地村より入、南の方新作村へ通ず、幅四尺許、

水良の方坂戸村より入、

杉山社 村の南によりてあり、勸請の年代を詳にせず、社二間に三間長に向ふ、神體は木の立像長一尺許、前に鳥居あり、例祭隔年九月十六日十二座の神樂を奏す、社地丘上に松樹あり、村内三給の鎮守にて明鏡寺の持なり、

○伊勢宮村の西梶ヶ谷村境にあり、小阿東向なり、前に鳥居あり、例祭九月十九日杉山明神と隔年により、村内三給の持にて明鏡寺の

うけたまはりなり、

増福寺 村の西によりてあり、天台宗にて多磨郡深大寺村深大寺末茂岳山觀音院と號す、客殿六間に四間半長向なり、本尊阿彌陀坐像一尺五寸なるを安ず、開山開基詳ならず、寺内に了典法師と云僧の墓碑あり、元祿三年二月十八日

て由来を傳へず、

舊家者百姓源右衛門 秋元氏なり、持傳へし舊記もなし、村小田原落去の後、先祖梅原將監菅原正賢此里に來り、八代を經たりとあり、又云正賢が父を梅原兵衛長盛とて、北條家に仕へしものなりと云、其餘詳なることは傳はらず、

と刻す、是より古きは見えず、されば中興開基などにてもあるべきか、門長向なり兩柱の間一間前に小き坂あり、
○觀音堂 門半南向なり、觀音は立像にて長二尺餘、堂は二八幡宮門外右の方に小鳥居を建、祠は客殿の後に丘上にあり傾なる造なり、神體は丸き石にて圓經二寸五分許石色酢谷に類せり、今客殿に安ず、寛延元年に記せし縁起一軸あり、されど近き頃のものといひ、ことに覺束なき事多ければ悉信するに足ざれども、しばらく其大略を下に記せり、曰寛治五年正月十五日源義家奥州後度の戰に利を得、當國へ歸り來りし頃たま／＼長雨晴て海水潔し、軍卒等と共に向の岳を詠むるに玉垣清らかなるるに感じて、各信心を動しける、やかて別當沙門に仰て見せしめられけるに、奇異の石あり、義家を始めかの石に武運を祈り、弓矢を納此里の民永く榮えんとて、末長邑と號せり、此岳を八幡山放生山とも云ひ慣はせり、後北條早雲再建し小田原の方への往還を開て崇めり、時過て荒蕪し享保七年小祠を建立し、上代の坂を築き東都守護の爲に東向にせりと云、末に茂岳山觀音院増福寺當住三部都太阿闍梨權大僧都堅者法印頂典とあり、又降慶八世梅原軍曹菅原時貞と記し、己が家系を末に録したり、舊家の條に出ず、
○明鏡寺 村の西へより天台宗東叡山末にて、多磨郡深大八間に六間長向なり、本尊阿彌陀坐像にて長一尺二寸許なるを安ず、開山及び起立の年歴は詳ならず、寺僧歴代の碑に寛永五年七月十三日慶丁法印と刻するもの、
○十王堂 村の東丘上にあり、二間四方異向なり、石の十王を安ず、各一尺許中央に地藏二尺許なるあり、増福寺の持なり、
○阿彌陀堂 村の西の方にあり、三間に二間南向へり阿彌陀の坐像一尺二三寸なるを安ず、是も増福寺持也、塚三村の南西の境にあり、十四五間を隔て三ツ並べり、一は塚二間許あり、其餘は四尺許なりたゞ古塚とのみ云傳へ

造五郎兵衛糺せり、又明和の頃新田を墾せしにより、同
き三年伊奈備前守忠宥改む、此後安永五年にも伊奈半左
衛門檢地して新田高入となりしものあり、村の廣さは東
西九町程、南北は十一町半に餘れり、村北及び東南の方
は長尾村に界ひ、乾は上菅生村の飛地に限り、西は下菅
生村にて、坤より南までの間は總て土橋村に接せり、民
家は六十四軒南北に別れて各軒を連ねたり、
高札場字猪澤に

小名 石崎村の中央 堀之内村の南の端 天神谷是も南
にあり、馬場村の南の 大久保馬場の東 猪澤村の西の 別
り、所猪澤の北 天守猪澤の東 柳町村の東の 高山村の北
端より、乾により 風久保村の北の 竹の澤是も村の北 かんゑ
てあり、西竹の澤の 池の谷 石崎の北より乾
谷川 西の方下菅生村より入、村の中程を流るゝこと九町餘
にして東の方長尾村に至る、川幅三間許無名の谷川に
て僅なる流 ○溜井二ヶ所、一は村の西字宮脇にあり、一段
れなり、 ○板洗堰村の中程にあり、こゝより谷川の水を
三畝許、 ○板洗堰村の中程にあり、こゝより谷川の水を
幅二間半高さ四尺、村
持の普請所なり

征伐の時、此處の軍利あらば鎌倉より奥州までの海道の中、
十里毎に八幡一祠を建立せんと誓言ありしが、果して勝れな
りしかば建久三年に至りて、つひに誓の如く鎌倉より奥州ま
での間に數ヶ所の八幡を勧請せらるゝ、當社は其一なりと、此
事【東鑑】等にはさらになき事なり、鎌倉の古海道は今隣村土
橋村の内に其跡遺れり、神體は應神天皇の一坐にて二尺許の
木像なり、村の總鎮守にして例祭は二月初の卯の日と定め、
社前に於て射衛の式あり、尤其形ばかりなり、本社は一間四
方許の宮作りにして、覆屋あり、拜殿は二間四方、稻毛神社ハ
小泉信濃が事は村内熊野權現の神職を兼てしかも、權現の傍
に居る故其所に事實を出せり、天正十九年東照宮の命ありて
御武運長久の御祈禱をなせしにより、當社へ神供免七十石餘
の御朱印を賜はれり、慶長五年台徳院殿關ヶ原御出陣、時鈞
命によりて御祈禱のため太々神樂を興行せり、御凱旋の後神
器等御寄附あり、同き十九年大坂御出陣御首途の時先年の御
吉例を以、御祈禱を命ぜらるゝ、御凱旋の後も神主伊豫を召出
されて銀子若干を賜はるゝ、後いつの頃にか社地回祿の時御朱
印鳥有となりしかば、是まで賜はりし七十石の地は收公せら
れ、又其後願ひ上て三石免の地を除せられしより、今に至る
まで先規の如く、 ○熊野神社の上字別所にあり、社地は小
御祈禱せらるゝ、末社は宮作りにて四尺四方拜殿は二間に三間、本
社も此内に安せり、拜殿に稻毛神社の四字を扁す、前に石階
十二級ありて其下に鳥居を建、例祭は九 末社辨財天社本
月廿一日にて村内神明社と隔年なり、 抱瘡神社同じ並び
にあり、 稻荷社本社にあり、 抱瘡神社同じ並び 神主
小泉信濃 本社に向て左に住す、村内八幡神明五所稻荷等の神
新太郎常衛、其子常忠の子孫小泉を氏とするものありと云の
みにて、其間の世系を失せり、天正の頃小泉左京亮と云もの

より後の事は詳に傳へたり、左京亮は天正八年二月十五日歿
す、其子を左京亮次と云、政次が嫡男出雲勝重は同き十五
年に、在原郡品川稻荷社神主宇田川出雲勝定が養子となれり、
政次は同年二月四日歿せしにより、次男伊豫守政安家業をつ
ぎたり、此人の時東照宮及び台徳院殿よりしば々賜物ありし
ことは已に前に見えたり、今の信濃は其子孫なり、近村神主
の少きゆへ、何れの村にても祭事あるごとに、必信濃に託し
て今の當に用ゆる所の十二座及び五座等の神樂を行へり、
○神明社村の南字堀の内にもあり、僅なる祠なり、相傳ひ文
定かなる事を知らず、例祭は九月廿一日にて村内熊野の社と隔年に行へり、 ○天神社村の南天
日にて村内熊野の社と隔年に行へり、 ○五所社
事を知らず、例祭は年々十月二十五日なり、

石の板碑なり、一は文明十三年月待の供養塔なり、 ○觀
一は正實禪門三月十六日とありて年代を記さず、
音寺村の裏にありて、曹洞宗にて東泉寺の末寺なり、慈
本尊は聖觀音坐像にして長四寸客殿四間半異向なり、 ○藥師堂村の西名主平左衛門
即同人の持なり、大さ三間四方藥師堂の三尊
を扁す、本尊藥師如來は坐像にして長八寸、
葛山某墓 地頭の墓なりと云、小田原家人所領役帳にいへる
葛山某なるべし、猶舊
家の條并せ見るべし、

東泉寺 村の東字堀下にもあり、此寺近き頃までは今の所より
は南の方にありしと云、其跡今も當寺の墓所となり
てあり、もとより除地なれども坪數も詳ならず、其地の字を
せがき田と云、曹洞宗にて郡中下作延村圓福寺の末、泰平山
と號す、開山最安慶初天正十二年九月二十七日示寂、開基は
一翁全閑居士清室體泰大姉の二人なり、其位牌の傍に記して
葛山平とあり、是そのかみの地頭なりと云、北條家人所領役
帳に載たる葛山某が夫婦の法名などにや、詳なる傳へもな
し、猶墳墓の所合せ見るべし、客殿八間半に五間半餘前に石
階あり、二間許、本尊聖觀音の坐像にて長五寸、門は兩柱の
間九尺控作 寺寶 般若地藏像一軀銅像なり、寶曆年中大
境内より掘出せしゆへ、此の號を 古碑二基墓所にもあり、
得たりと、長六寸許の立像なり、

舊家者百姓平左衛門 氏を山田といへり、今村の名主なり、
衛が子孫なりとて、家系一卷を藏す、其文によれば片山彌兵
かの葛山が一族の如く見え、今其大略を摘みて下文にしるせ
り、昔稻毛領平村の住人に杉田藤太と云人あり、もとやんこと
なき人なりしが、如何なるゆへにや洛中を遊れて關東へ下り、
初め鎌倉鶴ヶ岡の邊杉田と云所に住し、在名をもて杉田と號
しける、其頃鎌倉將軍家の世となりしゆへ、武家をさけ、ゆ
かりに付て當所に來り住せしが、農民のわざも又ものいと
しければ、止む事を得ず武家に仕へて僅に此平村一郷を宛行
はれけり、それが子孫に至り諸國亂れてしば々兵革の事あ
りける、然るに駿州の今川家に北條新九郎と云人あり、本國
は勢州のものにて北畠の浪人なりといへり、此人武道に勝れ
たりしかば、相川小田原へ下りて武相二州を今川より預け
られしにより、其頃も藤太が子孫を土人葛山平殿とて仰ぎ尊
びけるが、僅の地なれば獨立しがたく、やがて小田原へ仕へ
ける、然るにかの北條家は四代の其間關東に武威を振ひしが、
左京大夫氏直に至り天正十八年小田原落城の時、杉田氏も討
死して所領を失へり、其時かの庶流なりし片山彌兵衛と云も
のあり、もと當所の名主にて小田原分國の頃村の長をつとめ、

其身はいやしけれど武勇の閑えありしかば、其頃の戦記にも名を顯せしものなり、落城の時も彌兵衛は其子圖書と向くし...

○土橋村 土橋村は昔は平村の内なりしが、後に分村せしむ、天正後の事ならんと主人いへり、されど長尾村の農家に天正十八年の制札あり、其文に作延郷長尾村平土

高札場 小名太田前

小名 大野原村の北より東に、牢場谷村の西、太田前村

中程な 持田谷 東北の隅、原臺南の端、西臺村の坤の

土橋 字太田前にあり、僅なる溝に架せり、長一間幅四尺あり、初めにも云如く、相傳ふ此橋は右大船類の架せしめられしと、其頃は此流れもさまでせまからさきりしゆへ、ことさらに橋をも作られしが、今の川幅狭みて僅にかたばかりの橋を存せり、されど村名の起る所なればこゝに記せり。

大神宮 村の北にて字大野原と村境の山間にあり、それより二町許を下りて木の鳥居を建、村の鎮守なり、例祭は年々八月十五日にて、平村の神主小泉信濃來り祭事を司る、正福寺持、御獄社村西字牢

上にあり、稻荷を相殿とす、木 ○御獄社 同所に正福寺の鳥居を建、村内正福寺持、○八幡宮 村の東馬絹村の境にあり、鳥居より社まで半は馬絹村の内なり、土人は是を片大門と號す、八幡の社二社たり、一社は馬絹村の持にて、一社は當村の内長坂血鎗九郎が知行に屬せり、是は社地一畝免除、○稻荷社 村の中央にあり、僅なる祠なり、前に木 ○神明社 村の南にあり、○稻荷社 同邊にあり、是 ○三島社 字持田谷にあり、○天神社 字原臺にあり、小丘の上に僅 ○荒神社 村の中央小丘

小なる祠にて、○第六天社 村の南にあり、○大野稻荷南向なり、

橋村以上三ヶ所と記せり、此頃已に土橋と云地名はありしなれど、いまだ平村の内に屬せし事知らる、此土橋と云地名の起りしを尋るに、村民の傳へによれば古は太田といひしが、其頃は鎌倉街道此地へ係りしにより、右大將頼朝此地を過給ひし時、新に土橋を架せしめしことありと、實なりや、今も此橋僅に其跡を存せり、此故に太田を改めて土橋と號せりと云、されど今も太田庄と號せり、又小名にも太田と云所あり、是古名の名残りなりといへり、其地は中原海道に傍し所にして、江戸日本橋より六里の行程なり、家數三十九軒、村内に散在せり、村の四境東は馬絹村にて中原街道を界とす、南は有馬村に隣り、西は下菅生村に境ひ、北は平村に續き、東北の隅は長尾村に接せり、東西十二町南北十町あり、押なべて村の中央より東の方、馬絹村の地へかゝりて細き平地なり水田は其邊に開けり、されど用水便あしければ水田は僅にして、陸田多し、土性は野土黒土なり、又村の東北に秣場あり、是は字を大野原と號して、兩給入會の所なり、當村は御入國の後程なく長坂血鎗九郎戸田六郎右衛門の二人に賜はりしより、今に至るまで子孫相續して知行せり、檢地は長坂が知行の方は寛文九年にて、戸田の方は萬治三年三月なり、何れも地頭の改めなり、

社 字持田谷にあり、南向なり、以上七社共に百姓持、

正福寺 字太田前にあり、天台宗多摩郡深大寺河深大寺末、是佛師の立像にて長二尺許、今はいと衰へゆきて定まれる住僧もあらざれば、開山の年代等も尋ぬるによしなし、

○觀音堂 村の乾にあり、二間四方の堂なり、本尊 ○地藏堂 字西臺にあり、二間四方の堂にて東向なり、本尊 ○觀音堂 村の乾にあり、二間四方の堂なり、本尊 ○地藏堂 字西臺にあり、二間四方の堂にて東向なり、本尊

古跡鞍掛松 村の西南の隅にあり、相傳ふ右大將頼朝鑿置よし、此地を經歷の時、乗鞍を此松の枝へ掛られしと、又の傳へに北條氏の家人横山監物が出陣の時、鞍を掛れしともいへり、今は枯木となりて根ばかりを存せり、圓徑九尺許、元祿四年の村圖には、えんさ松とあり、いかさまにもゆへある松と見ゆ、此所鎌倉古海道の名残りとして、道幅一間許より二尺程、

○茶筌松 村の南字さき沼臺にあり、大き二尺許に用ひ、其用は後此所へ棄られしが、根生 ○陣屋跡 村の東北の隅にあり、今は陸田となれり、地頭長坂血鎗九郎が昔の陣屋跡ならんかと土人いへり、

○馬絹村 馬絹村は、土橋村の東に續けり、御料の地、又川勝主税遠山政之助の二給あり、江戸日本橋まで五里に餘れり、郷庄の唱はいはず、當村東は梶谷村より末長村に接し、西は即土橋村にて、乾の方は長尾村なり、南は有馬野川の兩村に續き、北は上下作延の二村に隣れり、東西へ凡十町餘、南北も十町に過ず、家數九十軒、良の

方一條の道あり、相州矢倉澤街道なり、下作延村より入村内に係ること長凡八町許にして有馬村に達す、總て田多くして畑少し、土性平地の方は黒土にて山よりは赤土交れり、御料の方は元祿十年織田越前守檢地す、御代官の遷替も前村に同く、今大貫次右衛門支配せり、高札場字長坂の下

小名 長坂 東の方に長さ三町許 宮前 東の方 笹ヶ原 村北の方 下神戸 北なり 上神戸 村の乾の 千駄丸 同く方なり 矢尻 南の方 矢中 耕地 巽の方を 梅の木 村の中央 鐘ヶ崎 良の方を總 回り 澤 坤の方

用水 西の方土橋より來り、村内凡長三百間許を 〇溜井 四ヶ所内所々にあり、何れも僅なる溜井なり

女體權現社 村の東の方にあり、垂迹は伊弉諾尊とも、又は阿彌陀なり、神體は長八寸許左手に巻物を持、右手に笏を持て裝束したる立像なり、按に昔伊勢太神宮遷拜の爲に此社を建しにや、字に神戸など云所あれば、此邊は其神領なりしと思はる、本社は僅なる祠にて拜殿三間に二間、村の總領守にして例祭年々九月廿二日なり、社前に 末社 神明社 本社の鳥居を立、柱間八尺、泉福寺持、 〇熊野社 村の良の方にあり、秋葉社 本社の右の方にあり、例祭は十月

り、東は上下野川の兩村に錯り、南は都筑郡山田牛久保の兩村にして、西は同郡石川村及び當郡下菅生村に續き、北は馬絹土橋の二村なり、東西へ二町餘、南北へ五町に餘れり、又村内一條の街道あり、相州矢倉澤道にて村の北馬絹村より村内八町餘を経て、南の方都筑郡牛久保村に貫き、道幅四間許あり、民家は總て九十六軒、東西に散在せり、村内總て高低の地にして、土性赤土黒土砂交りなり、泥田陸田及び丘山等分なり、此村は泥田深くして苗代を用ひず、水田ことに種を播きて耕す、農耕の際に薪をとり、炭をやきて都下へ鬻ぐことを餘業とせり、當村古き事傳はらず、永祿の頃は北條家人窪田又五郎が知行十貫六百十八文と役帳に記せり、御入國の後遠山政之助曾根主税に賜はりし年代を傳へざれど、正保のものに遠山七郎左衛門曾根半兵衛知行のよし載たれば、其頃よりの采地なる事は知らる、此餘新田あり御料所にして民家なく、私領持添の地なり、今は小野田三郎右衛門支配せり、檢地せし人は里人の傳へに竹川監物など云て年月も詳ならず、古田は延寶六年地頭より改めし事もありしと、新田は延享二年神尾若狭守札して稅務を沙汰せり、高札場二ヶ所一は村の中程神明社の前にあり、遠山政之助の持

廿一日、村内三島明神と 〇八幡社 村の西の方土橋と入會隔年なり、泉福寺持、 〇稻荷社 村の中央の丘上にあり、遠山日村民の持なり、 〇稻荷社 政之助が采地にして、社一間半に二間村

泉福寺 村の中央にあり、平榮山と號す、天台宗にて多磨郡深大寺村深大寺の末なり、開基を義天法印と云、其の立像なり、客殿七間半に五間半、 〇觀音堂 村の西の坂にあり、三間に三間半西向、正觀音立像一尺四五寸なるを安ず、近き頃稻毛領の内に西國三十三所の觀音の札所を擬せしものあり、此堂も其一なり、

〇有間村 有間村は、馬絹村の南なり、江戸日本橋を距ること六里餘、古は稻毛庄に屬せしが、今は郷庄共に唱を失ふと云、按するに【小田原役帳】に有馬の地名に小机と旁標す、されば小机は郷名か庄名か、何れにも當村當時其下に屬せしこと知べし、又村名の字古は有間、中頃有馬に換へ、今又古に復すと云、今按するに隣村に馬絹あり、役帳當村を有馬と記す、當所乘馬の縁ありて起りし地名なるも知べからず、且後世も或は間に作り、或は馬に作り、參差として一ならざる時は、馬に作るを得たりとせんか、然れども今間字を用ゆれば、姑有間に從へ

小名 前野 村の北の方 島田 谷 是も北の方 大塚 村の南にあり、影取 是も南に 道城 谷 是も南に 金くそ 谷 村の西にあり、鷺沼 是も前に 高山 是は鷺沼の 貉谷 是も西に 城山 村の北にあり、城跡なりといへど何人の住せしと云事を傳へず、又別に考ふべきなきし、恐らくは北條家人窪田又五郎が、此所を領せしこと初に載る如くなれば、彼が屋敷などありし跡にや、丘上にして凡一町許、今は兩給人會の地なり、されど曾根主税 下屋敷 村の南にあり、遠山政之助の頃地頭住せし所なりといへり、今の遠山政之助の祖の住居せし地なるにや、詳ならず、 用水 村内山丘の谷間より涌出る僅の清水を以て水田に沃く、此用水常に不足なれば早損の患多し、古は村内に溜井二ヶ所ありと、一は字鷺沼にありて一段許の地なり、一は字影取にありて八畝許の溜井なりしに、二つとも近ごろ廢して今は芝地と

長善寺

村の東の方遠山政之助が采地にあり、淨土宗東本願寺末、有間山と號す、當寺昔は淨土宗なりしが、住職轉運社眞響安立の時改宗ありて今の宗旨となれり、此僧は天正十九年七月十三日寂せり、淨土門の頃の開基等は傳へず、本尊彌陀の立像二尺餘、裏に元祿八年二月廿一日再興せしよしを記す、客殿八間半に六間半東向なり、○福王寺 村の中央にあり、臨濟宗鎌倉圓覺寺末、壽榮山と號す、開山は雪隠慶長七年三月三日寂す、相傳ふ當寺は昔圓覺寺塔中に福王寺といへるありしが、廢寺となりしを官へ願ひ當所に再立して寺號とせしと、何れの頃にもや年代も傳へされど、開山を以ていへば、天正慶長頃の事なるべし、本尊十一面觀音立像一尺許なるを安す、客殿四間四方あり、又境内に古碑あまたあれば、古くよりの葬地なりしにや、建武二年、建武四年丁丑十二月十六日、(建武四年とあれども建武は三年にして延元と改元す)、貞治四年六月、永享十三年、文明十六年十月等の古碑あり、此餘斷碑あまたあれど、文字磨滅し、吾妻權現社客殿に向て左の方にあり、○不動堂 村の東の方丘上にあり、不動立像長一尺許なるを安せり、堂二間四方南向なり、堂の前より丘の下へは四丈許の斷崖にして瀧あり、されど水勢いと細し、下に瀧壺、○西明寺跡 不動堂の森の後にあり、郡中小杉村西明寺は此所より移れりと云

大塚 村の東にあり、よほど高き塚なり、土人も何人の塚なることを傳へず、又古の一里塚なりともいへり、それをいかにと云に此所より馬絹村の方へ古道ありて、此塚其路傍にあたりしと云、されど其體なることを知らず、○柅ヶ谷村 柅ヶ谷村は馬絹村の東にあり、江戸日本橋より行程六里餘、村の四境東南の方は上野川村に界ひ、西は馬絹村に隣り、北は末長新作の二村に續けり、村の

西福寺 村の東にあり、天台宗多磨郡深大寺村深大寺門徒なる僧の内に、秀榮法師文祿二年二月廿日寂すといへば、古き寺なること知るべし、本尊彌陀の坐像にして一尺餘、客殿七間に五間巽に向ふ境内に傍て松林あり、○阿彌陀堂 村の東に三間七畝十歩の見捨地なり、○阿彌陀堂 村の東にあり、三間に二間、本尊は一尺、塚二ヶ所一は北の方にあり、許の立像なり、西福寺の持、塚二ヶ所一は北の方にあり、四畝二十四歩許の所なり、又一も同邊にあり、○方貝塚 北の方にあり、五間四方許の地なり、是も其ゆへを知らず

○上野川村 ○下野川村 野川村は郡の西によりてあり、今は上下の二村に別ども、元一村なれば其地犬牙して別ちがたし、江戸日本橋より行程五里餘、【布施家譜】には稻毛庄野川とあり、【小田原家人所領役帳】に小机の内に屬せし由を記す、然るに今は小机庄の唱を失せり、又云布施彈正左衛門康則が知行十五貫三百文は、野川地頭方とあり、其餘十六貫三百三文は後藤惣次郎が知行にして、元は太田新六郎康資が知行とあり、今上野川の方は家數六十五軒にして、これは台徳院殿の御靈屋料及増上寺領なり、此内御靈屋料の方は昔は戸田久助が知行なりしが、其地を替賜はりて今の如くなれり、下野川の方は家數六十四軒、是は影向寺領と大岡雲八が知行所なり、村の四境東は清澤村にて、西は有馬村なり、南は

廣さ凡東西へ七町南北へ十二町に餘れり、家數四十軒、村内谷多く土性黒土砂交れり、田多くして泥土深く畑少し、當村は昔御料私領打交り、私領の方は正保の頃蜂屋源右衛門が知る所なりしが、其後故ありて元祿十一年采地を收公せられたりと云、是より一村全く御料となれり、初め元祿十年織田越前守檢地す、其後新田の檢地は寶曆二年神尾若狹守、松浦河内守等なり、御代官も前村に同くして、今は小野田三郎右衛門支配せり、高札場村の中央より少

小名 矢中耕地 南の方にあり、中島耕地 是も同邊、寺前耕地 村の東の方にあり、屋敷前耕地 同邊、宮前耕地 西の方を清水谷耕地 村の北の方にあり、○明地坂 村の中央にあり、一は五段許、一は三畝許なり、○溜井 村の北字池ヶ谷にあり、六段二畝十五歩、○子神社 村の東丘上にあり、例祭隔年九月十四日、末社牛頭天王社 本社にあり、○神明社 村の西の方にあり、例祭九月末社三峯社 本社に向て左、秋葉社 是も同じ並

久末村及び郡筑郡山田村に隣れり、北は馬絹柅ヶ谷新作の三村に接す、東西二十三町許、南北十町程、土性は黒ほくにて水田陸田相半せり、此餘秣場ありしを新墾せしもの石高四十石餘にして陸田なり、是は御代官所にして小野田三郎右衛門が預り奉る所なり、檢地は慶安二年なりとのみ云傳へて其詳なることを知らず、當所の傳へに文祿年中の水帳ありしを、いつの頃か遺失せしと云ときは、文祿年中にも檢地ありしなるべし、高札場 總て三ヶ所あり、一は南の方字籠場谷の前にあり、是大の方なり、増上寺領の高札なり、一は北の方の山下にあり、是は御料所の内なり、小名 耳きれ谷 村の中央、兒ヶ谷 村の東の方なり、天屋 南の方

籠場谷 同邊、天神谷 中央の方にあり、注螺貝谷 中央の方にあり、池谷 中程なり、十三本堂 中程なり、又十三普中なり、○矢上川 村の北方柅ヶ谷村より入りて、南の方久末村へ達す、村内を延貫すること十四五町許なり、○章駄天社 村の長の方にあり、上野川の内にあり、内陣二間半四方拜殿四間に三間南向なり、前に木の鳥居を建、總村の鎮守にて、例祭は年々九月二十三日、神供免畑一町餘、見捨地あり、鎮座の年代を傳へず、上野川西蔵寺持、○子の神社 村の西境新田の間にあり、前に鳥居を建、神體は石像にて長一尺許、例祭は十月四日にて、神明

と隔年なり、
西蔵寺持、
○神明宮地を一方字領家谷にあり、又此に木の鳥居をたつ、例祭は前に辨じたる如く子の神と隔年に行はる、是も西蔵寺持、
○第六天社上川の内にて村の東方によりてあり、僅なる祠なり、

影向寺 村の長の方にあり、當寺あるをもて字をも影向寺と呼べり、境内は即寺領五石の内なり、抑當寺は行基菩薩開闢の古刹にして、醫徳山月光院と號せり、天台宗多磨郡府中領深大寺の末山なり、古は榮興寺と書して後養光寺と改めたり、然るに萬治年中回祿の時、本尊堂前の石上にとまりてより、今の如く影向寺に書改めしと云、本堂八間四面南向なり、本尊行基菩薩の作る所の藥師の像は、今頃ばかりを存す、再興の本尊は長五尺許の坐像なり、是は慈覺大師の作と云、日光月光の二立像長各五尺五寸、是も慈覺大師の作なりと、縁起の略に云、當寺は聖武天皇の御願によりて、行基菩薩開闢せり、其由来を尋るに天平十一年九月十二日の頃より、皇后俄に御惱ありしにより、帝も御心に藥師如來に御祈願あり、明年二月十二日の夜御夢の告ありしかば、やがて四月八日此地に勅使を立られるに、果して靈石ありければ、帝御心にたのみ給ひ、御祈願ありしに、果して皇后の御惱御平癒ましませしにより、こゝに於て當所に伽藍を御建立ありて、藥師佛を彫刻せしめられて供養ありける、頗て寺領として橋樹郡を譲らず御寄附ありて、伽藍堂宇つひに天平十二年十一月に功竣りしかば、開山行基勅使と共に歸洛せりと、遙の後清和天皇のまだ皇子にてまじくける時、惟高親王と帝位を争ひ給ひける時、慈覺大師の夢想によりて當所へ御祈願ありて、御望み空しからざりしかば、天安元年勅使下向あり、又大師に命じて藥師佛一軀を彫刻せしめ給ひ、明る戊寅の秋七堂伽藍の御再建落成して、頗觀美をなせり、こゝに於て醫王山を改めて威徳山とす、こゝに又慈覺大師彫刻の藥師を同き八月當寺へ安置せしめんとして、駿河國青島の里に一宿

す、其夜かの本尊忽失ひて見えず、盜賊などのしわざにやと思ひしに、さはなくして當山靈石の上に現し給ふ、こゝに於て諸人の渴仰大方ならず、靈石を名付て影向石といひ、寺をも影向寺と改めたり、寂感の餘り元の如く橋樹一郡を寺領とし、其餘江州清生郡を御寄附ありしと云、故に當山は聖武文徳清和三代の勅願所にして、行基菩薩を開山とし、再興は慈覺大師なりと云、縁起に載る所かくの如くにして、尤安謐にわたる事多くしてうけかふべからず、されども古の盛なりし事は論なかるべし、今も近邊の土中より古瓦を得る、鐘樓本こと多し、是又伽藍の舊跡たるの一證とすべし、
鐘樓本に向て左にあり、鐘徑二尺六寸高四尺六寸、銘文あり、

敬白武藏國橋樹郡榮興寺

奉治鑄鐘一口

右伏以、當山蒲牢、開基已來、革更其數不一、或雖治鑄有破裂、而無聲、或雖討得有薄略而不鳴、肆縮素數靈勵筋力、猶臆氏終鑄、當知三寶垂感、諸天降臨、仰願皇鳳永炳、佛日彌明、伽藍鎮靜、法輪常轉、將文結緣貴賤、感衆病悉除之、勝利奉加道俗仰願、々主東方之盟誓、仍昭銘功德、其辭曰、

寺號榮向、山名醫徳、萬治〇星、應鐘日揮、新鑄臆鐘、磬形卓擊、百千萬劫、定朝渺邈、驚起塵夢、消除煩濁、滅罪生善、令人正覺、

于時萬治三年庚子十月二十三日

大願主三國傳燈戒大和尚賢者辨盛法印

山城國愛宕郡二條釜坐住人鑄物師御大工

大西五郎左衛門尉藤原村長作

下野川領主大岡次郎兵衛尉藤原朝臣直利已下交略す

泰教院殿鑿譽天清原月大姉

寶龍院殿花月壽永大姉

光臺院殿從五位前兵部少輔養譽推安道山大居士

悟眞院殿從四位前典廩

無量院殿觀譽妙壽大姉

長譽日秀了山大姉

風山景程白日照月翁大禪定門

長壽院清月光譽花月永照大姉

權大増都堅者法印快曉

影向石

堂に向ひて右の方にあり、四方へ垣を廻らして窺りして、高さ一尺八寸許、中に僅ばかり凹き所ありて水を漉へたり、此水たとへ汲るといへども、一夜の間に又元の如く水湧出すと云、石性色白くして青き所もあり、今世燈に用る石の如し、若むしていかにも古よりこゝにありしものと見ゆ、縁起に云所は天平年中此地開闢の時、帝の御夢に入其後此石の水中より、しばし龍燈あがりし事を初めとして、此水の奇祥をさまざまに記せり、元より妄誕にして取にたらず、今參詣の諸人竹筒の内へ此水を盛てかへり、眼病及び諸病に用ひて驗ありと云、

影向石碑

嗚呼神道之妙、聰明正直也、此地堂構、往昔天平之年初基焉、

文徳帝之御宇中興焉、悉因王造、有石象凹、清泉常滿、一飲其水、則沈痾盡人至誠所以感於神也矣、余曾患眼也多年矣、醫藥極術而未得其驗、偶至此禱之、則雙明漸愈、雖未如平人焉、大半獲快矣、嗚呼靈泉之妙、何潤千里也哉、敬拜神靈之威徳、而片石以識不朽、且表尊信之志也矣、延享丙寅季秋東都法眼桂川先生門人和州城下郡下郡村森本宜直建之、

菊池政房代撰

東都

平林惇信書

白山山王合社

本堂の良にあり、僅なる祠なり、傍に十玉銀杏の古木あり、圍一丈八尺許、塔頭舊跡二寺ありて各藥師の十二神一體づゝ安置せしが、いつの頃か皆廢して其跡だに知らざるもの多し、寺名左に載す、寺當寺の西の方にありしと云、今其跡は畑となれり、金剛院の神を祀れりと云、今は舊蹟もいつ、東光院辰の神を祀る、西蔵寺午の神なり、觀音を本尊とせり、今村内の聚海山西蔵寺は天台宗にて、しかも正觀音を本尊とするときは、是則古へ影向寺の塔頭にてありしも知るべからず、然れども數度の回祿に記録を

失ひたれば、今より 慈眼院末の神を 華藏院申の神を 考ふるによしなし、

西光院西の神を 西明寺本尊は六日なり、戌の神を祀る、且昔は隣村有馬村にありしと云ときは、若此西明寺の事なるも知るべからず、されどかの寺は眞言宗なり、もし、からんには後に改宗せし、正覺院亥の神を、常樂院子の神を、安養院丑の神を、

○西藏寺村の中央にあり、天台宗多磨郡深淵寺、開山の年代を知らず、今第一祖とするは了海法印なり、是は中興開山なりと云、されども長享二年三月寂すといへば、此人の開闢なるも知るべからず、客殿六間四方本尊正觀音を安ず、木の立像にて長一尺五寸蓮慶の作なりと云、○慈教院下分の寮なり、天屋坂にあ、辨財天社寮に向て右にあり、神體は木の坐、地藏堂上方の持の寮なり、字くぬぎ像にて長五寸許、

○地藏堂坂の下にあり、四間に三間西向なり、地藏は木の、觀音堂村の良の方にあり、二間半像あり、長三尺許太子十六歳の御時の貌を寫せしなりと云、佛工蓮慶か作なり、此像も影向寺のものなりしと云、何の頃よりかこゝ、

○僧圓海墓村の中央農家墓所の側にあり、青海と刻し、下に寶徳三年辛未正月十四日と彫、此僧の履を傳へず、いかさまにも故ある人なるべし、何れ天台宗と見ゆれば影向寺の世代ならん、

舊家者名主新石衛門 御靈屋料の民なり、先祖を龜谷玄番吉中古何人か、あまた偽作せし假名書の本なり、元より、とるに足ることはなけれども、舊家なる事は論なし、

○名

主翁助影向寺領の民なり、和田を氏とす、小太郎義盛が子孫刀一腰を藏す、長二尺八寸あり、又分家長藏と云ものあり、是も古き長刀を藏せり、

新編武藏風土記稿卷之六十二終

新編武藏風土記稿卷之六十三

橘樹郡之六 稻毛領

○久末村 久末村は郡の西の方にあり、江戸日本橋より五里半の行程なり、家數五十八軒、村内に散住す、其四隣は東に蟹ヶ谷村あり、南は駒ヶ橋村及び都筑郡高田村なり、西も亦都筑郡の内山田村にさかへり、乾の方は野川村にて北は清澤子母口の二村なり、東西へ十八町、南北は十町ばかり、陸田多くして水田少し、土性は黒土多く亦野はくの所も少しく錯はれり、ゆへに糞培にあらざれば穀物繁植せず、相州中原海道村の西の方へ一町ばかり、かゝり、野川村へ達す、村の土地高低ありて小山多く近隣の村よりもことに高き所あり、西南より中央まではすべて山なり、檢地は元祿六年と云、當村古より私領なるにや、正保の頃のものには佐藤源太夫知行とみえ、今も其子孫兵三郎が知行所なり、

高札場村の西の方字

小名 小貝谷村の乾の方 財神同邊な 御堂谷 これも同觀音堂あるゆへ、後ろ谷村の西の方なり、山の後 勝田屋敷 これも西の方なり、地 番匠免同邊な 梅ヶ久保 これも芋の谷村の巽の 伊勢原村の南の方なり、神明の社あり、大谷村の南の方 籠場谷 これも同 横大道 これも南隣村野川村の影向寺、古へは大寺なりし故、當村まで横大門かゝりしゆへこの名ありと、又此邊に別當久保と云所あり、これも同寺の別當所ありし跡なりと

錢神坂 村の東蟹ヶ谷村の境にあ、○谷戸坂村の西北のり、或は長坂とも呼ぶ、

高橋川 矢上川の下流なり、村の西野川村より入、東の境をふること十九町餘にして、北の方子母口村へ入、川幅二間ばかり、この川の中に堰あり、村内の水田へ水をせきかけて用水とす、この川に橋あり高橋と號す、故にはしより起りて川の名とな

杉山社 蟹ヶ谷村の境字下宮に有、二間に三間の社にて西向なり、前に木の鳥居を建、例祭は八月廿八日村の鎮守なり、蓮華寺 ○神明宮字伊勢原の中央にあり、例祭は杉山の神の持なり、○杉山社字宮原妙法寺屋敷の内、例祭は丘の上にて雜木生ひしげりた、○道祖神社字優る坂の下にあり、向なり、妙法寺持、○第六天社字下の宮にあり、小、○十二天も妙法寺持、蓮華寺持、

社城法谷にあり、小祠にて、
 ○稻荷社 字久末谷の丘の上
 西向なり、妙法寺持、村氏持、
 ○稻荷社 字イモノ谷にあり、土人原
 ○稻荷社 字大谷戸の
 村氏鈴木を氏とするもの、土神とする所なる
 村に土俗に鈴木稻荷とよぶ、蓮華寺もち、
 ○財神社 字
 貝谷にあり、もと道祖神とかくべきをかく文字
 を假借せしなるべし、小祠なり、蓮華寺持、
 蓮華寺 字久末谷戸とコカノ谷との間にあり、村の北の方な
 り、新義直言宗荏原郡等力村満願寺末、南林山普
 門院と號す、さまでふるき寺院にもあらざれと開山開基等詳
 ならず、安永の頃の住僧を源覺と云、これ今の法流開山なり
 客殿七間に五間半、東向にて向拜を設けたり、本尊十一面觀
 音の立像にて長八寸ばかり、境内すべて小丘の上にて前に杉
 林あり、その中より平田を、
 ○妙法寺 天台宗多磨郡深大寺
 のぞみて開邊の所なり、
 村深大寺末、祇王山龍頭院と號す、開山の年代を傳へず、客
 殿六間に七間東向なり、本尊釋迦座像にして長七寸、作しれ
 ず境内すべてすこ、護摩堂客殿に向ひて左の方小丘の上に
 しく高き地なり、
 財天不動毘沙門 古碑上に梵字あり明徳二年七月と刻す、そ
 の三軀を安ず、
 ○觀音堂 字辛の谷と小貝谷との間なる丘上にあり、三間四
 かり作しれず、
 ○墳墓十三本塚 字伊勢原と云所にあるも
 蓮華寺持、
 さ二十一歩なり、今一も同じ邊小名明石と云所にあり、高
 三四尺その狀堤のごとくにして長三十二間餘あり、これもと
 十三所の塚なりしが陵夷して混合し、今はその塚とさすもの
 二ヶ所のみなり、又來由も詳ならず恐らくはこれもはじめに
 いへるごとく供
 養塚なるべし

○清澤村 清澤村は郡の西へよりてあり、江戸日本橋よ
 り行程五里に餘れり、家數四十八軒、東は岩川新城の二
 村に隣り、巽は子母口村にて西は上下野川村に接し、南
 は久末村にさかひ、北は新作村に及びり、村の地二つに
 わかれ、其間に岩川野川二村の地ありて隔をなす、南の
 方にあるもの東西へ三町半南北五町ばかり、北なるもの
 東西十一町南北三町ばかり、村の地すべて東の方は平に
 して南北は低し、ゆへに水田多くして陸田少し、土性陸
 田の方は赤土野はくにて、水田はへた眞土なり、すべて
 糞培の力を待て耕す、農業の暇細などをよりて生産の資
 とす、村内に相州中原海道かゝれり、岩川村より入て下
 野川村へ達す、道幅三間ばかり村の地をふるこ四丁餘
 なり、この村開墾の年代を傳へず、寛永十六年松波九兵
 衛鈴木七郎右衛門二人に賜へり、これより二人の子孫今
 に至るまで知行せり、檢地は慶長十八年八月二十日伊奈
 熊藏が承にてたゞせり、その頃より寛永までは伊奈が支
 配所なりしと云、又元文三年長崎七郎右衛門蛭間清兵衛
 等檢地せしことあり、
 高札場村の巽の方にあり、今の
 小名 上宿村の南の 中宿これも南へよ 下宿これも大抵
 同邊なり

井戸尻 西の方影向寺 蟻山北の方 谷これも同 別所東の
 川堺西の方影向寺 の下までを云、
 花井坂 野川界にあり、この邊に八ツの谷八ツの峰あり、ゆへに
 傍に井戸ある故なり、
 ○井戸坂 隣村影向寺薬師の後に接した
 りと土人傳へり、
 ○塔中坂 西の方野川の界にあり、昔影向寺の塔
 あり、
 矢上川村の南久末村の界を流るゝこと、
 ○稻毛用水 新作村よ
 り、
 水田にそゞ、この餘昔は新作村の溜井を引しか今
 はそれもわづかに谷間の水田へ引用するのみなり、
 神明宮村の南の方字上宿の内にあり、村内の惣領守なり、勸請
 の年代を傳へず、八幡稻荷の二神を相殿とす、社は二間
 に二間半南向なり、前に木の鳥居をたつ、その前に石
 階十七級あり、例祭年々九月十三日村内能満寺持、
 ○神
 明宮村の東の方なり、これも例
 祭同日なり、能満寺持、
 ○第六天社 村の東字下宿
 村の鎮守なり、
 ○神明天王合社 村西にあり、例祭六月七
 日、是天王祭なり村持、
 ○春日社 字谷戸の山上にあり、神體は運慶の子孫何某か作な
 り、
 ○神
 明宮村の西にあり、社
 末社稻荷祠本社に向て
 能満寺村の西にあり、字花井坂と云所なり、星王山寶藏院と號
 す、天台宗多磨郡深大寺村深大寺の末山なり、開關は行
 基菩薩なり、されど古きことにててもより詳なる證もなけれ
 ばしばらくをきて、近き世の中興開基を觀望と云、この人は

正徳四年五月十五日寂せり、本尊は虚空藏木の立像にて長三
 尺慈覺大師の作なりと、昔の本尊は聖徳太子の作り給ふ所な
 りしと云、これはいかゞして失たりや今はなし、客殿は六
 間四方南向なり、門は柱間八尺前に石階二十八級あり、
 鐘樓 客殿に向て左にあり、八尺四方、鐘銘は正徳四年二月十
 二日現住觀空鑄成の由、及當山は行基菩薩起立の古蹟な
 ることを、
 不動堂 客殿に向て左にあり、則護摩堂なり、本尊
 松尾明神の
 ○寮 字下宿にあり、四間に二間半南向なり、本
 尊を安ず、
 ○寮 地蔵は木の立像にて長一尺八寸ばかり、
 腹籠の像あり長六寸ばかりの坐像なり、運慶の作と云、又十
 王の像あり、各長八寸ばかり、これも運慶の作にして鎌倉新
 井の圓慶彫刻のとき試に造りしものなりと、村民忠左衛門が
 先祖益田内膳が寄附せし由にて臺坐の裏に内膳の二字を書付
 てあり、能
 ○阿彌陀堂 寮の東にあり、今は破壊して未
 満寺持、
 舊跡善福寺跡 村内能満寺の門徒なりしよ
 舊跡善福寺跡 同寺の過去帳にのす、
 舊家者百姓忠左衛門 増田を氏とす、松波梶平が知行の農民
 なり、かれは小田原北條家の家人増田
 時河守滿榮が子孫なり、榮滿が孫内膳が時より
 當所に住せり、されどその間の事歴を傳へず、
 ○子母口村 子母口村は清澤村の巽の方にあり、郷名の
 唱へを傳へず、古は稻毛庄と唱へしが今は庄名をいはず
 天正の頃は稻毛領と唱へしなり、又村名の文字も古き文
 書に溢口としるせり、按に此地は昔岩松家代々の領地な
 りしと見ゆ、文永三年七月しるせしかの家の本領所々註
 文の内に、武州泰原庄内萬吉郷溢口郷云々とあり、此萬

吉郷は大里郡の内なり、澁口は當郡の内にて或は澁江と書しもある、是は誤りにて則この所なるべし、又下にする至徳元年の文書に、岩松禮部代國經中、武藏國稻毛新庄内澁口郷事云々と云によりて考ふるに、岩松家の領所たることよく明なり、是らのこと土人も傳へざる所なれば、その始末の詳なることはしらず、永祿の頃太田新六郎稻毛澁口十貫文を領せしと、御打入の後正保年中までも村名の文字はをなじさまにかきしが、其後いつの頃改めしにや、元祿年中のものには子母口と書たり村の廣さは東西へ八町ばかり、南北へをよそ七町ほど、四境の村々は東の方下小田中明津の兩村につゞき、南は蟹ヶ谷村に隣り、西は清澤久末の二村にさかひ、北は岩川村新城村なり、此邊すべて平地多く丘すくなく、村内陸田少く水田多し、民家七十四軒丘の上に散居す、此の村の邊より多磨川のあたりまでは、すべてうち開きたる平地にて、西南の方村々は山岳高低の地多し、土性は丘の方は黒赤にて水田は黒眞土旱損の地なり、御入國よりこの方御料所となり、其内百四十二石七斗九升餘は元祿九年江戸淺草誓願寺領に賜はれり、昔高林氏の領地もこの所なりしが、享保四年又兵衛某が時故ありて家發せしかば、其地も公にいれり、檢地は寛永元年小泉次太夫が

うけたまはりなり、此後もありしなるべけれど其年代を傳へず、世々の御代官は連綿と傳ふれどわづらはしければ略せり、今は小野田三郎右衛門なり、又此地につきて古く沙汰せし文書あり、左にのせ後の考へにそなふ、
澁口郷目録
一町 大戸宮神田
二段 立花宮神田
領家方 能登出作
宇田壹町四反
田壹町 散在
合貳町四反 此内四段小せきにん御公事免のぞく以上一貫二百三十七文分錢
領家方 きやうみち作
一宇田壹町一段 此内二反四分せきめん御公事免のぞく
以上分錢三貫五百五十七文
仁木方 淨法作
一宇田二町八反 此内四反大せきめん公事免のぞく分錢九貫六百八十文
たゝ免方 左近五郎作
一宇田壹町五段 此内二反半せきめん御公事免のぞく
以上分錢五貫文
立河方 七郎分

一宇田二町 此内六反田成二段御公事免のぞく
立河方 かしねん分
一宇田三段 此内一反のぞく以上分錢六百七十七文
一散在 立河方
田壹町五反 此内一反半のぞく以上分錢五貫四百文
一横山殿分
田六反六百四十文せきめん一反田成田
以上分錢壹貫九百文
惣都合三拾九貫六百十三文
永徳四年二月廿六日

岩松禮部代國經中、武藏國稻毛新庄内澁口郷事、任被仰下之旨、差遣使者欲沙汰付下地於國經候之處、江戸藏人入道希全同信濃入道々貞同四郎入道々儀等、率多勢構城郭無是非擬及合戦候間、不能打渡候、若此條偽申候者、
八幡大菩薩六所大明神御罰於可罷家候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、
至徳元年七月廿三日
進上 御奉行所 沙彌聖顯花押

高札場村の中央にありて少し南の方なり、是は御料所の方なり、寺領の高札は中央より少し西よりあり、
小名 久保村の西方 鳴子下 西南の隅 根田北の方にあり、宮原岩川村の境 大久保南の方にあり、舟河原村の中央 長久保西の方にあり、
矢上川 水元は菅生村なり、清澤村より當村にいり、南の方村境をながれ蟹ヶ谷明津村の方へ流る、幅三間半長、町ばかり、此支流に谷川と云ふ、溜井二ヶ所村の北寄にあり、小流にして用水なり、溜井二ヶ所村の北寄にあり、畝十三歩、一つは、用水根方十三ヶ所の組合用水と云、隣一反にたらず、村岩川村より當村に入、明津村に落、幅凡一間村内をふること十、一町ばかり、尤屈曲して流る、一ヶ所、一は字西ヶ崎にあり、一は字、一ヶ所、一は字岩川橋にあり、一は朝日前にあり、一ヶ所、一は字西ヶ崎にあり、すべて百姓持の普請なり、
立花社 村の西に寄てあり、祭神は日本武尊橋姫の二神なり、まへる姿なり、長一尺三四寸橋姫も裝束にて環路の下りたる女冠をめされ、兩手に鏡をさし、たまふ形なり、むかしは玉なりしを今は鏡にかへしと云、尤古き像にはあらざるべし、社は小宮づくりにて覆屋あり、拜殿三間に六間半南向前に鳥居たてり、柱間八尺、土人の説に此立花の社あるを以て郡の名起れりといへり、されどまさしく證據とすべきものなればをばつかなし、たゞし立花をもて唱ふれば古き宮なることは論なし、永徳四年二月二十六日神田二段を附し事前に載る文書にみゆ、もし中古郡の名によりて祭初めたらんにも古きことしるべし、例祭九月九日なり、村内蓮樂院の持なり、

末社稻荷社 社の右の傍 辨天社左の方 ○大戸社字宮原
祭神は橋の神社の神體に同じ、立像にて一尺二寸ばかりなり、
大戸明神と號す或は菅戸ともかけりと此社社の内に石劍二振
あり共に三つにをれたり是を一つになさばその長さ四尺の餘
なり、是は神體なりともみへず、いつの頃にをさめしや詳な
らず、是も永徳四年二月二十六日大戸宮神田一町と文書に見
ゆれば古き宮なることしるべし、當社も蓮乗院の持なり、

○神明社 村の北宮原の内なり、小祠南向なり、前に

蓮乗院 村の中央にあり、長明山實相寺と號す、淨土宗にて小
杉村西明寺の末、開山詳ならず、本尊は藥師の立像

長一尺六寸、客殿七、天満宮 不動堂 共に境内に入右の方
間に五間半なり、

高き所に不動堂あり、堂は三間に二間、不 古碑三基、一は
動はたけ三尺ばかり立像にて古物なり、

十月六日としるし、一は建武三年八月八日、一は文 〇圓
字磨滅してよむべからずその存する故を傳へず、

融寺 村の中央より末申の間字下の寺と云所にあり、法性山と
號す、日蓮宗にて池上本門寺の末、開山は日純上人と云、

天文五年三月二十一日寂す、本尊は釋迦坐像にて長一尺八寸
ばかり作詳ならず、客殿七間に六間東向なり、古へ此寺は修
驗者にて正善坊といへり、前にのする蓮乗院の境内にある不
動堂の不動は、此寺の修驗たりし時のものなりといひ傳ふ、

今も不動免と云田字朝日前の内にあり、此説うけがたし、開
山上人は天文年中に卒せし人なりといへば、此寺修驗たりし
は夫よりまた前のことか、されど寛永の頃の舊記に修驗正
善坊とあれは、はるかに後のことなり、尤うたがふべし、

番神堂 門に入て右の方にあり、二間に二間半、番神の六
番神堂長三寸ばかり立像なり、前に木の鳥居をたつ、

○觀音堂 村内にすめる百姓重四郎といへるもの、抱地なり、
堂は二間に二間半南向、觀音は坐像にして長一尺は

かり、此所は墓所にて
此堂主は墓もりなり、

舊家者百姓藤七 小曾川氏なり、此村の舊家なりといへどさ
して證とすべきものも傳へず、按に今豐島
郡中里村の宗傳寺の境内に稻荷の小祠あり、その祠にかけし
鯛口の銘をみるに、天正十年八月一日稻毛郷澁口運川兵
軍助作者としるせり、是則藤七が先祖なるべし、此頃は
運川とかき且この頃より當所に居りしことはしる、

○明津村 明津村はもと子母口村の内にて、かの村の西
につゞけり、文字も惡津とかきしが字のよからざる故に
や近き頃明の字にかへたりと云、古は稻毛庄とも或は稻
毛新庄などともいひしが、領名行はれてより庄名は廢せ
り、江戸日本橋より五里餘の行程なり、家數十軒村内に
散在す、村の四境は東南は井田村にて坤は蟹ヶ谷村なり、
西は久末子母口の二村につらなり、北は下小田中村なり、
東西四町ばかり南北は四丁半におよび、土地平にして村
の南境矢上川有ゆへ干損の患なし、領主の遷替及び檢地
のこと詳ならず、又村の東の方井田向と稱して飛地あり、
一段餘の地なり、今は文昭院殿御靈屋料及び増上寺領な
り、

高札場 字向の南
小名 向の上村の中 諏訪下村の西南の 塚免 これも中
り 左近作り じ邊なり

境ひ、南は駒ヶ橋村なり、西は久末村に隣り北は子母口
村に接す、東西二町ばかり南北四町あまり、すべて不平
の地なり、陸田多くして水田は少し、土性は眞土のはく
交りにして土中に岩石あり、早損多して水損は少し、當
村開闢のことは傳へず、小幡家譜によるに太郎左衛門正
俊、北條氏直に仕へて當所を領せしが、天正十九年東照
宮へ召出されしとき、本知安堵せしめられ、ふるきによ
り當所を領し、慶長五年致仕して當所に住せしと云、正
俊四代の孫太郎左衛門正重が時元祿十年罪ありて蟄居せ
しが、御免をかふむらさるうち同十二月二十六日歿せり、
この時當所をも收公せられしと云、それより伊奈半左衛
門忠順が支配所となり、子孫に傳へて預り奉りしなるべ
し、近き頃は菅沼安十郎中村八太夫伊奈助右衛門等をへ
て今は小野田三郎右衛門が支配所となれり、檢地は古の
ことを傳へず、近き頃新田を開きし時は川崎平右衛門田
中休愚右衛門等檢地せりと云、

小名 寺の下村の中 コシマキ谷村の東の境より 大ナ
コ村の巽 井田境 同じ邊 西ヶ原村の坤の 西ヶ角 同邊
瀧ヶ谷村の北の 上清水 同邊 下清水 これも同
溜井 字大なこにあり、五畝ばかりの池なり、この餘
は谷々より涌出る所の清水を引て用水とす、

矢上川 水元は有馬村より流れ出、村の坤の方蟹ヶ谷村より當
村に入り、井田境にて惡水と合して一流となり、村の
南の境を流るゝこと七町 多磨川分水 川崎用水の源なり、村
ばかり、川幅四間程、

熊野三社 村の中央にあり、當社あるにより此地を呼んで熊野
森と云、鎮座の年代詳ならず、社九尺に二間南向
なり前に木の鳥居をたつ、例祭年々 〇諏訪社 村の西の方
九月二十七日、村の鎮守なり村持、

〇諏訪社 字諏訪の下
にあり、これも鎮座の年代を傳へず、九尺四方の社 〇辨天
社 村の中央にあり、わづ 〇第六天社 村の中央にあり、これ
社 村の中央にあり、わづ 〇第六天社 村の中央にあり、これ
社 村の中央にあり、わづ 〇第六天社 村の中央にあり、これ

常専寺 村の東の方にあり、淨土眞宗伊勢國一身田專修寺末
道本山松風院と號す、天台宗にてありしが住僧淨源
のとき今の宗に改めたり、是を開山とす、淨源は永正元年十
月二十八日遷化せり、この後牛久保の長徳寺の弟子を養ひて
嗣とせしことあり、世代はす 〇水塚村 西の方水田の間に
べて十一世に及ぶといへり、

高き八九尺ばかり、洪水のときも水のぼることなきゆへ土人
或は浮島なりといへり、上に古松四五株あり、又稻荷の祠を
たて、置り、この塚あるにより其
あたりの小名をも水塚とよべり、

蟹ヶ谷村 蟹ヶ谷村は郡の西の方なり、古は神庭村と
云しが後今の如く改めしと云、それもふるきこととみえ
て正保改定の頃はすでに蟹ヶ谷村と號せり、江戸日本橋
より五里の行程なり、家數十軒、中央の山下に住す、
四境は東の方は明津村にて、それより巽の方は井田村に

新編武蔵風土記稿卷之六十三 橋樹郡之六

一七九

神明社 宇こしまき谷にあり、村内の鎮守とす、社地は山上に...

専念寺 村の中央寺の下にあり、浄土新宗東本願寺末、高林...

舊跡鞍掛松 村の南の方井田村の境にあり、老松なり、この...

井田村 井田村は郡の中央より少く北によりてあり、昔は...

西九町ばかり、南北十三町程なり、水田多くして陸田少...

小名 六百谷 村の南の 和田村の中央なり、或は...

井町東の方 東町村の東の 杉山西の方 三枚北によりた...

金堀川 水元は詳ならず、野川村より一條の流となりて西の方...

大神宮 村の南の方伊勢臺にあり、村の鎮守とす、社は二...

第六天社 村の中央にあり、社二間に二間半南向なり、前...

杉山社 村の北の方にあり、この字をも菩提樹とよべり、...

末社稻荷社 本社西に 〇十二天社 二ヶ所の一は宇東...

善教寺 村の東の方和田にあり、近き頃回祿にあひて今に至...

御嶽社 字丸山にあり、社五尺四方東向なり、...

関慶堂 庫裡の南にあり、石像の間に三間あり、...

薬師堂 宇伊勢臺の下にあり、二間の間に三間あり、...

古城跡 村の西南の隅にあり、此所をいりの上と云、五...

跡付の南の方の丘にあり、今その土をみるに平地丘陵を合せの折しものを得ると云、相傳ふ此處は井田攝津守某が居住せし所なり、この攝津守は鎮守府將軍源義家に隨ひ、陳奥國九戸合戦の時討死せしといひ傳ふ、尤うけがたきことなり、されど今その子孫は多磨郡是政村及び堰宿河原村等にあり、農民となれり、中には是政村の民佐兵衛が先祖は、天正の頃までも井田攝津守是政と名のりて、北條家へつかへしことは已にかの寸の條にも出せり、又この邊跡の中にも雀の宮と號せる小祠あり、これは井田氏が住せし時の鎮守なりと云、

○陣屋跡 村の南の方に川より南にあたる山麓にあり、今所は鎌倉將軍の時本間五太夫某と云人の陣屋ありとぞ、本間が事はその詳なることをしらず、今名主甚右衛門が藏する所の伏せ鉦は古へ本間が望にまかせてかへ物にせしものなりと云、猶舊家の條にのせたり、

白塚 村の南の方にあり、高二間ばかり廣十坪ばかり、此邊は古の鎌倉街道にて隣村蟹ヶ谷村の内字曲り松と云所よりこゝへ達す、その頃の事なるよし、頼朝卿何の合戦にや、しのゝめの空のしらむ頃をひに此所へかゝりけるにより、塚の名起れりと云、もとよりうけがたき説なれど、聞まゝにしるしおけり、別に故あるべし、

舊家者名主久右衛門 御料所の名主なり、田邊を氏とす、古の頃よりの物として皮籠に入し舊記を藏せしが、先年洪水に流失せり、その餘證とすべき物は傳はらず、しばらく土人の傳ふる所によ、

○名主甚右衛門 青山を氏とす、加藤萬之丞が住せりといへど舊記等は失せり、たゞ鎌倉將軍の頃當所の侍本間五太夫某が所持の鉦あり、其びゞき他にことなりとて己が所持の鉦とかへしと云、かの本間とかへし鉦今家に秘して置けり、この餘古き鉦を藏せり、先祖の名は郷右衛門と稱せ

じ 岸の根村の中央 大窪谷村の西の 立町村の北の 村内に三ヶ所あり、土人の傳へに小田原北條の時の世の亂れによりて、此處に遷れ來りしものかくれし所なり、かりにて内の廣さ凡十疊もあるべし、いる所は二つ並びてあれど、内はたがひに通ぜり、一つは村の東の方にすめる農民の屋敷内にあり、是は一穴にてそのさまは同じ、一つは不動谷の傍なる山田氏なる百姓が屋敷内すまひのほとりなり、是もをなじさまなり、いづれも能くかたどりてその内をうり古き鎗四五本を見出せり、柄など朽はてはれは、その後つくりひて今も傳へたり、按に此邊より多磨郡などにかけて舊き穴のあとまゝあることなり、その故を詳にせず、かの芝生村の富士の人穴など云ものもこのたぐひなるべし、

岩川橋 新城村の境相州道の用水堀にかゝる橋なり、長一内膳橋村の東の方隣村の境用水堀にかゝれり、その名の起る所故あるべきなれど詳なることを傳へず、昔請は清澤村のうけたまは

○用水堀 村の耕地の方なり、清澤村より當村りなり、

○天王社 村の西よりあり、例祭九月九日、御嶽社村の中央に一日隣村清澤村能滿寺の持なり、

○稲荷社 鳥居をいり左の方、伊勢宮子母口村の方へよりてことにかはるゝ行へ、

○今井村 今井村は郡の北によりたる地なり、小田原家人所領役帳によるに、稻毛庄とも或は小机今井と記せしもあり、その頃は稻毛も庄名にして又は小机庄ともとなへし歟、江戸日本橋より行程四里ばかりをへだつ、家數四十軒村の北と南との方に住せり、東は上丸子村に隣り、南は木月村に堺ひ、西は下小田中村に接し、北は上

長命寺 村の南中京道につきてあり、天台宗にて清澤村能滿寺の末寺、青林山聖觀院と號す、開山則基評ならず、裏書ありて聖德太子の作なりと云、此像は昔鈴木某の持傳へたりしを此地の地頭鈴木氏へゆづり、夫より此寺に納めたりしなり、此堂にならひて庫裡をたつ、土人すべて觀音堂とのみよべり、堂の前に 白木稻荷社 寺の後の山にあり、小祠少しの石階あり、

○不助堂 村内の百姓傳右門なる斷碑一基あり、是は年號もきたかに見えず、

○八人塚 坂へず、また不動によれるにもあらず、たゞ古

○八人塚 坂の邊にあり、その渡り九尺ほど高さは五尺ばかりにて丸き形なり、いつの頃の合戦にや打死せし八人の者をこゝに葬りし塚なりと、里人は足利尊氏の頃の人といへり、近き世明和年中土人はかりて塚上に石の觀音を建たり、

小田中及び小杉の二村につゞき、巽の方は一の坪中丸子の二村に及び、東西三町餘南北十町餘、水田多くして陸田は少し、村の西の方に秣場一町五反あり、洪水の時は多磨川の水田地をひたしてしばしば水損の患あり、土性はかた眞土にして川へよりたる所は眞土に砂交れり、檢地は元祿十年十二月織田越前守信久が承にてたゞせり當村建武の頃は江戸遠江守同下野守が領せしよし土人の口碑に傳へたり、【太平記】に竹澤監物が謀計によりて、畠山入道江戸遠江守同下野守が領地稻毛十二郷を沒收せしとある是なり、この後のことは傳へず、小田原家人役帳に蒲田助五郎が知行三貫文稻毛庄木月郷今井やけへ方とあり、又小机今井拾八貫五百文谷泉が領せし由をしるせり、これによればそのかみは木月村の内に屬せしが、やけへ方は今隣村新城村の内に燒部と云小名あり、これも昔は木月村内に屬せしか、又小机とあるは當所にても廣き地なれば、小机城付の所もありしならん、御入國の後は伊奈半十郎が家にて支配する所と、服部五兵衛筒井次左衛門等が知行交はれる由、正保の頃の書に見えたり、この後御代官所の分は江川左兵衛が支配をへて、桂昌院殿清揚院殿の御佛供料として増上寺へ御寄附ありしは寶永二年のことなり、又いつの頃か勝部某に給りしもの今

に子孫勝部新左衛門知行せり、
高札場 村の中央より北
小名 中通り 村の南の 下田通り 乾の方 上田通り 西の方
田向 西の方
川崎用水 北の方上小田中村の堺より入、東の方小杉村の堺を流れて一の坪村へいる、川幅四間ばかり、末流鹿島田村を過ぎて當村の水田へそゞぐ、又上小田中村の水田へそゞぐ、又
山王社 村の北の方にあり、例祭は年々九月十四日、相傳ふ當社の勸請に鎌倉右大將家の頃にして、もと小宮筑後守入道重康が靈を祭りしなりと、末社稻荷社 本社に向て重康がことは後に詳なり、
○辨財天社 村の南の方にあり、神體は木の坐像なり、これは増上寺の代官奥住惠十郎が建立する所なり、されば、近き頃よりのものなり、
○稻荷社 村の中央にあり、前に木の鳥居をたつ大乗寺持、
末社稻荷社 本社に向て右にあり、
大乗院 村の中央にあり、曹洞宗末吉村寶泉寺末、今井山と號す、開山は本山第五世廬州春匡寛永二十年九月十三日寂せり、開基は松平土佐守の女泡影院觀窓幻夢大姉なり、故ありて此一寺を建立せり、この人は延寶八年六月二十八日卒す、本尊正觀音長一尺一寸木の坐像なり、惠心僧都の稻荷作なりといひ傳ふ、客殿は八間に五間に西向なり、
稻荷社 客殿に向て左にあり、
稻荷社 境内の鎮守也、
舊跡館跡 村の西の方なり、相傳ふ此所は秩父次郎重忠が一族

れり、筑後守がことは詳なる事蹟を傳へず、今にその子孫を數ヶ藩門とて村 里正をつとむ、系圖もありしがと何のころよりか鎮守山王の社に收め置しが、後失ひしといへり、
舊家者百姓源藏 同傳左衛門ともに御簾屋料の百姓なり、何も藏せしが今 〇百姓數石衛門小宮氏なり、後に北條家へは失へり、
〇百姓數石衛門もつかへしと云、そのあらまはは館跡の條下に辨じたり、
〇新城村 新城村は郡の北の方にあり古は小机庄と號せしが今は郷庄ともに唱を失せり、江戸日本橋より行程五里、家數四十軒村内に散在す、東は上小田中村にて南は下小田中村なり、新作村に隣りて北は坂戸岩川の二村なり、東西へ四町南北へ十三町ばかり、水田多くして陸田少し、土地平かにして土性は眞土なり、専ら糞培の力をまちて耕す、男女ともに農業の暇には布の絲を繰り蓆を織て生産の助とす、村内に中原海道あり、下小田中村より村内へかゝり、三町餘をへて北の方岩川村へ達す、幅二間ばかり、當所は天正年中御家人中川某に賜ひしより、今に至て子孫中川勘左衛門知行せり、檢地の年代等詳ならず、されど今も田畝の數大半小を以て割合とすれば古き檢地なるべし、

小名 田島村の北の 燒部村の西の方なり、小田原家人役地なるべし、
稻毛用水 上小田中村より入てた、
〇岩川溜り 岩川と當村の溜井なり、
天満宮 村の北小名田島にあり、勸請の年代を傳へず、村の鎮居をたつ、例祭は九月二十三日、神明杉山二社と同一次第を以て互に祭る、安養寺持、
〇神明社の東にあり、是 〇杉山社 村の巽にあり、こも安養寺持、
〇石神神明合社 村の南にあり、
安養寺 村の北の方田島にあり、新義眞言宗小杉村西明寺末、彌陀長八寸、當寺今は衰廢して住僧もたへ、
〇又支寺 村の中央にあり、開山開基の由緒も詳ならず、
〇又支寺 村の中央にあり、臨濟宗江戸麻布光林寺末なり、正覺山と號す、開基は地頭中川左平太重興と云、この人享保九年六月二十一日歿して後境内に葬り、又支寺と號せり、寺號もこれを用ひたれば近き頃の開山なることしらる、されど開山の名をば傳へず、客殿七間に六間南向なり、本尊釋迦の 觀音堂 村内にあり坐像長六七寸門冠木作にて西向なり、
稻荷社 門を入て左にあり、二間に九尺、正觀音を安ず、
稻荷社 門を入て左にあり、長四寸あまりにして立像なり、
東向なり、

新編武藏風土記稿卷之六十三終

新編武藏風土記稿卷之六十四

橋樹郡之七 稻毛領

○新作村 新作村は郡の北の方にあり、小田原家人所領役帳に小机の内とあり、又國領氏の傳によれば、この村を稻毛庄としりせり、その稻毛に屬せし年代は詳ならず、今は稻毛領なり、されば後に領名起りてより庄名は廢せしなるべし、江戸日本橋より行程五里餘なり、家數五十四軒村の中央なる山の根に住す、四境東の方新城村に隣り、巽は清澤村にて南は上下野川村に接す、西には梶ヶ谷村あり、北は末長村にさかへり、東西十八町餘南北四町許、其内東の方は平田にして西より南へは山なり、水陸の田相比すれば陸田の方少し、土性は野土へな錯はれり、山は野土赤土なり、永祿の頃は後藤惣次郎が知行十五貫六百三十七文と北條の役帳に見ゆ、御入國の後はしばらく御料所なりしが、寛永四年村内をさきて増上寺に賜はり、彼寺の隠居料及び臺所料となる、又その頃のことによ、國領七郎右衛門吉次門奈又左衛門某二人に賜

りてより、今にその子孫國領又兵衛門奈傳十郎二人の知行所なり、檢地のことさだかならず、今は元祿七年に地頭よりあらためし水帳を用ゆと云、
高札場 二ヶ所あり、一は村の中央にあり、これ増上寺より建る所なり、一は中央より北方字間際根にあり、これ地頭二人よりの高札なり、
小名 間際根村の中 池の谷 西の方溜井 神明谷 乾の方 佛ヶ臺 中央八幡山 田畑上村の南の方なり
岩穴 字間際根の邊なる山の下の下にあり、その數九あり、土人はこれをほら穴と稱す、口はわづかに匍匐して入るべきほどなれども、内は疊五六疊もしくほどなり、其内に三階洞と唱ふるものあり、三つかさなりたる穴にて廣さ各十疊をしくほどなり、此外二つづゝきたるものあり、土俗に古へ穴居の時の跡なりと云、是も前の岩川村の穴などとおなじく、兵亂のとき數など奇へし所なるべし、
川崎用水 多磨川分水なり、隣村久永村よ、溜井 小名池の一段許の池なり、今は用水にも用ひずと云、
八幡社 字佛手臺にあり、社地すべて丘の上なり、鎮座の年代社前に石階九十四段ありて、下に石の鳥居をたつ、例祭は六月十九日十月十五日の二日なり、村内養福寺の持、木社三峯社本社に向ひて、牛頭天王社 此れも、飯綱社 中央より北の方佛手臺のつゞきなる丘にあり、小祠にて覆屋を設く、神體は立像にて長五寸ばかり、側に大小天狗の像二體を

安ず、此社勸請の年代を傳へず、養福寺持、熊野三社 飯綱現除地の内に木の立像にて長一尺、神明社 村の西にあり、小祠にて東向一寸許、養福寺持、○六日にて此日村民寄つてひて飯を多かき五に強てはましむ、是日光山の強敵などの類なるべし、
養福寺 村の中央にあり、天台宗多磨郡深大寺村深大寺末、無量山昌谷院と號す、客殿六間に七間半東向なり、本尊彌陀上品の坐像長二尺五寸、開山 觀音堂 客殿に向ては常範法師と云、文明元年設せり、
かき所にあり、三間に二間半正觀 藥師堂 村の中央小名普の立像長二尺許なるを安ず、
丘の半腹なり、土人は庵と呼ぶ四間四方向なり、藥師の長二尺餘の立像行基の作なりと云、江戸麻布光林寺の住持繁柱の開基なり、繁柱は濟家の内にて別一派をなし、一時大に宗法を振ひし頃庵を建て休息所とせしといふ、

古塚 四ヶ所あり、一は村の南字田畑の上にあり、此塚六七年 前農人誤て鋤を入しに、土崩れて坑開け、中より古陶器 二つ徳利の如き形のものを出せり、其穴をのぞむに、上方左右へ青石を建てたるさま概の形なり、土人その石の内三枚を出して、今四間の橋とせり、一は村の南野川村の境にあり、辨天塚と呼ぶ、上に辨天の社ある故なり、塚の廻り二十八九間もあるべし、近きころ土人堀穿ちしに小蛇出て足に噛付しゆへ、恐れてやみしなど奇怪の語あり、是も内より徳利の狀にて硝子の如くすき透り、其色いとうるはしきもの出しと云、一は同塚の東の方にあり、今は七八坪許にてわづかにその狀を遺せり、これも農耕の妨なりとて先年堀崩せしに、崇寧油寶の古錢あまた及び矢の根三寸ばかりなるもの出たり、その數をひたしきことなりと云、又太刀四長長刀二柄、鎧のさねをよひ金具まはりの朽たるもの、冑の天竺の金物の如きもの出たり、これらをあつめ依にして埋みしと云、一は字田畑の上にある、これも甲冑の朽しものなどありしと云、この外

佛手臺と云所に二つほどありしが、これは梓堀崩して今は平地となれり、何れも故ある人を葬りし所とみえたり、
○坂戸村 坂戸村は郡の北にて二子の渡の方へよりたる所なり、昔は稻毛庄の内なりしが今は稻毛の領なり、村名の起りを詳にせず、されど正平の頃美作左衛門太夫といひし人、此所を領せし南朝の下文あれば、古くより開けしことは論なかるべし、その文左にのす、
判 下 美作左衛門太夫家泰 可令早領知武藏國稻毛庄内 坂土郷事
右爲勳功之賞、所宛行也者、早先例可致沙汰之狀如件、 正平七年二月廿一日
是によれば昔は坂土と書しを、後に今の如く戸の字にかへしこと知らる、江戸日本橋より行程五里に餘れり、村の四境東は小田中村にて、南の方は末長村に隣れり、西は久木村溝口村に界ひ、北は二子北見方の兩村に交れり、村の廣さは東西へ七町にすぎず、南北四町餘なり、民家五十七軒、村内平にして田多く畑少し、檢地は元祿十年織田越前守たせり、御入國の後は御料なりしに、享保二年有章院殿御靈屋料となれり、

高札場村の中央

石橋 川崎用水に架す、長一間幅六尺

小名 上村の西の 高橋通り 村の中 下村の東を

より入て、北の境を流るゝこと長凡七百三十間餘にして上小

田中村へ達す、幅六間許、されとみかさ卑きを以て當村の

用をなす ○根方堀 是は田崎用水の分流なり、溝の口より入北

御嶽社 村の東にあり、當村の鎮守にて安 ○八幡社 村の西

養院持、例祭年々九月十七日なり ○第六天社 村の中央木の元

晦日なり、これも安養院持 ○稻荷社 村の東に

養院の持 ○稻荷社 村の西字三町耕地 ○稻荷社 村の東に

なり、村民の持なり

安養院 村の中央にあり、御嶽山眞性寺と號す、新義眞言宗小

月朝日示寂、本尊彌陀立像長一尺許 稻荷社境内つゞきに

尺許 客殿五間に七間東向 稻荷社境内つゞきに

○諏訪河原村 諏訪河原村も多磨川邊なり、古へ北條家

没落の後かの家人諏訪左近頼久と云者、此地に住して開

發せり、依て家號を以て村に名づくこと云、或は小黒左近

といひしものこの村を開けりと、おもふに諏訪左近後に

小黒氏になりしならん、村内明王院に此小黒左近が墓あ

り、慶長十六年七月廿五日死せしと云、江戸日本橋より

五里の行程なり、東西五町餘南北十一町餘、四境は東の

方北見方村に傍、多磨川を隔て荏原郡下野毛村に對せり、

南西はすべて二子村にて、北は瀬田村の飛地に接せり、

多磨川に添し所缺所三百間餘、又百七十間餘二ヶ所あり

家數五十五軒村内に散住す、此村すべて平地にて土性は

眞土なり、川の邊は砂石錯り水田多く陸田少し、兩毛作

の田高低によりてあり、水損繁く旱損は稀なり、産物は

柿の木地に應じて實のりよければ、秋ことに江戸へ鬻げ

り、又耕耘の暇に菰を織りて生産を助く、開闢の時より

御料にて、正保四年に清水一庵に村内を分ち賜へり、孫

龜庵の代承應二年の頃その所も土地となれり、此後ほど

歴て増上寺御靈屋料として、江戸巢鴨の代地にあてらる

檢地は元祿四年伊奈半十郎にて、新田檢地は四ヶ度あり

て次第に開墾せり、御代官は伊奈氏より川崎平右衛門に

至り、これより八人遷替して今は小野田三郎右衛門支配

と、御靈屋料入會の地なり、

高札場 村の南の

東向村の東の 塚田通村の南の 寺前通中央 能澤通西

方を 諏訪前通北の方 中河原北の方 川附通前に兵

庫島北の方にあり、飛地にて二子村 向河原北の方多磨

川を隔て多磨川岸の源原を云、

二寸なるあり、 ○塚三一は字塚田通にあり、百姓傳八と云

共の作しれず、 左近七世の孫小黒傳八と號れり、實庵の頃造立せしものなり、

故に土人淺間家と云、今一も同じ邊にあり、古は廣き百坪許

ありて高き塚なり、一年土人掘りつせしに武器財寶の類出せ

しが、その人大に煩ひなやみけり、恐れて其まゝ瘞めをけり

と、今は僅く塚なり、今一も同じ邊にあり、四五坪許にて

社あるゆへ土人天神塚とよべり、

多磨川 村の北を流る、瀬田村より東の方北見方村に通ず、村

内を流るゝこと三町許、平水の時四十間餘の川幅な

り ○沼村の北の方多磨川の邊にあり ○堤村の北へよりて

水除堤なり、二子村より北見方村 ○玖村の北の方字熊澤に

へ貫く、長さ四百五十九間と云、 ○玖村の北の方字熊澤に

玖なり、長さ七間高

三尺横三尺五寸、

諏訪社 村の北の方にあり、諏訪左近頼久が勧請なり、その年

あり、例祭は九月十七日にて杉山明神と隔年になせり、此時

明王院の不動をこゝに奉じ來りて神坐に安ずるを例とす、古

は二子坂戸北見方諏訪河原四ヶ村の鎮守なりと、 ○杉山社

されど今は當村ばかりのにて明王院の持なり、 ○第六天

字寺前にあり、大門の入口に木の鳥居を建、例

祭はすべて諏訪の社に同じ、是も明王院持、 ○第六天

神明合社 字東通りに小祠 ○稻荷社 祠明王院の持、

明王院 村の中央にあり、新義眞言宗同部小杉村西明寺の末な

尊不動の坐像二尺なるを安置す、又不動一尺二寸許なるあり、

是は諏訪杉山兩社祭禮の時出せり、開山開基詳ならず、古は

西明寺、徒にてありしが、寛保元年住持盛賢の時本寺の住僧

隆眞より免許ありて末寺となれり、元祿四年當寺の來由を書

上し書に云、開山の僧は年久しきことにて詳ならず、中古は

定りたる住持もなくして、堂宇大破に及びけるを、慶長年中

良識と云僧住して再建せりと、村の水帳には龍能寺と記し、

たりしが、寛文八年より今のごとく明王院に改めたりと、

観音堂 客殿に向て左の方にあり、二間半、二間、東向本尊は

立像にて長一尺許なるを安置し、側に開闢の像長二尺

新編武藏風土記稿卷之六十四 橋樹郡之七

(夫太夫臭小)

二寸なるあり、 ○塚三一は字塚田通にあり、百姓傳八と云
共の作しれず、 左近七世の孫小黒傳八と號れり、實庵の頃造立せしものなり、
故に土人淺間家と云、今一も同じ邊にあり、古は廣き百坪許
ありて高き塚なり、一年土人掘りつせしに武器財寶の類出せ
しが、その人大に煩ひなやみけり、恐れて其まゝ瘞めをけり
と、今は僅く塚なり、今一も同じ邊にあり、四五坪許にて
社あるゆへ土人天神塚とよべり、
舊家者百姓傳八氏は小黒と云ふ、義祖は本國信濃にて諏訪安
藤守源頼忠の末孫、諏訪部宗右衛門が弟、諏
訪左近頼久と云、頼久北條家につかへ天正年中に至り左京太
夫氏直没落の時、その身は連れて寺尾村小黒の里に來り此所
に暫く住せり、祖先是ゆへあるものなれと、かく民間に落し
かば氏をも改めて地の名により小黒と云ける、この稻毛の
地は多磨川にそひてよき地なればとて、二人の子をしてその
ほとりに新墾の田を開かめ居宅などかまへ、それより農氏
のわざをのみ勤めしかば、次第に家富さかえけり、因て村名
をも諏訪河原と名付たり、かれが家に祖先より傳へし武器寶
物もありしが、かゝる農民となりしかば今は用なきものなり
とて、ことごとく前なる塚へ埋めたりと云、その外舊記など
もありしを慶長の頃洪水の災にかゝりし時流失せり、その後
もしば、村内水災ありしかば、堀を鑿ちてその水道を通じ、
是が爲に大に力を盡せり、その頃の御代官小泉次太夫も溝瀆
のこをつとめしかば、かの指押に従ひ近村の人夫などかり
たて、すみやかに事なれり、その後又稻毛川崎兩所の用水を
開かれし時、かの次太夫奉行せり、その時此村より多く竹を
きり出して御普請の材料とせり、此等のことその功すくなく
らず、又諏訪明神はもとよりおのが尊敬する所なれば、かの
社をも此地に造立せり、慶長十六年七月二十五日左近頼久死
せり、その後歴代の事蹟、傳へねと、世々連綿、て今の傳八

に及べり、家に傳ふるものわ 法華經八卷一兩 讀誦せしと
云傳ふれと、さして古 刀一腰 無銘の長二尺五寸五分、中心
きものと見えず、 鏢のわたり三寸二分、鏢にて透し、脇差一
さきも見え分らず、鏢のわたり三寸二分、鏢にて透し、脇差一
あり、尤古様なり、柄もあれどさせるものならず、 脇差一
腰ながさ一尺三寸、中心二寸五分、銘は
下坂とのみあり、鏢も亦銅拵なり、

○北見方村 北見方村は諏訪河原村の東につゞけり、土
人の傳にはむかし住吉の庄と云しことありといへたとし
かなる證なし、又他の村にも此庄名ありしことを聞ず、
村名の起りを尋るに、此村の里正が先祖某なるもの今川
家の臣にて、後北見氏に仕へ、故ありて農家に、だり、
荏原郡瀬田村に住せしが、當地を新開し主の氏を以て北
見方と名くと云へり、是もうけがたき説なり、江戸日本
橋より行程四里半、四境は北より東の方は下野毛村に接
し、南は上小田中坂戸の二村に隣り、西は二子諏訪河原
の二村に接せり、東西へ十町南北十八町、民戸四十三軒
四方に散住せり、地形は平にして土性は眞土なり、田畑
は等分といへどその實は陸田多き方ならん、常に水災は
多くして早損はなし、北の方多磨川の向に飛地あり、農
民の耕作場なり、こゝに作場渡もあり、檢地は慶長十五
年八月朔日なり、その頃の水帳今も残り、その末に川
原七右植木兵左村右衛三人の名をしるせり、又同十七年

八月廿九日にも改めあり、その水帳に吉田源左衛門植木
兵左衛門黒田左近右馬清兵衛の名をのす、それより程へ
て後寶永四年四月にもあり、其時の水帳には御代官江川
左兵衛小長谷勘左衛門二人の名あり、多磨川附新田の檢
地は享保十八年寛播磨守、延享二年神尾若狭守、寶曆十
一年伊奈半左衛門なり、地頭は御入國の後齋藤攝津守に
て、元祿十一年故あつて土地になれり、御代官の遷替は
寶永四年より江川左兵衛、正徳三年より同き太郎左衛門
享保十五年より田中休藏、寛保元年上坂安左衛門、同年
伊奈半左衛門、寛政四年より菅沼安十郎、文化元年より
中村八太夫、同三年より伊奈助右衛門、同十年より小野
田三郎右衛門が支配なり、
高札場 村の東よ
りあり
小名 道下村の中 たかひ上村の中程より南の方上小
大
道根村の東 堀合南の 高橋西の 古屋敷前
堀合南の 高橋西の 古屋敷前
同じ邊 堀合南の 高橋西の 古屋敷前
なり
多磨川 村の北の方を流る、西の方諏訪河原村の境よりいり、
長三百間餘にして東の方下野毛村に通ず、川幅六十間
ほど、水増されば七十
間餘にいたるといふ、
今多磨川よりは、
○堤二一は村の中央を南北に貫けり、長
四百八十間餘、敷の幅七間なり

一は村の北古多磨川に添てあり、
長三百八間餘、敷の幅三間、
入り中程にて二流となる、一は東へ通ずこれを宮内用水と云、
一は南へ流るこれを小杉村上丸子村用水といふ、共に村内を
ふることも三百間許、當村
○川崎用水堀 村の南境を流る、
にても水田に引用ゆ
○石塚四ヶ所 共に村の西の方にあり、長九尺
の方小田中
村に通ず
○悪水吐水道四ヶ所 村の中央境通りにあ
り、自昔請所なり、

白髭社 村の北の方より、あり、神體は故あつて村内正福寺
に安ず、社前そこはくを隔て木の鳥居をたつ、例祭は
九月十三日村の鎮守
○伊勢宮村の東の方にあり、尤小祠、
にて正福寺持なり、
○第六天社 村の東の方にあり、
小祠同寺の持なり、

正福寺 村の南の方にあり、新義眞言宗にて同郡小杉村西明寺
末なり、白王山と號す、客殿七間に五間西向なり、本
尊は大日坐像なり長一尺許、開山は法印快雅と云、天和二年
二月二十一日寂す、村の鎮守白髭の神體いつの頃よりかこゝ
に移して客殿の左の方に安置す、長一尺許に見 寶物 三
つ、年々例祭の時社内へ移し常はこの所にあり、
幅對の畫像 中は不動左右に赤童子を畫けり、各長三尺五寸
許横一尺餘なり、本覺大佛の筆と云、これは慈
覺の法脈を續 觀音堂 客殿に向て左の方にあり、九尺に二間
きし人と云、 南向 聖觀音立像長一尺なるを安ず、

○彌陀堂 村の中央にあり、四間半四方西向なり、本尊は立像
基あり、何も文字は
磨滅して讀得ず、
古塚 村の北の方にあり田間に突出せり、高七尺餘敷の徑六間
許何塚と云ことも傳へず、中古里正堀りて平田を發んと

○宮内村 宮内村は郡の北の方に多磨川にそひたる地
なり、村内春日社にある鰐口の銘による稻毛本莊と云、
此村名古き世より起りしこと、見ゆれど、その初をしら
ず、土人の傳ふる所は、早魃のとき嵯峨天皇雨乞のため、
當所春日明神の社へ宮内卿藤原朝臣某を奉幣使として下
されけることありしに、その驗ありしかはかゝる故に宮
内村と稱すと、此事妄説にして更に取べからざれど、姑
く傳ふるまゝをしるせり、おもふに昔神社のことにより
てかく名づけしもしるべからず、さればくないとは唱へ
ずして宮うちといへり、家數三十六軒村の中央にあつま
り住す、此村は昔より民戸定て三十六軒とかぎり、此餘
戸數をまさざりしことなりしが、安永年中よりその定も
やみぬといへり、江戸日本橋より四里半の行程なり、村
の四隣東は小杉村にて南は上小田中村に隣り、西は北見
方及び荏原郡下野毛村に接し、北も同郡等々力村に隣り
て大抵多磨川を界とす、東西五百七十間南北四百三十間、
水田多くして陸田少し、土地は惣て平なり、土性は眞土
砂交りにて専ら糞培の力を待て耕種す、河邊の地なれば